

平成25年 第3回定例会

摂津市議会会議録

平成25年10月8日 開会
平成25年11月1日 閉会

摂 津 市 議 会

目 次

平成25年第3回定例会

○10月8日（第1日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した 議会事務局職員	1- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	1- 2
臨時議長の選出	1- 3
開会の宣告	1- 3
仮議席の指定	1- 3
市長あいさつ	
開議の宣告	1- 3
日程1 議選第1号 選挙 議長就任のあいさつ（村上英明議員）	1- 3
日程2 議席指定の件	1- 4
会議録署名議員の指名	1- 4
日程3 会期決定	1- 4
日程4 議選第2号 選挙 副議長就任のあいさつ（野原修議員）	1- 4
日程5 議案第57号 提案理由の説明（市長） 採決	1- 5
散会の宣告	1- 5

○10月9日（第2日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した 議会事務局職員	2- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	2- 2
開議の宣告	2- 3
会議録署名議員の指名	2- 3
日程1 議会議案第9号 提案理由の説明（木村勝彦議員） 採決	2- 3
日程2 常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件 選任	2- 3

日程3 議選第3号	2-3
選挙	
日程4 駅前等再開発特別委員会設置に関する動議の件	2-4
採決	
選任	
散会の宣告	2-4
○10月10日(第3日)	
出席議員、地方自治法第121条による出席者(説明員)、出席した	
議会事務局職員	3-1
議事日程、本日の会議に付した事件	3-2
開議の宣告	3-3
会議録署名議員の指名	3-3
日程1 認定第1号～認定第8号、議案第50号～議案第52号、	
議案第54号～議案第56号	3-3
提案理由の説明(総務部長、水道部長、保健福祉部長、土木下水道部長、	
生活環境部長、生涯学習部長)	
質疑(森西正議員)	
委員会付託	
日程2 報告第6号	3-29
提案理由の説明(総務部長)	
質疑(野口博議員)	
採決	
日程3 報告第7号～報告第9号	3-31
提案理由の説明(消防長、土木下水道部長、総務部長)	
質疑(三好義治議員)	
日程4 議案第53号	3-34
提案理由の説明(総務部長)	
質疑(野口博議員)	
採決	
日程5 議案第58号～議案第59号	3-39
提案理由の説明(市長公室長)	
質疑(野口博議員)	
採決	
休会の決定	3-42
散会の宣告	3-42

○10月31日（第4日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した	
議会事務局職員	4- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	4- 2
開議の宣告	4- 3
会議録署名議員の指名	4- 3
日程1 一般質問	
南野直司議員	4- 3
森西正議員	4-10
大澤千恵子議員	4-15
東久美子議員	4-25
福住礼子議員	4-28
山崎雅数議員	4-35
渡辺慎吾議員	4-47
水谷毅議員	4-55
増永和起議員	4-62
延会の宣告	4-73

○11月1日（第5日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した	
議会事務局職員	5- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	5- 2
開議の宣告	5- 3
会議録署名議員の指名	5- 3
日程1 一般質問	
藤浦雅彦議員	5- 3
弘豊議員	5- 9
上村高義議員	5-14
嶋野浩一郎議員	5-18
木村勝彦議員	5-24
中川嘉彦議員	5-28
市来賢太郎議員	5-36
日程2 議案第50号～議案第52号、議案第54号～議案第56号	5-40
委員長報告（総務常任委員長・建設常任委員長・文教常任委員長 民生常任委員長）	
討論（安藤薫議員）	
採決	

日程3 報告第10号	5-43
提案理由の説明（土木下水道部長）	
採決	
日程4 議会議案第10号～議会議案第12号	5-44
討論（山崎雅数議員）	
採決	
日程5 議会運営委員会の所管事項に関する調査の件	5-45
閉会中の調査に決定	
閉会の宣告	5-45

☆添付資料

審議日程	資料- 1
議案付託表	資料- 2
一般質問要旨	資料- 3
選任名簿	資料- 6
議会運営委員会の所管事項に関する調査表	資料- 7
議決結果一覧	資料- 8

摂津市議会会議録

平成25年10月8日

(第1日)

平成25年第3回摂津市議会定例会会議録

平成25年10月8日(火曜日)
午後3時3分開会
摂津市議会議場

1 出席議員 (21名)

1 番	森 西 正	2 番	木 村 勝 彦
3 番	上 村 高 義	4 番	福 住 礼 子
5 番	藤 浦 雅 彦	6 番	村 上 英 明
7 番	三 好 義 治	8 番	東 久 美 子
9 番	市 来 賢 太 郎	10 番	中 川 嘉 彦
11 番	増 永 和 起	12 番	弘 豊
13 番	山 崎 雅 数	14 番	水 谷 毅
15 番	南 野 直 司	16 番	渡 辺 慎 吾
17 番	嶋 野 浩 一 朗	18 番	大 澤 千 恵 子
19 番	野 原 修	20 番	安 藤 薫
21 番	野 口 博		

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森 山 一 正	副 市 長	小 野 吉 孝
教 育 長	箸 尾 谷 知 也	市 長 公 室 長	乾 富 治
総 務 部 長	有 山 泉	生 活 環 境 部 長	杉 本 正 彦
保 健 福 祉 部 長	堤 守	都 市 整 備 部 長	吉 田 和 生
土 木 下 水 道 部 長	藤 井 義 己	教 育 委 員 会 次 世 代 育 成 部 長	登 阪 弘
教 育 委 員 会 教 育 総 務 部 長	山 本 和 憲	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 部 長	宮 部 善 隆
水 道 部 長	渡 辺 勝 彦	消 防 長	熊 野 誠

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	寺 本 敏 彦	事 務 局 次 長	藤 井 智 哉
---------	---------	-----------	---------

1 議 事 日 程

- | | | |
|----|-------------|--------------------|
| 1, | 議 選 第 1 号 | 議長選挙の件 |
| 2, | | 議席指定の件 |
| 3, | | 会期決定の件 |
| 4, | 議 選 第 2 号 | 副議長選挙の件 |
| 5, | 議 案 第 5 7 号 | 監査委員の選任について同意を求める件 |

1 本日の会議に付した事件

日程 1 から日程 5 まで

(午後 3 時 3 分 開会)

○寺本議会事務局長 この定例会は、一般選挙後初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の木村議員、議長席へお願いいたします。

○木村勝彦臨時議長 それでは、年長の故をもちまして、臨時議長を務めさせていただきます。

ただいまから、平成 25 年第 3 回摂津市議会定例会を開会します。

この際、議事進行上、仮議席を指定いたします。仮議席はただいま着席の議席といたします。

会議を開く前に、市長のあいさつを受けます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 平成 25 年第 3 回定例会開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、改選後何かとお忙しいところ、ご参集を賜りまして、大変ありがとうございます。また、皆様にはこのたびの摂津市議会議員選挙、はえある当選の榮に浴されました。改めまして心よりお祝いを申し上げます。

昨今、私ども基礎自治体を取り巻く状況は予断を許さないものがあります。今後とも、オール摂津の精神が求められてくるものと思っております。そういう意味では、議員各位にはこれからまた 4 年間、ますますご健勝でご活躍をお祈り申し上げますとともに、なお一層のご支援、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

さて、今回お願いいたします案件は、報告案件といたしまして、平成 25 年度摂津市一般会計補正予算(第 2 号)専決処分報告の件ほか 3 件、認定案件といたしまして、

平成 24 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件ほか 7 件、予算案件といたしまして、平成 25 年度摂津市一般会計補正予算(第 3 号)ほか 2 件、その他案件といたしまして、製造請負契約締結の件ほか 1 件、条例案件といたしまして、摂津市防災会議条例の一部を改正する条例制定の件ほか 1 件、合計 19 件のご審議をお願いいたしますのでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。

○木村勝彦臨時議長 あいさつが終わり、本日の会議を開きます。

日程 1、議選第 1 号、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、指名推選で行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦臨時議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦臨時議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

村上議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました村上議員を当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦臨時議長 異議なしと認め、村上議員が議長に当選されました。

村上議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

議長就任のあいさつを受けます。村上議員。

(村上英明議員 登壇)

○村上英明議員 ただいま、皆様の温かいご推挙をいただきまして、このたび議長に就任をさせていただくことになりました。就任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

今、日本の経済といえますのも、回復基調にあるとも言われておりますけども、まだまだ厳しい状況であるかと思えます。そういう中であって、摂津市におきましても、財政的にもまだまだ厳しい状況でもあるかと思えますし、また、多くの課題も山積しているという状況でもあるかと思えます。

そういう意味におきましても、これから皆様のご協力を得ながら、しっかりとした議会運営に努めていきたいというふうにも思っておりますし、また、皆様のご協力をいただきながら、建設的で、そして前向きな議論をしていくことが肝要なときではないかというふうに思っております。

そういう意味では、これからは、微力ではありますが、皆様の協力を得ながら、しっかりとこの議会運営に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、また今後ともよろしくお願いを申し上げます。

簡単ではありますが、議長の就任に当たりましての一言のごあいさつとさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。(拍手)

○木村勝彦臨時議長 あいさつが終わりました。

この場で暫時休憩いたします。

(午後3時8分 休憩)

(午後3時9分 再開)

○村上英明議長 休憩前に引き続き再開いた

します。

日程2、議席指定の件から、日程5、議案第57号までを本日の議事日程に追加することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

日程2、議席の指定を行います。

議席はただいま着席のとおり指定をいたします。

本日の会議録署名議員は、森西議員及び上村議員を指名いたします。

日程3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から11月1日までの25日間とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

日程4、議選第2号、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、指名推選で行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

それでは、野原議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました野原議員を当選人

と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、野原議員が副議長に当選されました。

それでは、野原議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

副議長就任のあいさつを受けます。野原議員。

(野原修議員 登壇)

○野原修議員 ただいま皆様方からご推挙いただきまして、副議長に就任させていただきました。まことにありがとうございます。

摂津市を取り巻く環境はますます厳しくなりますが、市民の皆様方の安心、安全をしっかりと守れる施策を実行し、明るく元気な摂津にするために、微力ではありますが、村上議長をしっかりと補佐し、摂津市政と議会の発展のため、精いっぱい務めていく覚悟であります。

今後とも皆様のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。簡単ではありますが、副議長就任のあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございます。

(拍手)

○村上英明議長 あいさつが終わりました。

次に、日程5、議案第57号を議題といたします。

本件の除斥に該当する三好議員の退席を求めます。

(三好義治議員 退席)

○村上英明議長 提案理由の説明を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 議案第57号、監査委員の選任について同意を求める件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成25年9月29日付の三宅秀明氏の任期満了に伴いまし

て、三好義治氏を摂津市監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

簡単ではございますが、提案理由のご説明とさせていただきます。

○村上英明議長 ただいま説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第57号を採決いたします。

本件について、同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、本件は同意されました。

(三好義治議員 着席)

○村上英明議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

(午後3時15分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会臨時議長 木 村 勝 彦

摂津市議会新議長 村 上 英 明

摂津市議会議員 森 西 正

摂津市議会議員 上 村 高 義

摂津市議会継続会会議録

平成25年10月9日

(第2日)

平成25年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

平成25年10月9日(水曜日)
午後3時開議場
摂津市議会

1 出席議員 (21名)

1 番	森 西 正	2 番	木 村 勝 彦
3 番	上 村 高 義	4 番	福 住 礼 子
5 番	藤 浦 雅 彦	6 番	村 上 英 明
7 番	三 好 義 治	8 番	東 久 美 子
9 番	市 来 賢 太 郎	10 番	中 川 嘉 彦
11 番	増 永 和 起	12 番	弘 豊
13 番	山 崎 雅 数	14 番	水 谷 毅
15 番	南 野 直 司	16 番	渡 辺 慎 吾
17 番	嶋 野 浩 一 朗	18 番	大 澤 千 恵 子
19 番	野 原 修	20 番	安 藤 薫
21 番	野 口 博		

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森 山 一 正	副 市 長	小 野 吉 孝
教 育 長	箸 尾 谷 知 也	市 長 公 室 長	乾 富 治
総 務 部 長	有 山 泉	生 活 環 境 部 長	杉 本 正 彦
保 健 福 祉 部 長	堤 守	都 市 整 備 部 長	吉 田 和 生
土 木 下 水 道 部 長	藤 井 義 己	教 育 委 員 会 次 世 代 育 成 部 長	登 阪 弘
教 育 委 員 会 教 育 総 務 部 長	山 本 和 憲	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 部 長	宮 部 善 隆
水 道 部 長	渡 辺 勝 彦	消 防 長	熊 野 誠

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	寺 本 敏 彦	事 務 局 次 長	藤 井 智 哉
---------	---------	-----------	---------

1 議 事 日 程

- | | | |
|-----------|-----|-----------------------------|
| 1, 議会議案 第 | 9 号 | 摂津市議会委員会委員会条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 2, | | 常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件 |
| 3, 議 選 第 | 3 号 | 淀川右岸水防事務組合議会議員補欠選挙の件 |
| 4, | | 駅前等再開発特別委員会設置に関する動議の件 |
-

1 本日の会議に付した事件

日程 1 から日程 4 まで

(午後3時 開議)

○村上英明議長 それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、木村議員及び福住議員を指名します。

ただいま議会議案第9号が提出されました。

お諮りします。

この際、本件を日程に追加し、直ちに議題とし、日程を順次繰り下げることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

日程1、議会議案第9号を議題とします。提案理由の説明を求めます。木村議員。

(木村勝彦議員 登壇)

○木村勝彦議員 ただいま上程されました議会議案第9号、摂津市議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

本件は、平成25年第2回定例会で、摂津市議会議員定数条例の一部を改正する条例が可決をされ、議員定数が22名から21名になったことに伴い、常任委員会の委員定数を改正するもので、総務常任委員会の委員の定数を現行の6名から5名にするものでございます。

附則といたしまして、本条例は公布の日から施行いたします。

以上、摂津市議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件の提案理由の説明とさせていただきます。

○村上英明議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 質疑なしと認め、質疑を終

わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議会議案第9号を採決します。

本件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、本件は可決されました。

日程2、常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件を議題といたします。

本件は、配付の名簿のとおり指名いたします。

日程3、議選第3号、淀川右岸水防事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、指名推選で行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

それでは、渡辺議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました渡辺議員を当選人

と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、渡辺議員が淀川右岸水防事務組合議会議員に当選をされました。

ここに、渡辺議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

ただいま、駅前等再開発特別委員会設置に関する動議が提出されました。

お諮りします。

この際、駅前等再開発特別委員会設置に関する動議の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

日程4、駅前等再開発特別委員会設置に関する動議の件を議題とします。

お諮りします。

本動議のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、本動議は可決されました。

ただいま設置されました特別委員会委員の選任については、配付の名簿のとおり指名をいたします。

それでは、以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

(午後3時4分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 村上英明

摂津市議会議員 木村勝彦

摂津市議会議員 福住礼子

摂津市議会継続会会議録

平成25年10月10日

(第3日)

平成25年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

平成25年10月10日(木曜日)
午前10時開議場
摂津市議会

1 出席議員 (21名)

1 番	森 西 正	2 番	木 村 勝 彦
3 番	上 村 高 義	4 番	福 住 礼 子
5 番	藤 浦 雅 彦	6 番	村 上 英 明
7 番	三 好 義 治	8 番	東 久 美 子
9 番	市 来 賢 太 郎	10 番	中 川 嘉 彦
11 番	増 永 和 起	12 番	弘 豊
13 番	山 崎 雅 数	14 番	水 谷 毅
15 番	南 野 直 司	16 番	渡 辺 慎 吾
17 番	嶋 野 浩 一 朗	18 番	大 澤 千 恵 子
19 番	野 原 修	20 番	安 藤 薫
21 番	野 口 博		

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森 山 一 正	副 市 長	小 野 吉 孝
教 育 長	箸 尾 谷 知 也	市 長 公 室 長	乾 富 治
総 務 部 長	有 山 泉	生 活 環 境 部 長	杉 本 正 彦
保 健 福 祉 部 長	堤 守	都 市 整 備 部 長	吉 田 和 生
土 木 下 水 道 部 長	藤 井 義 己	教 育 委 員 会 次 世 代 育 成 部 長	登 阪 弘
教 育 委 員 会 教 育 総 務 部 長	山 本 和 憲	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 部 長	宮 部 善 隆
水 道 部 長	渡 辺 勝 彦	消 防 長	熊 野 誠
会 計 管 理 者	牛 渡 長 子	監 査 委 員 会 監 事 查 務 局 長	山 田 雅 也

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	寺 本 敏 彦	事 務 局 次 長	藤 井 智 哉
---------	---------	-----------	---------

1 議 事 日 程

- | | |
|--------------|--------------------------------------|
| 1, 認 定 第 1 号 | 平成24年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件 |
| 認 定 第 2 号 | 平成24年度摂津市水道事業会計決算認定の件 |
| 認 定 第 3 号 | 平成24年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 認 定 第 4 号 | 平成24年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 認 定 第 5 号 | 平成24年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 認 定 第 6 号 | 平成24年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 認 定 第 7 号 | 平成24年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 認 定 第 8 号 | 平成24年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 議 案 第 50号 | 平成25年度摂津市一般会計補正予算（第3号） |
| 議 案 第 51号 | 平成25年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 議 案 第 52号 | 平成25年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 議 案 第 54号 | 財産の無償譲渡の件 |
| 議 案 第 55号 | 摂津市防災会議条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 案 第 56号 | 摂津市立スポーツセンター条例を廃止する条例制定の件 |
| 2, 報 告 第 6 号 | 平成25年度摂津市一般会計補正予算（第2号）専決処分報告の件 |
| 3, 報 告 第 7 号 | 損害賠償の額を定める専決処分報告の件 |
| 報 告 第 8 号 | 損害賠償の額を定める専決処分報告の件 |
| 報 告 第 9 号 | 平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件 |
| 4, 議 案 第 53号 | 製造請負契約締結の件 |

-
- 1 本日の会議に付した事件
日程1から日程4まで

(午前10時 開議)

○村上英明議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開会いたします。

本日の会議録署名議員は、藤浦議員及び三好議員を指名いたします。

日程1、認定第1号など14件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 認定第1号、平成24年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件について、その内容を説明させていただきます。

まず、本市の平成24年度決算の概要について申し上げます。

歳入では、市税収入において、個人市民税が増加したものの、法人市民税は減少し、全体として前年度より減少しています。

一方、歳出では、扶助費や各医療特別会計への繰出金など、社会保障関連経費が大幅に増加しています。

財政指標は、経常収支比率が0.8ポイント悪化の100.2%となっています。これは、歳入である分母及び歳出である分子がともに減少したものの、分母となる経常一般財源総額の減少幅が、約6億円の市税収入の減少などにより、分子である経常経費充当一般財源総額の減少幅を上回ったことによります。

今後、さらなる高齢化の進展による社会保障経費の増加に対応できるよう、行政改革を推進し、健全で安定した財政運営に努めてまいります。

まず、決算概要に基づきまして、概略説明ですが、4ページをご覧ください。

当初予算額320億8,850万円に対し、22億8,893万4,000円を増

額補正し、前年度繰越事業費2億5,131万5,260円を合わせまして、予算現額は346億2,874万9,260円となりました。

まず、歳入決算につきましては、調定額335億4,539万2,725円に対し、収入済額325億5,146万6,563円で、収入率97.0%です。

次に、6ページをご覧ください。

歳出決算ですが、支出済額317億5,067万7,262円で、執行率は91.7%となっています。形式収支は8億78万9,301円となり、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支は6億6,049万7,801円となりました。

11ページをご覧ください。

自主財源が219億5,695万2,950円、67.5%、依存財源が105億9,451万3,613円、32.5%となっています。構成比率の上位は、市税が54.7%、国庫支出金が14.1%、市債が6.6%、府支出金が6.3%などとなっています。

次に、歳出ですが、15ページをご覧ください。

人件費、扶助費、公債費の合計である義務的経費は170億4,955万7,293円となっており、歳出全体に占める割合は53.7%です。

普通建設事業費は28億2,461万2,558円で8.9%となっており、その他の経費では、物件費が57億3,216万9,164円で18.1%などとなっています。

それでは、決算書に従いまして、その主な内容についてご説明いたします。

まず、歳入ですが、各歳入金額につきましては収入済額で説明をいたします。

10ページ、款1、市税は178億111万4,954円、前年度に比べ3.4%、6億2,362万7,626円の減額となっています。

項1、市民税は61億1,266万5,898円、前年度に比べ3.5%、2億567万9,499円の増額です。

項2、固定資産税は85億7,447万4,624円、前年度に比べ3.6%、3億2,341万336円の減額です。

項3、軽自動車税は8,369万2,076円、前年度に比べ1.4%、117万5,376円の増額です。

項4、市たばこ税は14億5,332万7,719円、前年度に比べ23.3%、4億4,100万6,004円の減額です。

項5、都市計画税は15億7,695万4,637円、前年度に比べ4.0%、6,606万6,161円の減額です。

なお、市税の徴収率は95.1%で、前年度に比べ0.3ポイント改善しています。また、不納欠損額については7,827万3,851円となっています。

款2、地方譲与税は1億5,694万6,216円、前年度に比べ6.6%、1,100万6,991円の減額となっています。

項1、地方揮発油譲与税は4,667万6,000円、前年度に比べ0.1%、3万7,000円の減額です。

項2、自動車重量譲与税は1億1,027万円、前年度に比べ9.0%、1,097万円の減額です。

項3、地方道路譲与税は216円、前年度に比べ4.3%、9円の増額です。

款3、利子割交付金は4,557万1,000円、前年度に比べ7.9%、389万3,000円の減額となっています。

款4、配当割交付金は3,524万3,

000円で、前年度に比べ9.9%、318万7,000円の増額となっています。

款5、株式等譲渡所得割交付金は809万9,000円で、前年度に比べ13.9%、98万6,000円の増額となっています。

款6、地方消費税交付金は9億6,018万8,000円、前年度に比べ0.4%、346万6,000円の減額となっています。

款7、ゴルフ場利用税交付金は174万4,877円、前年度に比べ7.8%、14万7,769円の減額となっています。

款8、自動車取得税交付金は8,088万8,000円、前年度に比べ24.2%、1,577万2,000円の増額となっています。

款9、地方特例交付金は9,441万6,000円、前年度に比べ50.9%、9,778万4,000円の減額となっています。

款10、地方交付税は4億517万2,000円、前年度に比べ60.5%、1億5,265万円の増額となっています。これは、普通交付税の交付によるものです。

款11、交通安全対策特別交付金は1,583万1,000円、前年度に比べ0.4%、6万4,000円の減額となっています。

款12、分担金及び負担金は10億8,109万3,103円、前年度に比べ1.7%、1,833万1,248円の増額となっています。

12ページ、款13、使用料及び手数料は6億1,039万6,165円、前年度に比べ1.0%、593万6,074円の増額となっています。

項1、使用料は4億8,405万8,9

67円、前年度に比べ0.7%、332万2,536円の増額です。

項2、手数料は1億2,633万7,198円、前年度に比べ2.1%、261万3,538円の増額です。

款14、国庫支出金は45億8,629万2,757円、前年度に比べ9.2%、4億6,709万3,471円の減額となっています。

項1、国庫負担金は42億6,721万7,821円、前年度に比べ0.3%、1,150万5,977円の増額です。

項2、国庫補助金は2億6,970万4,000円、前年度に比べ64.7%、4億9,366万2,000円の減額です。

項3、委託金は4,937万936円、前年度に比べ43.9%、1,506万2,552円の増額です。

款15、府支出金は20億4,712万1,763円、前年度に比べ10.0%、1億8,683万8,703円の増額となっています。

項1、府負担金は11億2,119万1,251円、前年度に比べ10.5%、1億651万6,225円の増額です。

項2、府補助金は7億9,514万2,959円、前年度に比べ16.9%、1億1,507万6,728円の増額です。これは、緊急雇用創出基金事業補助金などによるものです。

項3、委託金は1億3,078万7,553円、前年度に比べ21.0%、3,475万4,250円の減額です。

款16、財産収入は4億567万46円、前年度に比べ31.3%、1億8,504万5,439円の減額となっています。

項1、財産運用収入は3,209万1,022円、前年度に比べ22.5%、93

2万4,463円の減額です。

項2、財産売払収入は3億7,357万9,024円、前年度に比べ32.0%、1億7,572万976円の減額です。

款17、寄附金は667万5,428円、前年度に比べ26.6%、241万5,806円の減額となっています。

款18、繰入金は1億3,146万7,885円、前年度に比べ88.9%、10億5,451万4,372円の減額となっています。

項1、特別会計繰入金は2,387万8,944円、前年度に比べ25.3%、810万8,128円の減額です。

項2、基金繰入金は1億758万8,941円、前年度に比べ90.7%、10億4,640万6,244円の減額です。これは、財政調整基金繰入金の減少によるものです。

款19、諸収入は16億5,624万6,885円、前年度に比べ131.4%、9億4,044万5,092円の増額となっています。

項1、延滞金、加算金及び過料は3,698万2,473円、前年度に比べ7.1%、246万5,449円の増額です。

項2、市預金利子は7,712円、前年度に比べ76.0%、2万4,379円の減額です。

項3、貸付金元利収入は1億688万3,900円、前年度に比べ0.6%、68万8,100円の増額です。

項4、雑入は15億1,237万2,800円、前年度に比べ163.0%、9億3,731万5,922円の増額です。これは、摂津市土地開発公社準備金精算金などによるものです。

款20、市債は21億5,700万円、

前年度に比べ5.7%、1億1,640万円の増額となっています。これは緊急防災・減災事業債の増額などによるものです。

款21、繰越金は2億6,428万8,484円、前年度に比べ37.9%、1億6,143万5,001円の減額となっています。

続いて、歳出ですが、各歳出金額につきましては支出済額で説明いたします。

16ページ、款1、議会費は3億3,792万9,337円、執行率は98.6%となっています。

款2、総務費は47億5,312万9,323円、執行率は94.6%となっています。

項1、総務管理費は38億8,718万816円です。その主な内容は、広報、人事、会計管理、電子計算事務、庁舎等の財産管理、自治振興、コミュニティプラザに係る経費です

項2、徴税費は5億8,276万2,555円となっており、税務事務に係る経費です。

項3、戸籍住民基本台帳費は1億5,647万6,209円となっており、戸籍関係などに係る経費です。

項4、選挙費は6,048万5,718円となっており、市長選挙及び衆議院議員総選挙に係る経費です。

項5、統計調査費は3,213万7,977円となっており、各種基幹統計調査に係る経費です。

項6、監査委員費は3,408万6,048円となっており、監査事務に係る経費です。

款3、民生費は125億8,636万1,374円、執行率は95.2%となっています。

項1、社会福祉費は51億86万5,787円です。その主な内容は、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計などへの繰出金等です。

項2、児童福祉費は46億3,811万4,371円となっており、保育所の管理運営に係る経費などを執行しています。

項3、生活保護費は26億7,396万8,951円です。

項4、生活文化費は1億7,341万2,265円です。その主な内容は、摂津市施設管理公社委託料や文化ホールなどの施設に係る管理経費などです。

項5、災害救助費は、当該年度中に市域において救助を必要とするような災害が発生しなかったため、執行しておりません。

款4、衛生費は19億627万3,965円、執行率は92.0%となっています。

項1、保健衛生費は6億7,638万8,801円です。その主な内容は、保健センターや葬儀会館の業務委託料、各種健診や予防接種費用などを執行しています。

項2、清掃費は12億2,988万5,164円です。その主な内容は、ごみの収集や処理に係る経費、クリーンセンター及び環境センターの維持管理経費です。

項3、農林水産業費は9,061万4,952円、執行率は94.6%となっています。その主な内容は、農業振興に係る事務経費及び農業水路のポンプ場維持管理経費などです。

款6、商工費は2億6,377万175円、執行率は97.8%となっています。その主な内容は、地域商工業の活性化に関する経費です。

款7、土木費は37億4,741万9,709円、執行率は90.0%となっています。

項1、土木管理費は24億9,827万2,222円です。その主な内容は、公共下水道事業特別会計への繰出金、自転車・自動車駐車場管理関係経費のほか、交通安全推進経費です。

項2、道路橋りょう費は4億4,852万1,400円です。その主な内容は、道路維持補修工事、道路改良工事を執行しています。

項3、水路費は8,608万4,150円です。その主な内容は、ポンプ場の維持管理経費などです。

項4、都市計画費は6億8,109万6,923円です。その主な内容は、公園維持管理に係る経費などです。

項5、住宅費は3,344万5,014円です。その主な内容は、市営住宅の維持管理に係る経費です。

款8、消防費は15億9,562万3,625円、執行率は95.7%となっています。その主な内容は、消防活動、救急救助活動、予防活動に係る経費のほか、消防団に係る経費などです。

18ページ、款9、教育費は29億2,601万1,373円、執行率は69.7%となっています。

項1、教育総務費は5億2,126万7,059円です。その主な内容は、学校の安全対策事業や教育センターの教育相談事業のほか、学校教育充実のための各種事業に係る経費などです。

項2、小学校費は10億5,797万4,626円となっています。その主な内容は、施設改修工事のほか、小学校運営に係る経費です。

項3、中学校費は3億5,261万462円です。その主な内容は、耐震補強工事のほか、中学校運営に係る経費です。

項4、幼稚園費は2億4,823万7,414円です。その主な内容は、幼稚園運営に係る経費です。

項5、社会教育費は3億9,051万6,883円です。その主な内容は、摂津音楽祭、こどもフェスティバル等の各種行事のほか、学童保育、公民館の管理運営経費です。

項6、図書館費は1億4,338万8,937円となっており、市民図書館及び鳥飼図書センターなどに係る管理運営経費です。

項7、保健体育費は2億1,201万5,992円です。その主な内容は、市長杯総合スポーツ大会に係る経費のほか、地区市民体育祭に係る補助金、体育施設の管理運営経費などです。

款10、公債費は35億4,354万3,429円、執行率は99.9%となっています。

款11、諸支出金につきましては、執行しておりません。

款12、予備費については、当初予算額3,000万円に対して757万9,606円の充当額となっています。その主な内容は、防災活動の増加による時間外及び特殊勤務手当63万2,504円、退職消防団員に支給する退職報償費460万2,802円などです。

以上、平成24年度摂津市一般会計歳入歳出決算内容の説明とさせていただきます。

次に、認定第4号、平成24年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

特別会計歳入歳出決算書37ページをご覧ください。

まず、歳入決算につきましては16億3,

884万9,553円、歳出3,502万5,502円、差し引き額は16億382万4,051円です。この差し引き額は全額決算剰余金で、平成25年度の同会計の歳入といたすものであります。

以下、その内容につきましてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、46ページの、款1、財産収入、項1、財産運用収入の6,220万8,000円は、前年度と同額となっております。

款2、繰越金、項1、繰越金は、収入済額15億7,605万1,372円となっており、前年度と比べ2.4%、3,793万2,125円の増となっております。

款3、諸収入、項1、預金利子等は59万181円となっており、前年度と比べ54.7%、71万5,216円の減となっております。

次に、歳出でございますが、48ページの款1、繰出金、項1、繰出金1,244万1,600円は、前年度と同額となっております。これは、味舌上財産区の財産運用収入に係る一定割合額を一般会計へ繰り出したものでございます。

次に、款2、諸支出金、項1、地方振興事業費2,258万3,902円は、各財産区への事業交付金であり、前年度に比べ71.8%、944万4,230円の増額となっております。この内容といたしましては、決算概要の209ページから215ページに記載しておりますので、ご参照願います。

以上、平成24年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算のご説明とさせていただきます。

続きまして、議案第50号、平成25年度摂津市一般会計補正予算（第3号）につ

きまして、提案内容をご説明いたします。

今回、補正をお願いします予算の内容ですが、歳入につきましては、普通交付税を算定結果に基づき新たに計上するほか、それに伴う臨時財政対策債の増額分などとなっております。歳出については、緊急雇用創出基金事業補助金の内示に伴う各事業費のほか、不燃ごみ搬出処理委託料など、一部緊急を要する事業について追加補正となっております。

まず、補正予算の第1条は、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億126万7,000円を追加し、その総額を335億7,189万4,000円とするものです。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、3ページからの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりです。

歳入については、款1、市税、項4、市たばこ税は、7億円増額しています。

款9、地方特例交付金、項1、地方特例交付金は、799万3,000円増額しています。

款10、地方交付税、項1、地方交付税は、2億6,122万6,000円増額しています。

款14、国庫支出金、項2、国庫補助金1,488万2,000円の減額は、地域経済活性化雇用創出臨時交付金及び社会資本整備総合交付金です。

款15、府支出金、項2、府補助金1億823万8,000円の増額は、緊急雇用創出基金事業補助金及び大阪府安心こども基金特別対策事業費補助金です。

款15、府支出金、項3、委託金20万円の増額は、豊かな人間性をはぐくむ取組み推進事業委託金です。

款18、繰入金、項1、特別会計繰入金1,592万5,000円の増額は、介護保険特別会計の決算に伴う精算によるものです。

項2、基金繰入金22億8,361万円の減額は、今回の補正財源を調整するため、財政調整基金繰入金を減額するものです。

款19、諸収入、項4、雑入1,718万円の増額は、印紙等販売料です。

款20、市債、項1、市債9億2,850万円の増額は、普通交付税の交付額確定に伴い、臨時財政対策債を発行するものなどです。

款21、繰越金、項1、繰越金は、平成24年度一般会計決算に伴う実質収支額6億6,049万7,000円を計上しています。

続いて、歳出ですが、款2、総務費、項1、総務管理費において、地方財政法第7条の規定による財政調整基金積立金3億5,319万8,000円を計上しています。

次に、項3、戸籍住民基本台帳費では、権限移譲に伴うパスポート発行事務に係る経費2,004万円を計上しています。

款3、民生費、項1、社会福祉費では、緊急雇用創出基金事業に伴う障害者就労促進業務委託料657万4,000円を計上しています。

項2、児童福祉費では、子育て総合支援センター遊戯室耐震等工事など、1億4,769万4,000円を計上しています。

款4、衛生費、項2、清掃費では、茨木市との協定に基づくごみ焼却費用として不燃ごみ搬出処理委託料を2,200万円計上しています。

款6、商工費、項1、商工費では、南千里丘モデルルーム跡地整備に係る実施設計負担金など336万1,000円を計上し

ています。

款9、教育費、項1、教育総務費では、緊急雇用創出基金事業に伴う保健室サポーター配置委託料など、4,254万4,000円を計上しています。

項7、保健体育費では、三宅・味舌スポーツセンター耐震工事など、1億9,414万4,000円を減額しています。

次に、第2条、繰越明許費につきましては、5ページ、第2表繰越明許費に記載のとおり、子育て総合支援センター遊戯室耐震補強等事業について、事業の進捗状況を勘案し、繰越明許するものです。

次に、第3条、債務負担行為の補正につきましては、6ページからの第3表債務負担行為の補正をご覧ください。

6ページのコミュニティプラザ指定管理事業から8ページの体育施設指定管理事業までは、指定管理者制度の導入及び指定期間の満了に伴う更新のため、限度額を設定するものです。全21事業のうち、指定管理者制度の新規導入は、コミュニティプラザ指定管理事業及び市営住宅指定管理事業の2件、その他19件は期間満了に伴うものです。設定期間につきましては、平成26年度から平成28年度までの期間が2件、残りの19件は平成26年度から平成30年度までの期間で限度額を設定しており、限度額総額は67億9,252万円です。

その他の債務負担行為についてですが、保育等システム改修事業は、子ども・子育て支援制度にかかわるシステム改修で、平成26年度までの期間、1,501万2,000円を限度額として設定するものです。

民間保育所施設整備補助事業は、民間保育所に対する新設及び増改築に対する補助金で、平成26年度までの期間、5億4,629万6,000円を限度額として設定

するものです。

南千里丘モデルルーム跡整備事業は、モデルルーム跡地整備に対する工事費負担で、平成26年度までの期間、5,422万7,000円を限度額として設定するものです。

学校給食調理業務等委託事業は、摂津小学校における学校給食調理業務等に係る委託料で、平成26年度から平成30年度までの期間、1億3,600万円を限度額として設定するものです。

次に、第4条、地方債の補正につきましては、9ページからの第4表地方債の補正に記載しています。追加分は、子育て総合支援センター遊戯室耐震補強等事業及び臨時財政対策債として新たな起債同意が見込まれるものです。変更分につきましては、府補助金の増額などに伴い、起債の限度額を変更するものです。

以上、平成25年度摂津市一般会計補正予算（第3号）の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第55号、摂津市防災会議条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本件は、災害対策基本法の改正に伴い、摂津市防災会議条例を改正するものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係）の1ページをあわせてご参照願います。

それでは、議案書の条文に従いまして、改正内容をご説明いたします。

第2条の組織について、第5項第10号の自主防災組織が、災害対策基本法の第5条第2項に規定されておりましたが、法改正に伴い同法第2条の2第2号に規定されたことから、これを改めるものです。

最後に附則でございますが、この条例は

公布の日から施行するものでございます。

○村上英明議長 次に、水道部長。

（渡辺水道部長 登壇）

○渡辺水道部長 認定第2号、平成24年度摂津市水道事業会計決算認定の件につきまして、別冊でございます緑色の決算書に基づきまして、その内容をご説明申し上げます。

決算書の2ページから5ページまでの、
1. 平成24年度摂津市水道事業会計決算報告書、（1）収益的収入及び支出並びに
（2）資本的収入及び支出につきましては、消費税及び地方消費税込みの金額で表示いたしております。

まず、2ページから3ページの（1）収益的収入及び支出でございますが、収入の款1、水道事業収益は、決算額22億6,539万9,852円で、前年度に比べ1.5%、3,381万4,676円の増加となっております。

この主な要因といたしまして、項1、営業収益は21億3,004万279円で、前年度に比べ0.1%、234万6,487円の増加で、節水などの影響により基幹収入である給水収益が減少したものの、受託工事収益、その他営業収益、他会計負担金が増加したことによるものでございます。

また、項2、営業外収益は1億3,535万9,573円で、前年度に比べ30.3%、3,146万8,189円の増加となったもので、これは、マンションの建設が増えたことに伴い、納付金が増加したことなどによるものでございます。

次に、支出でございますが、款1、水道事業費用は、決算額19億7,445万2,241円で、前年度に比べ3.4%、6,561万2,751円の増加となっております。

この主な要因といたしまして、項1、営業費用は18億2,744万4,289円で、前年度に比べ4.5%、7,821万57円の増加となりました。これは、旧鳥飼送水所の配水池を取り壊したことによる資産減耗費の増加によるものでございます。

項2、営業外費用は1億3,338万6,793円で、前年度に比べ9.4%、1,391万518円の減少となり、企業債の支払利息が減少したことによるものでございます。

項3、特別損失は1,362万1,159円で、前年度に比べ10.7%、131万3,212円の増加となりました。これは、転出先不明や企業倒産などで徴収不能となり、過年度損益修正損として処分したものでございます。

項4、予備費は、項2の営業外費用の支払消費税及び地方消費税へ953万3,000円を充当し、残額46万7,000円を不用額としたものでございます。

続きまして、4ページから5ページの(2)資本的収入及び支出でございますが、収入の款1、資本的収入は、決算額4,000万円で、企業債の収入でございます。

次に、支出でございますが、款1、資本的支出は、決算額6億8,672万8,454円で、前年度に比べ17.8%、1億373万3,891円の増加となっております。

この主な要因といたしまして、項1、建設改良費は4億2,316万1,545円で、前年度に比べ37.6%、1億1,565万8,082円の増加となり、中央送水所の施設改修費が増加したことなどによるものでございます。

項2、企業債償還金は2億6,356万6,909円で、前年度に比べ4.3%、

1,192万4,191円の減少となりました。

項3、予備費につきましては、500万円の予算額全額を不用額といたしております。

なお、注釈事項といたしまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6億4,672万8,454円につきましては、過年度分損益勘定留保資金1億5,313万1,912円、減債積立金2億2,450万8,900円、建設改良積立金2億5,000万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,908万7,642円をもって補てんいたしております。

また、たな卸資産購入限度額の執行額は3,001万2,401円で、これに伴う仮払消費税及び地方消費税相当額は142万9,094円となっております。

続きまして、6ページに記載しております、2.平成24年度摂津市水道事業会計損益計算書につきましては、ご説明申し上げます。

損益計算書につきましては、平成24年度の1年間における水道事業の経営成績をあらわすもので、消費税及び地方消費税抜きの金額による表示となっております。

まず、1、営業収益20億3,006万129円に対し、2、営業費用は17億8,076万8,638円で、差し引き2億4,929万1,491円の営業利益が生じております。

また、3、営業外収益1億3,050万5,739円に対し、4、営業外費用は9,654万7,756円で、差し引き3,395万7,983円の営業外利益が生じ、営業利益に加えた額2億8,324万9,474円が経常利益となっております。

この経常利益から特別損失である過年度損益修正損1,297万2,532円を差し引きますと、当年度純利益としまして2億7,027万6,942円となっております。

その結果、当年度純利益に前年度繰越利益剰余金5億8,477万9,840円を加えますと、当年度未処分利益剰余金は8億5,505万6,782円となっております。

また、8ページに記載しております、4.平成24年度摂津市水道事業会計剰余金処分計算書につきましては、当年度未処分利益剰余金8億5,505万6,782円の処分方法をあらわすもので、減債積立金に1億円を、建設改良積立金に2億5,000万円を積み立て、残り5億505万6,782円を繰越利益剰余金として翌年度へ繰り越すものでございます。

9ページから10ページにかけての5.平成24年度摂津市水道事業会計貸借対照表は、平成25年3月31日における水道事業の財政状態を明らかにするため、保有する全ての資産、負債及び資本を総括的にあらわしたものでございます。資産の合計額は126億5,078万8,284円となっております。負債の合計額が9億5,055万8,261円、資本の合計額が117億23万23円となっており、負債と資本の合計額は、資産の同額の126億5,078万8,284円となっております。

以上、平成24年度摂津市水道事業会計決算内容の説明とさせていただきます。

○村上英明議長 次に、保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 それでは、特別会計決算書5ページ、認定第3号、平成24年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させていただきます。

国民健康保険特別会計につきましては、高齢化の進展による医療費や後期高齢者医療制度を支える支援金などの増加により、大変厳しい状況となっております。国保財政健全化のため、前年度に引き続き医療費の適正化、資格の適正化、収納率の向上の対策を進めるとともに、第2期特定健康診査等実施計画の策定や、特定健診受診勧奨などに取り組んでまいりました。

まず、予算額につきましては、当初予算106億939万円に対し、4億2,609万3,000円を増額補正し、最終予算額は110億3,548万3,000円となりました。

歳入につきましては、調定額116億751万8,353円に対し、収入済額104億1,188万404円で、収入率は89.7%となっております。

歳入の主な構成比率は、前期高齢者交付金が24.4%、国庫支出金が23.1%、国民健康保険料が21.5%などとなっております。

次に、歳出でございますが、予算現額110億3,548万3,000円にしまして、支出済額107億9,031万1,994円で、執行率は97.8%となっております。

歳出の主な構成比率は、保険給付費が67.1%、後期高齢者支援金等が11.9%、共同事業拠出金が10.3%、介護納付金が4.6%、繰上充用金が3.3%などとなっております。

この結果、35ページ、実質収支に関する調書で表記のとおり、平成24年度の国

民健康保険特別会計の決算額は、歳入歳出差し引き3億7,843万1,590円の赤字となり、平成25年度予算から不足分を繰上充用させていただきました。

なお、単年度収支では1,850万5,912円の赤字となっておりますが、今後、平成25年度において精算返還すべき負担金等があり、依然として厳しい財政状況となっております。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳出の各款別のその主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、各歳入金額につきましては収入済額で説明をさせていただきます。

12ページ、款1、国民健康保険料は22億4,143万8,918円で、前年度に比べ2.3%、5,068万1,303円の増額となっております。収納率は、現年度分が89.5%で、前年度に比べ1.9%の増、滞納繰越分が12.9%で、前年度に比べ2.0%の増、全体では65.2%となり、前年度に比べ2.3%の増となりました。なお、不納欠損につきましては、5,829件、1億3,729万469円となっており、収入未済額は10億5,834万7,480円となっております。

款2、使用料及び手数料は25万1,000円で、前年度に比べ12.2%、2万7,300円の増額となっております。

款3、国庫支出金は24億593万2,695円で、前年度に比べ3.3%、7,655万8,688円の増額となっております。

項1、国庫負担金は19億318万4,155円で、前年度に比べ1.6%、3,017万3,258円の増額となっております。これは、医療費の増加によるもので

ございます。

項2、国庫補助金は5億274万8,540円で、前年度に比べ10.2%、4,638万5,430円の増額となっております。これは、特別調整交付金の増などによるものでございます。

款4、療養給付費交付金は5億9,326万9,000円で、前年度に比べ21.2%、1億361万7,000円の増額となっております。これは、主に調整対象金額等の増によるものでございます。

款5、前期高齢者交付金は25億3,606万3,922円で、前年度に比べ3.2%、7,798万1,995円の増額となっております。これは、前期高齢者の被保険者数と医療費の増加によるものでございます。

款6、府支出金は5億6,218万6,000円で、前年度に比べ20.2%、9,446万2,966円の増額となっております。

項1、府負担金は6,859万2,615円で、前年度に比べ11.9%、728万2,562円の増額となっております。

項2、府補助金は4億9,359万3,385円で、前年度に比べ21.5%、8,718万404円の増額となっております。これは、財政調整交付金の補助率の見直しなどによるものでございます。

款7、共同事業交付金は11億3,454万8,976円で、前年度に比べ11.1%、1億1,328万3,373円の増額となっております。

款8、繰入金は9億1,511万8,867円で、前年度に比べ3.4%、3,175万8,688円の減額となっております。これは、国保財政安定化支援事業繰入金の減などによるものでございます。

款9、諸収入は2,307万1,026円で、前年度に比べ23.0%、688万8,797円の減額となっております。内容は、第三者行為による納付金、返納金のほか、指定公費などが雑収入として歳入されております。

続きまして、歳出でございますが、各歳出金額につきましては支出済額で説明させていただきます。

14ページ、款1、総務費は1億1,983万224円で、執行率は89.5%となっております。

項1、総務管理費は1億668万7,607円となっており、その主な内容は、職員に対する人件費、その他国保運営に係る経常経費を執行いたしております。

項2、徴収費は1,276万4,704円となっており、保険料収納推進員の報酬やコンビニ収納など、徴収業務に要する費用を執行いたしております。

項3、運営協議会費は37万7,913円となっております。

款2、保険給付費は72億4,065万3,520円で、執行率は98.2%となっております。

項1、療養諸費は63億7,477万1,883円で、前年度に比べ4.2%、2億5,468万1,146円の増額となっております。

項2、高額療養費は7億9,010万7,870円で、前年度に比べ10.8%、7,688万6,180円の増額となっております。

項3、移送費は執行いたしておりません。

項4、出産育児諸費は5,659万2,097円で、前年度に比べ15.5%、1,036万2,860円の減額となっております。

項5、葬祭諸費は755万円で、前年度に比べ23.8%、145万円の増額となっております。

項6、精神・結核医療給付費は1,163万1,670円で、前年度に比べ3.7%、41万3,509円の増額となっております。

款3、後期高齢者支援金等は12億8,285万2,954円で、前年度に比べ9.7%、1億1,365万8,831円の増額となっております。

款4、前期高齢者納付金等は133万7,682円で、前年度に比べ61.4%、212万7,332円の減額となっております。

款5、老人保健拠出金は5万4,053円で、前年度に比べ15.1%、9,650円の減額となっております。

款6、介護納付金は4億9,575万7,226円で、前年度に比べ7.6%、3,520万7,337円の増額となっております。

款7、共同事業拠出金は11億894万4,388円で、前年度に比べ7.5%、7,727万1,889円の増額となっております。

款8、保健施設費は7,308万4,119円で、前年度に比べ23.0%、1,365万800円の増額となっております。内容は、特定健康診査等の事業委託料や保健センター健康推進委託料、若年者健診委託料などがございます。

款9、諸支出金は1億787万2,150円で、前年度に比べ58.8%、3,994万895円の増額となっております。内容は、療養給付費等負担金精算返還金や療養給付費交付金精算返還金などがございます。

款10、繰上充用金は3億5,992万5,678円で、これは、平成23年度の不足額を補てんしたものでございます

款11、予備費につきましては、未執行となっております。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計決算書111ページ、認定第7号、平成24年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させていただきます。

まず、平成24年度の実質収支は、3年に1度行われる介護保険事業計画の見直しに伴う保険料の改定などから収入が前年度を上回ったこと、及び保険給付費が当初比約1.0%、3,737万円の減、地域支援事業費が当初比約15.5%、1,282万円の減となったことなどにより、7,088万4,486円の黒字となりました。

予算額につきましては、当初予算41億6,228万7,000円に対し、3,189万3,000円を増額補正し、最終予算額は41億9,418万円となりました。

歳入につきましては、調定額42億5,422万1,339円に対し、収入済額42億5,482万2,751円で、収入率は98.9%となっております。

歳入の主な構成比率は、支払基金交付金27.1%、保険料25.0%、国庫支出金18.0%、繰入金14.8%、府支出金14.4%などとなっております。

次に、歳出でございますが、予算現額41億9,418万円に対し、支出済額が41億3,459万8,265円で、執行率は98.6%となっております。

歳出の主な構成比率は、保険給付費94.

2%、総務費2.6%、地域支援事業費1.7%などとなっております。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳出の各款別の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、金額につきましては収入済額でご説明をさせていただきます。

118ページ、款1、保険料は10億5,198万3,148円、前年度に比べ21%、1億8,283万1,195円の増となっております。これは、3年に1度行われる介護保険事業計画の見直しに伴う保険料の改定及び被保険者数の増加などによるものでございます。

現年分調定額10億6,667万4,927円に対し、収納額は10億4,654万3,373円となっており、還付未済額93万6,840円を除いた収納率は98.0%で、前年度と同率となっております。なお、時効による不納欠損額は1,185万5,857円、収入未済額は1,675万1,177円となっております。

款2、使用料及び手数料は8万7,200円、前年度に比べ13.1%、1万100円の増となっております。

款3、国庫支出金は7億5,644万7,182円、前年度に比べ5.5%、3,960万5,783円の増となっております。

項1、国庫負担金は7億3,401万1,182円、前年度に比べ6.5%、4,298万8,424円の増となっております。これは、保険給付費の増加に伴う介護給付費負担金の増によるものでございます。

項2、国庫補助金は5,304万6,000円で、前年度に比べ6.0%、338万2,641円の減となっております。これは、前年度に交付された3年に1度行わ

れる介護保険事業計画見直しに伴う介護システム改修費補助金が皆減したことなどによるものでございます。

款4、支払基金交付金は11億3,776万5,292円、前年度に比べ2.6%、2,923万7,707円の増となっております。これは、保険給付費の増加に伴う介護給付費交付金の増によるものでございます。

款5、府支出金は6億374万5,549円、前年度に比べ9.2%、5,099万4,951円の増となっております。

項1、府負担金は5億6,471万1,102円、前年度に比べ4.9%、2,614万5,824円の増となっております。これは、保険給付費の増加に伴う介護給付費負担金の増によるものでございます。

項2、府補助金は3,903万4,447円、前年度に比べ175.2%、2,484万9,172円の増となっております。これは、大阪府財政安定化基金の一部を取り崩し、市町村に交付されたことなどによるものでございます。

款6、繰入金は6億2,189万4,000円、前年度に比べ4.2%、2,737万7,545円の減となっております。これは、項1、一般会計繰入金において、保険給付費の増加に伴う介護給付費の繰り入れが増額となったものの、項2、基金繰入金において、介護保険準備基金繰入金が皆減したことなどによるものでございます。

款7、諸収入は4万3,860円、前年度に比べ8.3%、3,980円の減となっております。

款8、財産収入は5万7,260円、前年度に比べ11.7%、5,977円の増となっております。これは、基金残高の増加に伴う利子の増額によるものでござい

ます。

款9、繰越金は3,345万9,260円、前年度に比べ63.6%、5,844万6,664円の減となっております。

続きまして、歳出でございますが、金額につきましては支出済額でご説明させていただきます。

120ページ、款1、総務費は1億551万5,170円、前年度に比べ8.5%、978万6,837円の減となっております。

項1、総務管理費は6,991万9,071円、前年度に比べ12.3%、984万1,951円の減となっております。これは、前年度に支出しました3年に1度行われる介護保険事業計画の見直しに伴うシステム改修委託料が不用になったことなどによるものでございます。

項2、徴収費は278万1,213円、前年度に比べ1.9%、5万2,663円の増となっております。

項3、介護認定審査会費は3,281万4,886円、前年度に比べ0.01%、2,451円の増となっております。

款2、保険給付費は38億9,564万2,021円、前年度に比べ6.2%、2億2,810万1,047円の増となっております。

項1、介護サービス等諸費は34億1,546万6,269円、前年度に比べ6.0%、1億9,425万4,355円の増となっております。

項2、介護予防サービス等諸費は2億5,343万369円、前年度に比べ11.6%、2,641万1,310円の増となっております。

項3、その他諸費は336万7,248円、前年度に比べ4.3%、13万8,5

98円の増となっております。

項4、高額介護サービス等費は6,802万6,735円、前年度に比べ7.2%、459万4,432円の増となっております。

項5、高額医療合算介護サービス等費は786万9,487円、前年度に比べ11.6%、81万8,219円の増となっております。

項6、特定入所者介護サービス等費は1億4,748万1,913円、前年度に比べ1.3%、188万4,133円の増となっております。

款3、地域支援事業費は6,972万2,965円、前年度に比べ0.9%、63万5,338円の減となっております。

項1、介護予防事業費は390万6,83円、前年度と比べ8.8%、37万4,742円の減となっております。

項2、包括的支援事業・任意事業費は6,581万6,082円、前年度と比べ0.4%、26万596円の減となっております。

款4、基金積立金は3,811万9,585円、前年度と比べ38.9%、2,428万72円の減となっております。

款5、諸支出金は2,559万8,524円、前年度に比べ35.3%、1,396万6,502円の減となっております。

項1、償還金及び還付加算金は1,416万1,180円、前年度に比べ29.3%、585万8,374円の減となっております。これは、前年度決算に伴う国庫府費等への過年度分返還金の減などによるものでございます。

項2、繰出金は1,143万7,344円、前年度に比べ41.5%、810万8,128円の減となっております。これは、

前年度決算に伴う一般会計への過年度分返還金の減によるものでございます。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計決算書145ページ、認定第8号、平成24年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして、その内容をご説明申し上げます。

それでは、初めに、決算概要につきましてご説明させていただきます。

後期高齢者医療特別会計は、平成20年4月から従前の老人保健医療制度にかわって後期高齢者医療制度が創設されたことに伴い、高齢者の医療の確保に関する法律第49条により特別会計の設置が義務付けられたものでございます。

まず、歳入でございますが、調定額8億89万6,869円に対し、収入済額は7億9,052万5,723円で、収入率は98.7%となっております。

歳入の主な構成比は、後期高齢者医療保険料81.1%、繰入金15.1%などとなっております。

次に、歳出でございますが、予算現額7億8,053万1,000円に対しまして、支出済額は7億5,687万4,212円で、執行率は97.0%となっております。その結果、平成24年度の実質収支は、163ページに表記のとおり、歳入歳出差し引き3,365万1,511円の黒字となったものでございます。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳出の主な内容につきましてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、各歳入金額につきましては収入済額でご説明させていただきます。

152ページ、款1、後期高齢者医療保

除料は6億4,122万5,020円で、これは、市町村が徴収し、広域連合へ納付いたすものでございます。

款2、使用料及び手数料は3万4,400円で、保険料徴収事務に係る督促手数料でございます。

款3、繰入金は1億1,937万1,539円で、本制度施行に係る事務経費繰入金及び軽減保険料補てんに係る保険基盤安定繰入金でございます。

款4、諸収入は8万3,117円で、機能強化事業費補助などでございます。

款5、繰越金は2,981万1,647円で、前年度繰越金でございます。

この結果、歳入合計額は7億9,052万5,723円となっております。

続きまして、歳出でございますが、各歳出金額につきましては支出済額でご説明させていただきます。

154ページ、款1、総務費は521万5,762円となっており、執行率は82.1%となっております。これは、後期高齢者医療制度の事務に係る執行経費でございます。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金は7億5,074万8,261円となっており、執行率は97.3%でございます。これは、本市が徴収いたしました後期高齢者医療制度に係る保険料を大阪府後期高齢者医療広域連合へ納付いたすものでございます。

款3、諸支出金は91万189円となっており、執行率は57.5%でございます。これは、過年度分保険料の還付金でございます。

款4、予備費については、未執行となっております。

以上の結果、歳出合計額は7億5,68

7万4,212円となっております。

以上、決算内容のご説明とさせていただきます。

続きまして、議案第51号、平成25年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容は、歳入につきましては、前期高齢者交付金の確定による増が主なものでございます。歳出におきましては、後期高齢者支援金や介護納付金の確定に伴う増減などによるものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをご覧くださいと存じます

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,947万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を114億4,306万1,000円といたすものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款5、前期高齢者交付金、項1、前期高齢者交付金661万5,000円の増額は、前期高齢者交付金の確定によるものでございます。

款9、諸収入、項1、雑入は、2,608万8,000円の減額でございます。

続きまして、歳出でございますが、款3、後期高齢者支援金等、項1、後期高齢者支援金等523万5,000円の減額は、後期高齢者支援金の確定によるものでございます。

款4、前期高齢者納付金等、項1、前期高齢者納付金等53万8,000円の増額

は、前期高齢者納付金の確定によるものでございます。

款6、介護納付金、項1、介護納付金237万9,000円の減額は、介護納付金の確定によるものでございます。

款11、繰上充用金、項1、繰上充用金1,239万7,000円の減額は、平成24年度決算の確定に伴うものでございます。

以上、補正予算内容のご説明とさせていただきます。

続きまして、議案第52号、平成25年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします主な予算の内容につきましては、平成24年度決算に伴います繰越金の精算に伴います増額でございます。

それでは、予算書の1ページをご覧くださいと存じます。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,088万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を46億187万2,000円とするものでございます。

なお、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款9、繰越金、項1、繰越金7,088万4,000円は、平成24年度決算に伴います実質収支額を平成25年度に繰り越して計上するものでございます。

次に、歳出でございますが、款4、基金積立金、項1、基金積立金4,779万2,000円は、平成24年度決算に伴います

剰余金を介護保険給付費準備基金に積み立てるものでございます。

款5、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金716万7,000円は、平成24年度決算に伴い、第1号被保険者保険料還付金106万3,000円を減額し、国庫府費等返還金823万円を計上するものでございます。

項2、繰出金1,592万5,000円は、平成24年度決算に伴います一般会計への返還金でございます。

以上、補正予算内容のご説明とさせていただきます。

続きまして、議案第54号、財産の無償譲渡の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今年5月21日に摂津市立せつつ桜苑の民営化に係る運営法人選考委員会を設置し、同委員会で摂津市立せつつ桜苑の募集要項を検討、作成していただきました。

また、摂津市立せつつ桜苑の運営法人の選定基準を検討していただいた後に、応募のあった社会福祉法人に対しまして、書類及びヒアリング審査を実施していただき、今年8月26日付で社会福祉法人成光苑を摂津市立せつつ桜苑の民営化に係る運営法人に推奨するとの選考結果のご報告をいただきました。市といたしましては、同委員会の選考結果を尊重し、8月30日付で社会福祉法人成光苑に対し選考結果をお知らせいたしました。

以上の経過を経て、摂津市立せつつ桜苑の民営化に係る運営法人を社会福祉法人成光苑と決定いたしました。今後、摂津市立せつつ桜苑の移譲を受ける社会福祉法人成光苑が円滑な施設運営を行い、現在サービス等を受けておられる方が、移譲後も引き続き安心して安定したサービス等を受けて

いただけるよう、また良質な地域福祉、介護の増進を図ることができるよう、同法人に対して摂津市立せつつ桜苑の建物及び備品を無償譲渡するものでございます。

以上、財産の無償譲渡の件の提案説明とさせていただきます。

○村上英明議長 次に、土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 特別会計決算書61ページ、認定第5号、平成24年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、その内容をご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明申し上げます。

予算現額は5億8,959万1,000円といたしております。

歳入につきましては、調定額56億4,707万7,005円、収入済額55億2,147万4,419円で、収入率は97.8%となっております。

歳入の主な構成比率は、使用料及び手数料が35.3%、繰入金が34.8%、市債が26.4%となっております。

歳出につきましては、予算現額に対し、支出済額は55億1,186万174円で、執行率は98.6%となっております。

歳出の主な構成比率は、下水道費が23.2%、公債費が76.8%となっております。

この結果、決算書85ページ、実質収支に関する調書に記載のとおり、歳入歳出差し引き額、実質収支額とも961万4,245円の黒字となっております。

それでは、決算書に従い、歳入歳出の各款項別に、その主な内容につきましてご説明申し上げます。

決算書68ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款1、分担

金及び負担金、項1、負担金は、収入済額7,821万3,109円で、前年度に比べ37%、4,594万6,684円の減額となっております。これは、主に公共下水道事業起債償還負担金の減少によるものでございます。なお、不納欠損額は受益者負担金で41万9,610円となっております。

款2、使用料及び手数料は、収入済額19億4,994万9,152円で、前年度に比べ7.5%、1億3,587万9,122円の増額となっております。

項1、使用料19億4,942万5,152円は、前年度に比べ7.5%、1億3,564万1,122円の増額となっております。これは、主に金融機関からの振込日が休日と重なったことで、期日までに収納されず、23年度収入未済となっていたものが24年度に収入されたことによるものでございます。なお、不納欠損額は798万3,619円となっております。

項2、手数料52万4,000円は、前年度に比べ83.2%、23万8,000円の増額となっております。

款3、国庫支出金、項1、国庫補助金は、収入済額8,110万円で、前年度に比べ20.7%、1,390万円の増額となっております。これは、補助事業量の増加によるものでございます。

款4、繰入金、項1、一般会計繰入金は、収入済額19億2,000万円で、前年度に比べ5%、1億円の減額となっております。これは、下水道使用料の増額などによるものでございます。

款5、諸収入は、収入済額3,453万1,747円で、前年度に比べ7.9%、254万181円の増額となっております。

項1、資金貸付金返還収入56万9,1

00円は、前年度に比べ41.5%、40万4,500円の減額となっております。これは、貸付件数の減少によるものでございます。

項2、雑入3,394万1,947円は、前年度に比べ9.4%、292万3,981円の増額となっております。これは、主に流域下水道負担金精算返戻金の増加によるものでございます。

項3、延滞金加算金及び過料は、2万7,000円となっております。これは、下水道使用料延滞金でございます。

款6、項1、市債は、収入済額14億5,580万円で、前年度に比べ8.3%、1億3,140万円の減額となっております。これは、資本費平準化債の減少などによるものでございます。

款7、項1、繰越金は、収入済額188万411円となっております。これは、前年度繰越金でございます。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。

決算書70ページをお開き願います。

款1、下水道費は、支出済額12億7,790万1,597円、執行率94.7%で、前年度に比べ1.2%、1,557万9,087円の増額となっております。

項1、下水道総務費は、支出済額1億6,471万76円で、前年度に比べ18.3%、2,543万195円の増額となっております。これは、新たに地方公営企業法適用支援業務の委託を実施したことによるものでございます。

項2、下水道事業費は、支出済額11億1,319万1,521円で、前年度に比べ0.9%、985万1,108円の減額となっております。これは、主に委託料の減額によるものでございます。

款2、項1、公債費は、支出済額42億3,395万8,577円、執行率99.9%で、前年度に比べ1億4,351万7,908円の減額となっております。

款3、項1、予備費は執行いたしておりません。

以上、平成24年度摂津市公共下水道事業特別会計決算内容の説明とさせていただきます。

○村上英明議長 次に、生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 認定第6号、平成24年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件について、ご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させていただきます。

本事業は、パートタイマー等退職金共済条例に基づき、昭和60年4月に発足し、28年が経過いたしました。平成25年3月末現在、加入事業所は38事業所、被共済者数199名でございます。また、平成24年度中の退職者は51名であり、その退職給付金額は842万735円でございます。

予算額は2,608万2,000円で、決算額は、歳入については、調定額、収入済額とも1,405万5,879円で、歳出については、支出済額1,405万5,789円で、対予算額比53.9%の執行率でございます。

この結果、107ページ、実質収支に関する調書に記載のとおり、歳入総額、歳出総額いずれも1,405万5,789円で、歳入歳出差し引き額はゼロ円でございます。

それでは、特別会計決算書に従い、歳入歳出の各款別にその主な内容につきましてご説明申し上げます。

決算書96ページの歳入について、収入済額でご説明申し上げます。

款1、共済掛金につきましては、被共済者1名につき月額2,000円の掛金を納付していただくもので、平成24年度中の掛金総額は延べ2,553人分の510万6,000円でございます。

款2、繰入金は、退職給付金の支給の際に積立金を取り崩し、歳入として受け入れるものが主で、平成24年度中の総額は894万1,156円でございます。

款3、諸収入は、積立金等の預金利子で、平成24年度中の収入は8,723円でございます。

続きまして、98ページからの歳出について、支出済額でご説明申し上げます。

款1、共済総務費は、事務的な経費でございます。4万6,489円でございます。

款2、共済金は、退職給付金の支払いに842万735円、還付金として1万4,000円、積立金等に557万4,655円、合計1,400万9,390円の支出となったものでございます。

款3、予備費は、平成24年度に支出がございませんでした。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

○村上英明議長 次に、生涯学習部長。

(宮部生涯学習部長 登壇)

○宮部生涯学習部長 議案第56号、摂津市立スポーツセンター条例を廃止する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料条例関係2ページの新旧対照表もあわせてご参照賜りますようお願い申し上げます。

平成20年3月の小学校統合に伴い廃校

となりました小学校の体育館は、地域の避難所であり、また、地元の強いご要望もございましたことから、建物の用途は学校施設として同年5月4日、味舌スポーツセンター及び三宅スポーツセンターに転用し、利用してまいりました。

今年度、両施設の耐震改修工事に当たって、建物用途を変更する必要が生じ、大阪府建築主事と協議する中で、新たにそれぞれの地域の実情に適した建物用途に変更し、整備することによって、さらなる施設の有効活用を図ることとし、今般、味舌スポーツセンター及び三宅スポーツセンターを廃止するため、摂津市立スポーツセンター条例を廃止する条例の制定をお願いするものでございます。

附則といたしまして、第1項は、施行日の規定でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

第2項は、本条例の廃止に伴い、摂津市暴力団排除条例の別表第2条関係中第13号、摂津市立スポーツセンター条例の規定を削除し、当条例を改正するものでございます。

以上、議案第56号、摂津市立スポーツセンター条例を廃止する条例制定の件の提案説明とさせていただきます。

○村上英明議長 説明が終わり、質疑に入ります。森西議員。

○森西正議員 議案第54号、財産の無償譲渡の件について質問をさせていただきたいと思っております。本件は委員会で質問できませんので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

まず、この無償譲渡の今回議案が上がってきておりますけれども、選考委員会で進められたことで、8月30日に、議員にも成光苑が運営法人になったというふうなこ

との報告をいただきましたけれども、本来であれば、この無償譲渡が可決をされたときに、そのような方向で進むべきではないのかなというふうに思うんですけれども、その点、先に決定をして、後に可決されるということのスケジュール、矛盾ではないのかというふうなことで、ご質問させていただきたいというふうに思います。

それと、このスケジュールですけれども、選考委員会がなされたというスケジュールにも、私少し疑問を抱いております、7月5日にこれ公募されました。そして、7月12日に申し込みの締め切りをされたわけでございますけれども、その公募をされたから1週間で締め切りをされたということでもありますけれども、社会福祉法人であれば、本来、億の買い物をするのであれば、その法人が理事会を開催をして、そこに手を挙げるかどうかというふうなことを進めるのが、本来であろうというふうに思います。そのようなことを1週間で、理事会の開催の通知が行われて、そして理事会の開催が実際にできたものなのか、その点のスケジュール、少し短過ぎたのではないのかというふうに思いますけれども、その点、お聞かせいただきたいというふうに思います。

最終的には、四つの法人が入られたということでもありますけれども、摂津市内四つの法人に公募して配付をされたというふうなことでありますけれども、その点、ほかの三つの法人が手を挙げるができなかったのは、その部分、短期であったというふうな部分があったのではないのかということ、担当としてはどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、この昨年度の民営化に関しては、私はこの議会の中でも、民営化を進めるべ

きだというふうなことで質問させていただいて、民営化するというので、私はその点に関しては評価をいたしております。

しかしながら、その民営化を行うということを決断をされて、そして、その後に進められておられるスケジュール等に疑問を感じておるわけございまして、7月5日に、先ほども言いましたけれども、公募をされましたけれども、我々議員のほうには7月に入ってからご説明をいただいたと思うんです。ご説明をいただいて、その内容としましては、これで公募で出してますよというようなことで説明をいただいたと思うんですけれども、その以前に、協議会等を開いていただいて、金額はこういうふうな金額で進めたいと思っているというような説明をいただけたらというふうには思っておるんですけれども、以前の議会から、民営化を進めるに当たって、民間の社会福祉法人が運営をされておられる特養なり老健は、みずからの資金でもって土地を、建設したりするとき補助金が出ておりますけれども、その中で、自己資金でもって土地、建物は購入をされておられます。そこには、借金をされたり、自分の持っておられる資金でもって建てておられるところがあるかと思っておりますけれども、市立のせつつ桜苑は、その点は、民間の社会福祉法人からしますと、土地、建物は摂津市のほうで建てられたというふうなことで、借金、資金は摂津市のほうで出しているというような形が不公平ではないのかということで、民営化にすべきだということで、私は話をさせていただいて、この辺の不公平感がないようにということで進めていただくようにというふうなことで話をさせていただいたんです。

そして、今回民営化にということで進め

ていく上で、その点は、他の民間の社会福祉法人、今度民営化になるに当たって、不公平がないようにということで話をずっとさせていただいていたと思うんですけども、その中で、7月5日に公募で出てきたのが3億2,000万円、土地、これ最低ですけども、それ以上というようなことで、土地のみの内容で、建物は無償譲渡であるというようなことであったというふうに聞いています。

以前から無償譲渡というのは補助金を、無償譲渡であれば補助金を返還しなくていいというようなことで説明はいただいてたんですけども、そうしますと、有償譲渡になったときに、実際、その現在の建物には評価があるのかなのか、その点、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

有償譲渡にした場合、仮に評価があって有償譲渡にした場合には、その補助金の返還額は幾らになるのか、その点、お聞かせいただきたいというふうに思います。

以上です。

○村上英明議長 それでは、答弁を求めます。保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 それでは、森西議員のご質問、4点あったかと思しますので、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、本来無償譲渡の可決が先であるべきではないかというご質問でございますけれども、あくまでも成光苑さんには、この無償譲渡の議決をもって正式決定であると、内定であるという旨はお伝えしておりますので、この第3回議会におきまして議決をいただきましたならば、これが最終決定となるということでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それと、選考のスケジュールが1週間で、締め切りが短いのではないかと、理事会の開

催ができないのではないかとということでございますけれども、去る1月18日に開催させていただきました民生常任委員協議会におきましてもご説明させていただきましたように、このスケジュール、今年度の民営化の方向といたしまして、民営化後の施設の入所者等に対するサービス内容が民営化前と同等以上であるということを前提条件といたしまして、民営化の手法といたしましては、土地は鑑定価格以上での有償譲渡、建物は無償譲渡、運営法人は一定条件を満たす市内の社会福祉法人から公募し、運営先の決定及び公募要件、選定基準等の設定は選考委員会を設置した上で行うこととし、取り組んでまいりました。

1月24日から1月31日にかけて、今申し上げました要件を満たす市内の社会福祉法人には、各理事長様に私どもの担当の前部長及び課長からご説明に上がっておりまして、これらのスケジュールにつきましても、内容につきまして今申し上げた内容やスケジュールにつきましてもご説明を申し上げておりますので、十分時間のあったことと考えております。

また、鑑定価格につきましては、鑑定が出てからということになりますけれども、鑑定価格以上ということで、金額についてもある一定の算段というのはできるものというふうに考えております。

それから、手を挙げられなかったのは短かったからではないかということでございますが、今申し上げましたように、1月24日から31日にかけて、各資格を満たされた法人に対しましてはご説明をさせていただいておりますので、その間にこういう内容で市が募集を行うということで、理事会にあらかじめ諮っていただくということは十分できたのではないかとこのように

に考えております。

それから、返還金のご質問でございますけれども、返還金のご質問はあくまでも仮定でございます。今回、もし仮に有償譲渡した場合、上限額というものは4億634万7,680円になろうかというふうに推測をいたしております。ただ、厚生労働省が認めていただければ減額になる可能性はございます。

建物の評価といたしましては、今回、無償譲渡というふうに決定をいたしましたので、鑑定は行っておりませんが、定率法で算定いたしました減価償却後の建物等の残存価格につきましては約3億9,400万円、固定資産評価基準による家屋価格につきましては約3億5,400万円となっております。

以上でございます。

○村上英明議長 森西議員。

○森西正議員 まず最初のこの議案をあげるスケジュールに当たって、まあ私は可決してから、それから選考委員会で進むべきものだというふうに思っております。その辺は見解の違いがあると思っておりますので、これ以上言いませんけれども、まず、選考委員会でのスケジュール、1週間しかない。以前に、この点は民営化をして、そして鑑定価格でというふうなことで話をされた。その間で時間があつたら理事会の開催は可能であるというふうなことですけれども、具体的な中身の内容が、どういうふうな金額でどういうふうな中身で、そういうふうなものがなければ、理事会に諮ることが不可能じゃないですか。民営化して大体の金額はこのぐらいですよというふうなことはわかったとして、それをそうしたら、正式な書類もなくして理事会に諮るというふうなことは、これはやはり法人側としても、や

っぱり進めるべきことじゃないというふうに思いますけれども、やはりその点、実際にこの1週間の中で、開催の通知をするだけで1週間ぐらいかかるわけですよ。そうしたら、はなからもう理事会の開催というのは、開催をして、そこに手を挙げようというような法人というのは、この期間で不可能だというふうに考えられてもこれは不思議ではないというふうに思うんですけれども、その点、また改めてちょっと、同じような答えになるのか、どういうふうな答えになるのか、副市長のほうでお答えいただきたいというふうに思います。

今、評価があるというふうなことでありますけれども、本来、一般社会の中で民間の取引の中では、減価償却の残存価格、もしくは固定資産の評価でもって取引をするというのが一般ではないかというふうに思います。無償譲渡にすれば補助金を返還しなくてもいいというふうなことでありますけれども、評価額でもって取引をした場合に、あと国との交渉の中で、もしかしたら補助金を返還しなくてもいいというふうなことになるかもわからないですよ。そういうふうなことを全く動きとしてはされていない。

摂津市としては、市民の大切な税金、今までこれ十何億、ここの桜苑には投資をされておられるわけです。その投資をされておられる金額を1円でも多く回収するのが、これは摂津市の責務ではないかというふうに思うんですけれども、その点、どのようにお考えなのか、改めてお聞きをしたいというふうに思います。

○村上英明議長 暫時休憩します。再開は1時から行います。

(午後 0時 休憩)

(午後 1時 再開)

○村上英明議長 休憩前に引き続き再開いたします。

答弁を求めます。保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 それでは、森西議員の2点のご質問にお答え申し上げます。

申込書の提出期限につきましては、選定申込書という、意向をあらわすための一枚物の申込書の提出期限が7月12日、提案書類一式の申込書の提出期限が7月31日と設定させていただきました。

先ほどもご説明申し上げましたように、1月に各法人に民営化の内容をお伝えをしており、準備いただく時間は十分あったとは存じますが、期間中にも要望があれば提出書類の期間延長をさせていただき、申し込みをいただいた各法人にご連絡をさせていただいております。しかし、延長の要望はなく、事務は適切に執行されたものと考えております。

それから、土地、建物の譲渡方法についてでございますけれども、土地、建物の譲渡方法につきましては、民営化後の施設の入所者等に対するサービス内容が民営化前と同等以上となることを前提条件に、有償譲渡、無償譲渡、有償貸与、無償貸与した場合どうなるかを事前に検討させていただきました。担当といたしましては、民営化を行った他の自治体のデータ、土地を無償で貸与し、建物等を無償で譲渡するという選択肢がとれないものか検討を行いました。施設整備に当たって市費の負担も大きく、多額の市債も残っていることや、土地は減価償却の必要がなく、新たな法人の資産として活用できることなどから、最終的に、土地については鑑定価格以上での有償譲渡とさせていただくことになりました。

今回、土地につきましては3億8,00

0万で応募がございましたので、この結果、平成25年度末のせつつ桜苑整備に係る起債残高2億8,170万円を全額償還した上で、なお約1億円の剰余金が生じることとなりました。

しかし、建物等につきましては、有償で譲渡いたしますと、国、府補助金の返還が生じることから、本市にとってもメリットが少ない上に、譲渡により修繕費や更新のための費用が新たな法人の負担となり、それらの負担を新たな運営法人に求めることとなりますと、結果として入所者等のサービス低下を招くことになることから、総合的に考え、無償譲渡とさせていただくことになりました。

今回、せつつ桜苑の民営化法人が選定されたことで、今後は施設の入所者等が継続的なサービスを受けて、安心して安定した入所生活等を過ごせるようになるとともに、市も将来の修繕費や更新のための費用の負担がなくなるため、施設の入所者等と市の相互にメリットがもたらされたものでございます。

○村上英明議長 森西議員。

○森西正議員 今、ご答弁いただいたんですけども、スケジュールに関しましては、やはりお聞きをしたんですけども、納得なかなかしづらい部分がありまして、やはりこういうふうな書類があつて初めて、その社会福祉法人がどういうふうなことをやるのかということ、議論ができるだろうと思います。早い段階から民営化にというふうなことで話はされておられますけれども、それで何も、どういうふうな具体的内容かというふうなことはなくて、やはり社会福祉法人としても今後の運営がありますから、社会福祉法人の資金をどのように捻出していくかということでもありますから、

やはりその辺の具体的な中身がない限りは、
どうのように手を挙げていくのか、挙げ
ないのかということは、やはり書類が来て
からしか検討はできないと思いますので、
行政もそうだと思います。やはり、市民な
り団体から、書類なり何なりがあって、具
体的にあって、それで動くものだというふ
うに思いますし、口頭でもってやりますよ
とかいうようなことで行政は動くべきもの
ではないというふうに思いますので、その
点、私は、今答弁をいただいたんですけれ
ども、やはり納得ができません。

この点については、恐らく答弁をまた求
めてもまた同じような答弁になるかとい
うふうに思いますので、その点は結構です。

もう1点ですけれども、今まで総合的に
判断をしたということでありましてけれど
も、有償譲渡にしたときに、補助金を幾
ら返還するかという、そこまでは検討は
されてないわけですね。無償譲渡であ
れば補助金は返還しなくても、有償譲
渡であれば、いわゆる評価が幾らであ
って、評価でもって売ったときには、
補助金は幾ら返還をするのかというふ
うなことは、その段階で比較検討をし
なければならぬというふうに思うん
ですけれども、そこで比較検討をなさ
れて、それでも無償譲渡で補助金を返
還するほうが市にとってメリットがあ
りますよということであれば、そちら
のほうに向かうべきだというふうに思
いますけれども、今までご答弁を聞い
ていますと、そういうふうな部分はさ
れておられないというふうにお聞き
をしたんですけれども、公募が出て、
私、担当の職員、部長も、そして副
市長も、話をさせていただきました。そ
のとき、部長、この補助金のこうい
うふうなありますよというふうなこ
とで、お渡しをさせていただいたと
思います。恐らく、そ

こから国のほうに、有償譲渡の場合
は補助金どようになりますかというこ
とで、部長が聞かれたのか、担当の
ほうで聞かれたのか、その辺はよく
わかりませんが、聞いた中では、国
からは、もう公募されて無償譲渡
で動いているから、有償譲渡の計
算をすることの必要はないというふ
うな答えだったというふうに伺って
おります。

それを、やはりもっと早い段階で行
っておくべきだというふうに思いま
す。だから、そこが私は、無償譲
渡、補助金を返還するからというふ
うなことで出てますけれども、も
っと早い段階でそういうふうな部
分は担当のほうで調べられて、そ
ういうふうな手続を比較検討され
て、それから、無償譲渡でいいの
であればそちらのほうへ向かうと
いうのが、それが筋だというふう
に思うんですけれども、結局は有
償譲渡で補助金を返還する場合は
どういうふうな金額になるのかと
いうのが、お答えをいただいてな
いわけですから、結局この無償
譲渡で補助金を返還しないという
ことでしか、市としては動いてな
いわけですから、計算をしてない
わけですから、その点、どのよう
にお考えなのか、もう一度改めて
聞きたいというふうに思います。

そして、市長、よく市長はごあい
さつに鉛筆1本、1円たりとも無
駄遣いをしないというふうなこ
とを方々、ごあいさつをされて
おられます。それで私も伺って
おりますけれども、今回、この
ような流れで、私が今質問をさ
せていただいた部分、やはりも
う少し検討をすべきであったと
いうふうに思うのが、今まで市
長が各方面でお話をされてお
られることを考える中で、どの
ようにお考えなのか、お聞かせ
いただきたいというふうに思
いますし、やはり、先ほど決算
書の内容をお聞きしますと、なか
なか財

政厳しいようでありますから、やはり市としては1円でも多く市の財政におさめる努力をするのが市の責務であり、職員の責務だというふうに思いますけれども、そのようなことをされていなかったというふうなことをどのようにお考えなのか、ご答弁いただきたいというふうに思います。

○村上英明議長 それでは答弁を求めます。副市長。

○小野副市長 2点お答えしたいと思います。

最初の午前中の中で、この選定委員会を持つ前にまず議決だとおっしゃいました。これは当たらないと思います。といいますのは、地方自治法96条、ご存知だと思いますが、この中身は、市の財産の譲渡、貸し付けする場合、議会の審議をして議決するとありますから、当然ながらその一定の市の方針を決めて、選定委員会の、議会で議決されました。この方向でいくと。その方向でまとまると。もちろん、当初から建物については無償譲渡、土地については有償譲渡、ということの基本にいろんな条件をつけられてまいりました。議会でも議論させていただきました。その上で今回そういうことになって、市としてその方向で決めたわけでございますから、この時点で議決をとるとというのが正しいわけでございますから、森西議員の言われている、どちらがといったことではございませんで、これが通常形であることはご理解を賜りたいというふうに思います。

それから、もう1点の有償か無償かの問題であります。私どもは以前から、この議論は相当前からやっておりました。公設民営であるがゆえに、民にした場合も、単に民に任せるということでなくて、この公がやっていたものですから、同じレベルで、部長が申しあげましたように、このサービ

スが継続、恒常的に続けていけるというのがこれ条件でございますから、一定それを有償にするということになりますと、私どもはそういう観点には立ってませんでした。

ただ、言えることは、その国庫補助金の問題について上限は四億何ぼだと、これも検討されました。それから、今後の維持補修のありようは、17年ですから、20年、25年、30年の内容をこちら持っております。どれぐらい要るかという。そのことも民がやってもらわなければならないということが一つ。

それから、公設民営でやっている他の全国自治体も調べました。これは、土地は有償は、我々の知る範囲では3割程度、有償譲渡なり、有償貸与でありました。しかし、我々知る範囲では、建物は全て無償譲渡、無償貸与になっております。

こういうことも総合的に考えた上で、議論して出したわけでございますから、この有償であるのがいいのか、無償で、これだけで議論していません。民営化した場合に、桜苑なり、4法人が安定的に継続的にこのことを維持してもらって、入所者に迷惑をかけないということで、我々はこれを四つの当該法人にハードルを下げたと、これは同じ条件を出したわけでありますから、これほど公平なものはないと考えておりますので、ご理解賜りたいというふうに思います。

○村上英明議長 市長。

○森山市長 森西議員の質問にお答えをいたします。

もう無償譲渡については今まで話しておりますので、鉛筆1本粗末にしたらあかんやないかというお話との兼ね合いでございますけれども、税金は市民の皆様の汗でございますので、汗の結晶でありますから、

1円たりともおろそかにできない、これはもう当然のことでございます。ただ、福祉のまちづくりをやっていく場合に、お金の論理だけで物事をやれない場合、やってはいけない場合もありますので、それとは比較になりません。

今回の無償譲渡については、何ら問題はありません。先ほど来のいろんな質問、ちょっと内容をお聞きいたしておりますと、何か不公平があって瑕疵があるような見方もあるようですけれども、本来、今回の施設の場合は、例えば全国的に見てよくあるケースは、その既設法人に特命でという話はよくございます。でも、そういうことでは今ないということで、我々は市内の対象法人全てにさらして、そして、皆さんどうぞ来てくださいと、これほどの公平性はないわけでございますので、どこかのために市民の税金を削って、無理やりというのは全く筋違いでございますので、この辺はご理解をいただきたいと思っております。

○村上英明議長 そのほか、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長 ないようですので、以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本14件のうち、認定第1号の駅前等再開発特別委員会の所管分については、同特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ただいま決定した以外については、議案付託表のとおり、常任委員会及び議会運営委員会に付託いたします。

お諮りします。

認定第1号から認定第8号までの8件に

ついては、閉会中に審査することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、日程2、報告第6号を議題といたします。

報告を求めます。総務部長。

（有山総務部長 登壇）

○有山総務部長 報告第6号、平成25年度摂津市一般会計補正予算（第2号）専決処分報告の件につきまして、その内容について報告いたします。

本件につきましては、法人市民税の申告に伴う還付費用を地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年7月3日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告いたします。

まず、補正予算の第1条としまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,000万円を追加し、その総額を331億7,062万7,000円とするものです。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりです。

まず、歳入ですが、款18、繰入金、項2、基金繰入金の1億5,000万円の増額は、補正財源として財政調整基金を取り崩すものです。

次に、歳出ですが、款2、総務費、項2、徴税費の1億5,000万円の増額は、予定納税された法人市民税を還付するものです。

以上、平成25年度摂津市一般会計補正予算（第2号）の専決内容の報告といたします。

○村上英明議長 報告が終わり、質疑に入ります。野口議員。

○野口博議員 少し、確認の意味でお尋ねしておきます。

今回、1億5,000万という法人市民税が、財政上は財調を使ってということでお返し、お支払いするという事になっておりますけれども、連結決算によって海外の子会社が損失を招いたということが原因だと思っておりますけれども、いろいろ企業戦略によって、いろいろなことが市内の企業でも発生すると思っております。事務報告書では、いわゆる大企業は摂津市内で9号、8号法人で見ますと29社ありますけれども、今回のこういう1割近い法人市民税の差が生じるという問題を見たとき、摂津市内の大手の企業を含めて、市内企業の実態についてはどう見ているのかということが一つです。

過去もこういうことがあったと思うんですけども、その辺、過去の履歴も含めて、若干紹介をしていただければと。

以上、2点ちょっとお願いいたします。

○村上英明議長 答弁を求めます。総務部長。

○有山総務部長 まず、1点目ですが、法人、市内の9号分、あるいは8号分の法人、大手の実態ですが、私どもはこういうところにつきましては、特定の業者、業者といたしますか、企業ですね、これの法人税に占める割合、上位10社ぐらいで大体法人市民税の半分以上納税をいただいているという状況でございます。これらについては日ごろから注視をし、向こうの経理などとも連絡をとっているところでございます。

それから、今回の額ですが、部において、税の状況としてつかまえておりますのは、6月を経過した時点で、決算時期というのが6月と11月に決算の山となっております。したがって、税金の入ってくる山とい

うのは、この6月、11月を超えたところでやってきます。本市の場合、6月を経過した時点でございますが、対前年同月に比べて約1億3,000万円の減収となっております。

しかしながら、最近の企業の状況を通年ベースで見た場合、どのようになるかということで、一部の好業績により増額となる法人もございます。

法人市民税につきましては、今後も納付状況を注視していきたいと考えているところでございます。

過去にもこういうことがございました。景気変動に合わせてこういうことが起こります。企業で、今回の場合は、ご紹介いただきましたけれども、海外子会社の特別損失を計上したことにより返還が生じたものでございますが、業績が落ちた場合、あらかじめ前年度の税額の2分の1を納めていただくという制度になっておりますので、今年度に返還が生じるという場合があります。そのことにつきましては、こういう、今回と同じような補正対応という形でやっていきたいと思っております。変動幅を事前に読み込んで予算を計上するようなことはないので、その状況に応じて補正をしていきたいと思っております。

法人市民税をお返しするときに、担保するのに利息を一定つけてお返しすることになります。この率は年利4.3%でございます。したがって、議会にもご相談しながら、こういうケースが出た場合には、今後とも専決処分に対応していきたいと思っておりますので、その辺のところをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○村上英明議長 野口議員。

○野口博議員 そうしましたら、今年度、平

成 25 年度のこういう今回の措置も含めて、当初、21 億 4,000 万で法人市民税、出発しておりますけれども、この辺が最終的にどう動いていくのかということについて、見通しについて確認だけお尋ねしておきます。

○村上英明議長 総務部長。

○有山総務部長 先ほどご答弁申しましたように、この企業さんにつきましては、通年ベースで約 3 億の税収を納めておられました。この分についてはかなり大きな影響があるというふうに判断しております。

ただ、先ほども申しましたように、一部の好業績の法人というものがございまして、これらの増額についてどの程度の額が出てくるのかというのは、先ほど申しましたように、6 月と 11 月が決算の山でございまして、後ろのほうの山、決算の山の 11 月が来ておりませんので、これが掌握した後で、いわゆる見通しというのは、より具体的に申し上げられると思います。

先ほど答弁しましたように、今後の納付状況を注視していくというのが、現在のところ、私どものとっているスタンスでございます。

以上です。

○村上英明議長 野口議員、答弁のとおりでよろしいですか。

○野口博議員 大丈夫です。

○村上英明議長 ほか、ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 ないようでございますので、以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのよう

に決定いたしました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 討論なしと認め、討論を終わります。

報告第 6 号を採決いたします。

本件について、承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○村上英明議長 起立者は全員です。

よって、本件は承認されました。

日程 3、報告第 7 号、報告第 8 号及び報告第 9 号を議題といたします。

報告を求めます。消防長。

(熊野消防長 登壇)

○熊野消防長 報告第 7 号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件につきまして、内容のご説明を申し上げます。

本件は、公用自動車による公務中に発生した物損事故で、本年 7 月 3 日に示談が成立いたしましたので、その損害賠償の額につきまして、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したもので、同条第 2 項の規定によりご報告するものでございます。

事故発生日時及び場所、損害賠償の相手方、損害賠償の額、事故当事者は報告第 7 号に記載のとおりでございます。

それでは、事故発生の経緯につきましてご説明を申し上げます。

本件は、本年 6 月 14 日金曜日午前 9 時 15 分ごろ、摂津市鶴野二丁目、近畿自動車道上り 4.7 キロポスト付近において、車両 4 台の追突事故が発生し、車内に閉じ込められたとの通報内容から、交通事故の救出救助事案として出動した救急自動車によるものであります。

傷病者が複数であったため、救急隊は各

傷病者のトリアージを行い、緊急度、重症度の高い傷病者から順に観察、応急処置を行っていました。救助隊が車内に閉じ込められ重症度の高い要救助者を救出後、救急車内へ収容、骨盤及び下腿骨折の疑い、三次医療機関である大阪大学医学部附属病院高度救命救急センターへ向け出発しました。

通常は隊長が助手席で車両運行を管理するところですが、本件では重症度が高いため、隊員、隊長ともに社内後方で傷病者の観察、処置に当たっており、機関員は1人での緊急走行となりました。

機関員は、安全確認はもちろんのこと、振動などを極力抑えるため、アクセル、ブレーキ、ハンドルワークに細心の注意を払い、現場出発から8分後の午前9時53分に同センターへ到着いたしました。

センター敷地内でサイレンを停止し、徐行で進行中、センター出入りロドア付近で前方を横切った歩行者に気をとられ、救急車右側面を建物の柱に接触をさせ、破損させたものでございます。

示談につきましては、社団法人全国市有物件災害共済会が示談交渉を行い、相手方に対し、建物の修理費3万7,800円全額を本市が賠償することで成立したものでございます。

なお、この損害賠償につきましては、社団法人全国市有物件災害共済会からその全額が支払われたものでございます。

消防車両は、一刻一秒を争う緊急走行であっても、一般車両以上に安全運転が求められるものであり、出勤から現場活動、病院搬送、そして帰庁、車庫内へ車両が完全に停車するまでが任務でございます。事故を起こした機関員、救急隊長及びその所属長につきましては、口頭注意処分を行い、今回の事故を十分に反省し、再発防止のた

め、新たな対策を講じているところでもございます。

今後もより一層全職員がお互いに注意喚起を行いながら、安全運転を徹底し、事故ゼロを目指していく所存でございます。

以上、報告第7号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件についての説明とさせていただきます。

○村上英明議長 次に、土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 報告第8号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件につきまして、内容のご報告を申し上げます。

本件は、平成25年3月5日に発生いたしました、道路管理瑕疵によります転倒事故につきまして、平成25年9月6日に示談が成立し、その損害賠償の額につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により平成25年9月6日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告いたします。

事故発生日時及び場所、損害賠償の相手方、損害賠償の額、事故当事者は報告第8号の記載どおりでございます。

それでは、事故発生の経緯につきましてご説明申し上げます。

本件は、平成25年3月5日火曜日の午後7時30分ごろ、モノレール南摂津駅東側にございます自転車歩行者専用道路東一津屋駅前1号線の道路のセンター部に設置しております植樹ますに、相手方が東から西に向けて通行中、当該植樹ますのくぼみに足をとられて前のめりに転倒し、膝に擦過傷、右足首の関節捻挫の負傷を負ったものでございます。

示談につきましては、社団法人全国市有物件災害共済会へ事故現場の状況を報告し、協議をしたところ、過失相殺率の認定基準

に基づき、過失割合を本市30%、相手方70%と判定され、相手方と双方話し合いの結果、治療費7,821円、慰謝料10万3,320円の合計額11万1,141円を損害賠償金として支払うことで相手方と合意いたしましたものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、加入しております全国市有物件災害共済会より、その全額が補てんされるものでございます。

当時の現場状況としましては、幅4メートルのインターロッキング舗装道の中央部に縦横1.5メートルの正方形植樹ますの中に、直径60センチメートルの植樹穴を設けたものを、約10メートルの間隔で6か所設置しております。そのうちの1か所を、昨年11月に枯れ木によります倒木のおそれがあったため、樹木を撤去し、そのあとを土で埋めておりました。その後、埋めておりました土がやせ、段差が大きくなり、事故に至ったものと考えられます。

現在では、樹木撤去を行った植樹ますの鋼製格子蓋を撤去し、土系自然色舗装を行い、歩道路面を円滑にし、再度の事故防止に努めておるところでございます。

今後におきます道路管理につきましては、より一層道路パトロールの強化を図り、事故を未然に防止するよう努めてまいり所存でございます。

以上、報告第8号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件のご報告とさせていただきます。

○村上英明議長 次に、総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 報告第9号、平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件につきまして、その内容を報告いたします。

なお、各指標の算定方法については、報

告第9号、議案参考資料1ページ、2ページ及び平成24年度決算概要36ページから39ページをご参照ください。

まず、1、健全化判断比率中、実質赤字比率については、実質赤字額がないため「-」という表記になっています。その内容は、一般会計の実質収支が6億6,049万7,000円の黒字、パートタイマー等退職金共済特別会計の実質収支はゼロ円で、合計額6億6,049万7,000円の黒字となっています。

なお、本市に適用される基準は、早期健全化基準12.58%、財政再生基準20.00%未満となっています。

次に、連結実質赤字比率についても、連結実質赤字額がないため「-」という表記になっています。その内容は、水道事業会計の資金剰余額が28億4,024万1,000円、公共下水道事業特別会計の実質収支が961万4,000円、国民健康保険特別会計の実質収支が3億7,843万2,000円の赤字、介護保険特別会計の実質収支が7,088万5,000円の黒字、後期高齢者医療特別会計の実質収支が3,365万2,000円の黒字、合計32億3,645万7,000円の黒字となっています。

なお、本市に適用される基準は、早期健全化基準17.58%、財政再生基準30.00%未満となっています。

次に、実質公債費比率については、前年度と同じ値の7.9%となりました。この指標は、過去3年間の平均値で算出するものですが、単年度の数値で見ますと、前年度に比べ0.9ポイント改善の7.3%となっています。

なお、本市に適用される基準は、早期健全化基準25.0%、財政再生基準35.

0%未満となっています。

次に、将来負担比率については、前年度に比べ17.3ポイント改善し、マイナス28.0%となりました。そのため、将来負担額がないことを示す「－」という表記になっています。この原因は、一般会計及び公共下水道事業特別会計において、地方債現在高が減少したこと、及び土地開発公社の休眠化などによるものです。

なお、本市に適用される基準は、早期健全化基準350.0%未満となっています。

次に、2、資金不足比率については、水道事業会計、公共下水道事業特別会計ともに資金不足がないため「－」という表記になっています。その内容は、水道事業会計では、流動負債が7億6,508万6,000円に対し、流動資産が36億532万8,000円で、28億4,024万2,000円の資金剰余となっています。公共下水道事業特別会計については、実質収支961万4,000円の黒字であり、そのため、資金不足比率の算定結果は「－」となっています。

なお、水道事業会計、公共下水道事業特別会計ともに、本市に適用されます基準は、経営健全化基準20.0%未満となっています。平成24年度決算に基づき算出した各比率は、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準未満となりました。

以上、報告第9号、平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件の内容説明とさせていただきます。

○村上英明議長 説明が終わり、質疑があれば受けます。三好議員。

○三好義治議員 それでは、報告第8号について要望を出しておきます。

この案件についてはこの処置で異論はないんですが、ただ、このロータリー周辺は、

市民サービスコーナーからバス停まで非常に傾斜角度がきつくて、車椅子の方が往來するのに、車椅子が真っすぐ行けないような状態のところもあるんですね。今回の処置についてはそれでいいんですが、一度調べていただいて、その辺の、今回は転倒ということですけど、点字ブロックのところまでは傾斜角度が水平になっていますが、それからバス停まで非常に傾斜角度がきつい、車椅子がなかなか通れない状況になっていますので、一度総点検をしていただけたらということで要望させていただきます。

○村上英明議長 今のは要望ということですか。そのほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 以上で質疑を終わります。

日程4、議案第53号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 議案第53号、製造請負契約締結の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

議案参考資料3ページもあわせてご参照賜りますようお願い申し上げます。

本議案は、摂津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案させていただくものでございます。

契約の内容は、住民情報システム更新業務です。

契約の方法は随意契約で、契約金額は3億4,856万6,400円です。

契約の相手方は、大阪市淀川区西中島二丁目12番11号、日本電子計算株式会社大阪支店、大阪支店長福本公和です。

業務の内容は、住民記録等、選挙、国民年金、軽自動車税、固定資産税、個人市民

税・法人市民税、国民健康保険、収・滞納管理、学校教育、就学援助、後期高齢者医療、保育、児童・児童扶養手当の基幹業務システムの構築を行います。

以上、議案第53号の提案内容の説明とさせていただきます。

○村上英明議長 説明が終わり、質疑に入ります。野口議員。

○野口博議員 何点かお尋ねさせていただきます。

この問題については、前回の6月議会でも総務常任委員会として説明いただいて、お聞きしておりますので、これは今回締結の議案によって正式に出発しますので、改めてこの間の経過も含めて、確認の意味でお尋ねさせていただきます。

一つは、この間の経過であります。この間の論議の中でもいろいろ申し上げてきましたけども、平成20年度から本市は、ご承知のとおり、日立情報システムズによってオープンシステムでコンピューターシステムが稼働してきました。当時は5年間で構築費は完済できて、6年目以降イニシャルコストについても発生しないと、こういう説明があつて、平成20年に出発をしましたけれども、この間ずっとご説明を聞いておりましたら、そういう想定したときと違ったような状況が発生したり、企業側の論理においてなかなかそぐわない状況も生まれたということで、今回5社から始まって入札制度に取り組んできたという経過がありますけども、改めてその辺の経過について、確認のために説明いただきたいのと、最終的にこのJIPに決まったという決め手です。これも含めて、経過についてご答弁まずいただきたいと思っています。

二つ目は、費用面であります。当初予算では4億2,350万円の市債を組まれて、

元金交付金として1億600万円近くの予算で出発をしましたけれども、第2回定例会で、一般財源も含めて5億6,000万円の市債ということで、予算措置は変更になったわけでありまして、この全て市債で賄うという問題と、この間ご説明でいただいたこの5年、当初5年間なり10年間に掛かる費用面について、実際に10年間、また5年間でどのぐらい摂津市として、このコンピューターシステム全体としてお金がかかるのかということを知りやすく説明をいただきたいのと、費用面の二つ目は、平成20年の説明のときに、この6年目からは、いろいろ費用面で大分助かるんだという説明をされていましたが、それがなぜそうならなかったということについて、今回のこのJIPとの契約の中でどのように協議をなされたのかということが二つ目です。

もう一つは、水道部との関係です。これも前回答弁されましたけれども、ご承知のとおり、既に水道部の分では、料金システムとか財務会計については、もう既にJIPにやっています。ただ、コンピューターが違いますから、マックとウィンドウズの違いがありますけども、一般的に考えれば、既にもう出発していますので、後から入った場合は、それ以降すぐ接続できるんじゃないかと思うんですけども、それも含めて、水道部との一体化の問題についても3点目としてお尋ねします。

以上です。

○村上英明議長 それでは、答弁を求めます。総務部長。

○有山総務部長 まず、過去の経緯として費用は、10年間でどうかということですが、確かに平成20年、私どもではこのように制度改正においてシステム改正

があるという前提で、6億5,000万円の削減額が見込まれるというふうな説明をしております。これにつきましては、今言われたように、6年目以降、導入構築費用がかからないという前提でございます。

ただ、今回これを新しくベンダーを募集するに当たり、検証をしてみました。ただ、従前の汎用機からオープンシステムに移ったことで、どれだけの費用効果、この5年間に上がったかというところは、なかなか算定しにくいものがございます。ただ、私どものほうで算定をしましたときに、幾つかのオープンシステムにしたことよってのメリットというものが出ております。

まず、汎用機からオープンシステムに切りかえたことによりまして、例えば平成11年の介護保険制度の創設による改造経費、これについては、私ども1億7,000万円余りのお金を突っ込んでおりました。汎用機ということで、摂津市独自の仕様のものでございました。オープンシステムに切りかえたことによりまして、これは後期高齢者医療に対するシステムの導入で、この費用、これは汎用機で幾らという積算ができませんので、どのぐらいの費用で済んだかというおおむねな話ですが、おおよそこの標準システムの導入により半額に抑えられているというふうに見ております。

また、もう1点、オープンシステムを導入したことによって、対応が早くできている。具体的に申しますと、定額給付でございますが、これについてはかなり時間がないうちで、定額給付、うちにつきましても特別チームをつくりまして行ったところでございますが、このシステム、全国の自治体に対して定額給付の制度ができておりますので、汎用機で行っていたときと比べまして、このオープンシステムに切りかえたこ

とによって迅速に対応ができ、この制度に対して迅速に対応ができたと思っております。

それと、JIPに決まったというこの経緯ですが、私ども業者5社から絞り込みをかけるときに、どのようなことをしたかといいますと、機能要件ということで、その比較を行っております。

その機能要件でございますが、私どもとしまして、最初に基本要件として5,218項目、それから現在市が使っているシステムの仕様から3,759項目ということで、合計8,977項目に及ぶ要件をそれぞれ残った業者から比較をし、その中で選定を行ったということでございます。一定、私どもの現在の仕様に耐えるものを選ぶということで、JIPに決めたところでございます。もちろん、価格面の比較も行ったところでございます。

それから、財源ですね、当初予算から財源が変わってきているということですが、元金交付金が充てられないという状況の中でどのようにするか、従前これは、機械ものに対してはリースあるいはレンタルというような方法もございます。過去に使っておりました汎用機については、こういうレンタルなどをしていたんですが、現実にかなり金利が高くなったということで、市債の発行でそれをする、レンタルあるいはリースをするよりもはるかに利金の部分が低く抑えられるということで、地方債の発行に振り替えて事業費の確保、財源確保をしたということでございます。

それから、水道部とのシステムについてでございますが、すいません、ご指摘のように、水道部のほうでは本庁に先駆けて平成6年に水道部の料金システムを構築されております。このとき構築されておりますO

SはマックOSでございます。私どもが今使っておりますウインドウズOSでございます。これら水道のシステムと基幹の部分で違うということで、なかなか一体化にはならないのかなというところがございます。

水道部の料金システムは住基情報などとは連動しておりませんので、むしろそのことで言うと、水道部はみずからのデータベースをお持ちで進められているということでございます。先行しておるところと、後発しました本庁においても、むしろそれは住基情報、あるいは税情報などというものがデータベースになっておりますので、少し作りが違うということでありまして、一本化するというのはなかなか難しいのかなと思っております。

ただ、現在、基幹業務以外に、情報ネットワークの一元化についても庁内で行っておるところでございます。一定、水道部、それから下水道担当部署が、上下水道部というか、企業会計になるときが一つのチャンスかなと思っております。今後の課題として、それは考えていきたいと思っております。

特に、情報ネットワークの基幹につきましては、本庁のほうもJ I Pのほうで請け負うことになっておりまして、業者が統一されたことで、比較的同じ基盤に立てるのではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○村上英明議長 野口議員。

○野口博議員 1点目の経過の問題については、なかなかちょっとわからんものがあるんですけど、当然、J I Pにかわって新しいコンピューターシステムが出発するわけですから、実際日々の職員さんの仕事の中では、より仕事しやすくなるのは当然のこ

とと思っております。

そこでお尋ねしますけれども、具体的にわかりやすく説明いただきたいと思うんですけども、実際、現場で仕事する中で、これよくなったという意味でのわかりやすい例があれば、ちょっとそういうことを含めてご答弁いただければ、僕らもわかりやすいです。

それと、今回入札制度で新しく進めたという背景には、この文字化けとか、添付ファイルが開かないだとか、いろんな支障が発生したということもありますし、先ほどの説明の中で、いわゆる口約束で10年間は6年目からオープンシステムのときには費用少なくて済みますよということをやっておったから、今回はそのきちっと協定書なりですね、文書で交わしたということもあるかと思っておりますけれども、そういう、何て言うんですか、J I Pにかえた決め手といいますか、職員の仕事の現場から見てどうなのかという、若干説明いただきたいと思っております。

あわせて、これからどんどん毎年国のほうの法改正がありますが、決まってるマイナンバーだとか、基本的なこの予想される法改正については、費用はかからないと思っておりますけれども、今後、今回J I Pで出発をされたとして、かかる費用面について、どういう見込みをされているのかということをお聞きしたいと思っております。

1回目で費用面をお尋ねしましたけれども、大体摂津市のこのコンピューターシステムに係る費用は、全体でどのぐらいなのかと。以前の書類では、オープンシステムのときに平成20年度、2億1,000万円という数字がありました。昨年、平成24年度で1億4,700万円という数字が

ありますけども、若干減ってきてますけども、これから10年間大体総額で、摂津市のこのコンピューター関係で何ぼかかるのかと。5年間と6年目以降も含めて、そういう数字も大体予想として上げていただければと思います。

水道部との問題は結構です。

○村上英明議長 それでは、答弁を求めます。総務部長。

○有山総務部長 まず、オープンシステムになって現場でよくなったということですが、例えば、具体的に、これは住民のサービスのほうになりますが、コンビニ収納などが可能になっております。

それと、基本的にどこのベンダーをどれをやっても、どこかの市では同じように使っておりますので、どこがいいということはないんですが、ただ、機能要件で比較したときに、変更の箇所が少なく、今の業務体系に合うというところでJ I Pを選定したということがございます。

それと、費用の話なんですけど、これなかなか難しい話でございまして、と申しますのは、今まで汎用機の世界からクライアントサーバということで、従前使っているオープンシステムは、そういう仕組みです。

ということで、コンピューターの側にソフトを持たせてやるという業務でございましたが、今度新しくしているのは、ウェブ型のシステムということで、サーバのほうでそのソフトを出して一斉に更新をかけるというやり方でございます。それだけ費用も削減が図られると。

従前ですと、パソコンの、例えば財務会計などでしたら、一度に何人まで入るという制限がございまして、ソフトの料金、何人入れるかによって値段が大きく変わるといってシステムでございました。それはクラ

イアントサーバ型というシステムでございます。

現在、ウェブ型のシステムということで、サーバのほうに書き込みをすれば、コンピューターは端末の機械として、その部分として制御されているということで、一斉に入れるということでございます。

それと、総務省で今、プラットフォーム、地域情報プラットフォームという、こういうシステムの基盤整備を標準的に総務省のほうに取り組んでおります。このシステムの共同事業によって、現在オープンシステムで私どもで経費削減している、多くの自治体がそこに参加することによって割り勘効果が出ているということでございますので、これが総務省の分の基本的なものが進めば、全国の自治体で割り勘効果はもっと進むというふうに考えているところでございまして、今後の費用についてどうなるのかというのはなかなか難しいと思います。

総務省が考えておりますのは、私たちが導入してましたウェブ型の一歩先へ進んだクラウド型ということになっています。これは、庁内で現在はサーバを持っておりますが、そのサーバも私どもが管理するのではなく、外へ出してしまうということでございます。このクラウドの場合は、大体全国に2か所拠点を設けて、片一方で災害を受けてサーバがだめになったとしても、もう一つのサーバでその分を補うということで、災害対応に対しても非常に強いものでございます。このことがありまして、特に防災を担当しております総務省では、これを推進しているところでございます。

具体の金額というのはなかなか難しいんですが、ただ、各原課で個別の業務としてしている分と、情報政策課が行っている分がありまして、ざくっと2億円程度が今の

相場観かなと思います。ただ、今言いましたように、このウェブ型、あるいはクラウド型、いずれにしても、それぞれの開発によって多くの自治体と同じソフトのもとにぶら下がるということで、割り勘効果が出てきます。この効果がどのぐらい上がるかというのは、ちょっと今予測はできないんですが、相当、まあまあ特に総務省のプラットフォームには私どもとしても期待をしているところでございます。

ちょっとまあ、そういうことで、長期にわたって10年間続くというのはわかりません。ただ、今回の契約においては、ウェブ型でございまして、ここのほうではある種、道をつけるということで、途中でクラウドに変わっても対応できるような仕組みでございまして、ここについては10年間ということで、契約のときにこの話もさせていただいております。

従前、日立のほうでしたときに、10年間ということではございましたが、時代の流れとともに、オープンシステムが、今言いましたように、クライアントサーバ型からウェブ型に変わったということで、日立の方針として、e-ADWORLDというクライアントサーバ型のものが、e-ADWORLD2というウェブ型のものに変わってきたということがございました。これについてのフォローが日立としてもできないということでございましたので、私どもとしましては、長期にわたる契約でございましたが、5年後一定補修期間をもって、再度競争をいただいたという経緯がございます。

以上です。

○村上英明議長 よろしいですか。

ほか、ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 ないようでしたら、以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第53号を採決いたします。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○村上英明議長 起立者は全員です。

よって、本件は可決されました。

次に、日程5、議案第58号及び議案第59号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 それでは、議案第58号、特別職の職員等の給料等の特例に関する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

ご承知のとおり、国におきましては、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が不可欠であるとし、平成24年4月から国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律のもと、国家公務員の給与を2年間にわたり減額しているところでございます。

この減額措置につきましては、国家公務員一般職のみならず、内閣総理大臣ほか国務大臣、副大臣、政務官等にも適用されるとともに、国会議員におかれましても、自主的な判断のもと削減に取り組まれている

ところでございます。国からは、地方公共団体においても国に準じて必要な措置を講じるよう、何度も要請があったところでございます。

したがいまして、本市におきましても、国における法律の趣旨を踏まえた中で、近隣各市の状況や関係機関との協議を踏まえるとともに、本市の実情も鑑み、平成25年11月1日から平成26年3月31日までの間、給料等について3.8%の減額を実施するため、市長、副市長及び教育長の給料月額並びに議会議員の議員報酬月額の特例を定めるため、本条例を提案させていただくものでございます。

それでは、各条文につきましてご説明を申し上げます。

第1条は、市長及び副市長の給料月額を特別職の職員の給与に関する条例第3条に定める額から3.8%減額する旨と、地域手当、期末手当及び退職手当の算出の際には、その基礎となる給料月額を減額前の額で計算する旨を規定いたしております。

第2条につきましては、教育委員会教育長の給料月額につきまして、教育長の給与及び旅費に関する条例第2条に定める額から3.8%減額する旨と、本条例の第1条、市長、副市長と同様に、地域手当、期末手当及び退職手当の算出の際には、その基礎となる給料月額を減額前の額で計算する旨を規定しております。

第3条につきましては、全ての議会議員の議員報酬について、摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第2条に定める額から3.8%減額する旨と、期末手当の算出の際には、その基礎となる報酬月額を減額前の額で計算する旨を規定しております。

以上、条例制定の内容説明とさせていた

だきます。

続きまして、議案第59号、一般職の職員の給料の特例に関する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

議案第58号における提案内容におきましてご説明させていただきましたとおり、国におきましては、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が不可欠であるとし、平成24年4月から国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律のもと、国家公務員の給与を2年間にわたり減額しているところであり、地方公共団体においても、必要な措置を講ずるよう要請がございます。

また、国は、地方公共団体が取り組むべき趣旨として、防災の観点や地域経済の活性化などへの対応等において、公務員が先頭に立つ姿勢を示すことが重要としております。

したがいまして、本市におきましても、国における法律の趣旨を踏まえた中で、近隣各市の状況や関係機関との協議を踏まえるとともに、本市の実情も鑑み、平成25年11月1日から平成26年3月31日までの間、一般職の給料について3.8%の減額を実施するため、一般職の職員の給料月額の特例を定める本条例を提案させていただくものでございます。

それでは、各条文の内容につきましてご説明を申し上げます。

第1項は、基本的な事項として、一般職の職員の給与に関する条例に基づく一般職の職員の給料月額から3.8%減額する旨を規定いたしております。ただし、現行の各種休暇制度等を活用、適用した職員につきまして、その活用、適用の結果得られた給料月額から3.8%を減額する旨を規定したもので、次に上げるものを順次記載

しております。

まず、平成19年度から実施しております国に準じた給与構造改革の適用により、現在も給料が現給保障されている職員については、条例上の給料に現給保障分を加味した給料月額に対して3.8%を減額。

次に、育児休業部分休業制度、介護休暇制度、就学部分休業制度、高齢者部分休業制度を活用した職員、また懲戒処分に係る減給適用職員につきましては、それぞれ制度活用、制度適用した結果得られた、すなわち減額した結果の給料月額に対して3.8%を減額。

最後に、公益法人等へ出向させる派遣職員の給料を市で支給する際には、その者の給料月額を3.8%減額する旨を規定しております。

また、条文の中に記載のあります読みかえ適用する場合についてでございますが、全て平成22年の人事院勧告に基づく給料月額を1.5%減額している55歳以上で課長代理級以上の職員について、1.5%減額後の額から3.8%を減額する旨を規定しているものでございます。

第2項は、給料以外の全ての手当については、その算出の際には、基礎となる給料月額を減額前の額で計算する旨の規定をしているものでございます。

なお、議案第58号、第59号で得られる効果額につきましては、合計4,996万円と試算いたしております。

以上、条例制定の内容説明とさせていただきます。

○村上英明議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件2件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

討論に入ります。野口議員。

(野口博議員 登壇)

○野口博議員 日本共産党を代表して、議案第59号に対する反対討論を行います。

国家公務員は、国の財政状況と東日本大震災の復興財源の一部に充てるとして、昨年度と今年度の2年間、期限つきで平均7.9%の給与削減を実施しています。国は、今年1月に地方に対し、国に準じた給与削減を求め、今年7月から来年3月までの9か月間、7.8%削減分相当額の地方交付税を削減しました。

これに対して、1月27日に全国知事会など地方六団体は、そもそも地方公務員の給与は、公平中立な知見を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき地方が自主的に決定すべきものであり、国が地方公務員の給与削減を強制することは地方自治の根幹にかかわる問題である。ましてや地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方の固有財源という性格を否定するものであり、断じて行うべきではないとの抗議の共同声明を提出されたところです。

安倍内閣は、あくまでも要請だなどと言いながら、実際に都道府県の担当者を集め、その取り組み状況を調査し、地方自治への介入を強めつつ、最近では、10月までに給与削減しないと来年度の交付税を減らすとまで言い出している始末であります。

こうした経過の中、本議案では、地域手当関連で4%減少分を計算して3.8%の

削減として提案されたところです。地方公務員の賃下げになれば、労働者全体の賃金水準を抑え込むこと、今後の社会保障改革によって国民に負担増を押しつけるための露払いとしていることです。さきの退職金400万円削減とあわせ、こうした地方公務員の給与削減は地域の給与水準に大きな影響を与え、政府が唱えるデフレ不況脱却にも逆行することになります。

また、国民には来年4月から消費税8%実施で8兆円の負担、10月分からの年金1%削減、その一方で、景気対策と言って、270兆円の内部利益を積み上げている大企業には、復興法人税の1年前倒し廃止を含め、6兆円の予算を回そうとしていることを断じて許されないということを申し上げて、本議案に反対するものです。

○村上英明議長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 以上で討論を終わります。

議案第58号を採決いたします。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○村上英明議長 起立者は全員です。

よって、本件は可決をされました。

議案第59号を採決いたします。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○村上英明議長 起立者多数です。

よって、本件は可決をされました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

10月11日から10月30日まで休会とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのよう

に決定いたしました。

本日はこれで散会いたします。

(午後2時16分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 村上英明

摂津市議会議員 藤浦雅彦

摂津市議会議員 三好義治

摂津市議会継続会会議録

平成25年10月31日

(第4日)

平成25年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

平成25年10月31日(木曜日)
午前10時 開議場
摂津市議会

1 出席議員 (21名)

1 番	森 西 正	2 番	木 村 勝 彦
3 番	上 村 高 義	4 番	福 住 礼 子
5 番	藤 浦 雅 彦	6 番	村 上 英 明
7 番	三 好 義 治	8 番	東 久 美 子
9 番	市 来 賢 太 郎	10 番	中 川 嘉 彦
11 番	増 永 和 起	12 番	弘 豊
13 番	山 崎 雅 数	14 番	水 谷 毅
15 番	南 野 直 司	16 番	渡 辺 慎 吾
17 番	嶋 野 浩 一 朗	18 番	大 澤 千 恵 子
19 番	野 原 修	20 番	安 藤 薫
21 番	野 口 博		

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森 山 一 正	副 市 長	小 野 吉 孝
教 育 長	箸 尾 谷 知 也	市 長 公 室 長	乾 富 治
総 務 部 長	有 山 泉	生 活 環 境 部 長	杉 本 正 彦
保 健 福 祉 部 長	堤 守	都 市 整 備 部 長	吉 田 和 生
土 木 下 水 道 部 長	藤 井 義 己	教 育 委 員 会 次 世 代 育 成 部 長	登 阪 弘
教 育 委 員 会 教 育 総 務 部 長	山 本 和 憲	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 部 長	宮 部 善 隆
水 道 部 長	渡 辺 勝 彦	消 防 長	熊 野 誠

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	寺 本 敏 彦	事 務 局 次 長	藤 井 智 哉
---------	---------	-----------	---------

1 議 事 日 程

1,

一般質問

南	野	直	司	議員
森	西		正	議員
大	澤	千	恵子	議員
東		久	美子	議員
福	住	礼	子	議員
山	崎	雅	数	議員
渡	辺	慎	吾	議員
水	谷		毅	議員
増	永	和	起	議員

1 本日の会議に付した事件

日程 1

(午前10時 開議)

○村上英明議長 おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、東議員及び市来議員を指名いたします。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

南野議員。

(南野直司議員 登壇)

○南野直司議員 おはようございます。

初めに、先日発生いたしました台風26号、あるいは台風27号は、伊豆大島を初め各地域に甚大な被害をもたらしました。被害に遭われました皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

また、9月に行われました市議会議員選挙におきまして、市民の皆様のご支援で3期目市政に送っていただきました。一つ一つでございますけれども、貴重なお声を市政に届け、誰もが住みよいまち摂津の構築に少しでもお役に立てるよう取り組んでまいりますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、順位に従いまして一般質問を行います。

1点目の安心して子どもを産み育てられるよう、乳幼児医療費助成制度の通院助成の対象年齢を中学校終了まで拡充することについてでございます。

この件に関しましては、ちょうど1年前も質問させていただきましたけれども、多くの子育て世代の方から、何とか摂津市も対象年齢を拡充してほしいということでお声をいただいております。本市におきましては、さきに他市に先駆けまして、入院につきましては中学校3年生まで拡充をいたしましたけれども、通院におきましては大阪

市、あるいは隣の吹田市に比べますと9年間の差があるわけでございます。

そこでお聞きしたいんですけども、1点目に、大阪府内における本市の実施状況はどのようになっているのか。

もう1点は、次世代育成支援後期行動計画ではどのような位置づけになっているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

2点目の高齢者のための福祉サービスの充実についてでございます。さまざまな高齢者の方の福祉サービスがございますけれども、2点、絞らせていただいております。

1点目につきましては、高齢者世帯、民間賃貸住宅の家賃助成でございますけれども、5万円以内の民間賃貸住宅にお住まいの高齢者の方へ、所得制限でございますけれども、1万1,000円を限度として支給される制度でございます。この制度を、例えばですけれども、5万5,000円に上限を引き上げられないか、お答えいただきたいと思っております。

もう1点は、この9月にも開催されましたけれども、老人福祉大会、文化ホールで開催されました。敬老の行事といたしまして、金婚・おしどり夫婦へのお祝いをしていただきましたけれども、この金婚・おしどり夫婦へのお祝いは、市から連絡があるというふうに思っておられる方が多くいらっしゃいまして、個人で申請していただくという制度でございます。これはさまざまな形で、広報等を通じてお知らせしていただいておりますけれども、例えば、自治会で回覧で回していただくとか、多くの方に知っていただくためにそのようなことはできないか、お答えいただきたいと思っております。

次に、3点目、「いじめ防止対策推進法」の公布における摂津市の取り組みにつ

いてでございます。

第183回の国会において、このいじめ防止対策推進法が成立いたしましたして、本年の6月28日に公布をされたわけでございますけれども、ここで、これまで本市が行ってきたいじめ防止の取り組みについて、お聞かせいただきたいと思っております。

次に、4点目、市の魅力として全国に発信できる「新幹線鳥飼基地のまち摂津」についてでございますけれども、皆さんご存じのとおり、新幹線鳥飼基地は現在、小学生への見学会や施設開放が行われておりません。また、休日になりますと、多くのご家族連れが中央環状線沿いに車をとめて、本当に危険な状態で新幹線鳥飼基地で新幹線を観覧されるという状況でございます。

市として、さまざまご要望をされてきておられますけれども、経緯と、新たな決意で申し出をJR東海さんのほうにされてはどうでしょうか。その点、お聞かせいただきたいと思っております。

1回目、以上で終わります。

○村上英明議長 それでは答弁を求めます。
教育総務部長。

(山本教育総務部長 登壇)

○山本教育総務部長 乳幼児等医療費助成制度に関するご質問にお答えを申し上げます。

本制度は、本市の場合、通院は就学前までの児童に対しまして、所得制限なしという内容で実施をいたしております。

大阪府内各市町村の実施状況でございますが、今年10月現在の状況で申し上げますと、所得制限の有無はございますが、本市と同様、就学前の児童までを対象にしている自治体が22か所、小学校2年生までが1か所、3年生までが6か所、小学校卒業までが5か所、中学校卒業までが9か所というような状況になっております。

近隣各市の状況を申し上げますと、本市と豊中市が就学前まで、池田市、高槻市、茨木市が小学校卒業まで、大阪市、吹田市、箕面市が中学校卒業までというような状況になっております。

また、本市の次世代育成支援後期行動計画における本制度の役割、位置づけでございますが、第3節、子どもの健やかな成長を支える環境づくりにおいて、親と子どもの心身の健康づくりの充実という項目に位置し、また、第5節、ゆとりをもって子育てができる環境づくりにおいて、子育てに伴う経済的負担の軽減という項目に位置し、双方とも保護者の経済的負担の軽減と子どもの健康の維持増進を図っていくというような事業に位置づけており、本市のこの制度の役割については認識をいたしております。

○村上英明議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 高齢者のための福祉サービスの充実について、ご質問にお答え申し上げます。

1点目の高齢者世帯民間賃貸住宅の家賃助成制度は、高齢者が住みなれた地域で住み続けられることを支援することを目的とし、生活保護基準を参照し、実施いたしております。助成額は1か月当たり1万円を上限といたしておりましたが、昨年、制度の見直しに伴いまして、非課税世帯の方には助成額の上限を1万1,000円と充実を図り、平成25年6月時点では約250世帯の方にご利用いただいております。

また、近隣でこの制度を実施しておりますのは、茨木市と高槻市のみで、対象となる家賃の金額は本市と同様5万円以下で、助成額は1万円を限度といたしております。

この制度は、対象基準に収入制限を設け

るなど、低所得者の方への制度として位置づけていること、また、利用されている方の家賃の額を見ますと、上限の5万円の方が1割、それ以下の方が9割となっており、約半数以上の方が4万円以下という現状でございます。

今後、住宅の建てかえ等による家賃の上昇に伴って、上限金額について見直しの必要性も考えられますが、現時点では対象とする家賃の額の引き上げについては考えておりません。

2点目の、敬老の行事の一つであります金婚・おしどり夫婦のお祝いにつきましては、金婚式を迎えられたご夫妻及びご夫妻ともに満80歳以上のおしどり夫婦の方を、毎年9月に文化ホールで開催いたします老人福祉大会に招待し、記念品を贈呈し、祝福するものでございます。今年は75組のご夫妻がおられました。

毎年実施をしておりますが、申し込みを忘れられた方などは、翌年お申し込みいただくこともできるよう、柔軟に対応いたしております。

周知の方法といたしましては、広報への掲載や、窓口で配布しておりますパンフレット、高齢者のための福祉サービスのほか、老人クラブ連合会のご協力をいただき、会からお声がけを行っていただき、申し込みをいただいている状況でございます。

今後、これらにあわせまして、自治会、町会のご協力をいただき、回覧板による周知などにつきましても検討してまいりたいと考えております。

○村上英明議長 次世代育成部長。

(登阪次世代育成部長 登壇)

○登阪次世代育成部長 いじめ防止の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

本市では、これまでから、いじめはどの

子どもにも、どの学校でも起こる可能性があるとの認識のもと、いじめは絶対に許さないという基本姿勢に立ち、未然防止、早期発見、早期対応の取り組みを進めてまいりました。

具体的には、未然防止という観点からは、市内の25学級を対象に、子どもがいじめの加害者にも被害者にもならないよう、子ども自身の暴力に頼らない問題解決力を高める特別授業を、外部講師を招いて取り組んでおり、今後は、その成果を全校に広げていきたいと考えております。

また、早期発見のため、全児童生徒を対象に、学期の初めに、学校に来るのが楽しいか、嫌な思いをしていないかといった内容の生活アンケートや、担任の気になる子どもに対する個別面談を実施するなどして、子どもの状況を的確に把握するよう指導しております。

さらに、いじめ事象を認知した際には、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家による校内いじめ・不登校対策委員会等が中心となり、情報共有を行うなどの組織的な対応を行うとともに、教育委員会に対して速やかに事実経過を報告するよう求めています。報告を受けた際には、委員会事務局内で情報を共有するとともに、必要に応じ指導主事を学校に派遣して指導、助言にも努めておりますし、報告された内容につきましては、毎月の定例の教育委員会議に報告し、個々の事例を通して、学校のいじめ防止の取り組みのあり方や、認知した場合の対応のあり方などについて議論をいただいております。

○村上英明議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 新幹線鳥飼基地のまち摂津

についてのご質問にお答えいたします。

第4次総合計画において、摂津市らしさや摂津市の強みを意識し、事業を展開する中でそれらを生かすことにより、摂津市への愛着や親しみを醸成することを掲げております。

新幹線基地は、摂津市らしさの一つであり、摂津市のPRや魅力づくりには欠かせないものであり、摂津市への愛着や親しみを醸成するのに適した施設であると考えております。

これまでも、新幹線を生かしたまちづくりを進めるため、施設開放や小学生を対象とした見学会の復活についてJR東海に申し入れをしております。また、ご提案いただいております観覧席を設置することについても要望をしております。しかしながら、施設の安全面を理由に実現に至っておりません。

今後、安全性を確保した上で、何らかの形で施設開放、観覧席の設置などをしていただけないか、申し入れを検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○村上英明議長 南野議員。

○南野直司議員 それでは、2回目の質問を行います。

乳幼児医療費助成制度ですけれども、対象年齢を引き上げた場合の必要額についてと、それから、大阪府、国へ要望していただいておりますが、その中身についてお聞かせいただきたいと思っております。

2番目の高齢者のための福祉サービスの充実についてでございます。

一つの、金婚・おしどり夫婦へのお祝いの申請方法等々、しっかりと自治会にお願いしていただき、回覧等で回していただくよう、よろしくお願いいたします。

もう一つの民間賃貸住宅家賃助成の件で

ございますけれども、今後、住宅の建てかえ等による家賃の上昇に伴い、上限金額について見直しの必要性も考えられますということでもありますので、ぜひ、住みなれたところで新たな住居を探せるよう、上限額の拡充、よろしくお願いいたします。

3点目のいじめ防止対策推進法についてでございます。この制定を受けて、本市の取り組みの方向性についてお聞かせいただきたいと思っております。

そして、最後の4点目でございます。新幹線鳥飼基地の件でございますけれども、第4次総合計画では、協働によるまちづくりを掲げております。この新幹線鳥飼基地の活用について、まさに市民、ボランティアでやっていただいております。市民、そして行政、そしてJR東海、事業所が協働で全国に発信できるようなまちづくり、この点、お聞かせいただきたいと思っております。

2回目を終わります。

○村上英明議長 それでは答弁を求めます。教育総務部長。

○山本教育総務部長 乳幼児医療費助成制度に関する経費等に関するご質問にご答弁申し上げます。

昨年度の他市の実施状況から試算いたしますと、1学年拡大で年間約1,800万円程度の負担増になると試算をいたしております。その試算でまいりますと、小学校3年生までであれば約5,000万円、6年生までであれば約1億円の経費が必要になるというふうに見込んでおります。

中学校3年生までという問いでございますが、実施しておられる他市の状況、まだ実績が出ていない状況でございますので、試算については困難な状況でございます。よろしくお願いいたします。

また、本制度の財源ということでござい

ますが、本制度の財源につきましては、大阪府の補助制度のみが財源として充当させていただいております。対象者といたしまして、所得制限を設けた3歳未満児の方が対象になっております。この大阪府の制度におかれましては、都道府県が実施をしておられる補助制度の中で対象年齢が低い状況でございます。このような状況でございますので、本市といたしましては、国に対しては補助制度の創設を、また大阪府に対しては補助対象年齢の拡大を要望しております。

○村上英明議長 次世代育成部長。

○登阪次世代育成部長 いじめ防止対策推進法の制定を受けた、本市の取り組みの方向性についてのご質問にお答えいたします。

いじめ防止対策推進法制定を受け、教育委員会としましては、まず、同法の趣旨並びにその内容を学校に対してきちんと周知徹底させるとともに、同法によって学校に対し義務づけられているいじめの防止等に関する措置や、重大事態への対処方法などが速やかに実行されるよう、指導、助言してまいります。

また、同法におきましては、国及び学校に対してはいじめの防止基本方針の策定が義務づけられ、地方公共団体には策定の努力が義務づけられているところですが、教育委員会といたしましては、改めていじめは絶対許さないとの姿勢を広く市民に訴え、その協力を求めるため、摂津市いじめ防止基本方針の作成について検討を進めてまいります。

○村上英明議長 市長公室長。

○乾市長公室長 それでは、協働の観点から、新幹線基地を生かしたまちづくりについてお答え申し上げます。

第4次総合計画では、まちづくりの課題

の一つとして、協働のまちづくりの実践を積み重ねていくことを考えており、あらゆる地域資源を発掘、活用し、さまざまな試みを積極的に行い、実践を積み重ねながら摂津市らしい協働のあり方を見出すことが必要としております。

新幹線基地は、まさしく摂津市における重要な地域資源であります。市民活動に目を移しますと、新しい線の組と書きまして新線組というようなネーミングをされている組織がございまして、そのように新幹線に関連した活動も行っておられる団体もございまして。

これらを踏まえますと、新幹線を生かしたまちづくりは、協働の実践に適した課題であると思われまいます。これまでも市民団体との連携は行っておりますが、協働による取り組みをより一層進めていくことを検討するとともに、JR東海に対して、協働によるまちづくりを進める上で、事業者としての役割を理解いただくよう、引き続き施設開放の要望を検討してまいりたいと考えています。

○村上英明議長 南野議員。

○南野直司議員 ご答弁ありがとうございます。

1点目の乳幼児医療費助成制度の対象年齢拡充の件でございますけれども、市長は、平成26年度予算編成の方針の中で、安心して子育てができる住み続けたいまちを実現していくために、平成26年度は子育て環境に重点を置いた予算編成に取り組んでいきたいというふうに方針を述べておられますけれども、この乳幼児医療費助成制度の対象年齢の拡充について、市長からぜひご答弁をいただきたいと思っております。

それから、3点目のいじめ防止対策推進法の公布における摂津市の取り組みでござ

いますけども、さまざまご答弁いただきました。

このようなご相談をいただきまして、摂津市のある小学生のお父さん、お母さんからご相談をいただきまして、なかなか不登校で学校に行けてなかった児童であります。自分の決意もありまして、ようやく学校に行くようになりました。ところが、いじめに遭ったということで、そのお子さんからもう死にたいという言葉聞いたということでございます。

先生方も一生懸命取り組んでいただいておりますけども、改めて、教育長の思いを聞かせていただきたいと思っております。

最後の新幹線鳥飼基地につきましては、ぜひオール摂津で取り組んでいきたいと思っております。この9月27日にも上京をさせていただきまして、公明党議員団で太田国土交通大臣に新幹線鳥飼基地の有効利用ということで要望をさせていただきました。ぜひ、オール摂津、市民、事業所、行政がともに協働で全国に発信できる新幹線鳥飼基地になるよう、これを進めていただきたく思っておりますので、これを要望といたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

○村上英明議長 それでは答弁を求めます。
教育長。

○箸尾谷教育長 不登校の状況から脱し、みずからの力で登校を始められた子どもさんが、今、お話にありましたように、いじめに遭われて、死にたいということをもし漏らしておられるのであれば、学校として、今、先生のほうからは学校として一生懸命取り組んでいただいているというお言葉をいただきましたけども、やはり重大な事案として、教育委員会としてもフォローをしていきたいというふうに考えております。

学校におけるいじめの問題というのは持

ったなしの課題であるというのは、私も十分認識しております。特に今の子どもたちは、人間関係スキルの未熟さでありますとか、あるいは欲求不満への耐性が低下しておりますことから、以前にも増しまして、ささいなことからいじめに結びついているケースが多いというふうに考えております。

そういう意味で、先ほど答弁させていただきまして、各学校では、いじめはどこどの学校でも起こり得るものということで、早期発見、そして早期解決に取り組んでおりますけれども、さらには、子どもたちが安心して学校で学んでいただけるようにするためには、先生のほうからのご指摘いただきましたように、いじめを未然に防止することが重要であるということは、十分認識をしております。

いじめは、いじめる子といじめられる子以外に、周りではやし立てたり、あるいはおもしろがったりして積極的にいじめを促進してしまう観衆役の子どもと、見て見ないふりをして、結果としていじめを暗黙的に支持している傍観者役の子どもがいるという、そして、その二つの役の子どもがいることが、いじめ事象を促進し、拡大しているというような研究もございます。

したがって、学校におけるいじめの未然防止の取り組みといたしましては、個々の子どもへの対応ももちろんですけれども、いじめが起きたとき、あるいはいじめを許さないという学級集団、あるいは学年集団づくりが大切であるというふうに考えております。

また、いじている子どもへの聞き取りから、いじている子どもは、自分の行為が相手を深く傷つけているということに気づいていない例が多いということも聞いております。そういう意味からも、子どもた

ち一人一人に、相手の立場に立って考え、相手の心の痛みがわかる感性を育てる、そういう教育も必要であるというふうに思っております。

いじめ防止対策推進法が制定されました背景には、こういったいじめに対する学校や教育行政の取り組みに対する不信感というものがあるというふうに感じております。教育委員会といたしましても、同法の趣旨を十分に踏まえまして、各校におけるいじめ防止のための基本方針の策定や、あるいは体制の整備、教職員の資質能力の向上などに一生懸命努めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○村上英明議長 市長。

○森山市長 南野議員の3回目の質問にお答えいたします。

今も話に出ておりますけれども、昨今、いじめ、虐待、不登校等々、子どもたちを取り巻く状況、容易ならざるものがござい

ます。もっと深刻な問題があります。それは、極端な少子化だと思えます。これは、日本社会の病と言ってもいいと思えます。問題は、このどんどん減っていく子どもたちが、この先、好むと好まざるにかかわらず、社会を担わなくてはなりません。支えることとなります。それだけに、愛情を持って育てる、これは当然のことですけれども、一方で、しっかりと社会のルールを身につける、またしつける、これも大切なことでありまして、これが大人の責任と言ってもいいと思えます。家庭の役割だと思っておりますが、一方で、足らざるを補う、これ、我々行政の役割だと思っておりますが、中でも、子育て支援、これは大切な視点ではないかと思っております。

間もなく、平成26年度の予算編成に入っております。先ほどお話ありましたように、安心して子育てができる子育て環境に重点を置くと私のほうから申し上げたことがあろうかと思っておりますが、まさに、来年度の予算編成に際しましては、そういった概念といいますか、しっかりと編成に当たっていききたいなと思っております。

今、ご指摘がありました乳幼児の医療費助成の話ですが、これはより具体的な、重要なことをご指摘いただいたと思っております。先ほど説明がいろいろありましたけれども、大阪府下各市町村、それぞれの取り組みがあります。今日的に、住むところによって手厚い助成があったり、一方では全くない、ばらばらな状況になっております。こういった問題については、やはりみな平等にといいいますか、それにこしたことはないと思えます。そういう意味で、国がしっかりとした、やはり制度の確立というんですかね、これをすべきだと私は思っております。そういう意味で、大阪府市長会といたしましては大阪府に、そして近畿市長会といたしましても国に対して、強く働きかけてきたところでございます。

ご存じのように、当市におきましても、この医療費助成につきましては、大阪府下でも先進的な取り組みをしてきたところでございますが、いろいろと皆さん、取り組まれております。この助成につきましては、かなり多額の財源を要するわけですから、摂津市といたしましても、独自の所得制限等々も考える中、知恵を絞って、来年度、この対象年齢をどこまで引き上げられるか、この議会が終わりましたら、早速その作業に取り組みたいと思っております。

以上です。

○村上英明議長 南野議員の質問が終わりま

した。

次に、森西議員。

(森西正議員 登壇)

○森西正議員 おはようございます。

それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、幼児等医療費通院助成対象年齢拡大についてですが、ゼロ歳児の医療費助成制度、この制度は、摂津市が全国に先駆けて実施した制度であります。現在の乳幼児等医療費助成制度や、子ども医療費助成制度であります。他の自治体が、遅かれ早かれ必ず実施される施策については、後追いではなく、他の自治体の実施するよりも早く先行実施すべきであると思っております。そのことが、摂津市に魅力を感じ、市民にとって我が市のステータスにもなると思っています。

80歳以上の老人医療の公費負担、交通遺児を対象にした年金制度、障害者医療費助成制度、犯罪被害者見舞金制度、災害見舞金支給制度、高齢者生きがい公社創設、現在のシルバー人材センターなどあります。これ、全て摂津市が全国初の取り組みでありました。

森山市長も、全国に先駆けた施策を多く手がけられました。人間基礎教育、地域住民のDNA保管、機能別消防分団、低炭素型社会のモデル都市、南千里丘まちづくりなどあります。

さきの南野議員の質問の答弁を聞きました。この件は、私を含めて4名の議員が質問をされておりますけれども、要望だけいたします。ぜひとも、所得なしの中学生まで拡大を、これ期待をしますので、よろしく願いいたします。

続きまして、市立せつつ桜苑の3億5,000万円以上評価のある建物を無償譲渡

することについて、1回目ですけれども、市立せつつ桜苑は、平成9年に公設民営としてオープンし、土地4億4,133万円、建物15億277万円、合計19億4,410万円で摂津市が平成7年、8年、2か年にかけて整備をしました。

19億4,410万円の内訳は、国の補助金が3億9,164万円、大阪府の補助金が2億2,403万円、合わせて6億1,567万円。起債が13億2,680万円。一般財源が162万円であります。平成9年から平成25年までの間、市が返済した借入利息は、2億9,491万円です。

7月5日に募集要項が市内4法人に配付され、建物等は無償譲渡、土地は鑑定価格3億2,452万円を最低価格とし有償譲渡という内容でありました。7月9日に現場説明会、7月12日に運営法人候補者選定申込書の提出期限、7月16日から7月19日に質疑受け付け、7月23日に質疑回答、7月31日に提案書提出期限、8月20日にプレゼンテーション及びヒアリングが開催され、社会福祉法人成光苑さんへ3億8,000万円で売却を決定されました。

7月22日には、せつつ桜苑の改修工事の開札があり、市が4,917万円、税込みですけれども、負担が決定いたしました。土地については、平成25年度の路線価1平米当たり13万円、敷地面積2,996.28平米の3億2,452万円で、これは私も計算しましたがけれども、その数字は間違いなく合っておりました。さきの本会議で、建物の減価償却残存価格は、定率法で算出すると3億9,000万円あり、固定資産での評価は3億5,400万円あるという答弁でありました。

さきの本会議で質問しましたが、改めてお聞きをします。なぜ、無償譲渡なのか。有償譲渡の場合、補助金の返還が生じるということでもありますけども、国との交渉によって返還の必要がない場合もあると、私は厚生労働省から聞いております。そのことを含めて、有償譲渡にする考えはなかったのか、見解をお聞きします。

また、さきの本会議で、募集のスケジュールには疑問を抱くという質問に、部長は、申し込みをされた法人の中で延長要望はなかった、スケジュールに問題はなかったという答弁でしたが、申し込みをされた法人は、書類の提出期間が延長されることは念頭になかったはずであります。ということだけ述べさせていただいて、1回目の質問を終わります。

○村上英明議長 それでは答弁を求めます。
保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 それでは、せつつ桜苑民営化に当たり、建物の無償譲渡についてのご質問にお答え申し上げます。

さきの本会議での答弁と繰り返しにはなりますが、土地、建物等の譲渡方法につきましては、民営化後の施設の入所者等に対するサービス内容が民営化前と同等以上であることを前提条件に、有償譲渡、無償譲渡、有償貸与、無償貸与した場合のそれぞれにつきまして、どうなるかを検討を行いました。

担当といたしましては、民営化を行った他の自治体の例からも、土地を無償で貸与し、建物等を無償で譲渡するという選択肢がとれないものか検討を行いました。施設整備に当たっては、市費の負担も大きく、多額の市債も残っていることや、土地は減価償却の必要がなく、新たな法人の資産と

して活用されることなどから、最終的に、土地については鑑定価格以上での有償譲渡とさせていただくこととなりました。

しかし、建物等につきましては、有償で譲渡いたしますと、国、府補助金の返還が生じますことから、たとえ全額返還でなかったといたしましても、本市にとってはメリットが少ない上に、譲渡により修繕費や更新のための費用が新たな法人の負担となり、それらの負担を新たな運営法人に求めることとなりますと、結果として入所者等のサービス低下を招くことになることから、総合的に判断し、無償譲渡とさせていただいたものでございます。

今回、せつつ桜苑の民営化法人が選定されたことで、今後は、施設の入所者等が継続的なサービスを受けて、安心して安定した入所生活等が過ごせることとなると思っております。市も将来の修繕費や更新のための費用の負担がなくなるため、施設の入所者等と摂津市の相互にメリットがもたらされるものでございます。

○村上英明議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

整備費の負債13億2,680万円、整備費の一般財源162万円、支払利息2億9,491万円、今回の改修費4,917万円、支払利息の残額1,390万円の、計16億8,640万円の費用、いわゆる市民の税金が少なくとも16億8,640万円費やされております。

不動産取引は減価償却の残存価格や固定資産評価額で算出するのが当たり前ですけれども、まず、評価でもって公募されなかったことについて、私は理解ができません。市民の皆さんには、厳しい生活の中、一生懸命働いて納税していただいております。

納税者の立場から考えると、今まで多く投入された税金を、1円でも多く歳入確保する努力をすることが市の責務であり、市の姿勢であると考えます。その点、市長の考えをお聞きします。

○村上英明議長 それでは答弁を求めます。市長。

○森山市長 森西議員の2回目の質問にお答えいたします。

前回も本会議でいろいろとご指摘がございましたので、重複するかもわかりませんが、おさらいみたいな答弁になるかもわかりませんが。

限られた財源、限られたマンパワーでいかに福祉を後退させないか、持続していくか、これからの大変難しくも大切な課題だと思います。

いろんなことを考えます。いろんな取り組みがありますけれども、その一つが民営化だと思います。この点については異論はないとおっしゃったかと思いますが、民営化する場合には、これも何遍も言っていますけれども、まず最初に考えることは利用者です。その利用者に不利益があってはだめです。今まで、いやそれ以上に、そこで過ごしていただく、このことを考えなくてはなりません。

ということになりますと、民間の運営する法人といいますか、施設、ここがやはり安定した健全な運営、これをしていただかないと、話にならないわけであります。そういう意味では、できるだけ無理のない条件で、法に従って無理のない条件で移譲する、これが世間の、ある意味では流れでございます。すなわち、無償譲渡、これが全国的な流れと言ってもいいと思います。

先ほど部長のほうからもお答えいたしましたけれども、私どももこの施設につつま

して、当初、完全な無償譲渡も考えました。でも、さっきから話が出ておりますように、3億云々の起債が残っておるわけでありますから、これを民営化とは言いながら、市民の皆さんにつけを回すのはよくないということで、私はやむなくと言ってもいいんですが、民間法人に買っていただくということで、売却することになったわけであります。

議員は、上物も売却すべきではないかのご指摘だと思います。当初、上物の売却も私は考えました。でも、いろいろと関係省庁等と調査する中で、売却しても、その売却益については補助金の返還義務が生じてしまって、ほとんど売る意味がないこともわかりました。民間法人に多大な土地を含む負担を煩わし、摂津市にはほとんどメリットがない。その結果、利用者に恐らくしわ寄せがいくのではないかと。そういうことで、今回の方法をとることになりました。

起債残高が全て返済し、そして、私はまだおつりがあるかと思いますが、という意味で、法人にとっても、行政にとっても、利用者にとっても、ベストに近い方法ではなかったかと私は思っています。

ところで、以前からもご指摘がある中で、この法人の利益といいますか、安いじゃないか、高いじゃないかという話でありますけれども、基本的に、社会福祉法人の施設は、民間といえども個人のものではありません。十分、公と言ってもいいと思います。だから、改修等々のときには多額の税金が投入されるわけであります。だから、この社会福祉法人に利益云々の話は生まれなし、また、そうあってはいけないわけであります。もし、個人の商いの論理で混同しているとすれば、それはよくないことだと私は思っております。

そういう意味で、今回の売却については、大方の市民の皆さんはご納得いただいているものと判断をいたしております。

以上です。

○村上英明議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

今まで建物整備に費やした費用相当分の賃借料をいただいておりますのであれば、私は無償譲渡も理解ができますし、建物の耐用年数が過ぎていて、減価償却の残存価格がない建物であれば、無償譲渡も私は理解できます。

市長は、今も福祉、お金というようなことで、さきの本会議においても、福祉はお金の論理だけではいけないというふうにおっしゃいました。私もそう思います。また、社会福祉法人含めて、四つに公平に、どこかの法人のためにとということではないとも、さきの議会ではおっしゃいました。

せつつ桜苑については、土地は有償、建物は無償で進められておりますけれども、市内には老人介護施設、保育所、障害者施設など、福祉施設がほかにも多くあります。では、今回のせつつ桜苑の民営化の方法、考え方であれば、市内にある他の福祉法人も、土地については、おのおのの法人が自己資金で購入、そして建物については、せつつ桜苑同様に、公平に市が費用を見てあげるべきではないのかというようなことも出てこようかというふうに思います。なぜ、せつつ桜苑の建物だけ費用負担して、他の福祉施設の建物に費用負担せずに、公平であるというふうに言えるのか、見解を聞きます。

また、市民の財産である建物評価のあるせつつ桜苑を、福祉はお金の論理だけではいけないという考えに基づいて無償譲渡す

ることについての市民への理解、先ほど市長は大方の理解をいただいておりますというふうにおっしゃいましたけれども、私はそうでないというふうに思っております。その理解、説明責任をどのように考えておられるのか、改めてお聞きをして、答弁を求めたいというふうに思います。

以上です。

○村上英明議長 それでは答弁を求めます。市長。

○森山市長 いろいろおっしゃいましたけれども、施設の民営化に反対する人は、これはもう論外です。私は、さっきも言いましたけれども、限られた財源、限られたマンパワー、限られた条件の中で、これから、今、国でも問題になっておりますけれども、社会福祉と申しますか、社会保障、これを後退させずにどういうふうに持続していくか、いろんな方法があります。そういう中で、民営化ということについての私の説明をした中で、市民の方はご納得いただけるものと思います。

ただ、これだけ金がかかった、これだけで売ったからこれはおかしいじゃないかというような話をすると、誤解を招くし、恐らくそういう方もおられます。その論理は通用しないと思います。これだけのものをこれだけで売って、これだけ損した、得した、これは個人の企業における論理は通用いたしますけれども、こういった十分、公にかかわる社会福祉法人において、やっぱりそれだけの論理で物事を処理していくと、間違いが起こると私は思っています。

そこで、ちょっと細かいことについては部長のほうでお答えさせますけれども、そういうことで、例えばほかの保育所とか、ほかの施設にも同じように適用させるべきではないかという、ちょっと私は、今の質

間ではわかりにくいんですけども、現実問題として、今、無償で賃貸とか、いろんなケース・バイ・ケースが、いろいろあったかと思えますけれども、私は今後、ひとつ整理をしていって、先ほど私が言った理念にのっとって、もらうべきものはもらうと、お渡しするものはお渡しする、これはその都度議会に諮って、とにかくそこで利用されている人の不利益、そして福祉の後退につながらないという論点をしっかりと市民の皆さんに説明していけば、必ずご納得いただけるかと。

何度も言いますが、民営化反対での話は、これは論外ですので、ご承知をいただきたいと思えます。

以上です。

○村上英明議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 それでは、私のほうからご答弁申し上げます。

市長からも、建物等の譲渡につきまして、損得で判断するべきではないというご答弁をされておりますけれども、私ども、長いスパンで検討したときに、民営化によって市が受ける利益の範囲内で譲渡先に対して財政支援を行うということで、このスキーム、公募への参加が見込めるスキームをつくらせていただいたと考えております。そのことによって、先ほどから申し上げておりますように、入所者が安心して安定した入所生活が過ごせるようになるというものでございます。

事実、民営化法人の選考過程におきましても、現に、最終的な提案書の提出は1法人のみでありまして、決して、もし仮に土地だけでなく建物等も有償譲渡という条件で募集しておりましたならば、全法人がプロポーザルに参加を見合わせるという事態も想定されまして、そのようなことになり

ましたら、民営化という市の施策が実現できなかったのではないかとこのことを考えております。

したがいまして、建物等の無償譲渡は、せつつ桜苑の民営化に際しましては最も効果的なスキームであったというふうに考えております。

他の施設につきまして、一様にということでございますけれども、私どもはこのせつつ桜苑の民営化ということで、最も効果的なスキームであったというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

また、先ほども申し上げましたように、せつつ桜苑の民営化法人が選定されたことで、今後は、施設の入所者が継続的なサービスを受けて、安心して安定した入所生活等が送っていただけるということで、市も将来の修繕費の更新の負担がなくなるとともに、施設の入所者等も、あるいは市と、それから先ほど市長が申されましたように、法人と、3者にメリットがもたらされているというふうに考えております。

以上でございます。

○村上英明議長 副市長。

○小野副市長 市長から全て言われたんですが、多くの市民の方が来られています。いま少し論点だけを言っておきたいと思えます。

まず、今、森西議員が言われている部分で、市がその議論をするなら、随意契約ならばその議論は私は成り立つと思います。随意契約ならば。例えば、成光苑に対して長年、17年間でしょうか、やってきたことによって問題なかったので、安定的に、いわゆる桜苑のところについては成光苑にお任せをするということであるならば、その議論は一定、私は議論に耐え得るという

ふうと思うんです。

すなわち、この施設を運営できる方は、市内4法人ありました。4法人に公平に参加をお願いしますと言った中での最終的な決定であります。そこが一つの大きな論点だと思います。

それからもう一つは、一定の賃借料なりを一定負担してきたではないかと。それは公設であります、やはり。公設して民営しているわけでありますから、当然、公の責任において建てたものに対して公が一定の負担をするのは、これはもう基本的な原則。ここのことは、いま一度踏まえておきたいと思います。

もう一つの補助金の返還問題で、森西議員は、それは一定、限りなく補助金を返還しないでいけることも聞いておるといふふうに言われましたが、私どもは、むしろ厚生労働省、並びに近畿厚生局が言っておるのは、こういう公設の民営するところがありますが、それを有償で出すということについては想定いたしておりませんと、こう言っております。すなわち、公設のものについて民営化する場合は、これは無償で出すということが基本的な考え方でありますから、もしも有償で出せと言うならば、補助金の返還は生じます。ただ、額については、こういうケースが余りないので、議論はさせていただきます、こういうことがございました。

そういう流れの中で、数多くある公設民営のこういう施設について、市長が言いましたように、その多くが、私の持っている資料では、100%これは無償での、建物は譲渡であるということは申し上げておきたいと思います。

○村上英明議長 森西議員の質問が終わりました。

次に、大澤議員。

(大澤千恵子議員 登壇)

○大澤千恵子議員 質問に先立ちまして、9月に行われました摂津市議会議員選挙では、自民党は2名の候補が当選させていただきました。政権与党ではございますけれども、摂津市の実情に合わせたまちづくりを進めてまいりたいと思いますので、今後4年間、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、一般質問のほうを行わせていただきます。

まず、質問番号1、防災・危機管理対策についてでございます。

摂津市でも、もう皆さんご存じのように、ハザードマップのほうが作成されております。以前、広報に、水害のときに堤防に逃げろというような表示がなされた、広報に記載されたことに対して、市民のお怒りを感じた経緯がございましたけれども、今回、このハザードマップに関しましては、大変すばらしいハザードマップを作成されたと思っております。

しかしながら、実際の避難所までの避難経路や、避難所までの距離は落とし込まれておりません。例えば、鳥飼八町住民の避難所は、摂津市立第五中学校となっております。しかし、高齢者が避難するにはかなりの距離があると思われませんが、こういった地域事業に対しての取り組みがなされているのか、また課題がどれぐらいあるのかをお聞かせいただきたいと思います。

そして、また、豪雨のときに避難勧告が出たとき、市の広報車、こういったものの呼びかけを行っていると思いますけれども、実際、市の広報車が回っても、自宅の中にいればなかなか聞こえないというような現状がある中で、こういった避難を呼びかける住民の周知方法をどのように今後行って

いくのか、あわせてお聞かせいただきたいと思ひます。

そして、質問番号2番、小中学校における危機管理対策のさらなる充実強化について、1回目の質問をさせていただきます。

昨今、摂津市内でもさまざまな問題が多発しております。老朽化に伴う崩落事故、それから、体育の授業時間での事故、学校での盗難事件など、想定外の危機発生が起こっている中で、いかなる事態が起ころうとも、組織として活動できる体制を確立しなければならないというふうに思ひます。

大阪教育大学附属池田小学校の事件以降、不審者に対して、これは全国的に取り組みが行われてきました。しかしながら、この摂津市内の中学校でも、今回、外部から侵入したと思われる盗難が発生しております。摂津市内の五つの中学校では、受付員が配置されておらず、そして、設備的にもオートロックや防犯カメラの設置も行っていない状況です。さらに、保護者に対する入校証も、実は配付されていない状況であります。今後の中学校の不審者侵入の危機管理に対する取り組みをお聞かせいただきたいと思ひます。

そして、また、このような事件後の不審者の侵入に対して、教職員や生徒の意識を高める取り組みは行っているのか、あわせてお聞かせいただきたいと思ひます。

質問番号三つ目、生活保護に関する国と地方の協議を踏まえた今後の見直しについて、質問させていただきます。

摂津市の生活保護の今の現状を、まずお聞かせいただきたいと思ひます。

また、今国会で上程されている改正内容について、担当課としてどのように取り組んでいかれるのか、質問いたします。

以上、1回目の質問といたします。

○村上英明議長 それでは答弁を求めます。
総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 ご質問の、災害時の避難経路や避難所の状況についてお答えいたします。

現在、市が指定しております避難所は28か所あります。小中学校や公民館、コミュニティプラザなどを指定しております。また、公共施設以外の緊急一時避難所につきましては、常盤産業株式会社、大阪漁具株式会社、芦森工業株式会社、ポリテクセンター関西、府営住宅の正雀、一津屋、鳥飼西住宅、府立摂津高校体育館、大阪人間科学大学庄屋キャンパス、大阪経済大学グラウンドについて、防災協定を締結いたしております。新たに、府営南別府住宅についても、現在、大阪府と協議を進めております。

次に、避難経路については、今年1月に配布しました地区ごとのハザードマップにおいて、校区ごとの避難所を示し、市からは、地域特性や建物状況などから、避難経路を特に明記せず、住民の方々に避難経路を考えていただくものとしております。

ご指摘の鳥飼八町区域につきましては、身近な公共施設、避難所は第五中学校、鳥飼東小学校となりますが、地域から小学校や中学校までの距離は、遠いところで約1,500メートルとなっており、移動時間としては25分程度を要することというふうに認識しております。また、この状況は安威川以南の区域に多く見られ、区域面積が広いことや、避難施設が少ないことが要因となっております。

この避難所の課題を解決するものとしたしまして、民間事業者や民間マンションと一時避難所の協定を締結する方策がござい

ます。しかし、事業所それぞれの事情、例えば夜間の開放は誰が行うのか、容易に建物に入れない、住民を入れたくない場所があるなど、なかなか増えないのが現状であります。

しかし、一時避難所の防災協定が締結できた事例といたしましては、地域住民と事業所がさまざまな機会交流をされていたことから、地域から事業所への協力依頼をしていただいた結果、市が事業所と協定締結に至ったものがございます。地域の後押しは非常に大きく、地域の実情、要望を考慮しながら、地域との連携を強め、今後も一時避難所の拡大を図ってまいります。

次に、避難勧告や避難指示等を住民に周知する方法についてお答えいたします。

住民の方々に災害の危機が迫っていることを示す手段は、市役所無線室から小学校などに設置されているスピーカーによる呼びかけ、この呼びかける防災行政無線、あるいは広報車による広報、自主防災組織や消防団への連絡、またNTTドコモ、KDDI、ソフトバンクの各社と契約を行い、市域内の携帯電話に強制的に防災情報を発信する緊急速報メールなど、メディアを通じた発信を行うこととしております。

市民の皆さんには、市から発信する情報を受け、行動していただくとともに、事前の情報として、気象情報や、おおさか防災ネットや、地上デジタルテレビのデータ放送を通じ、市内河川の水位情報が確認できるなど、情報収集をしていただく、これらのことについての意識啓発も、今後引き続き推進してまいります。

○村上英明議長 次に、次世代育成部長。

(登阪次世代育成部長 登壇)

○登阪次世代育成部長 不審者侵入等に対する危機管理対策として、教職員や児童生徒

の意識を高める取り組み内容についてのご質問についてお答えいたします。

本市では、大阪教育大学附属池田小学校の事件など、学校内で子どもが犠牲になった事件を重く受けとめ、安全充実のための取り組みを推進してまいりました。事件の翌年には、全ての学校で不審者侵入時の危機管理マニュアルの作成を行うとともに、毎年6月を安全月間とし、小中学校及び幼稚園、保育所において、不審者侵入を想定した避難訓練及び職員の研修、訓練を実施してまいりました。

そのような中、外部からの侵入と思われる盗難事案が中学校で発生したことを重く受けとめ、小学校のように受付室が設置されていない中学校の危機管理対策をいま一度見直し、早急に進めていかなければならないと痛感しております。

保護者用の入校証を作成、配付し、来校時の着用についての協力を求めるとともに、教職員から来校者への声かけはもちろん、教職員並びに生徒による来校者へのあいさつ、空き教室や更衣室、倉庫の施錠の確認等、教職員と生徒の危機管理意識を高めるための日ごろからの取り組みを、改めて各中学校へ徹底してまいります。

○村上英明議長 教育総務部長。

(山本教育総務部長 登壇)

○山本教育総務部長 小中学校における危機管理対策のさらなる充実について、教育総務にかかわりますご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の、小学校受付員配置につきましては、先ほど次世代育成部長からも、池田市での事件を受けて、その後も小学校における不審者が侵入する事件が相次いだことから、防犯カメラの設置等々についても検討いたしました。その結果、防犯カメラに

については、監視をする人間がいなければ、結果的に不審者の侵入を防ぐことができない等々の結論が出て、平成16年度から小学校の校門脇に受付員の設置をし、来校者の確認をいたしておるところでございます。そのことにより、不審者の学校への侵入を抑止させていただいているものでございます。

中学校の受付員の配置につきましては、当時、教育委員会事務局並びに各学校長と協議をいたしました。当時は、小学校への侵入者が相次いだこと、また、中学校の校門脇に受付室を配置した場合、思春期を迎える中学生にとって過剰な反応が起きないのか、また、他校生徒の不要な来校時のトラブル等々も起こりかねないのか等々の考えから、設置については見送ったものでございます。

今回の中学校の事案を受けまして、各中学校における防犯対策を近隣自治体に問い合わせをいたしました。各自治体、中学校の数には差はございますが、高槻市においてはカメラつきインターホン、吹田市の一部でございますが、PTAの方々が設置されたオートロックとカメラつきインターホン、島本町においては防犯カメラ、茨木市におかれましては特に設備等々の設置はしていないというような状況でございます。オートロックを設置しておられる学校以外は、通常、校門は施錠していない状況であるということでございます。

本市におきましても、校門の施錠はしておらない状況であり、侵入防止策としてオートロック等々の設備が有効であると考え、見積もりの徴取をいたしたところでございます。市内5中学校全てに設置するには多額の経費を要する状況でございます。厳しい財政状況でもございます。各校門改修時

や、また各校舎の外構改修等々にあわせて行うことで、経費の縮減ができないのか、また、年次的に行うことで1年次の経費が削減できないのか、このことも含めて関係各課と協議をしております。

○村上英明議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 質問番号3、生活保護に関するご質問にご答弁申し上げます。

まず、本市の生活保護の動向でございますが、世帯の状況では、平成20年秋の世界的な金融危機以降、平成22年上半年期までは対前年度比で10%を超える急激な増加となっております。その後、現在に至るまでは、5%前後の増加に転じております。この本市の動向は、おおむね全国的な状況と同じ傾向にあります。

直近の今年9月時点の受給者等の状況につきましては、1,065世帯1,478人、保護率1.75%となっております。世帯の個別の状況では、全体の半分弱の515世帯が65歳以上の高齢者世帯でございます。また、近年では、働くことができる世帯が増加傾向にございます。

全国の状況と比較してみますと、今年5月時点での状況になりますが、保護率が全国平均1.69%に対しまして、本市は1.73%と、0.04ポイント高い状況にございます。

生活保護制度の見直しにつきましては、平成23年5月から国と地方の協議が始まり、現状の中で生じている問題点について改善が図られるよう、生活保護法の改正がなされるものでございます。

今国会で上程される主な改正内容につきましては、大きな項目で3点ございます。

まず1番目といたしまして、就労支援の強化が上げられています。近年、稼働年齢

層の受給者が増加傾向の中、保護脱却につながる仕組みの拡充をするため、就労活動促進費や就労収入積立金制度の創設が盛り込まれております。

2番目の項目は、健康生活面等に着眼した支援で、日々の生活をマネジメントできにくい保護者に対して、家計簿の作成等、保護費の使途を把握できる取り組みが上げられております。

3番目は、不正・不適正受給対策の強化等で、福祉事務所の調査権拡大や、返還金の保護費との相殺、罰則規定の見直しなどが含まれております。

生活保護の実施に当たっては、国の法定受託事務でございますので、摂津市独自の取り組みは難しい状況にあります。本市が現在、重点的に取り組んでいる項目といたしましては、国の補助金や府の基金を最大限活用し、社会福祉士資格を有する就労支援員2名を配置しました支援体制の拡充、社会保険労務士による各種年金受給権の調査と給付に基づく保護費の抑制、今年度からは、介護支援専門員を配置して、利用者のニーズに沿ったサービスの提供がなされているか、チェック機能の向上など組織力の強化を図っております。

個別の案件につきましては、担当ケースワーカーだけでなく、各分野の専門職員と連携することで、職員の人材育成と専門性を高め、きめ細かな対応ができるよう努めている状況でございます。

具体的な状況は、就労支援で稼働収入の発生、増加により、昨年度は29世帯が自立しておられます。また、支援を行い、自立には至らないが収入の発生、増収した方が17人おられます。

その取り組み内容としましては、まず、対象となる方へ支援の趣旨の理解と動機づ

けを行います。次に、ケースワーカー、査察指導員、就労支援員の3者で支援検討会議を行い、対象者の希望、能力に応じた形でアセスメントした後に、ハローワークと連携しながら支援を開始しております。

次に、本市の不正受給の状況でございますが、昨年度は24件発生し、対象金額は1,073万9,929円でございます。主な内容は、稼働収入の無申告が13件、各種年金等の無申告が6件でございます。その発見の主な契機は、毎年定期的に行っております税務調査によるもので、17件でございます。

市民の方からの通報等の対応につきましては、台帳管理を行い、生活支援課内で情報を共有いたしております。なお、通報いただいた方への対応は、守秘義務の関係上、内容をお聞きするだけにとどまりますが、必要に応じて調査、対応する旨をお伝えし、ご理解を求めている状況でございます。

また、保護費の抑制では、ジェネリック医薬品の使用促進で、医師会や薬剤師会にご協力依頼と被保護世帯への使用啓発に取り組んでおるところでございます。

○村上英明議長 大澤議員。

○大澤千恵子議員 それでは、防災・危機管理対策についての2回目の質問をさせていただきます。

先ほどのご説明では、例を挙げた鳥飼八町に関しての約1.5キロ、そして25分かかるといふことは、周知はしているが課題としては現状そのままであるということですね。

先ほど、この問題を解決する手法として、一時避難所の防災協定を締結することが一つの解決策であるというふうに言われました。実際に避難が困難な地域の協定を結ぶ努力を、職員の方々がまず行っているのか。

そして、また、地域の住民の方々には一時避難所の事業所の協定の後押しをお願いをされているのか、お聞きしたいと思います。

飲料水、日用品などの供給、医薬品、ボランティアの人的支援の協定を結んでいる市も多くあります。愛媛県の松山市では、29種類78企業と締結されています。また、公募を行って、広く周知していただく方法もあると思いますが、推進する方法として実施してはいかがでしょうか。

また、このような企業との防災協定はもちろんです。大規模な災害が発生した場合、自治体間の相互応援を結び、迅速な、かつ的確な災害対策をできる体制、こういったものも構築しなければならないはずですが、現在、この摂津市が、自治体間の締結先、そして協定内容を確認させていただきたいと思います。

続いて、質問番号2番目の2回目、質問いたします。

先ほどご答弁いただきました予算が伴うものは別といたしまして、冒頭で言ったとおり、さまざまな危機発生が、今、学校の中で出てきております。こういった中で、事件・事故発生直後には、多くの対応が求められております。それに戸惑うことなく、さまざまな事項に関する、先ほどご答弁いただきました、危機管理マニュアルを作成し、初期体制を確立して危機管理に当たることが非常に重要であると思われませんが、このあたりはどのようにお考えでしょうか。

続きまして、質問番号3、2回目の質問をさせていただきます。

生活保護の受給者数は1999年に100万人を突破して、東日本大震災が起きた3月以降には200万人を突破しています。もちろん、受給者数に伴い、支給額も急増し、平成21年には3兆円、平成25年度

の予算としても2兆8,319億円が計上されております。これが、今、国の、地方の財政を大きく圧迫し、全国的に問題になってきた中で、この現行制度を見直していかなければならないというのが、今回の国会で上程されているわけでございます。

生活保護の問題の中で、先ほど、摂津市独自の取り組みは非常に難しい状況にあると言われましたが、この生活保護の問題の中にある一つとして、不正受給の問題です。この国の不正受給額は、2010年で128億円に上っています。摂津市でも、昨年度で24件、1,073万9,929円が返還されているわけです。

この不正受給に対して大きな効果がある対応策は、生活保護を担当する部署のマンパワーだと考えますが、これについてはどのように考えられているか、お聞かせください。

受給者が増大している中で、申請者に対しても日常的なフォローについて十分対応できていない事態があるとのことですが、現状としてはどういう感じのものなのか。

そして、実際、国が示すケースワーカーの1人当たりの標準受け持ち数は80世帯というふうに言われておりますが、この摂津市の現状としては何世帯持っておられるのか。

また、担当課の職員の事務処理が非常に膨大であることや、申請者からの圧力を受けることもあり、敬遠されがちな業務であり、比較的若い新人が配置されるという傾向も聞いておりますが、摂津市ではどうでしょうか。

さらに、二つ目の改正内容の就労支援の強化では、受給者の自立を促す、実効性のある雇用対策が求められています。生活保護の自立に向けた支援策は、職業訓練、そ

れから職業紹介であるというふうに思いますが、今後は、地域のニーズに合ったこの職業訓練のコース内容の充実を図っていくことが重要と思われませんが、このあたりの支援策も、簡単で結構ですのでお聞かせいただきたいと思います。

以上、2回目の質問を終わります。

○村上英明議長 それでは答弁を求めます。
総務部長。

○有山総務部長 八町周辺の民間との一時避難所の協定が必要であると、先ほど認識しているという答弁をさせていただきました。ならば、具体的に、どのように地域住民を動かしていくのかということでございます。

淀川、安威川が氾濫した場合、安威川以南の公共施設以外の避難所を増やしていくことが、本市にとっては重要な課題であります。事業者の課題ということで、なかなか民間との協定が進んでいないという実態がございます。

今後の取り組みとしましては、災害時の地域の実情を地元の方々に理解いただき、地域の後押しをいただきながら、これらの企業と連携をしていくことが重要だと思っております。

私ども防災を担当する者としてしましては、昨今の状況から、最近、出前講座の住民の方からの要望が非常に強くございます。これらの機会でありますとか、市内の自主防災組織、旧校区も含めまして12の自主防災組織が災害時に備えた訓練をされております。こういう機会をつかまえて、地域の事業所への働きかけを住民の皆さんにお願いをしてみたいと思っております。

それと、私どもが今行っております、市内業者を対象に、摂津事業所防災ネットワークというものの構築を進めております。このことによりまして、事業所の方々に地

域の情報を提供し、その地域の事情を理解してもらいながら、防災協定の締結が可能になるよう進めていきたいと考えているところでございます。

それと、ご質問の防災協定の公募についてでございますが、防災協定の内容につきましては、一時避難所として建物や場所を提供していただくという協定、あるいは、飲料水、食品、段ボールベッドなどの物資の提供をいただくという協定、それから、建設機械や人員などの応援を行う協定などがその内容となっております。今後、予想される南海トラフ巨大地震や、河川決壊による災害に対しまして、より多くの事業者と防災協定の締結を行い、被害を最小に食い止めていくということで努力をしてみたいと思っております。

議員からご提案のありました防災協定の公募につきましては、協定締結までの手法として一定の効果があり、市が継続して広く発信し続けることが重要であると考えております。本市におきましても、昨年からは一時避難所について募集を行っております。また、各種の防災協定については、阪神大震災を経験した西宮市では、災害時応急対策支援以外に、医療・救護やボランティア活動などの公募をしておられます。今後は、他市の事例を研究しながら、公募による協定締結の促進をしてみたいと思っております。

次に、ご質問の自治体間の災害時応援協定についてでございますが、本市の災害時相互応援協定は、時系列で申しますと、平成7年に京都府向日市、奈良県桜井市、平成9年に滋賀県草津市と協定を締結しております。しかし、東日本大震災以降、南海トラフ巨大地震のように大規模災害では、同時に被災する近畿圏のこれらの市とは同時に被災する可能性があることから、遠隔

地と協定を進めてまいりました。

今年3月には被災地支援を行ってまいりました岩手県釜石市と、4月には以前から産業界交流でおつき合いがありました兵庫県新温泉町、また、5月には本市防災アドバイザーの群馬大学大学院片田教授の関係から、三重県尾鷲市と協定を締結いたしております。

また、過去に締結いたしておりました全国伝統地名による災害協定には、平成20年9月に解散しましたが、再度参加を呼びかけまして、本年9月に青森県むつ市、三重県志摩市、京都府京丹后市、兵庫県播磨町、岡山県美作市、山口県長門市、徳島県阿波市、愛媛県伊予市、そして大阪の和泉市、私ども摂津市を入れまして10の市町が参加する災害時相互応援協定を締結いたしております。

また、同じく9月に、三島地区を構成する摂津市、吹田市、茨木市、高槻市、島本町の4市1町において、災害時相互応援協定を締結し、物資や人員の支援のほか、市の境界、境目のところでお互いの避難者を受け入れるという、こういった内容の協定を結んでおります。

これらの協定の締結により、摂津市に災害が起きた場合、近隣市町、あるいは遠隔地の市町から応援を受ける仕組みが構築できたと考えているところでございます。

○村上英明議長 次に、次世代育成部長。

○登阪次世代育成部長 ささまざまな危機発生時の対応マニュアル作成についてのご質問にお答えいたします。

委員ご指摘の危機発生時の対応につきましては、これまでからも、地震や洪水、落雷や不審者侵入、授業中の事故、給食アレルギー等の各項目について、各学校において対応マニュアルを策定し、活用していた

ところでございますが、今年度に入り、発生した授業中の事故対応の際の情報伝達等に課題等が見られたことから、マニュアルの見直し作業を行っております。

具体的には、フローチャートや図表等の活用を図ることで、危機発生時の初期対応をよりわかりやすくするとともに、教職員が異動した際の混乱を避けるため、書式の統一等も図る予定でございます。各学校においては、これを基本に各校独自の課題等も付与して、危機対応マニュアルを策定することとしております。

現在、地震、洪水、落雷、不審者侵入の各項目につきましては、改定作業が完了しましたので、早急に学校に示し、職員室の黒板への掲示や、電話のそばへ常備するなどの指導をしてまいります。

また、残りの項目につきましても、今年8月30日から運用が始まりました気象における特別警報発令時の対応等、新たな課題への対応についても盛り込みながら、迅速に改定作業を進めてまいります。

○村上英明議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 それでは、生活保護に関するご質問にお答え申し上げます。

まず、ケースワーカーの1人当たりの担当世帯数でございますが、現時点では106世帯でございます。

また、新採職員に偏っていないかのご質問でございますが、50代のベテラン職員も、課長を除きまして4人配置をいたしております。いずれにしましても、担当ケースワーカーだけではなく、各分野の専門職員と連携するということで力を入れておりますので、そのことによって職員の人材育成と専門性を高めて、きめ細かな対応ができるように努めている状況でございます。

次に、就労支援の方法でございますが、

先ほどもご説明申し上げましたように、まず、担当のケースの方に趣旨の理解と動機づけをさせていただいて、次に、ケースワーカーと査察指導員、就労支援員の3者で支援検討会議を行いまして、対象となっておられる方の希望、能力に応じた形でアセスメントを行いまして、最終的にハローワークと連携しながら支援をさせていただいております。

いずれにしましても、私たち現場で働く職員といたしましては、被保護世帯の個別の案件につきまして適正実施を図ることで、生活保護制度自体の信頼が得られるものと考えておりますので、従前に引き続きまして、今後も最大限努力してまいる所存でございます。

○村上英明議長 大澤議員。

○大澤千恵子議員 それでは、防災・危機管理対策、3回目の質問をさせていただきたいと思っております。

先ほどからもご説明いただいておりますように、大規模災害に備えて企業、団体など、自治体が、避難所や食料供給、緊急物資など、さまざまな分野で防災協定を結ぶ動きが全国的に広がっております。中で、企業の社会貢献の意欲の高まりなども背景にあります。今が一番締結をしていただける時期ではないかなというふうに思っております。

先ほど、公募というような形を私も提案させていただきましたけれども、全国的に公募をされているところもありますので、またこれを参考にしながら、公募を随時、長期的に行っていただきたいなというふうに思っております。

また、具体的に今後、締結数値、こういったものの目標を掲げて、来年の3月までにどれくらい締結するのかというような指

針を決めて動きをされるほうが、私は具体的な行動になるのではないかとこのように思っておりますので、そのあたりも、締結数値を上げて努力していただきたいなということで、これは要望にさせていただきたいと思っております。

そしてまた、国の補助金のほうも、実は防災協定を結んだ企業のビルに階段をつけることができるような補助金も、実は国のほうでもございます。これらのいろんな補助金のほうがございますので、防災協定を結んだときに出る補助金というのは数多くありますので、これも大阪府のほうに、また国のほうに確認をして、補助金をとりながら具体的にやっていただく。例えば、帰宅困難者を受け入れる民間法人が所有する施設では、1人当たり9,000円、備蓄品に対する補助が出るような補助金もございますので、こういったこともあわせて考えられることを要望とさせていただきます。

そして、先ほど、自治体間の締結先、ご説明いただきました。この自治体間の締結ですけれども、消防庁によりますと、この自治体間で災害協定を結んでいる自治体は、現在9割ということでございます。しかし、摂津市は森山市長のご努力でたくさん締結をされていると思っておりますけれども、現実には、かけ声倒れの約束事で終わっているケースが少なくなく、実際、せっかくの協定が機能しなかったケースもあることから、実効性のある災害協定を結ぶために、ともすれば、抽象的で総花的な表現が並びがちな協定内容、こういったことを具体的に、指揮系統から物資、人員の手段の手順、それから情報提供のあり方、細部にわたって取り決めを交わして、日ごろから共同防災訓練を実施するなどの交流と連携を深め、信頼関係を築くことが非常に大切であると。

つまり、相手の自治体のことをよく知って、それから信頼関係を築いていくことが非常に重要であるというふうに思うわけでございます。

そういった中で、最後に、実効性のある訓練、そして具体的にこれをどのように進めていくのかをお聞きして、3回目の質問とさせていただきます。

質問番号2番の3回目の質問でございます。

今、作成していただけるということでございますので、順次作成のほうをよろしくお願いをいたします。

危機管理別を項目ごとに分けて、危機管理マニュアルをつくっていらっしゃるところで、非常に細かく、実は取り組んでいらっしゃる事例がございます。この中の要点といたしまして、例えば授業中の事故、これ理科の授業に関して、また授業中の事故、体育のときの事故に関して、それから部活動中の事故、それから暴力事件、これ、対教師と、そして対生徒、それから自殺の場合、それから遠足、修学旅行のときの事故、それから不審者の侵入、凶器を持っている場合と、不審者情報の提供、こういったいろんな細かい、実は、危機管理マニュアルをつくっていらっしゃるところがございます。こういったことに関しましては、事例を追加で増やしていけるように、それに伴い、危機発生時の連絡体制、それから報道機関の関係、それから保護者への連絡、それから、さらには危機管理対応チームといった設置や派遣なども確立しているところもございます。

こういったことも参考にしまして、危機発生マニュアルを今後、非常に有効なものにしていただけるよう、教育委員会のほうにはお願いしていきたいと思います。

そして最後に、私たち議員は、市民と直接話す機会が非常に多い中で、学校内で起こったことが、先ほど南野議員も事例で出しておられましたけれども、非常に、真実であろうがなかろうが、情報というのはいち早く入ってきます。ですから、こういった情報が多く入ってくる中で、教育委員会として、やはり正確で、そして迅速な情報を、やはり私たちにも伝えていただくことというのは責務であると考えますが、最後に教育長にお考えを聞かせていただきたいと思います。

そして、質問番号3の3回目の生活保護の件でございますけれども、先日、河内長野市の職員が保護費を横領したというニュースがありました。これは、不正支出の手口というか、結局こうなったことの一つの要因としましては、電算システムの担当と経理担当を兼務していたと、こういう状況がございます。

こういった中で、非常にいろんな生活保護の窓口に関しましては、件数が増えている中で、職員の人員も少ない中で頑張っているというところでございます。ですから、そのあたり十分人材教育のほうも、先ほどおっしゃっていただきましたけれども、十分な人材教育をしていただいて窓口業務に当たっていただきたいなということを要望させていただきます。

生活保護は極めて重要な制度でありますけれども、不正受給をしっかりとチェックすることと、そしてまた、受給者の自立を促す実効性のある対策をすることにより、生活保護によって本来救済されるべき人がしっかりと救済されるよう、また、稼働能力の活用状況について客観的な評価の、こういった指針を策定しながら就労支援をしていただくことを強く要望して、3回目の質問

を終了させていただきます。

○村上英明議長 それでは答弁を求めます。
総務部長。

○有山総務部長 ご質問の、防災協定に基づいた被災地支援を実効性のあるものにするということですが、各市町と締結しております災害時の相互応援協定の内容でございますが、物資の提供として食料、飲料水、生活必需品、資機材、必要な車両などの提供が明記されております。人員の派遣としましては、救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣、被災者を一時収容するための施設の提供などが明記されております。

議員ご指摘のとおり、これらの応援活動をスムーズに行うためには、日ごろからの連携した訓練が必要だと思います。私どもでは、今年9月に実施しました本市の総合防災演習において、通信設備復旧演習とあわせまして、市長より、協定を締結している三重県尾鷲市の岩田市長へ災害応援要請を行うという訓練を行っております。

また、本年12月に尾鷲市で行われる防災訓練、これは予定されている訓練ですが、こちらには、摂津市からトラックを使用し物資を搬送する訓練で参加をする予定をしております。

今後も引き続き、協定を締結した市町との訓練、連携、防災対策の取り組みの情報交換などを行い、相互に防災意識を高め、それぞれの地域の情報を共有できるようにしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○村上英明議長 教育長。

○箸尾谷教育長 学校の情報提供についてのご質問にお答えいたします。

ご存じのように、昨今、学校ではさまざまな教育課題が発生しておりまして、今回

でしたら、その課題解決のために校長をリーダーとして組織的に取り組んでおるところでございますけれども、課題の内容によりましては、保護者、地域の皆様方はもちろんのこと、警察や子ども家庭センター等の専門機関との連携が必要な場合もございます。そういった場合には、本人、保護者を、それから個人情報等を勘案しながら、情報提供に努めさせていただいております。

市民の付託を受けておられます議員の皆様方に対しましては、私は4月に教育長に就任しましたときから、その課題解決に向けて、学校や、あるいは教育委員会の取り組みにご意見、あるいはご支援を賜る必要もありますから、そういう意味で、学校はさまざまな事案が生起しておりますので、全てとはいきませんが、重要な課題に関しましては、より積極的に情報提供に努めさせていただいております。

今、ご指摘いただきましたように、今後もこれらの事案を教訓としまして、これからの学校の情報伝達機能、あるいは教育委員会内部の情報伝達のあり方等につきましても、もう一回見直しまして、より迅速な情報提供に努めさせていただきます。

○村上英明議長 大澤議員の質問が終わりました。

次に、東議員。

(東久美子議員 登壇)

○東久美子議員 初めに、市民の代表としてこの場にあることを真摯に受けとめ、市民の皆様の声が議会に反映させ、皆様とともによりよい摂津のまちづくり、住み続けたいまち摂津に努力していこうと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

質問1でございますが、小学校全学年35人学級について質問させていただきます。

これは、もう本当に、今さらお伝えすることでもなく、取り組んでおられることかとは思いますが、現場の実態をまずお話しさせていただいて、教育委員会の取り組みの様子をご答弁いただけたらと思っております。

まず、子どもたちですが、先ほど教育長のほうのご答弁でもありましたけれども、耐性がなくなっているというふうなこともございました。環境、子ども自身の環境も変わっておりますし、その中で少子化も進んでおりますので、一々対応と申しますか、個別に対応を望んでいるのが多くの子どもたちなんです。

その中で、現在1年、2年生は35人学級、定数です。それが、学年が上がり、3年生になると、極端な例で申しますと、20人学級で学習してきた子どもたちが、3学年になると40人のクラスというふうに、1クラスになってしまう例もございます。

このような中で、摂津の子どもたち、生活支援も要るかと思っております。学習支援も十分に必要かと思っております。このあたりの学級数、定員の件ですが、教育委員会として、今後の取り組みについてのお考えを聞かせていただきたいと思っております。

2点目の質問でございますが、これにつきましては、乳幼児の医療費の拡充の件なんですが、もう既に、私のほうが3番目の質問者となっております。前回、第2回の議会のほうの6月にも、この件は上がっております。

私のほうは、お願いするのは、これも現場といいますか、子育て支援中の保護者の皆様の思いをお伝えする中で、市長のほうをご答弁されておりますので、要望に変え

たいと思っております。

子育て中の若い人が本市に増えてきているのではないかと思っております。その中で、両親で頑張ってよく育てているなという思いを持っております。お一人で、単身で子育ても頑張っておられる人、いろいろな形の子育てで、本当に若い方、子育て中の方が健闘されているというふうに受けとめております。

その中で、医療費の件なんですが、子どもが1人という家庭だけではなく、多いところもあります。少子化が進んでおりますので、そんなにどこの家庭もということではございませんけれども、子どもたちを複数育てておられるご家庭にとって、本当にこの医療の問題は切実かと思っております。

学校でインフルエンザがはやった、何がはやったというときに、1人だけではなく、複数の子どものを病院に連れていくというふうな市民感覚のところ、ぜひとも、この、市長のほう先ほど、国のほうに要望と、それから安心して子育てできるようにというふうにおっしゃいましたし、それから市としては、予算のほうもどれぐらい年齢が引き上げられるか努力していかれるというふうなご答弁だったので、大いに期待して、少しでも子育て世代の皆様支援できるものと願っておりますので、これは要望です。市民感覚、市民の思いをしっかりと受けとめてくださっていると思っておりますので、ぜひ年齢を上げてくださるようお願いいたします。

○村上英明議長 それでは答弁を求めます。
次世代育成部長。

(登阪次世代育成部長 登壇)

○登阪次世代育成部長 小学校全学年35人学級の実現についてのご質問にお答えいたします。

小学校の学級編制の定数については、公

立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律で示されており、平成23年の改定により、小学校1年生の学級編制の基準が、それまでの40人から35人へ引き下げられました。また、小学校2年生においても、国の教員加配措置を活用して、35人を基準とした学級編制でございます。

さらに、昨年度の概算要求において、文部科学省が、小学校3年生から中学校3年生までを35人学級とすることを計画した教職員の定数改善5か年計画案を出し、財務省と協議を行っていましたが、残念ながら実現には至りませんでした。

なお、この年度の本市の状況は、小学校3年生から6年生までの学級編制で、結果的に35人以下学級となっているのは全94学級のうちの72学級で、76.6%ということでございます。委員ご指摘のとおり、子どもと正面から向き合い、一人一人の実態に応じたきめ細かな指導を行うためにも、少人数学級編制の拡充が必要であると考えておりますが、市独自の実施では多額の費用が必要となり、大変厳しい状況でございます。

国や府の今後の動向に注視するとともに、全学年での35人学級が早期実現されるよう、都市教育長協議会を通して要望を行ってまいります。

○村上英明議長 東議員。

○東久美子議員 2回目の質問をさせていただきます。

35人学級につきましては、子どもと正面から向かい合い、一人一人の子どもたちに丁寧な指導を行っていくための少人数学級の拡充が大切だというふうに受けとめていただけているということで理解いたしました。

さて、摂津市独自の子ども支援についてなんですが、現在、小学校1年生等の学級補助員が配置されております。この制度についてなんですが、この配置についてですが、私は大変よい配置がなされていると思っております。この配置が摂津市に行えた段階で、近隣の市ではこういうものはありませんでした。市によっては、4月当初ではなく、5月、6月ぐらいから補助員が入るという市も聞いております。本当に、4月に学級を、新しい学校で子どもたちの生活がスタートするわけです。子どもたちの期待、これから6年間の学校生活が円滑に行われるように、初めに丁寧な支援がどれほど学校現場にとってよいものか、強い味方であったかと思っております。

観点を変えてなんですが、35人学級、摂津市独自で財政的なこともございますし、課題であるというふうに答弁いただいたかと思えます。この学級補助員のようなものは、摂津市独自にまた検討していただけるのか、今後の見通しですね、そのあたりを質問させていただきますので、お願いいたします。

○村上英明議長 それでは答弁を求めます。次世代育成部長。

○登阪次世代育成部長 小学1年生等学級補助員の配置の拡充についてのご質問にお答えいたします。

学級補助員は、義務教育9年間の学校生活をスムーズに始められるように、1年生の全学級へ配置しており、授業に入り、きめ細かな指導を行っております。始業前の学習準備の支援や、授業中の学習支援等を行っております。また、担任とともに、昼食時間や清掃時間などの指導にも携わっております。

学級補助員は、原則として1年生の学級

に配置しておりますが、学校の状況に応じて1年生以外の学年への配置も可能としており、九九や読み書きの聞き取り等の学習活動をサポートし、成果を上げている学校もございます。

しかしながら、本市の財政状況を考えますと、学級補助員の配置の拡充は難しい状況であり、より効果的な展開ができるよう、他の非常勤職員を含めた配置のあり方などを検討してまいりたいと考えております。

○村上英明議長 東議員。

○東久美子議員 今、補助員制度のことでお答えいただきましたが、私は、今、学校現場でそれぞれ活動されている補助員の皆様に対して、より効果的に活動ができるように、教育現場の実態に合った支援ができるようお願いしたいと思っております。

それにつきましては、まず、一生懸命頑張っておられる方、皆さんそうだと思いますが、その方たちへの研修の機会をもっと増やしていただきたい。それから、学校はチームで仕事をしていると思います。その体制の中に入れるように、全体での体制づくり、活動しやすいような体制づくりを各校で組み立てられるように、ご指導していただけたらと思っております。

また、私のほうで望むところは、財政的には本当にいろいろな課題があり、厳しいかと思いますが、配分かと思いますが、私もお伝えしたように、医療費の件も、この人員配置の増加、拡充の件につきましても、趣旨としてはご理解いただけていると思いますので、今後、子育て支援、若い子育ての人たちが不安を持つことのないように支援を行っていただきたいということです。

それと、保護者が学校に対して不安を持

っている一つの要因に、余り学校の情報が流されていないことがあるのかと思います。今、私がお伝えしたように、この補助員の制度ですけれども、100%1年生の保護者の方に伝わっているのかなというところがございます。この制度を本当に生活面、学習支援が行われているということで、摂津市独自の配置でございますので、もっと保護者の皆様に不安がないように、情報を流していただけたら、より摂津の教育の取り組みが伝わるかと思っております。

いずれにせよ、今後、きょうご答弁いただいた件について、進展、改善していただけてお思いますので、よろしく願いいたします。

○村上英明議長 今のは全て要望ということでよろしいですね。

東議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

(午後0時 休憩)

(午後0時59分 再開)

○村上英明議長 休憩前に引き続き再開いたします。

一般質問を行います。福住議員。

(福住礼子議員 登壇)

○福住礼子議員 それでは早速、午前のようにスムーズに、活発に質問させていただきたいと思っております。順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、市民の利便性を図るための日曜開庁の実施についてお尋ねいたします。

長引く経済不況と雇用環境の悪化、雇用形態の変化による働く女性の増加、核家族化の進行など、市役所がいている平日の時間帯に出向くのが困難な家庭も多くなり、このような社会構造の変化から、土曜、日曜に開庁して業務を行う自治体も徐々に増

え始めております。

特に、戸籍の謄抄本の交付、印鑑登録、転入や転出の手續などの市民課の窓口業務については、市民の利便性と満足度向上のために日曜の実施は望まれるところであります。

政策推進会議の議事録を拝見いたしますと、市民課の日曜開庁についての協議がされておりますが、具体的な取り組みについてお聞かせください。

次に、男女共同参画社会実現の取り組みについて。

本市では、国の法律制定に先駆けて、昭和62年、せつつ女性プランを策定し、女性関連施策の総合的な推進に取り組んでまいりました。平成19年から5か年計画、せつつ女性プラン第2期、平成24年度より10か年計画が策定され、ウィズプランと呼称も変えて第3期がスタートしています。いよいよ男女共同参画社会の実現に向けての強い意欲が感じられます。

現在の男女共同参画計画の進捗についてはどのように管理をされているのか、また、進捗状況の集約内容についてお答えください。

次に、保育所待機児童の早急な対策と明年以降の展望についてですが、待機児童の発生原因の一つは、男女雇用機会均等法の理念の普及、育児休業取得などにより、結婚、出産の離職が減少し、専業主婦にならず働く女性が長期的に増えていることにあります。

特に、本市におきましては、平成22年、阪急摂津市駅が開業され、南千里丘のまちづくりで駅前広場とあわせて新しいまちが誕生し、新しい生活に期待を持って多くの若い方が入ってこられました。その影響で、安威川以北は保育所の待機児童問題が深刻

となっております。来年春には、建設中の35階建てマンションへの入居も始まり、さらに待機児童問題が深刻化するのではないかと懸念されます。

当然、人口が増えれば、それらに伴った行政の対応が必要であり、第4次総合計画によると、10月1日時点の統計で平成19年待機児童数はゼロですが、20年には21名、その後も年々増え続け、入居1年がたった平成24年、待機児童が新定義では67名、実質115名と、爆発的に発生しております。深刻な問題であります。

本市における保育所待機児童の現状と、来春入居の超高層マンションの保育児童の実地調査をされているのか、今後の待機児童数の影響について教えてください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○村上英明議長 それでは答弁を求めます。
生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 日曜開庁についてお答えいたします。

昨今、休日や夜間の開庁実施を望む市民も増えつつあり、曜日や時間、取り扱い業務に違いはありますが、近隣でも実施する自治体が増えてきております。

本市では、市民サービスコーナーにおいて土曜日の午前中に住民票や印鑑登録証明書の交付を行っておりますが、戸籍抄本の交付や印鑑登録、転出入届の受け付けは、平日に本庁でしか取り扱いができない状況となっております。

本件につきましては、現在、各部次長級職員で構成いたします政策推進会議において協議、検討を行っており、さらなる実施効果等の検討材料を得るため、市民課窓口の一部を繁忙期の3月、4月に試験的に開庁することを検討しております。

○村上英明議長 次に、市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 摂津市男女共同参画計画の進捗管理についてのご質問にお答えいたします。

本市の男女共同参画計画は、現在第3期目であり、平成24年度から33年度の10年間で計画期間とし、意識改革、環境整備、女性特有の課題という三つの視点から七つの基本課題を上げ、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むものでございます。

計画の進行管理につきましては、基本課題ごとに最重点の推進項目を定めたアクションプランを作成し、平成28年度の前期到達目標及び最終目標について可能な限り数値目標を立てて、計画の進捗状況を把握し、管理しております。

例といたしまして、最重点推進項目の一つである政策・方針決定の場への女性の参画促進について、平成25年4月1日現在27.1%である各種審議会等への女性の参画率を、前期到達目標30%、最終目標35%と設定し、審議会等への女性委員の登用指針に基づき、その達成に向けて所管課に具体的な取り組みを促しておるところでございます。

なお、アクションプランの結果は、毎年次、学識経験者及び市民で構成する女性政策推進市民懇話会で議論いただくとともに、市長を本部長とする庁内組織の女性政策推進本部会議におきまして報告を行い、最重点推進項目の進捗状況をホームページで公表することとしているところでございます。

○村上英明議長 教育総務部長。

(山本教育総務部長 登壇)

○山本教育総務部長 待機児童の現状と、南千里丘開発による今後の待機児童数の影響についてご答弁申し上げます。

本年10月1日現在の本市の待機児童数は106名となっており、昨年度と比較いたしますと39名増加しているような状況でございます。本市におきましては、平成22年度から25年度の4年間で、民間保育所等の改修や建てかえにより、170名の定員の増加を行ってまいりました。

そのようなこともございまして、就学前児童数に対する保育所定員の割合を申し上げますと、昨年4月現在、府下平均30.2%でございますが、当市においては36.3%となっており、大阪府内でも上位に位置しております。北摂7市の状況を申し上げますと、一番高い水準にあるということでございます。

このように、一定努力はさせていただいておりますけれども、待機児童数は増加しているということは認識はいたしております。

次に、建設中の南千里丘地域のマンションの影響についてでございますが、販売会社のご協力を得ながら、入居者の方々に対し、保育ニーズのアンケートの実施をいたしております。現在のところ、169世帯の方々の回収ができております。その169世帯の方で保育ニーズを見ますと、13世帯14名の入所のご希望があるような状況でございます。

○村上英明議長 福住議員。

○福住礼子議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

日曜開庁の実施について、人件費等かかる費用もありますが、市民の皆様のお声を聞きいただき、市民ニーズをしっかりと捉えて、市民サービスの向上を目指して、日曜開庁とともに平日の延長業務も視野に入れて、5月以降の実施も体制をつくっていただくようお願いしたいと要望いたします。

また、日曜開庁の実施とともに、市民サ

サービスの向上と、窓口業務をサポートするため、住民票、住民登録証明書など、各種証明書のコンビニ交付サービスを実施する市町村も増えております。府下では、枚方市、豊中市、茨木市がこのサービスを今年からスタートさせて、好評と聞いております。本市において実施をしていく考えがないか、お聞かせください。

次に、男女共同参画社会についてですが、女性プラン第2期の中に、あらゆる分野への男女共同参画の促進の重点施策に、政策・方針決定への参画の促進、審議会などへの女性の参画促進が上げられ、目標値35%に対して、参画率27.5%でした。

第3期ウィズプランに掲げられる環境整備の中にも、審議会などへの女性の参画促進が上げられ、前期到達目標30%に対して27.1%という結果ですと、第2期に比べ下回ったということになります。

審議会等への女性委員登用を所管課に具体的に取り組みを促しておられますが、各審議会の女性委員ゼロは、監査委員会、農業委員、防災会議、パートタイマー等退職金共済運営委員会とあります。

本日は、摂津市地域防災計画に女性の視点に立った防災施策を盛り込むとありますので、防災会議の現在の進行状況と考えについてお答えください。

次に、第3期ウィズプランの意識形成には、市がモデル職場となって男女共同参画計画を推進しますとあり、環境整備には、女性職員・教職員の職域拡大と、主体的に行動できる女性の人材を育成するとともに、活用する機会の提供に努めますとあります。現在の市役所幹部職員の女性比率と、職員の人材育成がどのように進められているか、お答えください。

また、男女共同参画による地域コミュニ

ティ組織づくりの促進、NPOなど市民活動団体との協働を推進するとあります。そのためには、新しい団体も必要かと思いますが、本日は、女性に絞って新たな女性団体の育成について、現状をご報告ください。

次に、保育所待機児童問題ですが、先日の誕生植樹祭でも、代表ではありますが、健やかに成長を願って植樹をされました。住みよいまちの期待を裏切らないためにも、子育ての支援に取り組んでもらいたいと思います。

入居予定者のアンケート回収は、マンション全戸から見て3分の1ほどですので、引き続き調査の実施と、実態をしっかりと把握するとともに、待機児童ゼロの取り組みをお願いしたいと思います。

今年10月1日時点での待機児童数は106名、昨年より39名増とのことですが、それは、新定義で一定距離の待機者を換算した数字であり、実数は176名になると思います。これまで、平成22年から25年まで170名の定員増を図ってこられ、努力されてきたことは評価いたします。しかし、残念ながら、全然追いついていない実態とあります。新たなマンションの入居により待機が増えることが危惧されますが、今後の展望についてお答えください。

また、厚生労働省の子ども・子育て支援会議では、26年度に消費税財源で待機児童解消加速化プランの推進として、小規模保育、家庭的保育の推進が上げられております。本市においてのお考えを教えてください。

以上で2回目の質問を終わります。

○村上英明議長 答弁を求めます。生活環境部長。

○杉本生活環境部長 住民票等の各種証明書が全国のコンビニエンスストアで交付でき

るサービスの導入についてお答えをいたします。

コンビニエンスストアにおきまして、住民基本台帳カードを利用し、住民票等の各種証明書を交付する、いわゆるコンビニ交付は、財団法人地方自治情報センターが提供するサービスであり、平成25年10月1日現在におきまして75団体で導入されております。実施した自治体の住民は、自治体区域や業務時間に限定されず住民票などの各種証明書の交付サービスが受けられるため、導入されれば、市民の利便性向上が期待できます。

今後、コンビニ交付につきましては、電子政府、電子自治体に関する取り組みが進む中、全国に普及していくものと考えられることから、本市といたしましても、マイナンバー制度の進捗状況を勘案し、導入する方向で検討してまいりたいと考えております。

○村上英明議長 次に、市長公室長。

○乾市長公室長 それでは、市役所幹部職員の女性比率及び新たな女性団体の育成についてのご質問にお答えいたします。

市役所幹部職員の女性比率につきましては、平成25年4月1日現在、課長級以上の管理職員に占める女性職員は9.1%となっております。10年前の平成15年では2.2%であり、少しずつではありますが、着実に増加しております。これは、平成18年に市政方針のテーマの一つを女性とし、管理職への女性の登用を進めるなど、努力をしてきた結果でございます。

今後さらに女性の登用を進め、市がモデル職場となるためには、長期的な人材育成が必要であります。近年では、高い競争率の中、採用試験を突破した事務職合格者の女性の割合が5割を越す年もあり、入庁し

た優秀な女性を人材としてさらに生かしていくことが組織の発展にもつながると考えております。

摂津市人材育成実施計画に基づき、性別にかかわらず個人の能力が発揮できるよう、各職場でジョブローテーションやOJTを行うとともに、研修への積極的な参加促進や自己啓発の評価、計画的な人事異動などによって、キャリア形成やリーダー養成を行ってまいりたいと考えております。

一方、女性にとって家事や育児、介護など、家庭にかかる負担が大きいのも事実であります。ワークライフバランスを意識した職場づくりも必要でございます。慣例的な仕事の見直しや、超過勤務の解消、育児休業や介護休暇制度を活用しやすい職場環境づくりを進め、女性、男性ともに職員が若いうちから生活も含めたキャリアプランを考え、成長できる組織を目指したいと考えております。

次に、新たな女性団体の育成につきましては、男女共同参画センターにおきまして従前から取り組んできた講座修了生のグループ化を初め、男女共同参画社会の実現という市と同じ目標を持つ団体の育成、支援を目的に、共催事業や自主事業の講演などを行っております。

さらに、近年、男女共同参画センターの登録団体として活動してきた団体が、これまでの活動や学習の成果を生かして新たな公益活動を始める事例も出てまいりました。第4次摂津市総合計画で目指している協働のまちづくりを広げるためにも、このような流れを捉え、市民活動支援課とも連携を図り、市民公益活動に取り組み始めた団体の支援にも注力してまいりたいと考えております。

○村上英明議長 総務部長。

○有山総務部長 ご質問の女性の視点からの防災施策についてお答えいたします。

平成7年に発生しました阪神淡路大震災や一昨年の東日本大震災では、避難所などにおいて、女性のプライバシーが問題となりました。例えば、避難所における女性の方々の着がえや、乳幼児への授乳をさせる場所の確保など、女性への配慮が必要な場面が多くあります。

また、要援護者と呼ばれる高齢者や障害者、乳幼児などを日常的にお世話されているのが大部分が女性であるという現状がございます。昼間に災害が発生した場合、家には多くの女性が在宅されている状況でございます。

このような問題を解決するため、今年度予定しております地域防災計画の見直しにあわせ、防災会議の専門委員会にNPO団体や民生委員、婦人防火クラブ、学識経験者など、全員が女性で構成される、仮称、女性の視点からの防災対策専門委員会を設置し、地域防災計画の改定だけに限定せず、避難所運営マニュアル等に対して意見をいただき、反映させてまいります。また、専門委員代表の方には、防災会議委員として防災会議にも出席していただき、意見を反映してまいります。

地域防災計画の見直しにつきましては、南海トラフ巨大地震において国の中央防災会議の結果を受けた大阪府による見直し作業が、現在おこなっております。被害想定のうち、人的及び建物被害については、10月30日、昨日発表されております。また、これ以外にも、ライフラインや経済被害は25年度内、大阪府地域防災計画についても25年度内の改定予定であると聞いております。市の見直し作業につきましては、この被害想定を受け、検討が可能な早い時

期に着手できるよう準備を進めております。

これらの見直し委託による計画策定の過程で本専門委員会を開催する予定ですが、委員の委嘱後、活発な意見が出される環境づくりとして、防災知識の向上を図るため、防災啓発施設や市の防災施設等の見学を実施し、初回委員会を26年上旬に開催する予定でございます。

○村上英明議長 教育総務部長。

○山本教育総務部長 保育所待機児童の今後に向けた展望、並びに小規模保育等の活用についてのご質問にご答弁申し上げます。

まず、待機児童解消に向けた動きでございますけれども、現在、つるのひまわり保育園が建てかえ整備を行っており、来年4月には10名の定員増を予定しております。また、南千里丘マンションモデルルームを活用し、民間保育園の創設を検討しており、来年度秋には90名の保育園が創設されると。計100名の定員増が来年度見込まれるというような状況でございます。

さらに、2か所の民間保育園におかれまして、それぞれ10名の定員増を伴う建てかえを現在、検討されておられるような状況でございます。

今後このような建てかえ等々、また既存保育園での定員増、並びに定員の弾力化等々を活用しながら、待機児童の解消に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、現在、国が示しておられます小規模保育及び家庭的保育についてでございますが、都市部での待機児童対策や児童減少地域での保育基盤の維持等々の活用のため、地域の実情に応じた多様な目的に活用できる事業といたしまして、主に3歳未満児の乳幼児に重点を置いた内容ということになっていると理解をいたしております。小規

模保育におきましては6名から19名、家庭的保育におきましては5名までの定員増の規模というふうに聞いております。

なお、保育士などの人員の配置、設備、面積等々の基準につきましては、今後、国において示されるということになっております。現在、議論されているというような状況でございます。

国におかれましては、待機児童の解消策として、小規模保育等の推進を図るということでございますが、一方で、3歳以上児の受け入れ先の確保というような課題もございます。小規模保育、家庭的保育の活用につきましては、そのような点も考慮に入れながら、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

○村上英明議長 福住議員。

○福住礼子議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

コンビニ交付についてですが、コンビニは年中無休で営業時間も長く、消費者にとってはなくてはならない存在になっており、店舗数も多く、市民にとってもアクセスが近くなり、それだけ負担は軽くなります。現在、市民サービスコーナーでの証明書発行は住民票と印鑑証明に限られ、羽曳野市において住民票、印鑑証明、市民税証明、戸籍証明、戸籍の附票が発行されており、マイナンバー制度導入の進捗状況とあわせて、市民の利便性を考慮しながら、交付サービスの内容も質の高いものになるよう、コンビニ交付導入に当たって積極的に検討することを要望いたします。

また、第4次行財政計画実施計画には、市民サービスコーナーを再構築するとあり、コンビニ交付とあわせて検討されると思います。地域住民に十分なご理解をいただくためにも、丁寧な対応をぜひお願いいたし

ます。

次に、地域防災計画に女性の視点を盛り込むについてですが、本市においては、竜巻、台風、地震による災害は起こり得ることであり、また、予測できない事象でもあります。伊豆大島の被害状況は記憶にも新しく、被災地の状況を報道で見るたびに、決して他人事ではないと、近年の気象変化を心配される方もおられます。

平成23年10月、都道府県政令市、中核市、東京都特別区などの658の地方自治体に聞き取り調査をしたところ、地方防災会議に女性登用できていないが44.4%、地域防災計画を作成する上での女性の意見を反映させていないのが54.7%、防災部局に女性職員不在というのが51.5%という結果でございます。本市では、今年3月12日付の産経新聞にも、「女性目線のこまやか防災」の見出しで、南海トラフ地震など大規模災害の発生に備え、25年度に市の防災会議内に女性だけの専門委員を設置することを決めたとあり、今年秋ごろの設置を目指すと掲載されております。

ご答弁にありました地域防災計画の見直しにあわせて、防災会議の専門委員の全員が女性で構成された委員会の設置をされるとのことですが、なるべく早く、見直しを待つ間に進められることをお願いしたいと思います。

また、本市では、昼間に災害が発生した場合、家には多くの女性が在宅されている状況にあるならば、女性が日常において近隣の様子を把握しやすいとも考えられます。女性の視点からの防災は、避難所に、女性のプライバシーを守るためだけではなく、家族のプライバシーや要援護者への対処など、日ごろの経験から出るアイデア、知恵

も生かしていただきたい。せつ女性大学での受講者も防災について学んでおり、そういった方のメンバーも加えながら、活発に展開される委員として、災害に備え、早い時期に開催を要望いたします。

次に、職員の女性管理職登用についてですが、高い競争率を勝ちとった人材ですから、人材育成実施計画だけではなく、行事の運営に女性や若い人の意見を取り上げるなど、積極的な参画の取り組みをしていただきたいと思います。

次に、新たな女性団体の育成については、男女共同参画センターを拠点に、年間を通して女性大学など講座やイベント、活動交流の場としてさまざま展開されており、地域活動、社会活動推進の原動力となると期待をされます。また、活動を支援する立場としては、参加される人数が実質増えていくことも必要だと思います。本年実施された摂津市民公益活動補助金制度は、7団体の審査が行われましたが、1回限りの打ち上げ花火で終わることなく、団体の意欲と活動が継続されるための制度として取り組んでいただきたいと思います。

次に、待機児童問題ですが、全国的に待機児童数の年齢別割合は、3歳以上に比べてゼロ歳から2歳の児童が非常に高く、また、子どもの人数に対する保育士の数も、3歳未満の場合は配置が多く必要でございます。待機児童の発生原因として保育士の不足があり、保育士の資格を持ちながら保育の仕事につかないという理由として、仕事と賃金が見合わないからとなっております。

平成12年から保育士や幼稚園教諭、看護師などの有資格者や、一定の研修を受けて市町村の認定を受けた人が3歳未満の子どもを預かる家庭的保育に国が一部補助し、

22年から制度として取り入れられております。1人で預かる保育は継続が難しく、複数で自宅以外の施設で保育するグループ型小規模保育も取り組む自治体も出ております。3歳以降の受け入れ確保については、認定こども園、保育所、幼稚園等、連携して設ける方向性もあるのではないかと思います。27年度からパートタイマーや求職活動の人も利用できるという方針も出てまいりました。

26年度の待機児童解消加速化プランの推進で、国は意欲ある自治体に協力支援するとあります。小規模保育、家庭的保育も含まれていることから、26年度の実施に向けて取り組んでいただくよう要望いたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○村上英明議長 福住議員の質問が終わりました。

次に、山崎議員。

(山崎雅数議員 登壇)

○山崎雅数議員 では、通告順位に従いまして質問をさせていただきます。

まず、1番のスポーツセンター条例廃止後の施設利用について伺います。

今議会でスポーツセンター条例廃止の提案が上がりまして、文教常任委員会でも議論がされております。しかしながら、今後の利用についてはまだまだ不透明な部分が多いように思われますので、改めて、今後両スポーツセンターがどうなっていくのか、伺いたいと思います。

まず、体育専用施設としての利用がまず変わったと。三宅は保育所の施設として、味舌は多目的の施設として利用するという方針はお聞きしましたがけれども、では、9月まで使っていた施設を、工事も先送りに

なったのに、使えないのかと市民から要望が上がるのは当然だと思っております。いつから使えるようになるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

これを機に、市民が体育施設以外の使用を求めている点などについて、市民、利用者の意見を聞く機会を設けてはどうか。耐震等の工事の説明会も含めて、説明会などをどんな感じで行っていくのか、聞かせていただきたいと思っております。

現在、両施設は閉鎖をされておりますけれども、避難場所としての位置づけは変わらないと思っておりますが、いかがでしょうか。事あるときには避難所としてすぐ使えるという点では、大丈夫かどうか。これから先の工事中について、どういうことになっていくのか。一時的に避難所が減らされるということにはならないか、聞きたいと思っております。

次に、2番目の介護保険制度についてですが、政府は、消費税の増税とともに、社会保障の一体改革と称して、消費税の増税も必要であるけれども、現在の社会福祉制度についても削減をしなければ財源がもたないというような、医療や介護を初めとする社会保障制度の削減方針を明らかにしています。厚労省の社会保障審議会介護保険部会などで、医療の自己負担に比べて、介護はずっと1割の負担で自己負担が小さいとか、限度額も低いなどと、負担割合を取り上げて、実態を見ずに、さらに高齢者への負担、保険料や給付の自己負担分への引き上げへの圧力も強めております。

一方、今回考えておられるのが、給付についても削減をしようと。要支援の認定を受けておられる方々へのサービスを市町村事業に移して、国の責任放棄をしようとしています。また、特別養護老人ホームへの

入居対象の見直しでは、要介護3以上にしようとしています。

これらが実施されるのならば、摂津市の高齢者の介護サービスがどうなっていくのか。要支援となっておられる方々の機能訓練や生活支援が受けられなくなるのか。要介護2以下で特養に入っておられる利用者にも追い出しがかかるのか。要介護3以上でないと待機者にもならないということになると、施設でのサービスからの締め出しにはならないでしょうか。いわば、寝たきりに近い状態にならないと介護サービスを受けられないというような、本来、介護予防にも使えるとしてきた介護保険制度そのものの否定になるのではないかと見通し、予測を立てておられるか、お聞かせいただきたいと思っております。

次に、生活保護基準が下がりました。その算定基準としている諸制度について伺いたいと思っております。

この8月、生活保護基準の改定が行われました。今後、再来年の春までに最大10%、平均6%程度の生活保護基準の引き下げが予定されております。生活保護基準は、最低生活費を算定する基準となっております。多くの制度の所得制限の基準、公租公課をかけない基準、減免制度の基準となっております。今後、生活保護基準が改定される際に、連動して運用を変えていく摂津市民が利用する諸制度についてどういふものがあるのか、項目を上げて説明していただきたいと思っております。そして、それらの制度の運用が本当に変えられていくのかどうか、聞かせていただきたいと思っております。

特に、就学援助金制度は、基準の見直しが昨年、今年となされました。来年、さらに生活保護基準が変われば、さらに下がる

のか。国民健康保険の市独自の保険料軽減にも、保護基準の1.15倍などと記されております。これもどうでしょうか。それと、保育所保育料の決定にも保護基準が使われているのではないですか。お聞かせいただきたいと思います。

次に、ゲリラ豪雨対策についてですが、昨今増えております。これらの豪雨というのは、10キロ四方程度の極めて狭い範囲に時間当たり100ミリを超えるような豪雨が降ると。雨は1時間程度しか続かないという特徴を持っているということなんですけれども、通常でも入道雲が発生して通過するときに集中豪雨というのもあります。都市型というか、都市の下水は一般的に、最大降水量として1時間に50から60ミリを大体想定しているために、これを超える雨量では、短時間であっても処理し切れずに、都市型の洪水を発生させます。

これらの被害を出さないために、最大降水量の処理、排水能力を下水、雨水で高めていく必要があります。こういう計画を持っておられるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

昨年夏も、今年も少し水につかったというような例があったと伺っておりますが、状況の把握をどうなっておられるのか。特に、その地域への対策と計画を出されているのか、お聞かせください。

道路面と玄関先が面一というようなご家庭も多いですが、こういうところはすぐに冠水をする、水が玄関に浸入してくる。市民要求によって、土のうを準備するなどの対策をとられておられるかと思っておりますけれども、これらの状況も聞かせていただきたいと思います。

そして、排水施設の状況では、この季節は枯れ葉なども多い。この時期ですから、

詰まりなどを起こさないように点検、清掃などをされる必要があると思っておりますけれども、その点についてもお聞かせいただきたいと思っております。

以上、1回目とします。

○村上英明議長 それでは答弁を求めます。
生涯学習部長。

(宮部生涯学習部長 登壇)

○宮部生涯学習部長 スポーツセンター条例廃止後の施設利用についてのご質問にお答えいたします。

三宅スポーツセンターは、建物用途を保育所、味舌スポーツセンターは多目的室として整備することといたしておりますが、スポーツセンター条例が廃止されますと、両施設とも一旦普通財産となり、通常、一般利用に供することはできないこととなります。両施設に対する市民のご要望は十分認識いたしておりますが、普通財産を一般利用に供する場合には、法令等の課題がございます。暫定利用に向けて課題を解決できるよう努めてまいります。

次に、施設の利用について、市民、利用者の意見を聞く機会を設けることについてでございますが、三宅スポーツセンターにつきましては、保育所として整備いたしますことから、施設利用については改めてご意見を伺うことは予定いたしておりませんが、工事実施に際しましては、地元自治会等に説明させていただくことを考えております。

また、味舌スポーツセンターにつきましては、基本的に既存施設を利用するものであり、これまでの地域の要望を勘案いたしまして、地域福祉、文化、スポーツ活動等、多目的に利用できる施設を目途としており、新規施設のようなワークショップ等の開催については予定いたしておりません。

続きまして、閉鎖中の両施設の避難所としての利用でございますが、これまでと同様、その位置づけは変わらず、緊急時には避難所として開設、運営し、地域防災の拠点として利用するものでございます。

工事中の代替避難施設につきましては、近隣の避難施設をご利用いただきたいと考えております。また、大地震、大洪水等により大規模災害が発生した場合には、緊急避難的に、防災協定施設や全ての本市の保有している施設が被害状況に応じて一時避難所として利用することが想定されており、避難場所は確保できるものと考えております。

○村上英明議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 生活保護基準を利用の算定基準としている諸制度についてのご質問にお答えいたします。

生活保護基準を条例や規則等で直接に算定基準として使用している制度や項目の数でございますが、現時点で把握しているものとしたしましては、住民税の非課税限度額の設定、高齢者世帯・民間賃貸住宅の家賃助成制度、国民健康保険料の減免、国民健康保険一部負担金の減免、支援教育就学奨励費、保育料の減免の六つでございます。

住民税の非課税限度額につきましては、来年度以降に税制改正等が行われると聞いており、現時点では国の考え方もまだまだ不透明な状況でございます。

また、支援教育就学奨励費につきましては、国の制度となっており、非課税限度額同様に詳細は明らかになっておりません。

いずれにいたしましても、今申し上げました諸制度の基準の取り扱いにつきましては、基本的には生活保護基準に連動するものと考えているところでございます。

○村上英明議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 質問番号2番、介護保険制度についてのご質問にお答え申し上げます。

社会保障制度改革国民会議の報告書の中で、介護保険制度改革として、地域支援事業の見直しとあわせた地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し、一定以上の所得を有する者の利用者負担の見直し、特別養護老人ホームに係る施設介護サービス費の支給対象の見直しなどが示されております。そして、10月15日に閣議決定されたプログラム法案で、それらの必要な措置を平成27年度を目途に講ずるため必要な法案を平成26年、通常国会に提出することを目指すことと示されております。

しかし、制度改革の細かい内容につきましては、内容の詰めはまだこれからであり、プログラム法案にも詳しくは示されておられません。地域支援事業の見直しとあわせた地域の実情に応じた要支援者への支援の見直しでは、要支援者は保険給付から市町村事業に移行し、ボランティア、NPOなども活用して柔軟な、そして効率的に実施すべきだという提案がなされており、まちづくりの観点から、市民の役割、事業者の役割、行政の役割を踏まえて、高齢者を地域でどう支えていくかという国の提案については、趣旨としては理解できると考えております。

しかし、本市の平成24年度実績では、約2億5,000万円の介護予防サービス給付費が執行されており、保険給付から市町村事業に移行した場合のその財源の問題や、予防給付サービスにかかわる事業をどう行うかなどの課題もございます。

また、特別養護老人ホームに係る施設介

護サービス費の支給対象の見直しでは、入所要件を要介護3以上とする提案があり、本市におきかえますと、平成25年8月現在の施設介護サービス受給者269名のうち要介護2以下の受給者は46名で、全体の17.1%を占めております。

今後の介護保険料への影響でございますが、予防給付費が市町村事業に移行すれば、その費用分の軽減は図れるものと考えられますが、今回の介護保険制度改正による財源と給付の方向性が示されておられませんので、介護保険料への影響の試算は困難でございます。

いずれにしましても、現に、要支援者、要介護1、2の方がおられ、その方々にアセスメントやサービス担当者会議を踏まえ、ケアプランに基づき必要なサービスが提供されることが重要と考えておりますので、今後も国の動向を注視し、他の市町村の状況も勘案し、検討を重ね、高齢者施策の充実に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号3番、生活保護基準を利用の算定基準としている諸制度についてのうち、生活保護基準の算定基準の改定による国民健康保険の減免についてのご質問にお答えいたします。

国民健康保険につきましては、条例により、一部負担金及び保険料の減免制度を設けており、その基準につきましては、施行規則により生活保護基準を用いた基準となっております。生活保護基準による判定を行うに当たりましては、個人別の基準額及び世帯人員別の基準額を合算した額により判定となっております。

しかし、今回の保護基準引き下げの主な要因となっております世帯人数の増加に伴う逓減率につきましては、これまでも国民健康保険の減免においては、多人数世帯に

配慮し、算定に用いておりません。

したがいまして、今回の保護基準の見直しにより、世帯構成や世帯人数によっては保護基準が上がり、減免が受けやすくなるケースも生じ、必ずしも減免が受けにくくなるものではございません。

なお、平成25年度におきましては、8月の見直しの影響が年度中に及ばないよう、所要の改正を行っておるところでございます。

○村上英明議長 教育総務部長。

(山本教育総務部長 登壇)

○山本教育総務部長 生活保護基準の変更による影響についてのご質問にご答弁申し上げます。

まず、就学援助制度につきましては、これまでも市議会等々でご説明を申し上げてまいりました。第4次行財政改革実施計画の単独扶助の見直しを行う中で、所得基準の見直しを行ってきたものでございます。見直しに際しまして、新たな扶助項目としてPTA会費と生徒会費を付加したものでございます。

所得基準の設定に当たりましては、近隣の市の状況等も参考にしながら算出したところでございます。生活保護基準を参照している部分もございしますが、基本的には本市独自で算出しており、今回の生活保護基準の変更は、直接、就学援助所得基準の変更に結びつくものではないというふうに考えております。

ただ、所得基準の設定に当たりましては、近隣各市の状況も参考にしておりますので、今後、各市の状況を把握してまいりたいというふうに考えております。

次に、保育所保育料についてでございますが、保育所保育料につきましては、前年の所得税額、前年度の市民税課税額により

決定をいたしております。基本的には、各世帯の所得状況に応じた応能負担ということになっております。

保育料の減免制度につきましては、会社倒産等による失業や廃業などにより、所得が著しく減少し、保育料の納付が困難になった世帯の方に対して、個別の状況を生活保護基準を鑑み総合的に判断し、決定をいたしております。場合によりましては、影響が出るということも考えられます。

○村上英明議長 土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 グリラ豪雨対策における下水道環境の排水能力の引き上げにつきましてお答え申し上げます。

本市の公共下水道の雨水につきましては、10年に1回降る大雨に対応する時間降雨強度48.4ミリで計画しております。本市の公共下水道は、大阪府が建設、管理しております安威川流域下水道に接続する流域関連公共下水道で事業を進めております。本市の公共下水道は、安威川以北では、雨水と汚水を一つの管渠にあわせて排除する合流方式で、安威川以南の地域におきましては、雨水と汚水を別の管渠に排除する分流方式となっております。

安威川以北は、合流方式であることから、公共下水道による雨水対応が概成しておりますが、安威川以南では、日々の生活及び環境改善の必要性から汚水環境の整備を優先させたことから、雨水整備が約3割程度となっております。

今後におきましては、まず、安威川以南での時間降雨強度48.4ミリに対応できる雨水整備を進めることを考えております。また、施設面におきましては、雨水排除するポンプ施設も安威川流域関連市である摂津市、吹田市、茨木市、高槻市、箕面市の

5市から出てくる雨水を排出する計画で整備されており、能力アップには、まずこのような施設の改善が必要になります。したがって、本市独自の改善は困難でございます。

次に、雨水ますなどの清掃状況についてでございますが、道路上にある落ち葉などが雨に流され、雨水ますのふたにひっかかるなど、ますの排水機能を下げるケースがあります。

雨水ますの清掃につきましては、道路管理課におきまして、道路清掃にあわせて市内約3,000か所の雨水ますの清掃を年に1度清掃している状況でございます。日常に際しましては、住民の方々に自宅前の道路部分につきまして清掃をしていただき、降雨時に雨水ますにひっかかる落ち葉などが少なくなるよう、協力をしていただくようお願いしております。

次に、昨年8月14日の豪雨の被害状況把握と、その対策についてでございますが、浸水被害に遭われましたお宅を職員で手分けしまして訪問し、当時の浸水状況を聞かせていただき、その結果を集約しております。

中でも、東別府地域では、浸水被害の範囲が広がっておりまして、対策としましては、まずは雨水幹線の整備が必要と考え、今年度、東別府雨水幹線の実施設設計を行い、整備に向けての準備を進めております。

最後に、要望のあった家屋への土のう配布についてでございますが、現在も要請を受けましたお宅には土のうをお渡しし、大雨に対し事前に対策を講じてもらっております。

今後におきましては、計画降雨に対応できる雨水管渠の整備を進めてまいりたいと考えております。

○村上英明議長 山崎議員。

○山崎雅数議員 では、続けて質問をさせていただきます。

まず、スポーツセンターのことですけれども、条例廃止後、工事の計画がどうなっていて、その間の使用については、要望はわかっているけれどもということなんですけれども、条例整備も必要だということなんですけれども、何月何日とは言いません。いつごろから使えるのかという見通しすら立っていないのか、お聞かせいただきたいと思いません。

市民に対するスポーツ振興のあり方について、大いにやってくださいと呼びかけながら、体育施設が完全に不足していると。これは仕方ありませんという態度は正しくないと思っております。体育施設、文化施設、コミュニティ施設についての考え方の整理をしていただきたいと思えます。お答えをお願いいたします。

次に、介護保険の制度、これも先の話ということになるかどうか分かりませんが、事業見直しの趣旨は理解できるというふうにもお答えがありました。介護保険制度やむなしと容認されるのでしょうか。

保険給付から市町村事業に要支援が移るときに、財源はどうするのか、予防給付をどうするのが課題だともお答えいただきました。できないとならないのでしょうか。その見通しが立っているのかを聞いております。お答えをいただきたいと思えます。

保険料への算定は計算するのが困難と答えられましたが、国の保険料負担増の方針が押しつけられたときに、市民負担を増やさない努力をしようと言えないのか、お聞かせいただきたいと思えます。

今後、国の動向と他市町村の状況を見て、努めるとお答えがありました。横並びで介

護保険サービスの削減を行うということにならないのか、お聞かせいただきたいと思えます。

さきの議会運営委員会で、介護保険の改悪反対を求める意見書は上程されないことになりましたけれども、市民、高齢者の福祉への後退が今後予測される動きに対しては、市からも国への反対の表明をしてほしいと思えます。これは要望で結構です。

それで、次に、現在、把握している保護基準を使っている制度、市がわかっている範囲で六つだとお答えいただきましたけれども、これは市独自の施策ということで、法律とか大阪府の条例で適用されている諸制度は含まないということになるのでしょうか。

私、日本共産党の赤旗の22日付で帯広の例を記事にしております、これを使いましていろいろ話をしてたんですけれども、厚労省が38の制度に影響が出るとしております。厚労省は、できるだけほかの諸制度には影響を及ぼさないよう対応することを基本方針とするとしておりますけれども、疑問視される場所であると思っております。

例えば、住民税の非課税限度額、これは影響があるとお答えがあるんですけれども、来年度の住民税の決定に、現在8月に下がっている現在の法基準を適用すれば、非課税限度額が下がって、収入所得の変更がなくても非課税にならない世帯、課税になる世帯が出るのではないのでしょうか。この記事の例では、市営住宅の家賃減免で現行247の世帯が減免を受けておりますが、そのうち189、これはボーダーラインにおる方ですね、が受けられなくなるのではないかとこのふうにも出ております。

これは、茨木市に市民団体がまとめて、

影響が出るかもしれない制度、例としてもらった資料なんですけれども、これでは、基準が下げられて保護制度の利用ができなくなって、後期高齢者医療制度のほうに生活保護から移行するというような方々も含めて影響があるということで、55の制度利用に影響があるとしています。全て市民生活にかかわる制度で、変更される、影響が出る制度については、市民生活にしっかり合っているのかどうか、精査をしていただきたいと思います。

夏に、社会保障推進協議会と摂津市との間で懇談を行いました。国民健康保険料の減免制度、就学援助金制度、保育料の算定などで今年度中の変更がないかということを確認をしました。来年度から変更があるかどうかについては明言をされませんでした。改めてお聞きしたいと思います。

まず、国保については、上がる部分もあり、必ずしも減免が受けにくくなるものではないとするお答えがありましたけれども、逓減率の掛け算をしなければ、今の現行にしていけば、大きく改定は削減方向でありますから、収入が変わらなくても、全体としては国保の減免が受けられない人が出てくることになりませんか。改定によって運用が変更されるということですか。お聞きいたしたいと思います。

収入が変わらなければ保険料の支払いが困難であるということには変わりはありません。来年から減免ができなくなって、高くなった保険料が払えない方が増えないでしょうか。生活保護基準が変わっても、下がった分を引き上げて、逓減率の掛け算をしないとか、基準を上げていくとか、減免の基準を維持するという方針は出てきませんか、お聞きいただきたいと思います。

就学援助金制度の基準についても、直接結びつくものではないと。近隣の状況も勘案して、保育料についても総合的に勘案してとお答えになりました。運用は変更されるというおそれはないのでしょうか。収入状況が変わらないのに、変更される、受けられなくなるという方が出ないでしょうか。お答えいただきたいと思います。

就学援助金など、受けられていたものが受けられなくなって、学校関係費、払わなくてはいけない、家計にとっては大きな負担だと思います。支給の水準を保つ、今の受けてはる方には就学援助金制度が受けられるようにしていく、こういうことにならないでしょうか。お聞きいただきたいと思います。

来年度の予算編成方針では、消費税の増税によってかかる経費の見直しを求められております。消費増税によって脅かされる市民生活を、これらの福祉の政策で底支えすることこそ、求められているのではないのでしょうか。全ての制度において、福祉水準の低下を招かないための運用を求めたいと思います。

だから、今、先ほど六つの点が変わるかもしれない、影響するかもしれない、言われましたけども、今回上げられていない制度については、来年からも同じように使えると考えていいのか、お答えいただきたいと思います。

変更されたときには、市民にとってはいきなり何月何日から受けられていた減免制度とかが受けられなくなりましたということになりはしないのでしょうか。制度紹介についての周知についても、どうなるのか、お聞きいただきたいと思います。

生活保護制度については、9月末までに制度変更はおかしいと、いろんな市民から

不服審査請求も出されました。この12月には年金の引き下げが、10月から引き下げられて、12月から新たな支給という行政処分がされますので、これに対しての不服審査請求も考えておられるという方々もいると伺っております。ほかの諸制度についても、変更があって決定をされる、これは行政処分ですから、不服審査を要求できるということになります。生活実態をしっかりと勘案をして行っていただきたいと思えます。

次に、ゲリラ豪雨対策ですが、雨水幹線の整備を進められると伺いました。大いにやっていただきたいと思えます。しかし、ポンプ場も能力を高めていくことが求められているのではないかと。想定は48ミリ。そうすると、100ミリを超える雨が降ったときは、浸水やむなしというわけにはいかないと思っている。ですから、広域で話をするから独自は困難、そうしたら、広域でしっかりお話をし、大きくしていくという話をできないですか。

私、特に今回は、局所的な豪雨、ゲリラ豪雨対策について話をしているんです。一部のポンプ場が今以上に排出を行ったからといって、川があふれてしまうという議論にはならないと思えます。全ての地域で排水能力の拡充という方向で、広域で話をし、ぜひ、ゲリラ豪雨対策を広域下水道でも計画を持って推進していただきたいと思えます。お答えをお願いします。

それから、また親水性、都市型のゲリラ豪雨を防ぐためにはしみ込みやすいアスファルト、こういった道路整備なんかも、地面にちゃんと吸われるといったようなことも進めていただきたいと思えます。これは要望で結構です。

土のうなどの緊急対策について伺いまし

た。被害を最小限に抑えていく努力を引き続き行うとともに、ゲリラ豪雨対策としては、一時的に家屋への水の浸入を防ぐために、土のうまでではなくても、段ボール箱にごみ袋に水を張ったものを敷き詰めて、要するに玄関に水が入ってこないように簡易なバリケードをつくっていくということも有効であるというようなことが最近、テレビとかで報道されるようになりました。こういった防災意識向上のための広報なども力を入れていただきたい。

本当に避難のときには、今いろいろ言われましたけれども、縦方向にすぐにでも逃げなくてはいけない。スポーツセンターのところは、防災のほうで、工事中は避難を別のところをお願いしないといけないかもしれないというようなあれがありましたね。具体的に、これどういうふうにするのか、お聞かせいただきたいと思えます。

2回目は以上です。

○村上英明議長 それでは答弁を求めます。生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 スポーツセンター条例廃止後の施設利用について、2回目のご質問にお答えいたします。

いつから使えるのかということでございますけれども、スポーツセンターのうち運動広場につきましては、実質的に利用の制限につきましては変更ございませんので、普通財産としての利用規則等の準備を進めております。その環境が整い次第、できるだけ早期に再開したいというふうに考えております。

体育施設につきましては、自治法あるいは建築基準法等の法令の課題もございます。再開に向けて鋭意努力してまいりたいと考えております。

それから、今回スポーツ専用施設、これ

が2施設閉鎖となっております。このスポーツ振興を担当する者といたしまして、この事実は重く受けとめております。その中で、体育施設、文化施設等ををどう考えるのかでございますけれども、このたび、そういう制限の中で、三宅につきましては保育所の遊戯室、そして一般開放する。それから、味舌につきましては多目的室として利用させていただくというようなところで進めさせていただいております。

我々は、社会教育施設としてある施設をできるだけ有効に使っていただきたい、使っていくということが我々の使命であると考えております。社会教育法上も、市民の学習機会の充実に努めることとされております。施設の整備も、学習機会の充実の一つだというふうに考えております。今後もそのような形で、施設につきましては整備を進めていきたいと考えております。

それから、避難所としての取り扱いということでございますけれども、近隣の施設がございますので、味舌スポーツセンターにつきましては近隣の小学校、味舌小学校でございますけれども、そういった施設を、その工事中ということでございますけれどもご利用いただきたい。当然、避難所として指定されておまして、その部分を耐震補強するために工事するわけですから、一定その期間につきましては別施設等をご利用いただきたいというふうに考えてございます。

また、三宅につきましては、近隣に避難所が確かにございませんけれども、そういう避難所として指定されておましても、今まさに洪水が起きて浸水しようとしているような避難所を、避難所として開設することではございません。先ほど私が答弁申し上げましたように、そういった状

況に応じて、一時避難所としては市の保有施設を開設するというところでございますので、そういった施設をご利用いただくということになるというふうに考えております。

以上でございます。

○村上英明議長 市長公室長。

○乾市長公室長 それでは、生活保護基準の取り扱いについてのご質問に総括的にお答えしたいと思います。

ご指摘は、生活保護を受けていることによって、自動的にといえますか、生活保護を受けていることを理由に制度の適用を受けられるというような、そういったものも含めての数で、たくさんの数をおっしゃっているという点もあると思いますけれども、先ほども申し上げましたように、直接、生活保護基準を条例や規則等で算定基準として使用している制度は、本市では六つでございます。

これまで、生活保護基準が上がれば、それを使用している制度の基準もできる限り上げてきたと。また、生活保護基準が下がっても、それを使用している制度の基準を下げないとなりますと、長い目で見れば、あるいは広い目で見ますと、やがては他の福祉サービスや市民サービスにしわ寄せが行き、そちらのサービスを引き下げたり廃止したりしなければならなくなることも考えられると思っております。

このようなことから、原則論ではございますが、生活保護基準が引き下げられれば、原則としてその基準を使用しているサービスの基準も引き下げざるを得ないのではないかと考えているところでございます。

また、生活保護を受けておられる方で、当然、適用される制度につきましても、生活保護を受けられなくなったのだから、なったのであれば、そういう制度も適用を受

けられなくなるということも、これはやむを得ないのではないかというふうなことも考えているところでございます。これは原則論でございます。

○村上英明議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 それでは、介護保険制度の改正について、まずお答えいたします。

介護保険制度の改正につきまして、国では平成26年、通常国会に提出することを目指し、現在、社会保障審議会介護保険部会におきまして社会保障改革国民会議の報告書を踏まえ、審議を行いまして、11月末までに審議を取りまとめている段階でございます。

先ほどご質問がございました予防給付につきましては、一部新聞報道によりますと、昨日開催されました第52回社会保障審議会介護保険部会におきまして、給付費の伸び率に上限を設定し、給付費を抑制する総額管理方式を導入する考えが示されたとのことでございますけれども、公式な通知は現在のところございません。したがって、また、ご質問の保険料の減免につきましても同様でございます。

市といたしましては、それらの動向を踏まえながら、対応を検討してまいりたいと考えておるところでございます。制度改正の内容につきましては、本市といたしましては、これまでと同様、国、府へ要望を行ってまいりますが、制度改正の内容によりましては、森山市長が大阪府市長会の会長でもございますので、府内の状況を把握した上で、市民にとってよりよい制度に改正されますよう、強く要望してまいりたいと考えております。

もう1点、国民健康保険の減免についてでございますが、先ほどもご答弁申し上げましたように、今回の保護基準の引き下げ

の主な要因となっております世帯人数の増加に伴う逓減率については、これまでも国民健康保険の減免におきましては多人数世帯に配慮し、算定に用いておりませんので、今回の保護基準の見直しにより必ずしも減免の適否に結びつくものではございません。今後、生活保護基準の増減がございました場合には、基本的にはそれによるものというふうに考えております。

平成26年度には、保険料の軽減拡充など、低所得者の方への配慮も行われるという情報もございますので、国の動向を注視しながら、適正な減免事務の執行に努めてまいります。

以上です。

○村上英明議長 教育総務部長。

○山本教育総務部長 生活保護基準の見直しによります就学援助金制度、保育所保育料減免制度についての影響ということでございます。

就学援助制度につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたように、必ずしも基準を結びつけてはおらないというような状況でございます。ただ、決定におきましては、他市の状況も見ながら、前回の見直しにおいてそのように検討してまいりましたので、場合によりましては、他市の状況を注視していく必要があるというふうに考えております。

保育所の保育料につきましては、先ほども答弁申し上げましたように、基本、応能負担ということになっております。ただ、現年におかれて会社倒産等々、前年の収入を大分下回るというような方について、減免のご相談に応じさせていただいております。

その中の1項目として、生活保護基準の115%というような状況でございます。

市長公室長のほうからもご答弁がございましたように、生活保護基準の何%、何倍であるとか、そういうことを規則等々にうたっているものにつきましては、お人によりましては影響が出てくるのではないかとこのように考えております。

周知に関するご質問でございますが、今現在、周知の中で生活保護基準の115%というふうに周知をさせていただいておりますので、変更があった場合でも、今、周知はさせていただいたというふうに認識をいたしております。

○村上英明議長 土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 ゲリラ豪雨対策としまして、広域的な観点で、流域下水道としてどのような方策があるのかにつきまして、大阪府や流域関係市に対しまして協議し、要望してまいりたいと思います。

以上です。

○村上英明議長 山崎議員。

○山崎雅数議員 では、最後にお聞きしたいと思っております。

まず、スポーツセンター、やはりできるだけ早期としかお答えいただけませんでしたけれども、これは急いでいただきたいと思っております。

それから、避難所については、工事中は避難できない。味舌スポーツセンターから味舌小学校は遠いですよ。三宅についてはないというお答えは、ちょっと納得できない、市民から見れば。これ、避難所としてはこの工事中、避難できないとされることがおかしいのではないかと。再度これは答弁いただきたいと思っております。

それと、介護保険のほうは、先ほどの新聞報道でも、給付限度額下がるわけなんですよね。ほんまに、給付も抑えていくと、使えない制度になっていこうとしておりま

す。

よりよい制度にして、近隣見ながらと。よりよい制度にするには、介護保険の適用を下げないことだと思っております。独自財源をそれこそ使って、介護保険の給付水準を下げないように頑張るといようなお答えをいただきたいと思っております。お願いをいたします。

次に、保護基準、総論だと言いましたけれども、原則、生活保護基準が下がって、いろいろな制度も、下がるということだと思っております。この問題は、生活保護基準を適用すれば来年度から、4月、それから再来年4月、下がっていくわけですから、来年度から3年間、選考が毎年行われていくと、かもしれないという話なわけです。市民生活の実態を見て、必要な減免や扶助のあり方がどうしていくのかということが問われている問題だと思っております。

保護基準が下がっても、減免制度などの基準、受けられていた人が受けられなくなるというようなことをしないためには、通減率の乗数をしないとか、準要保護の基準を保護基準の1.15倍、先ほど言われましたけれども、としているのを1.2倍とか1.3倍とかに引き上げていくとかいうような措置をとっていかなければ、受けられていた方が受けられないということになるのかと思っております。こういった基準の見直しも考えておられないのか、最後に聞きたいと思っております。

ぜひ、広域下水でも、排水施設能力、全体で上げていくように、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○村上英明議長 それでは答弁を求めます。総務部長。

○有山総務部長 工事中の避難所ということ

です。防災のほうの担当のほうから答弁させていただきます。

生涯学習部と連携を図りながら、そのときの避難所については公共施設の代替、どこが可能かということに住民に周知をしてまいります。

一つの選択肢といたしましては、現在、普通財産ということで校舎、それぞれの学校の校舎を閉鎖させていただいておるところでございますが、普通財産の管理ということで、私どものほうでその鍵を保管しているところでございます。その閉鎖についても、解除することは可能という状況でございますので、場合によってはその部分を距離的にも考えて利用していきたいというふうに考えております。

具体的にほかの施設につきましては、今、宮部部長のほうから答弁がありましたように、他の施設もあわせて住民への周知は図っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○村上英明議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 それでは、山崎議員の3回目のご質問にお答え申し上げます。

よりよい介護保険のために、独自財源を使ってサービス内容を下げないということでございますけれども、先ほどもご答弁申し上げましたように、現在のところ、新聞報道によりますとというところで、公式の通知が来ているわけではございません。

先ほども申し上げました予防給付を市町村事業に移すという提案の際に、厚生労働省は当初、財源は介護保険であり、財源構成も変わらないと説明をしておりましたが、新聞報道によりますと、上限を設けて伸び率を抑制するんだというような方向性で提案をされるということでございます。これ

については中身を十分検討した上で、また検討させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○村上英明議長 次に、市長公室長。

○乾市長公室長 生活保護基準の取り扱いにかかわる再度のご質問でございます。

この生活保護基準と申しますのは、やはり憲法で保障されました健康で文化的な最低限の生活の基準を示したものであるというふうに理解しております。そういうことで、それを、国がそういう基準を、いろんな状況を勘案した上で決めていくわけでございますので、それを、我々自治体といたしましては、その基準を反射的に使っている我々自治体といたしましては、原則としましてはやはり、生活保護基準が上がれば、それを使用している制度の基準も引き上げますし、また逆に下がれば、そういう制度の基準も引き下げざるを得ない。

また、生活保護を受けていることによって受けられる制度についても、生活保護の受給者でなくなれば受けられなくなるというようなことも、これはやっぱり原則としてはやむを得ないというふうに考えるところでございます。

○村上英明議長 山崎議員の質問が終わりました。

次に、渡辺議員。

(渡辺慎吾議員 登壇)

○渡辺慎吾議員 それでは、改選後初の一般質問をさせていただきます。

まず初めに、全庁挙げた「いじめ対策」の状況について質問させていただきます。

大津市のいじめ事件を発端に、全国のいじめや教師による体罰が取り沙汰されました。本市もいじめ問題を対岸の火事とせず、身近な人権問題と位置づけ、真剣に取り組むべきであると、昨年8月に全庁挙げたオ

ール撰津の「聞いて！ほっとライン」が開設され、教育委員会、各学校のみならず、市長部局としても広くいじめについて情報収集、状況の把握に努めて、いじめ対策を推進してこられたと思います。

このことはマスコミにも取り上げられ、全国的にも積極的にいじめ対策を実施されている自治体として高く評価されたのでありますが、この1年間、どのような取り組みをされたのか。また、体制としてどのような組織づくりをされたのか、お尋ねしたいと思います。

また、次にする質問にちょっと関連するのでありますが、市内小学校で教師による児童に対するいじめ事象がございました。全庁を挙げていじめの対策に取り組んでおられる中、よりによって教師がいじめを助長するような言動をされたことについて、どのように考えておられるのかをあわせてお尋ねしたいと思います。

それでは、2番目の質問をいたします。

教職員の人権意識についてであります。教育委員会の決算書・予算書を過去から見ると、教職員の人権研修、人権学習会等の予算執行が多く見られます。多くの研修会や学習会は同和問題、男女差別の問題等、大きな内容が多いとお聞きしておりますが、いじめ問題や、より身近な人権問題の研修会、学習会はどのようにされているのでしょうか。また、最近の撰津市内小学校での教師による人権問題はなぜ起きたのか、お尋ねしたいと思います。

3番目の質問をいたします。危険な通学路についてお尋ねいたします。

淀川堤防沿いの道は、細い上に、朝晩の通勤の抜け道として多くの自動車が行き交っております。このことは数十年来、地域住民の悩みの種であり、事故等のさまざま

なトラブルを招いております。一方通行や時間規制などの対策を講じておられますが、トラブルが絶えることはありません。

その状況の中で、鳥飼西小学校区において、その一部が通学路になっている現実がございます。昨年、亀岡市で、また今年には八幡市で事故が発生しており、全国的に対策が求められております。文科省が早急に調査したところ、全国に約7万3,000か所の危険な通学路が確認されました。この問題は多くの地域住民から対応を求める声が上がっていると思いますが、今後どのようにされるのか、お尋ねしたいと思いません。

これで1回目の質問を終わります。

○村上英明議長 それでは答弁を求めます。市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 「聞いて！ほっとライン」についての市長部局としての姿勢、対応についてご答弁申し上げます。

ご質問にもございましたとおり、いじめの未然防止、早期発見、再発防止をオール撰津で取り組むべく、昨年8月3日に「聞いて！ほっとライン」を開設いたしました。市長部局といたしましては、この取り組みの中で、教育委員会や学校現場で認知されていない事案の掘り起こし、学校外で起きているいじめの把握等、情報把握の裾野を広げ、教育委員会や学校での取り組みを補完し、連携した対応に鋭意努めてきたところでございます。

この取り組みにつきましては、昨年8月31日をもって専用電話、専用メールの運用については終了させていただきましたが、各公共施設に設置しているポストにつきましては、その後も運用を続け、本日まで161件の投書がございました。その対応と

いたしましては、投書の内容をしっかりと見きわめた上で、政策推進課職員が学校教育課に赴き、個人名の記載のあるものなど、少しでも懸念材料があると認められるものについてはその内容を口頭にてきっちり説明を行い、教育委員会におきましても、各学校にその旨連絡するとともに、注意喚起を促すなど、その都度市長部局、教育委員会ともども連絡調整を密にし、対応に努めてきたところでございます。

ご質問の中で議員が紹介された事例は、市長部局といたしましては、大変憂慮すべき問題があると認識いたしております。

このいじめにかかわりまして、先月、9月28日には、いじめ防止対策推進法が国において施行され、国、地方公共団体、学校の設置者等の関係機関が相互に連絡調整を密にし、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進すべきものとされております。

その中で、重大事態と認められる場合の対処として、学校は教育委員会を通して、当該事態が発生した場合は、その旨首長に報告しなければならないものとされ、さらに、首長は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、学校の調査の結果について市長部局においても独自に調査ができるものとされております。この場合にあっては、その調査結果を速やかに議会に報告しなければならないものとされております。

このことは、独立行政機関としての教育委員会の事務管理及び権限を最大限尊重、配慮しつつも、重大事態の再発防止の観点から、市長部局においても、教育委員会との適切な関係性を保持し、迅速かつ総合的な対応を行うことを旨とするものであると思料されるところでございます。

今後につきましても、法の趣旨をしっかりと踏まえつつ、教育委員会とのさらなる連携のもと、いじめを初め総合的かつ効果的な人権施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○村上英明議長 次世代育成部長。

(登阪次世代育成部長 登壇)

○登阪次世代育成部長 人権上の配慮を欠いた教員の言動についてのご質問にお答えいたします。

小中学校では、発達段階において、人権や人権問題についての学習を進めております。同時に、学級や学校が子どもたちにとって安心のできる場所であることが大切となります。人権が守られている学びの場と子どもたちが実感しながら学ぶことが重要であるからです。

今回、学級会の中で思いやりや配慮を欠いた進行指示が教員によってなされ、児童の心を傷つけてしまう事案が発生いたしました。子どもたちの人権意識を高める立場の教員の配慮のない言葉、言動は、人権上の配慮を欠いたものとして重く受けとめ、児童や保護者への誠意ある対応とともに、学校での人権教育についての指導を改めて行ってまいりました。

教員は、子どもたち一人一人の人格を気遣い、それぞれの気持ちを共感的に受けとめられる豊かな感性を持たなければなりません。高い人権意識とともに、鋭い人権感覚が大切であります。本事案はまさしく、日々子どもにかかわる教員の人権感覚の問題であり、子ども一人一人の人権が尊重された学級、学校となっているのかが問われております。改めて、これまでの人権教育研修の内容が問われていると認識しております。

教育委員会といたしましては、本事案の

反省に立って、これまでの人権教育研修等について点検するとともに、研修内容が日々の教育活動に反映されていくよう、今後も引き続き市内全教職員の人権感覚の育成に努めてまいります。

○村上英明議長 教育総務部長。

(山本教育総務部長 登壇)

○山本教育総務部長 危険な通学路についてのご質問にご答弁申し上げます。

通学路に関しましては、ご質問にありましたように、昨年には京都府亀岡市、今年に入り京都府八幡市で事故が発生しており、全国的に対策が求められているところでございます。

ご質問の鳥飼西小学校の当該地域は、堤防下の道路幅が狭く、歩道もない部分がございます。そのため、直接堤防へ上がるための階段を設置するよう、自治会から要望がございました。このことを受け、土木下水道部と連携し、国土交通省淀川河川事務所や摂津警察署と階段設置の協議を行ってまいりましたが、河川管理上の問題や、道路横断部分の安全確保などの問題があり、実現には至っていない状況でございます。

担当といたしましては、現状の道路形態を鑑みますと、児童が安全に登校するためには何らかの対策が必要であるということには認識いたしております。堤防下の道路には時間規制がありますことから、摂津警察署に対して交通取り締まり回数増加を要望してまいりましたが、規制を無視して幅の狭い道路を通行する車両があるということも現状でございます。

応急的な対策といたしまして、交通専従員の配置などを含め、今後、何らかの対策を検討してまいりたいというふうに考えております。

○村上英明議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

非常に、去年私も質問させていただきましたけど、マスコミで取り上げられて、いじめの問題、深刻な問題で全国的に波及したわけですけど、摂津市は、これは教育委員会だけに任せるのではなくて、全庁を挙げて積極的にいじめ対策をするということで、去年、マスコミ等で相当取り上げられたわけですよ。

今回、このいじめ対策の法律が施行されました。それを先駆けて、摂津市はそういう形でやっておられたわけですが、私としては、例えば教育委員会を中心に市長部局と一緒に、そこでいじめ対策連絡協議会というようなものを立ち上げていただいて、そこであらゆる事象を、目安箱を設置したその中身とか、そういうものを取り上げてお互いに協議しながら、また専門家の意見を聞きながら、積極的にいじめ対策に能動的に対策をつくられるというふうに思っておったんですけど、話を聞いておりますと、8月31日でそのメールとか電話のあれは打ち切ったということで、いじめというのは季節的なものではなくて、これは年がら年中発生する可能性があるわけなんです。ずっと継続してそういうような状況が続けながら対応していただければ、先ほど南野議員からおっしゃっておられたいじめ問題ありましたね。それから今回のような事例が、ひょっとしたら起きなかったのではないかとこのように思います。

そういう点で、そういう対策協議会、全庁を挙げての対策協議会をなぜ立ち上げをされなかったのかをお聞きしたいと思います。

それから、そういう1年間、そういう目

安箱を置いて、161件、そういう事例を一応教育委員会が持っていたということを知っておりますが、その内容を、例えば文教等できちっと説明されたか。聞かれた場合には、それは答えるという態度ではなくて、あれほど世間で騒がれたことですし、そして、市民全体が、特に子どもを持つ親としたら、非常にこれは身にかかわることです。ということで、理解とか、それから市民に対して広報ですね、ホームページやら、それから広報紙によって、その内容をなぜ報告しなかったのか。そういう点、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから、ちょっと教育長にも、2番目の事例、教育長からお考えをお聞きしたいと思います。

それから、危険地域ですけど、今、専従員を置いていただくことも検討されるということで、非常にこれは一歩前進やなというふうに思いましたが、それでもあそこを、朝は、誰か五、六十キロで走る人がいるんです。大きい国道だったら五、六十キロもそんな大したスピードではないんですけど、あの狭い道を五、六十キロで走るのは、非常に危険を感じるわけですね。過去においたら、子どもたちの事故は今までそう聞いておりませんが、過去においては人身事故もあったというふうに聞いております。

そういう点で、これは一つの前進として、新たな危険対策に取り組んでいただきたい。これは要望にしておきます。

以上で2回目を終わります。

○村上英明議長 それでは答弁を求めます。

市長公室長。

○乾市長公室長 市長部局としてのいじめ対策についての2回目のご質問にご答弁申し上げます。

少し繰り返しになりますけれども、いじ

めの把握、いじめへの対応につきましては、各学校、教育委員会で日々取り組んでおられることから、市長部局といたしましては、学校等の現場を通しては把握できにくい事案等についての情報を収集、把握することにより、教育委員会の取り組みを補完していく立場であると考えております。

昨年8月の対策開始時におきましては、市長部局、教育委員会とでまず最初に情報を入手した部署が、本人の意思を尊重する方向で対応すること、必要に応じて関係部署と連携し、相談内容に対処していくこと、最終的な解決に向けては、教育委員会が対処していくことなどを確認したところでございます。

議員ご質問の連絡会議についてでございますが、会議という正式な形はとっておりませんものの、先ほど申し上げましたとおり、投書の内容をしっかりと見きわめた上で市長部局、教育委員会の担当同士で情報共有を行い、教育委員会からの連絡を受けた各学校現場においてその対応に適宜努めているところでございます。

なお、法律に規定されているような重大事態が起こる蓋然性が極めて強い場合にありましては、広く関係機関とさらなる連携を図ることはもとより、市長部局、教育委員会とで協議を行い、当該事態に適切に対応するとともに、その未然防止に向けた対策を実施してまいりたいと考えております。

また、いじめ対策の取り組み状況を市民や議員に適宜報告すべきであったのではないかとご指摘でございますが、市長部局といたしましては、教育委員会の取り組みを補完している立場であると考えておりましたため、議員各位への報告、あるいは市民への情報提供などについては、全く考えが及んでいなかったというのが実情でござ

ございます。

今後につきましては、適切に報告や情報提供を行うよう、早急に教育委員会事務局と協議してまいりたいと考えております。

○村上英明議長 教育長。

○箸尾谷教育長 教職員の人権意識についてのご質問にお答えしたいと思います。

さきの6月に開かれました第2回の定例会におきまして、教育長が考える義務教育のあり方はいかにというご質問をいただきました。そこで私は、特に義務教育段階の学校では、常に理想が語られる場であってほしいというふうにお答えいたしましたとおり、今回のような出来事が学校において起きましたことは、本当に残念なことであるし、あってはならんことであるというふうに思っております。

今回のような、学級におきまして委員を選出するとか、あるいは班がえだとか、席がえを行うというようなことは、子どもたちの人間関係が直接あらわれる場合が多くございまして、特に教員にとっては一番気を使うところでもあります。話し合いで決めるのか、あるいは選挙をするのか、くじ引きなのかといったことについて、その時々の子どもたちの状況でありますとか、あるいは学級の雰囲気などを見て、適切に判断しなければならないと思っております。

またその際、指導する教員には、子どもたちの表情でありますとか、態度から、子どもたちが何を思っているのかということを読み取る力が必要であるというふうに思います。特に、嫌だという自分の気持ちをまだうまく表現できない小学生段階の子どもたちにとりましては、教員がその子どもの身になって、子どもがどう考えているのかということがわかる、そういった感覚、感じる力が必要とされているというふうに

思います。

学校におきましては、子どもたちにさまざまな差別に対する人権意識を育てておりまして、そういう指導をする立場である教員であるからこそ、そういった感覚は必要不可欠であり、多くの教員は日々の教育実践でありますとか、あるいは研修を通じて、そのような感覚を身につけるように研さんに励んでおるところでございます。

今回の事案は、経験の浅い教員によるものでありまして、教育委員会としましては直ちに、先ほどご答弁申し上げましたとおり、学校に対して対応を指示いたしましたけれども、この事案を教訓として、各学校におきます教員の育成のためのシステムでありますとか、あるいは教職員間で課題を共有して組織的に対応できるような、そういうシステム等について連携を行い、一人一人の児童生徒の人権を大切にする教育が推進されるように、各学校を指導してまいりたいというふうに考えております。

○村上英明議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

公室長のご答弁を聞いておりますと、それでは市長部局、一体何をしたいんやとなるわけです。目安箱からそういう事例を持って行って、教育委員会にそれを持って行って、教育委員会頑張れよで終わっている。それから、その事情説明行って、ああわかりました、頑張れよで終わっている。だから、市長部局として何をしたいかが見えてこないわけです。

それで、最低限市長部局がやったこと、例えば教育委員会ですまざまな議論がされたこと、当然、教育委員会が文教の委員に報告ということをしてもらわなあかんけど、やっぱりそういう点で、このいじめ問題を、

かかわった市長部局からもしっかりと、市民やらそういう関係に内容を報告する必要がある。ただ持っていただけだったら、誰でもできるわけであって、マスコミで大きく騒がれたことから考えますと、非常にその内容が小さいんじゃないかというふうに思うんですが、ちょっともう一遍お聞かせ願いたいと思います。

それから、市長、一応こういうようないじめ問題が現実には、これは子どもたちのいじめ問題だけでなく、教師がそのいじめを促すような事例があったということで、そのことに関しての市長のお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、教育長、先ほど言いましたように、若い先生方が経験浅いから、いろいろなことでやっぱり失敗されるというのはよくあることなんです。そこで、教師間のフォローの仕方はどうされているのか。先ほどおっしゃいましたよね、教師間どうなっているのか。先輩が後輩の面倒を見たり、管理職は当然、教頭、校長は、そういう形でバックアップはすると思いますけど、学校の中の先輩、後輩、教師間でいかにフォローしていくか。このままだったら、そういう事例が出たら、若い教師が潰れてしまうわけです。

だから、そういう点で、どのような、今後具体的に学校間で話を、そして教育委員会はそれにどういうふうにかかわっていくかということをお聞かせ願いたいと思います。

これで3回目を終わります。

○村上英明議長 それでは答弁を求めます。

市長公室長。

○乾市長公室長 昨年8月に実施いたしました「聞いて！ほっとライン」の運用開始時点におきまして、市長部局が行うことに

ついては、「聞いて！ほっとダイヤル」と「聞いて！ほっとメール」、それから「聞いて！ほっとポスト」、この三つでございまして、あくまで教育委員会の取り組みを拡充、補完することとさせていただいたところでございます。したがって、ご指摘のように、十分な教育委員会とのその後のやりとり、連携、協議、そういったものはやはり少し抜かしておったのではないかというふうに、少し反省しているところもございます。

今後につきましては、先ほど申し上げましたように、9月28日付でいじめ対策推進法もできております。今後につきましては、教育委員会とさらに連携を深めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○村上英明議長 教育長。

○箸尾谷教育長 ただいまご質問いただきました点、先ほど私、答弁でも申し上げましたとおり、やはり教職員間で課題を共有して、どのようにして組織的に対応していくかというのは、本当に大きな課題であると。

特に、ご存じのように、現在、学校の教員の年齢構成は二極化しておりまして、50代以上の教員と、それから40代がほとんどおりませんで、あとは20代、30代の若手教員ということで、今まで各学校で積み上げてきた今回のようないじめに対する対応方策のみならず、そもそも教科指導の方法についても、どのようにベテランの教員から若手の教員に伝えていくかということが課題でございます。

初任者教員につきましては、府のほうから指導教諭という形の加配を受けておりますけれども、今回のようなものの指導教諭については配置がございませんので、やはりベテランの先生方を、いかにそれぞれの

ノウハウを各学校で若手の先生に伝えていただくかみたいなことを、各学校のほうでどのようにシステム構築していただくか、それを私ども各学校に求めてまいりたい、また、指導していきたいというふうに思います。

○村上英明議長 市長。

○森山市長 渡辺議員の3度目の質問にお答えいたします。

いろいろ話出ておりますけども、役所には福祉、教育、消防、議会事務局等、いっぱい部署といいますか、部局がございます。日々、それぞれがそれぞれの役割を担っておるわけでございます。事案によっては、時限的にはありますけれども、オール摂津の体制をとりますが、原則といたしましては、それぞれ所管するところが主体性を持って、しっかりとその責任を全うしていただかないとだめなんですね。

役所というところは、よく言われるんですけども、余りほかのことに干渉しないんですね。これ、縦割りという、ある意味、そういう慣習があるんですけども、市民から見ますと、そんなこと関係ない話で、全て一つなんです。議会であろうと、行政であろうと、教育委員会であろうと、全部一つなんです。そして、その責任者は市長なんですね。最後の責任者は市長なんです。これは市民から見たらそのとおりだと思います。

そういう意味では、誰がどことか、こことかでなくて、全てがやはり、問題意識、これを共有しておかないかんと思います。それでも、できるところ、できないところあるんですけども。

まあまあ、そういうことで、一昨年の大津のことを取り上げておっしゃっていると思いますけれども、あの時点、ちょうど夏

休みに入ったところだったんですね。あの
大津のいじめの自殺が出て、大きな社会問題になりました。市民の皆さんからも、いろんな問い合わせといいますか、声があったんですね。

そこで、ちょうど夏休みに入って子どもたちが学校から家庭、地域に帰ってきたところなんですね。わずか1か月しか休みがないんですね。これ、教育委員会がああやこうや言うてたら、終わってしまうんですね。ということで、私は即、間髪入れず行政が乗り出したんですね。

そのときに、まあまあ、やっぱりパフォーマンス違うんかとか、何で教育委員会に入り込むねんというような話があったんです。私はとんでもない話だと思ったけど、そんなこと言うてられへん。結果的には、先ほど渡辺議員がおっしゃったように、市内の民生委員さんやPTAの皆さん、青少年指導員さん等の関係者から大きな評価がありました。どこが一番、これでよかったんは教育委員会なんですよ。行政は乗り出したけれども、教育委員会はよう頑張ってくれたな、先生よう頑張ってくれたなという評価で終わって、私はよかったなと思っております。

それで、あのことで教育委員会は少し、ぬるま湯とは言いませんけれども、ずっとマンネリ化に陥りかけていた教育委員会は、緊張感を持ったと思うんですね。緊張感を持って今日まで来たはずなんですけれども、先ほど来、配慮の足りないといいますか、そういう教師がいたということ、今ご指摘くださっている。私としたら、本当に残念なことでございます。

人権問題にひっかけてのお話だったと思いますけれども、戦後、人権、人権と言うてきた割には、私はお粗末な事例が多過ぎ

るとはっきり言うております。私は、市長就任以来、権利、権利を教えるのもいい、これも大事。でも一方で、義務というか、ルール、こちらもしっかり教えておかないと、本当に人権なんか尊重されないですよと、人間基礎教育を掲げてきた経緯があるんですけれども、もし教師が、一人一人が摂津市の取り組んでいる人間基礎教育をいかに気持でやっているとしたら、これは大間違いでありまして、もう一度その点はしっかりと、私も役所も全体を含めて検証しなくてはならないと思っています。

締めくくったと思うんですけれども、先ほどからいじめ防止対策推進法の話が出ておりました。その基本的施策の中に、学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として、一番初めに、道徳教育等の充実というのがあるんです。だから、やっぱりここに落ちつくのではないかと思うことで、これもオール摂津で、学校だからとか、そんなことじゃなくて、取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○村上英明議長 渡辺議員の質問が終わりました。

次に、水谷議員。

(水谷毅議員 登壇)

○水谷毅議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

1番目に、保護者連絡用電子掲示板・メール配信事業についてでございます。

平成16年より、摂津市PTA協議会が主体となり、保護者向けの緊急連絡メールとして運用を継続されています。このたび、保護者ら配信を担当される方より市が運営管理するシステムに移行を進めるに当たり、今後どうなっていくのかとのお問い合わせをいただきました。本日までの取り組みと

問題点について、ご答弁をお願いいたします。

2番目に、ゲリラ豪雨対策についてでございますが、異常気象により、日本全国でここ数年、経験のない強い雨が降っています。また、10月にもかかわらず、大型の台風にたびたび襲来され、伊豆大島にも見られますように、今までの概念で物事ははかれない状況になってきております。摂津市におきましても、昨年8月、安威川以北においては時間雨量が77ミリの雨量を観測しており、市域にも冠水被害が相次ぎました。

したがって、10年に1度の大雨が毎年のように起こり得る近年、下水道を初めとする浸水対策が非常に急務な問題となっております。先ほども同様の質問があり、下水道事業や雨水排除の方法について、整備状況や、今後の雨水整備を進めるとの答弁がありましたが、私は今回、特に淀川と安威川に挟まれ、先日出版されました昭和20年台風13号災害写真集にも掲載され、甚大な被害がありました安威川以南の雨水排除の現状について、ご答弁をお願いいたします。

3番目の自主防災組織の今後の取り組みについてでございますが、3点質問させていただきます。

まず一つ目は、自治会ごとに防災ハザードマップを作成することについて。自主防災訓練の取り組みと、ハザードマップの作成状況は、現状どうなっているのか。

そして二つ目は、小中学校区で公共施設の避難所を分析すると、避難所が不足している区域がありますが、校区ごとの防災協定の推進に対する考え方と、現状の取り組みについて。

三つ目は、災害時要援護者支援制度の現

状と展開について、ご答弁をお願いいたします。

1 回目の質問を終えます。

○村上英明議長 それでは答弁を求めます。
次世代育成部長。

(登阪次世代育成部長 登壇)

○登阪次世代育成部長 保護者連絡用電子掲示板・メール配信事業についてのご質問にお答えいたします。

現在の取り組み状況でございますが、プロポーザル方式による業者選定を行い、本格施行に向け、情報の発信者である小学校校長や教頭、幼稚園長、保育所長向け情報発信者用操作マニュアルのほか、保護者や地域の方向け登録削除マニュアルの作成に取り組んでいるところでございます。

あわせて、行事開催の有無や、地震、気象の変化による登下校の状況、不審者情報など、登録者に発信する内容、ジャンル、重要度について、発信者側と登録者側での一定のルールを決めておくことが大切と考えております。

そのようなことから、年度当初に学校関係者や保護者向け説明会を開催するなど、学校関係者の異動や昇格に伴う発信者変更や卒園、卒業や新入学に伴う登録者の追加、削除などに対応してまいります。

この保護者連絡用電子掲示板・メール配信事業の稼働は、現在の各家庭への緊急連絡等である自宅電話や携帯電話への連絡方法に比べ、迅速かつ正確に行うことができる一方、登録者のメールアドレス管理や登録者からのメールの遅延や操作方法の問い合わせに対応できるサポート体制を整える必要があります。

現在、市内小中学校では、平成16年度からPTA協議会のご協力により同様のシステムが運用され、学校と保護者をつなぐ

ツールの一つとして有効活用されていることから、取り組みを継承する中で、成果と課題を踏まえ、さらなる充実に向け取り組んでまいります。

○村上英明議長 次に、土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 ゲリラ豪雨対策についてお答えいたします。

本市の雨水の排除は、先ほどの山崎議員の答弁でも申し上げましたように、関係5市が加盟しております安威川流域関連公共下水道としまして、昭和46年に事業着手し、雨水排除計画としまして10年確率の降雨強度であります1時間雨量48.4ミリに対応する計画で進めております。本市の雨水排除方式は、安威川以北の市域では合流方式、安威川以南の市域では分流方式で、安威川以北の地域につきましては面積整備普及率約97%、安威川以南につきましては約34%となっております。

面積整備普及率の低い安威川以南の地域につきましては、既存の水路及び排水管を暫定的に活用しております。水路につきましては、日常は農業用水の用排水路として利用されておりますが、雨天時には雨水排除用に活用してありまして、水路と主要な公共下水道雨水幹線の交差するところに18か所のゲートを設けており、降雨時にはそのゲートをあけることによりまして、水路から公共下水道管へ雨水を流す仕組みとなっております。これらのゲート開閉や維持管理につきましては、24時間体制での委託業務としております。

また、公共下水道管に接していない部分では、17か所のポンプによります強制排水設備で対応しております。これらの運転は24時間体制で職員で対応しております。

○村上英明議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 ご質問の、自主防災訓練とハザードマップの現状についてお答えいたします。

自主防災組織は、旧小学校2地区を含める市内12地区で組織され、毎年11月から3月の間、防災訓練を実施され、訓練内容は、消火活動を中心とした訓練や、炊き出し訓練、要援護者の避難訓練などが行われております。

次に、ハザードマップについてでございますが、平成18年3月に策定しましたハザードマップは、市域全域を表示したもので、安威川、山田川、正雀川、大正川、境川、淀川が氾濫した場合を想定し、市民に配布したものでございます。

その後、避難所がわかりにくいなどの意見をいただき、より地域に限定した表示とするため、自主防災組織の単位であります12地区、地図の種類としては13種類の地区ごとのハザードマップを作成するとともに、垂直避難などの考えを取り入れ、避難情報の内容を明記したものを今年1月に全戸配布いたしました。

次に、現在の避難所の状況ですが、淀川や安威川が決壊した場合、特に安威川以南の区域では、大部分で浸水深が2メートル以上となり、指定しています公共施設の避難所だけでは充足できず、住民の避難場所の確保は大きな課題であります。一時避難所の防災協定のお願いを民間事業所へ行っておりますが、事業所それぞれの事情、夜間の開放は誰が行うのか、あるいは容易に建物に入れない、住民を入れたくない場所があるなど、なかなか増えないのが現状であります。

しかし、一時避難所の防災協定が締結できた事例としまして、地域住民と事業所が

いろいろな機会交流をされていたことから、地域から事業所へ協定の依頼をしていたいただいた結果、市が事業所と協定締結に至ったものがございます。地域の後押しは非常に大きく、地域の実情、要望を考慮しながら、地域との連携を強め、今後も一時避難所の拡大を図ってまいります。

また、昨年より摂津事業所防災ネットワークの構築を進めておりますが、このネットワークを通じて事業所との情報交換を行う中で、民間事業所へ一時避難所の働きかけも行ってまいります。

○村上英明議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 災害時要援護者支援制度の現状と展開についてのご質問にお答え申し上げます。

これまで、本市におきましては、平成23年度にひとり暮らしの高齢者を対象に、災害時ひとり暮らし高齢者名簿を作成し、自治会、町会に名簿を提供し、災害時に自治会で活用いただけるよう整備を行ってまいりました。

平成25年6月に災害対策基本法が改正され、災害時要援護者名簿の策定が義務づけられましたが、本市は、平成23年度に災害時要援護者システムを導入し、災害時要援護者名簿の整備を行ってまいりました。

しかし、災害時ひとり暮らし高齢者名簿及び災害時要援護者名簿は、基本的には災害が発生した際にしか開示できないため、日ごろの見守り活動等に活用することができません。そのため、新たに平成25年2月に、災害時要援護者支援制度を創設し、災害時に単独で避難することが困難な方を対象に、地域の防災訓練や見守り活動のため、地域に名簿の情報を提供することに同意いただける方の登録を進めております。

登録の推進に当たりましては、摂津市民生児童委員協議会や老人クラブ連合会等のご協力のもと、日ごろかかわりのある方に制度の周知と登録の勧奨を行っていただいております。

また、自治連合会におきましては、平成25年度中に単位自治会、町会を対象にモデル地区を選定いただき、研修会やワーキング等を開催し、災害時要援護者支援制度を地域の皆様と協議の上、活用いただける手法を検討し、推進してまいりたいと考えております。

○村上英明議長 暫時休憩します。
(午後3時 7分 休憩)

(午後3時30分 再開)

○村上英明議長 休憩前に引き続き再開いたします。

水谷議員。

○水谷毅議員 それでは、引き続き2回目の質問をさせていただきます。

1番目のメール配信事業についてですが、経過や利便性については理解できました。では、システム導入に向けた現時点のスケジュールについてお聞かせいただきたいと思います。

2番目のゲリラ豪雨対策について、安威川以南地域の雨水排除の現状が、安威川以北に比較して、面積整備の点から見ると、まだまだ整備が必要な地域であるということがよくわかりました。計画の推進の中で徐々に改善していける見通しは理解できますが、市民の立場から考えますと、毎年のようにゲリラ豪雨に見舞われ、浸水の危機にさらされている近年、昨年8月、実際に浸水被害の発生しました地域については、待ったなしの状態でございます。特に、今できる対策に万全を投じていただきたいと思います。

強く求めるものであります。

そこで、昨年浸水した鶴野や正雀において、下水道がほぼ完成されている安威川以北地域ではあります。その後、どのような対策をされたのか。また、具体的に対応された内容についてのご答弁をお願いいたします。

3番目の自主防災組織の今後の取り組みについて、まず一つ目の、自治会ごとに防災ハザードマップを作成することについて。自主防災訓練の取り組みですが、自治会のご苦勞、ご協力、そして防災や消防等のご協力もあり、毎年定例的に充実した内容へと発展している訓練に、私も参加をさせていただいております。

しかしながら、積極的に推進されている地域と、これから進めていく地域もあり、市全域で有効的な防災訓練が実施できるように、関係者が一つになって、どこに課題があり、市としてどのように具体的に支援ができるのかを情報共有して、推進していただきたいことを要望いたします。

また、第二弾として、さらに細分化し、市内12地区ごとに洪水ハザードマップとして作成し、配布された経緯について理解できました。

さて、マップには保存版と記載されており、避難所、最寄りの高い建物、家族の連絡先について自分で記入できる項目がございますが、実際に各家庭にあってどのように活用されているのか。また、活用に向けての取り組みをどのように改革していくのかをお聞かせいただきたいと思います。

さらに、地域の連携を線から面へと展開していくために、自治会ごとのハザードマップ作成へのお考えと、災害時に有効な緊急速報メールの周知状況についても、あわせてご答弁をお願いいたします。

二つ目の避難所確保と防災協定についてですが、特に垂直避難場所の確保については、河川が多く、洪水による被害が非常に心配される我が市にとっては、緊急の課題であると考えます。

防災協定の推進につきましては、ご答弁にもありましたように、自治会から民間事業所への交流が協定締結への最も円滑で近道であると私も考えます。そのために、自治会の方が民間事業所への対話の切り口となるような補助資料を提供し、例えば、避難所ご協力お願いとして、いつ、何人程度、どの時間帯であれば協力していただけるのか、その資料をもとに対話をすれば、そのまま協定促進につながる内容を強く求めます。

また、こども110番の家を示すステッカーのように、防災避難場所等のネーミングで表示できるグッズも作成し、場合によっては避難可能人数を記載して、地域の方々も日ごろから避難所意識を持っていただけるような試みを要望いたします。

いずれにしても、先日の自治会ごとのマップづくりの一貫作業の中で、もし洪水になったら私はこの経路を通ってここに避難するという、一人一人の意識向上が最大の防災対策だと考えます。これならうちの自治会でもできるという取り組みを、ぜひとも重ねて要望いたします。

また、垂直避難場所推進の新たな取り組みとして、近畿自動車道や中央環状線の高架部を利用できないかという点についてのお考えを、ご答弁をお願いしたいと思います。

三つ目の災害時要援護者支援制度の現状と展開についてでございますが、災害時要援護者名簿の作成に当たり、民生委員さんや老人クラブの皆さんを含め、ご苦労され

ている現状がよく理解できました。

名簿の作成とあわせて、最終的に誰が誰をどこに避難させるかまでの現実的な道筋が見えてくるまでの推進が必要であると考えます。

また、千葉県のある市では、老人会の要望を受け、10か所の施設を福祉避難所に指定した例もあります。さきの自治会ごとのハザードマップの作成と並行して、保健福祉課、防災管財課、自治振興課等の各所が連携し、大きな推進力となり、一人でも多くの方への実質的な支援体制となり得ることを要望し、2回目の質問を終えます。

○村上英明議長 それでは、答弁を求めます。次世代育成部長。

○登阪次世代育成部長 システム導入に向けた現時点でのスケジュールについてのご質問にお答えいたします。

保護者連絡用電子掲示板・メール配信事業の本格稼働に向けましては、PTA協議会がメール配信システムとして構築されてきました10年間の実績と、蓄積されたノウハウを参考に、発信を担当する方の負担にならない形での運用が、継続、安定した運用に必要だと考えております。

そのようなことから、校長会、園長・所長会での意見を踏まえ、本格実施に向け準備を進めてまいります。現在、小中学校はPTA協議会と同様のシステムが稼働中であることから、小中学校での稼働は慎重に引き継ぎ、調整を行う必要があると考えております。まず、幼稚園、保育所での運用を行い、順次、小中学校での運用を行ってまいります。

○村上英明議長 土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 ゲリラ豪雨対策につきましての鶴野や正雀の浸水対策、大雨へ備えての対応についてでございますが、昨

年の8月14日の豪雨では、安威川以北でも1時間当たり48.4ミリを超える降雨量があったことなどから、安威川以北の鶴野3、4丁目と正雀4丁目の地域で家屋への浸水被害がございました。

下水道整備が概成している安威川以北では、この2か所で広範囲に浸水が発生したことから、今年度、この二つの場所で浸水の起きた原因が降雨量によるものなのか、あるいは地域的なもののかなどを専門家による調査委託を実施しております。また、調査結果から、すぐに対策できるものは速やかに対応していくことを考えております。

また、今後、大雨への備えで対応したこととしましては、今年の夏、台風による大雨が予測された際、事前に鶴野3丁目の青少年グラウンドと隣接します鶴野第2公園の北側道路への出入りに土のうを設置し、グラウンド内で出た雨水を一時的にためるようにし、道路への流出を少なくしました。これによりまして、公共下水道管への雨水の流入を抑え、周辺家屋からの雨水を多く流入できるように対策を図ったものでございます。

また、正雀4丁目では、職員による雨水ますなどの点検パトロールを行い、公共下水道への雨水流入口を確保し、道路冠水への対策を講じました。

○村上英明議長 総務部長。

○有山総務部長 ご質問の、ハザードマップの活用についてお答えいたします。

今年1月に配布しましたハザードマップについて、地域を限定したものということで、より地域で防災に関する意識を高めるため活用していただく、こういう狙いを持って作成をいたしております。活用の実例等、私どもでは現時点では承知をしておりませんが、今後は、より小さな単位である

自治会でこのハザードマップを利用し、地域の避難経路や、要援護者宅、危険な場所等を示した防災マップが作成されることが、より地域の防災意識を高めることにつながると考えております。地域でこのような取り組みをされる場合は、支援を行ってまいりたいと考えております。

また、ハザードマップに示しております災害情報の発信について、緊急速報メール、ゲリラメールと呼ばれるものがございますが、今年9月5日の防災演習会場で大阪府が880万人訓練で発信したものが緊急速報メールでございます。このシステムは、携帯電話会社との契約で、市からの発信が可能で、市域内の携帯電話に強制的に送ることができるものでございます。今後も引き続き、浸水害等で避難勧告等の情報を発信する必要がある場合は、使用してまいります。

続きまして、一時避難所として、市内を縦断する近畿自動車道や中央環状線の高架部を避難場所として利用できないかというご提案でございましたが、先ほどご説明しましたように、特に安威川以南の避難所の確保については大きな課題であります。

ご提案のように、近畿自動車道が高い位置に整備されており、一時避難場所として利用できれば、非常に多くの住民を避難させる空間として有効であると考えます。実例としましては、東日本大震災のときに、宮城県仙台市を通る仙台東北自動車道で高速道路の盛土部分に約230人が避難し、津波被害を免れたという報告がなされております。津波の被害から身を守る空間として、沿岸部自治体が検討されている状況でございます。

しかし、一方、高速道路本線には高速で走行する車両があり、避難に伴う二次災害

も想定され、都市部では緊急利用を除外する方針もあるようです。

本市といたしましては、避難所は大きな課題でありますことから、大阪府などの検討を参考にしながら、いろいろな施設の検討をしてみたいと考えております。

○村上英明議長 水谷議員。

○水谷毅議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

1番目のメール配信事業についてですが、運営を担当する市としては、もう少し具体的なスケジュールを明確にしていく必要があると感じます。いつPTA関係者や学校関係者との協議の場を設けるのか。そして、どのタイミングで試験稼働を始め、いつから本稼働をスタートするのか。事前の準備を十分に進めていかないと、本稼働後の問題解決には大変な混乱と労力が必要になってしまいます。そのためにも、システムの概要が明らかになった段階で、早期の3者協議を強く要望いたします。

また、問い合わせに対応するサポート体制についても、市で担当するのか、選定業者で応じるのか。さらに、電話対応できる曜日や時間帯を含め、念には念を入れた体制づくりにもご尽力いただけますようお願いし、要望いたします。

2番目のゲリラ豪雨対策について。鶴野や正雀の浸水対策に関して、今できる雨水対策として、グラウンドや公園の一時貯留や雨水ますの点検パトロールへの対応は理解できました。

しかしながら、下水整備がほぼ完成しているにもかかわらず浸水してしまったことは、10年規模の48.8ミリを超える大雨であったとはいえ、見過ごすことのできない現実だと考えます。

昨年8月の豪雨で、次のようなことがあ

りました。鶴野で数年前に新築住居を購入された方が浸水し、床板をはぐって水をかい出し、扇風機で乾燥しながら途方に暮れる姿を目の当たりにいたしました。こんなことだったら、この家を買わなければよかったとおっしゃり、私は胸の痛むような思いがいたしました。また、ひとり暮らしの高齢男性の方の車が浸水し故障、結局、廃車となりました。買いかえる余力もなく、今も自転車に乗っておられますが、膝を痛めており、とてもつらそうで気の毒で仕方がありません。

あくまでもこれは一例ではありますが、近年の気象状況から鑑みれば、長期的な下水道整備を加速度を増して進め、今できる市としての対応が非常に急務な状況であります。安威川ダム completion 予定も平成32年と7年後であり、今、何ができるのかを、予算が厳しければ厳しいほど知恵を絞り、費用対効果の高い対策が必要であると考えているものであります。

例えば、さきの質問にもございましたが、落ち葉が雨水ますのふたを塞ぎ、排水に支障を来す対策については、道路脇の歩道や壁と接触する形式のふたであれば、東京都等で着工している改良型の雨水ますのふたが非常に参考になります。従来のますふたは水平部にしか排水口がないため、落ち葉等で容易に塞がってしまいますが、改良型の場合では、ブックスタンドのようにL型になっており、たとえ水平部が埋まったとしても、垂直部のふたの排水溝と歩道または側壁との間に生じたすき間が新たな排水口となり、開口部の面積を立体的に拡大することで雨水を遮ることなく大きく潤滑な排水を促すことができるような構造であります。

また、落ち葉の腐食を促進する微生物を

活用し、雨水ますを塞ぐ落ち葉を細分化することで、目詰まりを抑止する雨水排除対策も研究が進んでおります。

さらに、自然排水を利用する取り組みとして、先ほども質問にございましたが、浸透性のあるアスファルト舗装がございます。

全ての道路をすぐに改修することは非現実的な課題ではありますが、下水道や道路事業に携わる方であれば、市域の中でも特に浸水に弱い、いわゆる急所となる地域の把握ができているものと考えます。したがって、10年規模の大雨にたびたび襲われる近年、大型事業の推進と並行して、相乗的に現状の下水道の排水能力をどうすればフルに活用できるのか、関係者同士の協議の場をより積極的に設け、今できる課題に全力を投入すべきであることを強く要望いたします。

さらに、現状の排水能力をカバーする新たな取り組みとして、いわゆる水貯留槽設置の基準を設けることであります。例えば、東京都江戸川区におきましては、本年4月より住宅等整備事業における基準等に関する条例の中で、共同住宅50戸以上、事務所等3,000平米以上に関して、雨水流出抑制施設の設置基準を努力規定から義務化へ条例として制定されています。今後の都市法の中で、一定規模の施設については設置基準を早急に条例化し、関係部署が一丸となって有効的な、目に見える対応をご尽力いただきますようお願いいたします。

3番目の自主防災組織の今後の取り組みについて、一つ目のハザードマップの活用についてですが、配布を始めてから10か月が経過いたしました。本年、さまざまな災害の機会を大切にし、この際、例えば拡大防災サミットと称して、防災管財課、自治振興課、保健福祉課等が定期的に一堂に

会し、情報の共有や共同作業や分業の効率化を進め、スピード感のある行政対応をお願いし、要望いたします。

高速道路の避難所につきましては、大阪府の動向を見てとのご答弁でしたが、ぜひとも近畿道沿線において高速道の避難所への実現をお願いしたいと思います。長年、我が摂津市民は車の騒音、排ガス、渋滞にさいなまれ、実現すれば市民の大きな朗報になるに違いありません。推進について、避難扉や階段の設置等を進め、モデルケースとなるぐらい勢いのある取り組みを強く要望し、以上で質問を終わります。

○村上英明議長 水谷議員の質問が終わりました。

次に、増永議員。

(増永和起議員 登壇)

○増永和起議員 順位に従いまして、一般質問させていただきます。

まず、乳幼児等の医療費助成制度について質問いたします。

日本共産党は、運動団体、市民の皆さんとご一緒に、乳幼児等の医療費助成制度の対象年齢引き上げを求めてまいりました。毎年の予算要望書の中で、また単独の要望書の提出で訴えてきたところです。現在は署名活動にも取り組んでおり、近く第1回の提出を予定しています。

子どもたちの医療費の助成制度拡充は、保護者にとって切実な願いであり、早急に、通院においても中学校卒業までの対象年齢引き上げを所得制限なしで実施することが望まれています。大阪府下43自治体中、所得制限はありが8、なしが35と、圧倒的になしとする自治体が多くなっています。注目すべきは、高槻市など、今まで所得制限をしていたところが、ここ数年どんどん撤廃してきていることです。所得制限はな

くす方向が主流になっています。所得制限を早くからなくし、先進であった摂津市が、ここで後退することがないようにお願いいたします。

私、あるお母さんからお手紙をいただきました。現在5歳のお子さんの件です。生まれて半年で難病にかかり、入退院を繰り返し、現在、症状は落ちついているものの、完治はなく、再発、転移すれば命にもかかわるので、通院、検査が欠かせないということです。お手紙の一部を紹介します。

発病し、初めての入院のとき、幾らかかるかわからず、祖父母に借りることしかないと思いました。ところが、乳幼児医療費助成制度のおかげで1,000円で済み、おばあちゃんと一緒にびっくりしました。本当に感謝しています。今、乳児医療証は育児中の親にとって安心できる生活の一部になっています。今年、上の2人の子が病気で通院が必要でした。小学生で医療証がなく、MRI、CT、採血などの検査になると、一つやるだけで8,000円から9,000円、今年の1月から9月で2人の医療費は25万円かかっています。下の子の医療証がなくなったら、生活していけません。病気を持った子どものいる家庭は少なくありません。また、子どもが多い家庭では、児童手当が入っても、医療と食費ですぐなくなるとみんな言っています。医療費助成が中学校卒業までになることを祈っています。

このお母さんの切実な願いは、摂津市で子育てをする市民の共通の願いだと思います。午前中の市長のご答弁で、来年度予算の中で考えていきたいとおっしゃっていただきました。ぜひとも、この4月から通院医療費も中学校卒業まで、所得制限なしで助成していただきたいと思います。

所得制限も考えるという市長のご答弁でしたが、所得制限を入れるとするならば、どのぐらいの所得制限を考えておられるのか。所得制限の導入はこれから引き上がる通院の小学生医療の部分だけに適用されるのか、それとも制度全般にかけられるのか。また、それによってどれぐらいの効果を考えておられるのか、お聞きいたします。

続きまして、市営鯉生野住宅跡地の活用と別府公民館建てかえについて質問いたします。

現在、旧鯉生野住宅跡地活用のためのワークショップが開催されています。このワークショップの参加者からも、また、地域住民の皆さんからも強く出されている要望が、団地跡地は売却せず、全て活用してほしいということです。跡地の活用、土地の売却についてお聞かせください。

また、公民館の建てかえも、この新しい施設にかかわって出てきておりますが、公民館は、設置だけではなく運営についても定められた条例を持つ施設です。コミュニティセンターとは条例も所管も違うと思いますが、どのように公民館を位置づけるのか、お聞かせください。

最後に、市民税の滞納処分について質問いたします。

平成18年、19年の定率減税の廃止と税源移譲、23年の年少扶養控除廃止など控除の縮小、26年からは復興税の開始と、市民にとって住民税の負担が増えています。その中で、滞納税額が増え、それを解消するための強権的な取り立てや差し押さえなどの滞納処分が全国で問題になっています。

摂津市における市税の過去5年間の滞納額、滞納処分の状況と、滞納処分の増加の理由、また、滞納処分に対する市の取り組みについて、お聞かせをください。よろし

くお願いします。

○村上英明議長 それでは答弁を求めます。
教育総務部長。

(山本教育総務部長 登壇)

○山本教育総務部長 乳幼児等医療費助成制度のご質問に対してご答弁申し上げます。

先ほどもご答弁申しましたように、この制度は、次世代育成支援後期行動計画におきまして、子どもの健やかな健康、成長を支える環境づくり及びゆとりを持って子育てができる環境づくりに位置づけており、本制度の役割は十分認識をいたしております。

本制度のあり方につきましては、先ほど市長からご答弁がありましたように、政策的、財政的な観点から、ご質問の内容も含め、今後、総合的に調整をしていくということになると考えております。

○村上英明議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 旧鯉生野団地跡地におけるコミュニティ施設と建設用地の考え方についてのご質問にお答えいたします。

味生地域には、築40年を経過し、老朽化が進んでいる別府公民館がございます。この施設は、現在の耐震基準に基づいて設計されたものではないことから、早期に対応していかなければなりません。また、旧鯉生野団地跡地の活用について、別府連合自治会を初め多くのご意見、ご要望が出されており、地域における熟度が相当高くなっているように感じております。

これらのことから、さまざまな立場の方が集える場として公民館機能にも配慮した新しい公共施設の整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

現在、旧鯉生野団地跡地における公共施設整備に向けて、全7回のワークショップ

開催を予定しております。既に4回のワークショップを開催しており、さまざまな立場の方にご参加いただき、新しく建設を予定しております施設の機能や役割についてご議論いただいております。

施設整備においては、ワークショップでまとめていただいたご意見や思いを尊重し、整備計画に反映するとともに、現在の別府公民館の取り扱いについての市の方針を決定していきたいと考えております。

また、建設用地につきましては、旧鯉生野団地跡地の北側部分と第19集会所用地、その隣のちびっこ広場を含めた一団の用地を考えておりますが、今回の建設に要する費用及び建設後の維持管理費、三島団地建設の際に旧鯉生野団地跡地を売却するものと想定していたこと、さらに、今後の公共施設の耐震補強、老朽化対策、年々増加する扶助費の問題も含めた市全体の財政運営などを勘案し、南側用地については、新しい公共施設の建設財源として売却してまいりたいと考えているところでございます。

○村上英明議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 市税の過去の差し押さえ等の状況、増加の理由、それから滞納処分に対する取り組みの状況についてお答えいたします。

市税の滞納額は平成20年度9億6,000万円、21年度10億5,000万円、22年度10億8,000万円と増加し、23年度10億5,000万円、24年度9億2,000万円と減少しております。

差し押さえ件数は、平成20年度191件、21年度227件、22年度308件、23年度582件、24年度559件となっております。

差し押さえの推移の理由でございますが、

平成18年度から20年度までの3年間と21年度から24年度までの4年間、市、府民税を協力して徴収する形の大阪府共同徴収事業が運営されておりまして、その事業によります効果が大きいものと考えております。

次に、滞納処分に対する市の取り組み状況についてであります。大多数の市民の皆様が納期内納付をされており、一時的に納付が困難な場合には、個別のケースに応じて分割納付など納税相談で対応しております。

市としましては、早期に納付相談にお越しくくださるようお願いし、督促、催告を初め、コールセンターからも電話案内を差し上げております。また、夜間電話や毎月の第4土曜日の納付相談日などもあり、通常開庁時間以外にも納付相談の体制を整えております。

しかしながら、ご連絡をいただけない、あるいは完納に結びつくような納付計画を立てていただけない場合などは、財産調査をし、公正、公平性の観点から滞納処分を実施させていただいております。また、この財産調査は、滞納処分だけのためではなく、資産等や収入の状況が著しくよくない状況が続く、生活困窮の実態が把握できました場合、租税債権の執行停止を行うためにも実施しておるところでございます。

○村上英明議長 増永議員。

○増永和起議員 では、2回目の質問を行います。

乳幼児等の医療費助成の制度についてです。実現の時期について、今、助成を受けておられる就学前の子どもさんが、小学校へ上がっても切れ目なく助成を受け続けられることが大事ではないでしょうか。4月実施が強く求められます。そのためには、

12月の議会での検討が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

所得制限について、所得制限をかけている市は、児童手当の特例給付を代替基準にしています。仮にそこを持ってくると、その家庭では児童手当も全額もらえない、就学援助も受けられない、その上、医療費は大人並みにかかります。他市では所得制限をどんどんなくしていっている中、その世帯の方々は摂津市に住みたいと思うのでしょうか。条例には、乳幼児の健全な育成に寄与し、もって乳幼児等の福祉の増進を図ることを目的とするとうたわれています。どの子ども安心して医療を受けることができるように、親の所得にかかわらず全ての子どもを対象に行うべきだと考えますが、いかがでしょうか。

午前中の答弁で、国や大阪府に対して子どもの医療費助成について要請していただけたということでした。大阪府は、全国で3歳未満というのがたった3件、ワーストスリーに入っています。宮城県、新潟県、大阪府、この三つです。ぜひ強く求めていただきたい。

そして、それと同時に、大阪府に対しては、窓口の一部負担金も廃止し、完全無料化の実現を求めていただきたいと考えます。よろしく願いいたします。

そして、市営住宅跡地と公民館の建てかえの問題ですが、一番の地域の願いである市営住宅跡地は売却しないでほしいという声に応えられないのはなぜなのでしょう。これまでの経過を、議事録を読みましたが、平成23年9月の第3回定例会で、公有地の売却リストを出す問題の中で、副市長は、市長がいつも言っています、売らないで済むのであれば売りたいはない、どうしてもやむを得ない場合について議会に

お願いをしていく、こうおっしゃっています。これが基本ですよ。

ところが、翌24年の予算で、市営住宅跡地のうち1,500平米余りが売却予定として上げられた。平成24年3月の第1回定例会で即座にこの問題は取り上げられまして、対照的に副市長が、今後この売却の具体的な中身については、地元の意向、また、議員各位の意向を聞きながら、一定の方向を見出していきたいと締めくくっておられます。この後、解体工事は進んだものの、売却の話はストップしてきたのではないのでしょうか。しっかりとした地元との話し合いをし、地域から承諾を得たということも、今もそういう形ではないと思います。

また、やむを得ない場合についてのみ売却とおっしゃっていますが、この市営住宅跡地は何のための売却なのか、はっきりいたしません。最初は、市営住宅の建設費用と言っておられました。今は、コミュニティセンターの建設財源、ほかにも先ほど幾つか言われたと思いますが、だんだん変わってきています。

また、何をどれくらい売ることかということも変わってきています。最初は、市営住宅跡地を全部売却で考えていた。次に、先ほど言った売却リスト、これが出ました。この中では、低・未利用地として、跡地以外に第19集会所やちびっこ広場、現在も使われています。これも面積の中に含んで計算されています。これはおかしいと思います。全部売却ではなく、半分売却になったんだったらいいだろうという、そういう問題ではないと思います。

さらに、第4回のワークショップでは、このリストにすら上がっていない公民館跡地も足して2で割ると、公民館跡地を売っ

たら市営住宅跡地を売る面積が狭くできるという、ちょっとマジックのようなお話も出ました。今回のご答弁では、残地はどれくらいかわからないけれどと言われていています。売る面積がだんだん減ってきてよいのですけれども、その根拠がわかりません。それなら、市営住宅跡地の売却そのものをやめても、問題はないのではないのでしょうか。売却に関する地元との合意について、何のために売却が必要なのか、幾ら必要なのか、その面積、金額ともにお答えください。

それから、別府公民館の問題ですけれども、公民館機能を有した新しい建物というのは、結局、公民館ではないですよ。ワークショップの中で、新しい施設は公民館条例に基づいたものにはしないということになったら、別府公民館はなくなるということでしょうか。新施設に入るなら、はっきり公民館入れると言えばいいし、入れないときはもとの場所でやるということになるのか、それとも、なくすということになるのか、そのどちらかだと思いますが、条例に基づいた公民館、どうなるのでしょうか。条例に基づいた公民館が一つ廃止になるということは、大変重大な問題です。今まで、議会でも、公民館廃止の提案はなされていないのではないのでしょうか。生涯学習部長、ぜひお答えください。

次に、市民税の滞納処分ですが、摂津市では、個別のケースに応じて丁寧に納付相談に乗る、やむを得ない場合は差し押さえもするが、財産のない場合は執行停止をするというお答えでした。

差し押さえ禁止財産についてはどうお考えでしょうか。平成24年に摂津市で、差し押さえ禁止財産である子ども手当、現在では児童手当になっていますが、これが振

り込まれた預金口座を差し押さえられた事例がありました。

若いご夫婦で、子どもさんが3人いらっしゃいます。夫Kさんは、サラリーマンで退職し、自営業となりましたが、初年度は開業に費用がかかり、前年所得で請求される市民税を払えず、滞納になりました。その後も不況で営業収入はなかなか増えず、滞納の督促状が来ても払えないので、そのままおいていました。市役所に相談に行けば何とかなると思えなかったそうです。苦しい生活の中、子ども手当だけは子どもの将来のためにと、家計とは別の口座を設けて、手をつけずにいました。ところが、平成24年2月、4か月分の子ども手当が差し押さえられてしまいました。Kさんは、子ども手当が差し押さえ禁止財産だという知識もなく、滞納した自分が悪いのだと市役所へ相談に行くこともせず、結果、差し押さえられた子ども手当は換価され、延滞金も含めた滞納に充当されてしまいました。

今年3月、鳥取地裁で児童手当の差し押さえについて新たな判決が出ています。口座に振り込まれていても、児童手当受給権の差し押さえがあったと同様の効果が生じている、差し押さえ処分を取り消さなければ、児童の健全育成を目的とする児童手当の趣旨と正義に反する、差し押さえは権限を濫用した違法なものと鳥取県の処分を断罪し、国家賠償請求も命じています。

法によって差し押さえ禁止財産とされている児童手当についてのお考えをお聞かせください。

○村上英明議長 それでは答弁を求めます。

教育総務部長。

○山本教育総務部長 乳幼児等医療費助成制度のあり方について、今後のスケジュール並びに所得制限等々に関するご質問にお答

え申し上げます。

先ほどの答弁と重なるところがございますが、今後、本制度のあり方について検討していくという市長答弁がございました。一般的に、政策的、財政的、双方の観点から総合的に調整する場合、決定方法といたしましては、まず、事務事業評価のヒアリングを受け、その後、総務部長査定、その後、市長査定、そういう経過を踏み、物事が決定をしていくというような状況でございます。

スケジュールで申しますと、来月に事務事業評価のヒアリングが入っております。12月に入り、総務部長査定がございます。1月に入り、市長、副市長査定がございます。このようなスケジュールの中で、あり方についてまとまりが出てくるものというふうに考えております。

次に、大阪府の補助制度に対する要望の件でございますが、私どもも市長会を通じて、国に対しては制度の拡充を、大阪府に対しては最低限就学前まで年齢を拡大するように要望し、いずれも重点項目として位置づけをいたしております。森山市長におかれましては、大阪府市長会会長という立場で、機会を捉えて、今後ともあわせて要望はしていただいているというふうに伺っております。

○村上英明議長 生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 公民館の件につきましてご答弁申し上げます。

今、旧鯉生野団地跡に計画されております施設の一部につきましては、別府公民館の代替施設であるというふうには認識いたしております。そのような中で、今現在ワークショップが開催されまして、地元の意見を集約されております。地元には、今後、こういった社会教育施設としての公民館よ

りも広い用途に利用したいというご要望があるということは、お聞きいたしております。

公民館の件でございますけれども、他市の事例によりますと、建物が公民館、あるいは一部の建物の中に公民館だとかいう形で、隣接市では学校に公民館を設置しておられたり、条例上設置しておられたりというのがございます。

我々といたしましては、新しい施設が社会教育施設としても利用できる、現公民館のユーザーがご利用いただける施設となるよう努めてまいりたいと考えております。

○村上英明議長 市長公室長。

○乾市長公室長 旧鯉生野団地跡地の売却の件でございますが、用地の売却につきましても、ワークショップで議論をいただいておりますが、その点も考慮し、最大限建設用地等を広く残すように検討するとともに、新しい公共施設の建設財源の確保などを勘案し、一部売却を考えているものでございます。

これはまた、千里丘公民館の大規模改修でありますとか、鳥飼地域での公共施設の建設、また先ほども申しましたように、公共施設の耐震補強、老朽化対策、年々増加する医療費の問題など、さまざまな観点から検討した結果でもございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○村上英明議長 総務部長。

○有山総務部長 差し押さえ禁止財産ということでございます。この考え方はどうかということではありますが、現在、市では差し押さえを実行しましても、特にこれは現金に近い銀行口座などですが、すぐに換価をするという手続はとっておりません。なぜかと申しますと、その預金によって生活困窮の度合いがあるというようなケースもご

ございますので、これを直ちに全部充当した、今のご質問の中にありました鳥取県の場合は直ちに充当しているということでございます。

私どもは、できるだけ滞納者の方と接触をするという努力をしているところでございます。先ほど答弁させていただきましたように、閉庁時においても、毎月第4土曜日でありますとか、月に1回の夜間電話を、毎月そういう機会を設けて、時間外もあけて、できるだけ接触するようにしております。

平成24年に子ども手当が入った預金を押さえたということで実例をおっしゃっておりますが、私どもといたしましては、その方につきましても納税相談をいただきましたら、直接換価をするという、こういうことではなかったと思います。

それから、私ども、こういうふうな機会を設けて、完納に結びつく納付のご相談をさせていただいておるところでございます。ご相談の中で、特に私どもは、差し押さえ禁止財産については、法律で定めている範囲を逸脱して差し押さえをするということはいたしておりません。また、差し押さえ物件につきましても、差し押さへの執行にとどめるよう日ごろからやっております。換価については一定の期間を猶予しているところでございます。

また、児童手当の差し押さえ、本年3月29日鳥取地裁の判決で、預貯金に振り込まれたものの差し押さを禁止するという判断が出ました。地裁レベルではありますが、今までにない新しい判断だと認識をしております。

私どもは、従前、最高裁の判決で、預貯金債権は差し押さえ禁止債権の属性を継承しているものではないとされてきたという

ことから、今後の司法の判断を注視してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○村上英明議長 増永議員。

○増永和起議員 それでは、3回目の質問をいたします。

乳幼児の医療費の問題ですが、時期については、それではいつごろになる予定なのでしょう。やはり早急に、4月からお願いしたいというふうに思います。

それから、所得制限ですけれども、これが新たにかねられるということになりますと、これはせつかくの前進の事業が、後退の部分に伴うということになるので、何としても所得制限はかけないでいただきたいとお願いしておきます。これについて、もう一度ご答弁いただきたいとしたいと思います。

それから、市営住宅の跡地、これについてですけれども、何のために売却が必要かという問題ですけれども、コミュニティセンターの建築費については、平成24年の中期財政見通しでは、一般財源から2億3,000万円ほどが見込まれていますけれども、25年になりますと、この中期財政見通しの中で、一般財源からは1,000万円ほどと大きく減っています。これは、補正予算で出されたように、歳入が増えて、取り崩した基金をもとに戻すことができ、コミュニティセンターの建築費は、一般財源から入れなくても基金でやっていけるということではないのでしょうか。

その他のいろいろなものに必要だというふうなことを言われましたが、そういうことを言っていくと、どれもこれも売ってしまうという話になります。もう少しきちんと説明をしていただきたいとしたいと思います。売却しないと建てられないというわけでは、この建物、ないということですね。根拠の

ない売却は、やはりやめるべきだと思います。

別府小学校区連合自治会として、各自治会会長さん連名で、書面で要望が出されていると聞いています。売却先にありきではなく、市営住宅跡地は、地元の皆さんの意向をしっかりと受けとめて、活用を考えていかなければならないのではないのでしょうか。

市民税の問題です。市民税の滞納処分ですが、まず、確認させていただきたいのは、差し押さえられた預金に児童手当など差し押さえ禁止財産が入っていた場合、待っていただけると言っているの、相談に行けば、解除されるということですね。これ、確認したいです。

もう一つは、この鳥取地裁判決は、児童手当の振り込みを処分行政庁が知り、または知り得るべき状態にあったのに差し押さえたことも断罪しています。返しにいつてくれと言いました、この鳥取の方も。だけどそれを返さなかった。このことを断罪しているだけではなく、差し押さえそのものも断罪しています。

相談に行くこともできなかった撰津市のKさんの事例もあります。児童手当は児童を養育する家庭の生活の安定、児童の健全育成及び資質の向上に資することを目的とするものです。差し押さえ禁止財産には、なぜそれが差し押さえ禁止財産なのかという理由があります。預金に入ったから、それはもう押さえても仕方がないんだと、そういう今までの判決を覆す判決が出ています。どうか、滞納処分の前に、それが差し押さえ禁止財産の場合は差し押さえないようにしていただきたい。ご答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○村上英明議長 それでは答弁を求めます。
教育総務部長。

○山本教育総務部長 乳幼児医療費助成制度に関するご質問でございます。その時期と
いいますか、また所得制限についてござ
います。

先ほどから何回かご答弁申し上げており
ます。今後、乳幼児助成制度のあり方につ
いて、今後検討するというような状況で
ございますので、時期等々、また所得制限の
有無等々につきましては、現在、明確な回
答は持ち合わせていないというのが現状で
ございます。

それはなぜかと申しますと、我々、市の
施策等々を遂行する場合に、やはりそれぞ
れの段階でヒアリング等々がございます。
先ほども申しましたとおり、いろんなあり
方を見直す際には、やはり事務事業評価の
点検を受けると。予算を伴うものにつつま
しては、総務部長査定、その後、市長、副
市長査定、こういう段階を踏んで市の施策
の決定がなされるというような状況でござ
いますので、現在、担当といたしましては、
明確な時期等々については、お答えを持っ
ていないということでございます。

それと、所得制限のところについても、
現時点はそのような状況でござりますが、
所得制限を入れる、入れないについても今
後検討の範疇になるということであれば、
我々としては、所得制限はなぜ設けるか、
今現在設けておりませんが、各市お聞
きをしておりますと、やはり決まった財源
でいろんな施策を展開する必要があると。
所得制限を入れる場合は、やはり、より支
援が必要な方に財源を回すというようなこ
との観点から、所得制限を入れておられる
というふう聞いております。

我々、いろいろ検討は今後でございま

すけれども、そのような検討は今後であるとい
うことはよろしくお願いいたします。

○村上英明議長 総務部長。

○有山総務部長 まず、中期財政計画のほう
で、財源の手当の話が出ましたので、それ
は私のほうから少し答弁させていただきます。

旧鯉生野団地跡施設のところの一般財源
が1,000万円ということで、2億円ほ
ど特財が入っております。この部分につ
いては、公共施設整備基金を充てており
ます。そういうことで、今まで積み立て
ている基金の中での運用という立て方を
させていただいております。

なお、旧鯉生野団地の跡地につきましては、
25年度当初予算、その売却の益とい
うことで、土地売上収入を計上している
ところでございます。

次に、税の差し押さえの物件でござい
ますが、私どもは国税徴収法、これ、差
し押さえ禁止財産として国税徴収法の第
6款に定められております。今、ご指摘
をいただいているものにつきましては、
多分77条の社会保障制度に基づく給付
の差押禁止を指しておられると思いま
す。これらについては、もともと法律を
遵守しておりますので、そのようなこと
は、私どもとしては差し押さえしませ
ん。

ところが、今、預金についてはどうかと
いうことでございます。これは、鳥取県
のこの例によりますと、73円の残高の
ところにお子さんが5人おられて、子
ども手当が13万円振り込まれたとい
う。圧倒的にその分については、中身
は事実上子ども手当ではないかという
ことで、鳥取地裁においてそういう判
断をされたところでございます。

また、これは最高裁の判決の分で、先ほ

ど言いましたように、差し押さえ禁止財産であっても、その分を、預金の形になったときに、その属性を継承しているものではないというふうに判断されたものは、日常的に使われている預金口座にさまざまなお金の入金、出金がなされますので、そういう認定は継承しているものではないということで、最高裁の判決が出ているところでございます。

いずれにいたしましても、私どもで特定できるかどうかということがまず1点問題になるかと思えます。私どもでは、先ほど申しましたように、差し押さえをしても、すぐにそれを税金に充当するという鳥取県のようなやり方をしておりませんので、必ず私どものところに相談していただければ、納税の対応として、そのものが、滞納に当たる方がどういう価値のあるものかということとはご相談をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○村上英明議長 副市長。

○小野副市長 増永議員の質問について、私の名前も出ておりましたので答弁させていただきます。

一つ、中期財政の中身は、これは増永議員ご存じないんですが、この出し方については、今回はいろんな議論があります。そういう議論があるがゆえに、ここの明細をとられるのであれば、これ財源内訳によって変わってきますから、だから、そこまでの中身をこれ出せないことになるんです、ここの部分について。大きな枠の中で議論を出せたら、この財源内訳でここまで出すことは、非常に危うさがあると。

私どもは全体で見させていただきたいというふうに前から言っていました。その、個々のところを捉えて、これはこれで違う

んじゃないかと、だからいけるんじゃないかというのは、私どもは同意はできません。これは申し上げておきます。

それで、基本的には、摂津市の財源は、平成25年度でも、水道事業は別にして、これは560億円で運営します。560億円の中で歳入、歳出を出していくというわけですね。そういう大きな全体の中で出してくると。

我々が言っていますのは、第1回定例会か第2回定例会であったんですが、持続可能な財政運営をどう行うかということなんです。短期的にどう見るかではなくて、いわゆる代表質問か、一般質問かであったんですが、もう一つは、65歳以上の人口のピークは平成31年と予測しています。そのときの社会保障関係経費は右肩上がりになっていくというのが1点。

それから、摂津市らしいことをやってきた、その結果が、単独扶助費は大府下1人当たりナンバーワンであります。これは、大府等々から、これを整理しなさいと言われてるんです。

この問題を、来年度の第5次行革でこの問題をどういうふうに見るか。新しいことをやるならば、所得制限まで進まなかったら、どこで抑え、どこで出すかと、それは乳幼児医療の、子どもは大事と市長も言いましたし、来年度に一定の方向出しますと言いました。ならば、右肩上がりになっていく扶助費はどこで抑えさせてもらったらいいかということ提案しなければならぬ。このことが同時並行で行われない限り、この扶助費問題は解決しないということでもあります。

それで、現在まで、これもう一つ申し上げておきます。扶助費等の増は、今まで減らしておりません。それは全て人件費で賄

っていると言っても過言ではないと思います。団塊世代の件費のところ、いわゆる新しく入れる単価差とやめる方の単価の中で調整してきたわけなんです。しかし、団塊世代の退職も終わりましたので、この減額効果が極めて乏しくなってきたということが一つあります。

もう一つは、この10月からお願いした市税の7億円程度の税が入れたということです。したがって、今日までやってきたことは、議会のご理解と、市民の理解と、我々の努力によって何とかもってきたと言っても過言ではないと思うんです。だから、摂津市の、明日、来年ではなく、今後10年間、平成31年の扶助費動向を見たときに、どういう形でそのことをやっていくのかが一つ。

もう一つは、今日言われてる乳幼児医療を市長が約束いたしました。中身について我々、所得制限の問題も大分議論いたしました。どうしても所得制限を入れなくてはならないということも出てまいると思います。そういうことが財政でございますから、ここの点の、ひとつ見てもらって、ここのところでは去年の中期財政見通しではこうあったじゃないかと。というのは、私どもは、一つの考え方として、こういう財源内訳にしたいと申し上げたことは事実であります。そういう形の中でこれを出しているわけでございますから、これが動くというふうに見てもらわないと、これはきちっとここで動かさないということではございません。これはもう以前から、この中期財政見通しを出しているのは、摂津以外で余り、私は余りよく、他市は出さないと思います。そういう議論があるからです、これは。摂津は出せということですから、出しておりますし、信頼性のために、こういう

ふうな内訳も入れてやらなければ信頼性が担保できないからしておるということは、理解していただかなければ困るというふうには私は思います。

したがって、今後の560億円の中身をどういうふう維持するのか、どういう形で、件費ももうピークも去った、扶助費の増高も抑えられない。ですから、旧鯉生野団地の問題は、確かに私はそう申し上げました。私は、こういうものを建てる、したがってこういうふうにさせていただきますというのは、私は市民に申し上げなきゃならないことで、あのとき山本議員が言われたのは、何で議員の意見を聞かへんのやと。私は、そのとおりでございますねと、そのことだけ見れば。だから、今度、あの団地の問題、こういうものを建てる提案をしたい。意見をききながら、こういうものを考えたいということをお願いした中で、一つ一つ解決してしていくものでありますから、その手順の問題があると思います。

しかし、こういうものを建てるといいますが、パブリックコメントでもった部分は、やはり議会に持って帰らなあかんと私は思うんですよ。そこで、建てます言いますとですね、ある程度ほかの会派が全く知らないということでは、私はおかしいと思いますから、ある程度そういうものを出すときは、パブリックコメントで出てきたものは一旦飲み込んだ上で、市としてこういうものを建てる、市長の判断をとった上で、ある程度会派のほうにも、全市的な問題でありますから、その手続があります。私は、増永議員に申し上げたいのは、そういう考え方を持ってもらいたい。

基本的には、やはり560億円の中の財政運営でございます。その中の一つでございます。これだけを議論するならば、それ

は極めて無責任な行財政運営になるという危惧を持っておりますので、若干意見は違いますが、そういうご理解を賜りたいというふうに思っています。

○村上英明議長　これで増永議員の質問が終わりました。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長　異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

(午後4時33分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長　　村　上　英　明

摂津市議会議員　　東　久　美　子

摂津市議会議員　　市　来　賢太郎

摂津市議会継続会会議録

平成25年11月1日

(第5日)

平成25年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

平成25年11月1日(金曜日)
午前10時開議場
摂津市議会

1 出席議員 (21名)

1 番	森 西 正	2 番	木 村 勝 彦
3 番	上 村 高 義	4 番	福 住 礼 子
5 番	藤 浦 雅 彦	6 番	村 上 英 明
7 番	三 好 義 治	8 番	東 久 美 子
9 番	市 来 賢 太 郎	10 番	中 川 嘉 彦
11 番	増 永 和 起	12 番	弘 豊
13 番	山 崎 雅 数	14 番	水 谷 毅
15 番	南 野 直 司	16 番	渡 辺 慎 吾
17 番	嶋 野 浩 一 朗	18 番	大 澤 千 恵 子
19 番	野 原 修	20 番	安 藤 薫
21 番	野 口 博		

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森 山 一 正	副 市 長	小 野 吉 孝
教 育 長	箸 尾 谷 知 也	市 長 公 室 長	乾 富 治
総 務 部 長	有 山 泉	生 活 環 境 部 長	杉 本 正 彦
保 健 福 祉 部 長	堤 守	都 市 整 備 部 長	吉 田 和 生
土 木 下 水 道 部 長	藤 井 義 己	教 育 委 員 会 次 世 代 育 成 部 長	登 阪 弘
教 育 委 員 会 教 育 総 務 部 長	山 本 和 憲	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 部 長	宮 部 善 隆
水 道 部 長	渡 辺 勝 彦	消 防 長	熊 野 誠

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	寺 本 敏 彦	事 務 局 次 長	藤 井 智 哉
---------	---------	-----------	---------

1 議 事 日 程

- 1,
 - 一般質問
 - 藤 浦 雅 彦 議員
 - 弘 豊 議員
 - 上 村 高 義 議員
 - 嶋 野 浩一朗 議員
 - 木 村 勝 彦 議員
 - 中 川 嘉 彦 議員
 - 市 来 賢太郎 議員
 - 2, 議 案 第 5 0 号 平成 2 5 年度 摂津市 一般会計 補正 予算 (第 3 号)
 - 議 案 第 5 1 号 平成 2 5 年度 摂津市 国民健康保険 特別会計 補正 予算 (第 3 号)
 - 議 案 第 5 2 号 平成 2 5 年度 摂津市 介護保険 特別会計 補正 予算 (第 1 号)
 - 議 案 第 5 5 号 摂津市 防災 会議 条例 の 一部 を 改正 する 条例 制定 の 件
 - 議 案 第 5 6 号 摂津市 立 スポーツ センター 条例 を 廃止 する 条例 制定 の 件
 - 議 案 第 5 4 号 財産 の 無償 譲渡 の 件
 - 3, 報 告 第 1 0 号 損害 賠償 の 額 を 定める 専決 処分 報告 の 件
 - 4, 議 会 議 案 第 1 0 号 こども の 医療 費 助成 制度 の 確立 ・ 拡充 を 求める 意見 書 の 件
 - 議 会 議 案 第 1 1 号 地方 税 財源 の 充実 確保 を 求める 意見 書 の 件
 - 議 会 議 案 第 1 2 号 「森林 吸収 源 対策 及び 地球 温暖 化 対策 に 関する 地方 の 財源 確保」
の ため の 意見 書 の 件
 - 5, 議 会 運 営 委 員 会 の 所 管 事 項 に 関する 調査 の 件
-

- 1 本日の会議に付した事件
日程 1 から 日程 5 まで

(午前10時 開議)

○村上英明議長 おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、中川議員及び増永議員を指名いたします。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。藤浦議員。

(藤浦雅彦議員 登壇)

○藤浦雅彦議員 おはようございます。まず初めに、このたびの市議会議員選挙におきましては、4回目の市民の皆さんの信託を受けることができました。この場に立てることになりました。心から感謝申し上げますとともに、初心を忘れずに、住みよい摂津市を目指して、これからも全力で頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。この間に、市民の皆さんからいろいろとお聞きをしたことについて、一般質問させていただきたいと思います。

それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1番目に選挙の投票率を上げるための施策についてですが、これまでに健全な投票環境を確保する観点から、投票所の統廃合が実施をされ、統合された地域の高齢者には、少なからず投票所が遠くなるという厳しい投票環境になっていると思います。こうしたことも踏まえまして、これまで高齢化が進んできている中で、投票率を上げるために、また高齢者のためにどのような取り組みを行ってこられたのかご答弁を願いたいと思います。

次に、2番目、第5次行財政改革実施計画の策定についてですが、第4次実施計画が平成26年度までとなっている中で、1年前倒しで第5次を策定すると伺っておりますが、その方向性と策定スケジュールについてご答弁をお願いします。

次に、3番目、公園の野良猫の対策についてです。

ふえ続ける野良猫によるふん尿の被害等に迷惑をしている市民からの相談が多く寄せられていますが、市としては、これまでどのような対策を講じてこられたのかご答弁をお願いいたします。

次に、4番目、千里丘付近のJR線路敷の排水設備の不備についてでございます。

先日、8月25日、午前中の集中豪雨の際に、JR千里丘駅東自転車駐輪場のちょうどパチンコ屋の前あたりから道路に向かって、滝のように水が流れ込んでいると市民からの通報がありました。早速、現場を確認をいたしましたけれども、広大な線路上に降った雨がナイアガラのように噴出していました。解決策についてご答弁をお願いいたします。

次に、5番目、ニッショー前にタクシーの呼びボタンを設置することについてですが、以前にも、バスのおり口からタクシーおり場にすり抜けていく危険性について質問したことがありますが、タクシー乗り場が2階階段からおりた場所にあるために、足の悪い高齢者などは利用ができない状況にあります。解決するために、フォルテ前にタクシーの呼びボタンの設置を求める市民の意見を聞きました。現場を見ますと、確かに、買い物をして、タクシーで帰られる方がおられます。バスの停車していない時間は、乗車が可能ですし、足の悪い方には助かると思いますが、本市としての考えをご答弁をお願いいたします。

次に、6番目、高齢者タクシー割引制度創設についてですが、買い物や、医者通いにタクシーを利用する足の悪い高齢者の方から、タクシー代に対する割引制度を創設してほしいとの声を多くいただきました。

バスの運行ルートから大きく外れており、行きは何とか歩いていっても、荷物のある帰りはタクシーを利用する人や、また医者通いにタクシーを使う人は意外に多いと実感しております。

そこで、対象となる高齢者の実態について、まずご答弁をお願いしたいと思います。

1回目は以上でございます。

○村上英明議長 それでは、答弁を求めます。

総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 選挙の投票率を上げるための施策についてご答弁申し上げます。

投票所につきましては、投票率を高めるためにも、高齢者や障害者の方に投票に来ていただけるように、スロープや車椅子などを配置し、利便性を図ってきたところでございます。

その一環としまして、7月執行の参議院議員選挙から市立第5集会所の投票所を府営撰津南別府住宅集会所へ、鳥飼体育館の投票所を隣接の新鳥飼公民館へ移転いたしました。これまでの狭隘な施設の解消、投票の秘密性の確保、公平性を保持することなど、一定の基準として投票所の見直しを行ってまいりましたが、見直し後の投票区、または投票所がその後の選挙において、全体の投票率との大きな乖離は見られなかったと考えております。

また、従前から公共施設巡回バス、阪急バス及び近鉄バスの撰津市内の路線バスに啓発用フロント幕、啓発用マグネット板及び車内に啓発ポスターを掲示いたしまして、啓発を図ってきたところでございます。

今後も、多方面に働きかけてまいりたいと考えております。

○村上英明議長 次に、市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 第5次行財政改革実施計画の策定についてのご質問にお答えいたします。

9月24日に開催しました行財政改革推進本部会議において、ご質問にあります第5次行財政改革実施計画の策定に向けて取り組んでいくことが確認されたところでございます。その後、財政課、人事課、政策推進課合同での行財政改革推進チームによる会合を重ね、策定に向けての課題整理等を進めているところであります。

計画内容は、まだ具体的に決まっている状況ではございませんが、中・長期的に安定した行財政運営を目指し、事業の見直しによる経費節減を初めとする財政改革及び人材育成などの人の改革を柱とし、行政サービスを持続可能なものとするを計画の方向性とし、サービス向上につながる諸制度の再構築も見据えつつ、次世代へつないでいく実効性のある計画としてまいりたいと考えております。

当然のことながら、現行の第4次行財政改革実施計画の既存項目の中で、引き続き取り組むもの、そして新たな改革項目として盛り込むものも出てくるかと考えております。

なお、現行の第4次行財政改革実施計画につきましては、平成24年度実績を盛り込んだ報告書の作成を現在行っており、まとも次第、ご提示させていただきます。

今後のスケジュールにつきましては、年内に全庁ヒアリングを実施し、対象となる改革項目の精査、第5次行財政改革実施計画案の作成、パブリックコメントによる市民意見の集約を行い、来年3月末までの策定を目指してまいります。

○村上英明議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 質問番号3番、公園等の野良猫の対策について、ふえ続ける野良猫の被害について市はどのような対策を講じてきたかにつきましてのご質問にお答え申し上げます。

野良猫に関して、市民から寄せられます苦情相談といたしましては、ふん尿に関する苦情、生ごみをあさって散らかす、野良猫に餌をやる人がいて、周囲が不衛生になるとの生活環境衛生に係る内容が多くを占めております。

こういった苦情に対しましては、市職員による現地巡回調査の実施や、市民に対しまして猫が嫌がる超音波を発する装置の貸し出しを行うなどと同時に、市広報紙や市ホームページでの注意喚起、自治会を通じての啓発チラシの配布など、モラル向上に重点を置いた啓発活動の取り組みに力を入れております。

続きまして、質問番号5番、J R千里丘駅東口ロータリーのフォルテ摂津側にタクシーの呼びボタンを設置することについてのご質問にお答え申し上げます。

ご質問のJ R千里丘東口のタクシー乗り場の現状につきましては、議員ご指摘のとおり、駅前ロータリーの中央につくられておりまして、買い物帰りに利用していただくには、一旦陸橋に上がり、陸橋から階段をおりていただかなければなりません。J R千里丘駅東口のバリアフリーとしまして、高齢者や障害者の方が利用しやすいように、東口にエスカレーターを整備させていただき、その一環としてJ R千里丘駅東口にタクシーの乗りつけや、車の乗りおりに行うためのスペースと車椅子などがスムーズにおりられるように、緩やかなスロープを整備し、そこにタクシーの呼びボタンを設置させていただいております。

市といたしましては、このような形で、高齢者や障害者の方の移動のための動線の確保を図っておりますので、フォルテの買い物帰りには、大変ご不便かとは存じますが、J R千里丘東口側のタクシーの呼びボタンをご利用いただき、ロータリーの中央部のタクシー待機所からタクシーを呼び出して利用いただきますよう、お願いを申し上げます。

続きまして、質問番号6番、高齢者タクシー割引制度の創設につきまして、タクシーを必要とする高齢者の実態についてのご質問にお答え申し上げます。

本市には、65歳以上の高齢者は平成25年8月現在、約1万8,700人おられます。高齢者のうち、下肢に支障があるため外出が困難となっている方が何人おられるかということについては、実態の把握は困難であると考えておりますが、参考とされるものとして、下肢あるいは四肢の障害により、身体障害者手帳をお持ちの65歳以上の方は、約780名おられます。また、要介護認定を受け、施設サービスを利用しておられない方は、約2,500名、そのうち、車椅子の貸与を受けておられる方が431名となっております。

○村上英明議長 土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 千里丘付近のJ R西日本線路敷の排水設備の不備についてお答えいたします。

ご指摘の場所は、J R西日本の敷地で、当敷地には本市が設置しなければならない公共汚水ますが設置されていなく、公共下水道の未供用地区となっております。現在の雨水排水は、大雨に対応できる設備になっていない状況と考えられ、大雨の際、道路に雨水が流れ出ているものと思われま

今後におきましては、J R西日本と雨水の排水設備を念頭に置いた汚水ますの設置協議を行い、公共下水道への雨水排除を進めていただくよう要望してまいります。

○村上英明議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1番目に選挙の投票率を上げるための施策についてですが、先日、9月15日に行われました市議会議員選挙では、台風の接近と重なったこともあり、投票率は42.6%と、市議会議員選挙では過去最低の投票率となりました。

また、投票日に台風が来るとの天気予報にもかかわらず、期日前投票も参議院選挙よりも伸びなかったのは、市役所だけ開催ではなく、もっと積極的な展開が必要になっていると思われました。

また、一部の地域では、雨の中、投票所が遠いので、投票に行けなかったとの声もお聞きをいたしました。そうしたことの改善策として、投票区域の見直しを行い、投票所に遠い地域の投票区域変更や市役所以外にコミプラなど、人の多く集まる場所での期日前投票の実施といったことも、もっと積極的な施策を展開することで、買い物や他の用事のついでに投票ができ、高齢者や若者の投票率もアップし、天候による影響も緩和できると思えますが、本市はどのようにお考えなのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

また、現在の郵便投票の制度では、介護度5に限定されており、厳し過ぎると、多くの高齢者からの声をいただいております。もう少し介護度を引き下げるなど、困っている人が利用しやすいように、使い勝手のよい制度に改正するように、市から国に対して要望すべきだと思いますが、本市のお

考えをご答弁お願いします。

次に、2番目、第5次行財政改革実施計画の策定については、答弁にもありましたけれども、市民サービスの向上と持続可能な制度の構築を目指して、その中身の策定に当たっても、市民の理解と協力を得られるような、最大努力をお願いし、要望としておきます。

次に、3番目、公園の野良猫の対策についてですが、猫は日照時間が8時間を超える1月から9月が繁殖期間で、年に二、三回出産し、年に平均10匹の子猫が誕生する、物すごい繁殖力を持っております。餌環境がよければ、どんどんふえていきます。そうしたことから、市民の中には、餌づけを行い、自費で不妊治療を行っている方もいます。また、公益財団法人動物基金の補助をもらい、不妊治療活動を実施されている市民もおられます。その場合、耳の先を少しカットし、桜猫と名づけ、目印にしているようです。

また、公益財団法人動物基金は、行政と共同での一斉捕獲・手術の事業も展開されています。その場合、行政からは、捕獲器の貸し出しなどが行われております。他市でも、独自で取り組んでいる自治体もありますが、とにかく猫の個体がまふえないようにすることが大事だと思いますが、本市のお考えをご答弁ください。

次に、4番目、千里丘付近のJ R線路敷の排水設備の不備についてですが、今回の雨だけではなくて、ここだけではなくて、坪井ガードの冠水も、線路からの雨水の流入が原因になっていきますし、西側の線路沿いの道路も線路敷からの水の流出で冠水していました。

こうした状況を解消するために、J Rに雨水排水設備の設置を働きかけるべきだと

と思いますが、本市の考えをご答弁お願いします。

次に、5番目、ニッショー前にタクシーの呼びボタンを設置することについてですが、時代は超高齢化率が進む中で、JR吹田駅前のロータリーのように、再度改修をしている自治体もあります。千里丘駅東口のタクシー乗り場のふぐあいについては、将来の課題として、検討を重ねていただきたいことを要望しておきたいと思います。

次に、6番目、高齢者タクシー割引制度創設についてですが、現行ある制度の高齢者移送サービスは、車椅子利用者であり、集4回に限定されています。また、車椅子までは利用しない層を補完する意味でも、高齢者タクシー割引制度を創設してはどうかと思います。内容は、例えば、タクシー会社が1割、行政が1割で、折半して、計2割の割引制度というふうなものです。市内業者に働きかけて、顧客の囲い込み策の一環としても、市内業者育成につながることも可能だと思いますが、本市の考えをご答弁お願いしたいと思います。

以上で2回目終わります。

○村上英明議長 それでは、答弁を求めます。総務部長。

○有山総務部長 有権者の方々が、より多く投票所に足を向けていただくためにも、今後も啓発には可能な限り取り組んでまいります。

また、投票の機会をふやす一つの方法として、市役所以外での期日前投票も考えられますが、増設となりますと、立会人、管理者の確保、二重投票などの不正を防ぐ手だて、職員の体制、また経費、場所の問題を法令に従って検討しなければなりません。これは、一度実施ということではなく、継続的に行っていく必要があることから、ど

のような方法であれば可能となるか、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、郵便投票についてでございますが、現在の郵便等による不在者投票の対象者は、身体障害者手帳を持っており、両下肢、体幹、移動機能の障害のある方、または介護保険の要介護状態区分が介護度5である方など、物理的に投票所まで行くことができない方に限るという考え方となっております。

このような認定を受けていない方でも、投票意欲はあるが、高齢のため、歩行等が困難で投票所まで行けない、または同行する介助者がいないと行けないなどの理由から、棄権をする有権者がおられると聞いております。これらにつきましては、今年度、総務省に対して、大阪府都市選挙管理委員会連合会として、全国市区選挙管理委員会連合会を通じて、郵便等による不在者投票対象者の範囲の拡大についてとして、郵便投票の対象者の範囲を介助者なしで投票所へ行くことができない者とする公職選挙法の改正を要望しているところでございます。

これは、選挙制度の根幹にかかわることですので、要望の結果、国の動向を見据えながら、引き続き対応してまいりたいと考えております。

○村上英明議長 次に、保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 現在、本市が取り組んでおります野良猫対策では、野良猫の数を減少させることを目的とはしておりませんことから、抜本的解決には結びついていないという点は認識しております。

野良猫の数を減少させるには、野良猫を捕獲して、不妊手術を実施することが効果的であり、現在、大阪府下で10市が猫の避妊・去勢手術に係る助成金制度を設けております。

本市といたしましても、先行して助成金制度を実施しております各市の情報を収集し、野良猫の減少に顕著な効果が見られているか、また費用体効果や制度について、地域住民の理解を得られるか等を検証した上で、公益財団法人動物基金が実施しております不妊手術補助事業の活用の意義についての研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、高齢者のタクシー割引券制度創設についてでございますが、本市では、通院等が必要でありながら、外出が困難であり、またタクシーにかかる経済的な負担のために必要な医療が受けられないといった状況を解消することを目的として、福祉車両で移送する高齢者移送サービス事業を実施しており、現在、約450人の方の登録をいただいております。

高齢化が進む中、今後ますます必要とされる事業であると考えております。

また、障害のある方への制度といたしまして、乗車時に手帳を提示しますと、運賃が1割引きになりますタクシー運賃の割引や身体障害者手帳1、2級の方、療育手帳Aをお持ちの方には、年間24枚の基本料金相当額を助成する利用券を交付する福祉タクシー料金制度がございます。市といたしましては、第4次行革でも、個人給付から効果的なサービスへの転換を図ることがうたわれており、また心身の状態により、タクシーを必要とする高齢者の把握が非常に困難であることから、新たな高齢者を対象としたタクシー割引券制度の創設は困難であると考えております。

このようなことから、現行制度の周知を図り、対象となる方に広くご利用いただけるよう対応を進めてまいりたいと考えております。

○村上英明議長 次に、土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 JR西日本の線路敷地の排水設備につきましてお答え申し上げます。

議員ご指摘のように、さきの8月25日の大雨の折には、千里丘駅東駐輪場から府道停車場線に雨水がかなり流れ出した現状です。坪井ガードが冠水した状況等がございます。

この原因といたしましては、JR西日本の敷地から雨水が流入したことが考えられます。このことによりまして、先ほども申し上げましたように、JR西日本に対しまして、排水設備をしていただくための雨水ますの設置、どの場所に、どういうふうに設置するか、またどういうふうに排水設備をしていただくか等を含めまして、公共下水道への雨水の排除を進めていただくよう、要望して、協議してまいりたいと思います。

以上です。

○村上英明議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 それでは、3度目、質問いたします。

まず、1番目の選挙の投票率を上げるための施策についてですけれども、高齢者に優しい選挙の観点から、できるだけ弱者に配慮した投票区域の見直しを実施するとともに、また期日前投票においては、市役所以外での積極的な展開を、これはお願いし、要望としたいと思います。

また、現在の厳し過ぎる、この郵便投票制度の緩和についても、国に対し、引き続き声を上げていくようお願いし、要望といたします。

次に、2番目の公園の野良猫の対策についてですが、避妊活動をされている方からは、手術助成もですけれども、例えば捕獲器の貸し出しができないものかという要望

の声も聞いています。また、餌にまぜて食べさせる経口避妊薬も大変安価で有効だそうでございます。大阪市も、市民と協働で猫対策を行っておりますけれども、こうした取り組みをぜひ参考にさせていただきながら、しっかり研究をしていただいて、余りお金をかけずとも、ぜひ実効性のある野良猫対策を実施いただけますようお願いし、要望としておきたいと思っております。

次に、4番目の千里丘付近のJR線路敷の排水設備の不備についてですけれども、自分の敷地の雨水は敷地内で処分するというのは、当然であります。今まで周辺に垂れ流しにしてきたことが浸水被害を引き起こしている原因にもなっているということを経験して、雨水排水設備の設置は断固たる強い意思を持ってJRに交渉いただけますようお願いして、要望いたします。

次に、6番目の高齢者タクシー割引制度創設についてですが、これから本格的な高齢社会を迎える中で、現行の制度だけでは到底対応できなくなることは目に見えております。これまでに、交通弱者救済として、公共交通のあり方について検討をなされてきたところでもありますけれども、そのときにも、ジャンボタクシーの運行とか、タクシーを使った制度なども検討されてきた経緯があります。今後も、この高齢者の問題、交通弱者の問題につきましても、引き続き検討を重ねていただきまして、ぜひ適切な施策を生み出していただけますよう、その一つとしては、今申し上げましたタクシーの高齢者の割引制度なども視野に入れながら検討していただけますように、要望いたします。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○村上英明議長 藤浦議員の質問が終わりました。

次に、弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員 それでは、一般質問を行います。

前回の定例会以降、7月の参議院選挙、9月の市議会選挙と続きましたが、この間、私は多くの市民の皆さんから暮らしの相談事や今の政治に対する声を聞いてまいりました。アベノミクスの経済政策によって、毎月毎月、食料品や日用品、電気・ガス代など、値上がりが続く中、年金暮らしの高齢者も働いている現役世代の方も収入がふえない中での相次ぐ物価高が家計に大きな負担となっていること、そして今後の不安になっていることをこもごも述べられています。

時事通信社が10月に行った世論調査では、景気回復を実感するかの問いに対して、実感すると答えた方はわずかに18.5%です。そして、76.4%の方が実感しないと答えたそうです。

そんな中で、10月に政府が閣議決定をした来年4月の消費税8%への増税は、市民生活と地域経済、中小企業や商店などの市内産業にとっても耐えがたい痛みを押しつけるものです。私は絶対にやってはならないことだと考えています。

今、開かれている臨時国会で日本共産党としては、増税中止法案の提出に向け動いていますが、今議会の補正予算の審議でも、来年度予算編成に向けた議論でも、この消費税のことは避けて通れないものと言えます。

そこで、物価高騰と消費税増税から市民生活を守る自治体としての役割について、どのように考えておられるか、まず消費税増税によって予想される市財政への影響についてお聞かせください。

次に、保育所の実態と待機児童解消の取

り組みについて伺います。

きのうも同趣旨の質問がありましたように、保育所の需要がふえ続けている中で、必要な定員が確保できていないことが浮き彫りになっています。ちょうど1年前の一般質問でも、このことは指摘をしましたが、保育所を必要としている子どもさんと保護者に保育基準をきちんと満たした保育所を整備していくことは市として大変大事な課題です。

第4次総合計画でも、就労と子育ての両立支援のため、保育所の待機児童の解消を図るとともに、一時預かりなどの保育サービスの拡大に取り組みますと明記されています。新たな認可保育所の整備の努力もされてきたと認識しています。ただ、きのうの答弁にもありましたが、国の掲げる待機児童解消加速化プランの中身が、数の追求に重きを置いて、規制緩和と保育基準の引き下げ等に動いている中、安心・安全な保育所生活と子どもの育ちや親支援など、しっかり行える環境、量と質の両面で見なければならぬと感じています。

この間、行われている定員の弾力化についても、もともとの保育所定員の設定から見て、保育環境の悪化につながってはしないかと不安を感じますし、現場の実態がどのように把握をされているのかお聞かせください。

また、保育所の一時預かり事業についても、この間の状況と取り組みの中身をお聞かせください。

以上、1回目の質問です。

○村上英明議長 それでは、答弁を求めます。
総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 物価高騰と消費税増税から市民の暮らしを守る自治体としての役割に

ついて、ご質問にお答えします。

社会保障の充実・安定化と財政健全化の同時達成を目指し、昨年8月に消費税法が一部改正されました。

本年10月1日の閣議決定により、平成26年4月1日に消費税率及び地方消費税率が引き上げられます。税率は8%とし、うち消費税率が6.3%、地方消費税率が1.7%になります。

消費税の増税によって予想される市財政への影響についてですが、歳出面では委託料等、直接的な影響を24年度一般会計決算ベースで算定しますと、約1億7,000万円となります。

国・府支出金等特別財源を考慮しますと、影響額はさらに小さくなるものと考えております。

一方、歳入面では、地方消費税率が1.7%になりますので、平成26年度の地方消費税交付金は6億円程度増加すると見込んでおります。このことから、基準財政収入額が増加をし、普通交付税は不交付金となり、臨時財政対策債の発行ができないことから、一般財源が減少し、財源不足が生じると見込んでおります。

市民の暮らしを守る自治体としての役割を果たすため、第5次行政改革を実施し、健全財政を図ってまいります。

○村上英明議長 教育総務部長。

(山本教育総務部長 登壇)

○山本教育総務部長 保育所の現状と待機児童対策並びに保育所の質と量という関係のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、待機児童並びに現状でございますが、昨日のご答弁にも申し上げましたように、この4年間で170名の定員増を行ってまいりました。また、来年度は100名の定員増を予定しており、その後になりま

すが、2か所の民間保育園で10名の定員増を今検討しておられると、このような状況の中で、府下平均ではございますけれども、就学前児童数に対する保育所定員の数は大阪府下で上位を占めている状況にあるということは認識をいたしております。

また、待機児童の取り組みの一環として、そのようなことを、定員増を図り、なおかつ弾力運用を行い、待機児童の解消に努めていくというような現状でございます。

質と量というご質問でございますけれども、保育所の運営に当たりましては、議員もご存じのように、保育所の職員の配置、また設備、子どもさんお一人当たりの面積等々、最低基準というのが設けられており、それを遵守するということは当然の保育を運営する市並びに保育所、社会福祉法人等々として当然のこととして今やっておられます。そのあたりを、我々行政がどのようにチェックをしているかと申しますと、毎月の児童数等々は、各保育園から市のほうにご報告がございます。その児童数、また職員の配置数、その辺を確認をしながら、我々としても点検をしているというところでございます。

また、大阪府におかれましても、四半期ごとではございますが、各保育園から資料を集められ、点検を行っておられるというような状況で、府・市それぞれの立場でございまして、点検確認を行っておるとこのような状況でございます。

また、次に一時保育の関係でございますが、一時預かり事業につきましては、保護者の病気、育児負担の解消等々の理由で、一時的に保育所で子どもを預かっていただきたいというご希望に対して実施しているサービスでございます。

本市では、公立保育所で1か所、民間保

育所7か所、計8か所で実施をしております。

昨年度の実績を申し上げますと、公立保育所1か所で年間1,537人、民間保育所7か所でございますけれども、1,713名というような状況になっております。

利用に当たっての手續といたしましては、ご希望者が事前に保育所で登録、また面接を行っていただき、利用に際して予約を行って活用をしていただいているというような状況でございます。

○村上英明議長 弘議員。

○弘豊議員 それでは、2回目の質問です。

消費税増税の影響で、市財政のほうでは財源不足が生じるとのことです。社会保障のための安定財源と言われてきた消費税ですが、ふたをあけてみればと申しますか、ふたをあける前から、既にゆがみが出てきているとも言えるのではないのでしょうか。

政府は、消費税で得た増収分を国保や年金、子育て支援の充実などに使うとされてきましたが、その予算額はとも十分とは言えません。市民生活にとっては、まさに負担ばかりが先行すると言わざるを得ないのではないのでしょうか。

私は、そんなときだからこそ、市の財政は厳しくなると説明されましたけれども、市民生活にしっかりと向き合った財政運営をしなければならないと思っています。

市で決められる公共料金については、これまでどおり値上げは行わないという方向を堅持していただきたいと思っています。

先ほど藤浦議員の質問に答弁ありましたが、第5次行政改革の実施計画を今後は策定していかれるわけですが、市民負担になるような料金の引き上げがもし検討されているようでしたら、お示しいただきたいと思っております。

また、この間、据え置きを続けてきた国民健康保険料についても、この際、見直しをお聞かせください。

次に、保育所の状況についてですが、定員弾力化であっても、最低基準は守られているということでした。この間、民間の園の増築等で定数がふえた、その分、園庭が狭くなっているところもありますし、そんな中、保育士の配置基準、目いっぱい子どもさんを見ておられる実態があるんじゃないでしょうか。

一時保育についても報告いただきましたが、昨年の事務報告で実績を見てみると、民間の園で7か所と子育て支援センターの1か所、計8か所で取り組まれておりますけれども、ほぼ半数は子育て支援センターでの利用です。どうしてなのかと不思議に思って調べましたが、支援センターでは専用の保育士と職員がつくのに対して、ほかの園では通常保育の体制で余力があれば受け入れられるということではないということです。すこやか子育てプランには、現状と課題ということで、さまざま述べられています。保護者の就労や、病気及び介護、冠婚葬祭、育児負担の軽減等により、一時的に保育所等において子どもを預かる事業、この事業、実施保育所数と利用人数は増加していますが、保護者のニーズはそれ以上に高く、低年齢児の受け入れ数の増加と市内のどの地域でも利用しやすい施設配置が課題となっています。こう課題が述べられています。プラン策定時、4か所から、現在8か所に実施をしている園がふえていても、利用の実数は実はふえていません。平成19年、5か所で実施をしていたときに3,420人の受け入れがありましたけれども、現在、8か所で行っていても、昨年の利用数は3,250人です。

私も、現にこの間、何人かの方から実態をお聞きしましたが、支援センターの一時預かりは人気が高く、申し込んでもなかなか入れないといった方、また週2日の仕事のため、民間の園に登録したけど、1日ずつしか利用できず、二つの保育園を日がわりで利用したとか、そうした声も聞いています。

日常的に定員以上の子どもさんを抱えている民間の保育園でしたら、安定して一時預かりを受け入れる体制は厳しいわけです。すこやかプランでの目標は、平成26年度には9か所で5,000人の利用を想定していたわけです。ニーズは十分にあると思うんです。ところが、総合計画の第4次実施計画には、一時預かりなどの保育サービスの拡大に取り組みますと見出しはあるものの、一時預かりの拡充に関する具体的な計画は示されていません。

受け入れる体制を民間任せにするのではなく、公立の園で確保することができないのか、答弁を求めます。

また、当面、南千里丘の保育園ができて、待機児ゼロにはなりそうもありません。緊急に待機児を受け入れるという点で、市が役割を果たすべきではないでしょうか。例えば、三宅や味舌の旧小学校の空き教室を利用した公立保育園の分室とか、しっかりした体制をとって保育の実施を求めるものですが、いかがでしょうか。答弁を求め、2回目の質問とします。

○村上英明議長 それでは、答弁を求めます。

市長公室長。

○乾市長公室長 第5次行財政改革の中で、公共料金の値上げなどを考えておられないかということでございます。

第5次行財政改革は中・長期的な財政基盤の確立や、人材育成などを柱として位置

づけて平成26年から30年までの5年を計画期間とする計画としたいというふうに考えているところでございます。

財政基盤の確立ということをやっぱり挙げておりますので、公共料金の値上げ、直接現段階では上げるとか、上げないとかいうようなことを決めてるわけではございませんけれども、そこまで検討は至ってないわけではございますが、健全な財政基盤の確立をするためには、そういったことも必要になるかも知れませんので、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○村上英明議長 次に、保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 国民健康保険料の料率改定についてのご質問にお答え申し上げます。

国民健康保険料につきましては、平成20年度に新たに後期高齢者支援金分の保険料が創設されましたことにより、保険料率を改定して以来、平成20年秋の世界的な金融危機等を考慮いたしまして、本年度まで5年間にわたり保険料率の凍結をいたしております。

このような中、国民健康保険におきましては、資格及び給付適正化や収納対策など、経営努力に取り組んでまいりましたが、平成21年度以降の料率凍結の間、国民健康保険被保険者の状況は大きく変化をしております、また介護納付金や後期高齢者支援金の拠出額が毎年毎年大きく増加している状況であり、平成25年度はその不足分を一般会計からの繰出金の増額で対応させていただいたところでございます。

平成26年度におきましては、消費税を財源に国民健康保険料の軽減拡充や高額療養費の上限額の見直しなど、低所得の方への配慮が行われるという情報もございすることから、今後の医療費や後期高齢者支援金、介護納付金の状況を見ながら、適正賦

課に努めてまいりたいと考えております。

○村上英明議長 次に、次世代育成部長。

○登阪次世代育成部長 公立保育所での一時預かりの拡充や、分園開設など、子育て支援施策の充実についてのご質問にお答えいたします。

公立保育所での一時預かりは、現在、地域子育て支援センターで開設しておりますが、支援センター以外での公立保育所での専用の部屋を設けて一時預かりを実施することは、現在の施設等からも困難であると考えております。

また、公立保育所の分園開設につきましても、施設整備に対する補助制度もなく、困難であると考えております。

子ども・子育て支援新制度では、各市町村が実施主体として子育て相談や一時預かりの場をふやすなど、地域における子育ての充実についても取り組んでいくこととなっております。

本市におきましても、今後子育て世帯を対象に、子ども・子育てに係るニーズ調査を実施し、子ども・子育て会議等でご意見をお聞きする中で、子ども・子育て支援事業計画を策定いたしますが、一時保育を初めとした子育て支援施策の充実につきましては、民間保育所とも十分協議する中で検討してまいりたいと考えております。

○村上英明議長 弘議員。

○弘豊議員 それでは、最後、3回目の質問です。

消費税の問題にかかわっては、この間、税と社会保障の一体改革ということで進められている中、大変この自治体においてもどういう影響が出てくるのか、今後の見通しもまだはかり知れないところがあるかも知れません。ただ、そんな中で、最も市民の暮らしの面にとっては、負担ばかりがか

ぶせられると、そういうようなことになってはならないというふうに感じています。

今、ご答弁ありました国民健康保険の問題でもそうですが、低所得者の方、また市内事業所、中小業者の方などにとっても、本当にこの消費税の問題というのは重くのしかかってくるわけで、今後、そここのところにしわ寄せがいかないような、そうした財政運営を行って行っていただきたいと思っております。

次に、保育所の問題でありますけれども、待機児童解消に向けて、今回の子育て新制度などについては、安上がりの保育でいいのかというようなことで、多くの国民のほうからの声も上がっているところです。質の低下につながらないような、しっかりとした市としての役割も発揮していただきたいと思っておりますし、また新たな制度の活用にも頼るのではなく、この間、実績のある、例えば共同保育所などでも、待機児童対策について役割を果たしてきた、こういうところに対する支援なども強めて行っていただきたい。また、一時預かりの事業については、きちんと計画とって進めていただくよう要望して終わります。

○村上英明議長 弘議員の質問が終わりました。

次に、上村議員。

(上村高義議員 登壇)

○上村高義議員 おはようございます。それでは、順位に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

摂津市の産業振興策についてでございます。

この質問は、さきの第2回定例会でも産業振興策についてお尋ねしております。とりわけ産業振興アクションプランについて質問させていただいておりますが、このと

きは、答弁では、ことしの10月、今ですね、10月ごろには完成するとのことでした。その進捗についてお尋ねするものであります。昨日の一般質問の中で乳幼児医療制度の拡充の質問がたくさん出ておりました。私も財源の許す範囲であれば進めるべきだと思いますけれども、ただし、この人口減少、とりわけ少子・高齢化が進む中で、医療費等々の社会保障関連の経費が増大していくということにつきましては、非常に全財政的な、そして危機感があります。私は、こういった中で財源確保をする観点から摂津市の産業振興を図り、そして今、大阪府下での1番の1人当たりの法人市民税の位置を確保、そしてまして増加を図るべきではないかという観点から質問をするものであります。

まず初めに、市内4,471社に対しての事業所の実態調査を行っておりますが、このこともさきの定例会で質問をさせていただいて、調査結果の報告書をぜひ提出いただきたいということを要望いたしておりましたが、先日、その結果報告書が配付されました。

そこで、この調査報告書についてお尋ねしますが、非常に貴重なデータであるというふうに認識しておりますが、この結果をどう見ておられるのかということと、これをどのように生かすのかについて、まずはお聞かせいただきたいと思っております。

以上で1回目、質問終わります。

○村上英明議長 それでは、答弁を求めます。生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 事業所実態調査の結果と活用についてお答えをいたします。

本市では平成24年度に市内事業所の所在、景気、ニーズなどを把握するため、事

業所実態調査を実施し、市内に事業所4, 471社を確認し、3,637社から調査のご回答をいただいております。

得られました回答を整理し、先般報告書にまとめたところでございます。

回答内容では、創業開始時期が昭和51年以降が半数を占め、平成18年以降が7.9%を占めるなど、新しい事業所が多く所在することや、今後5年以内に投資計画を持つ事業所の57.1%が投資先として摂津市内を考えていることなどが判明いたしました。

事業所が求める産業活性化への取り組みでは、融資、起業、販路開拓などへの支援の充実、駅周辺の整備、商店街の活性化などが多く、中には摂津市の知名度の向上などの要望も見受けられました。

本市といたしましては、本調査で得られました情報の分析や市内経営者の声に耳を傾ける中、事業所に必要な支援策をまとめた産業振興アクションプランを策定中であります。

今後は、プランに基づき、産業振興施策を展開してまいりたいと考えております。

○村上英明議長 上村議員。

○上村高義議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

今、事業所の実態調査についての結果報告ということで説明ありました。非常にこれは貴重なデータということで私認識しますし、これをいずれは活用すべきだということで、前回は質問しておりますし、最後のほうで、これを産業振興アクションプランに生かしていくんだということであります。

今の答弁の中で、企業からの摂津市の知名度の向上をすべきじゃないかという要望があったということがありましたけども、

この実態調査の中を見てますと、非常に特筆、私が一番注目したのは、市外の人が摂津市をどう見てるかということでアンケートをとられてますけども、摂津市で事業を行うメリット、これは何かと問うたときに、道路網が整備されている、そして公共交通機関の便がよいというのが市外から見た摂津市の評価。

逆に、摂津市を見たときに、デメリットということでは、住工混在による影響がある。だから、摂津市には行きたくないというアンケート結果が出てます。

そしてもう一つ、特筆すべきは、摂津市が行っている企業立地等促進制度、これの認知度、市外の方は98.7%が知らないという結果が出ております。

ですから、摂津市外の方が摂津にこんないい制度があるのに知らないということは、摂津市で事業を行うということは、まず非常に少ないという結果が出てますので、こういったことが非常に特筆すべきことなんで、やっぱりこれを産業振興アクションプランに、生かすべきだというふうに思ってますけども、当初、10月ということで、この産業振興アクションプランをつくりますと言っていましたけども、今まだ策定中ということでもあります。実際に、アクションプランはいつでき上がるのですかということで、それを答弁いただきたいと思っております。

以上で2回目です。

○村上英明議長 答弁を求めます。

生活環境部長。

○杉本生活環境部長 産業振興アクションプランの策定に当たりましては、有識者、零細企業の経営者、金融機関、経済団体などで構成する懇話会を立ち上げまして、6月より月2回の開催により、全7回の会議を

終えたところでございます。

現在は、プランの内容を精査している段階で、年内の策定を目指しております。

なお、今後の支援策についてでございますが、我々といたしましても、今議員ご指摘のとおり、摂津市の強みである道路網、交通機関の充実、一方でデメリットである住工混在の問題、また今回の調査で示されました、希望の多かった融資制度の充実等々、さまざまな施策を勘案しながら、今後より充実した企業の活性化に向けた支援策が構築されるように努力していきたいと考えております。

また、企業立地促進制度についても、我々といたしましても、より知名度を向上するよう努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○村上英明議長 上村議員。

○上村高義議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

実は、前回の質問で、市長に最終答弁を求めることをしてませんでしたので、きょうは市長に最後の答弁を求めますけれども、産業振興アクションプラン、これは市長の施政方針の中で、産業振興アクションプランをつくりますと、きっちり述べられておるんですけれども、それがさきの定例会では10月につくりますという答弁をされて、いまだにでき上がってないということであります。

市長、いつごろ我々に、きっちりつくるかということ、明言をしていただきたいということと、それともう1点、私はさきの質問で中小企業の産業振興条例化するべきではないかというような問いもいたしております。それまでは、厳しく求めてなかったわけですが、実は、このアンケート

結果の最終の74ページに、私と全く同じような意見の方がおられました。書いてるわけです。摂津市の中小企業が果たしている役割や重要性を小学生、中学生、高校生から一般の地域府民、もっと行政としてPRしていただきたい。現在も、将来にわたっても厳しいと予想される就職活動に当たって、中小企業にもすばらしいところがたくさんあるということを教育でも、行政でもPRしていただきたい。そのためにも、摂津市の姿勢を示す中小企業地域産業振興基本条例などをぜひとも検討して制定していただきたいという意見が寄せられておるわけです。

やっぱり、私と同じ考えの方がこの結果でおられたということでもあります。そういった意味で、摂津市もぜひそのご姿勢をぜひ示していただきたいということと、実は国のほうでも、さきの第183回通常国会において、小規模企業活性化法が9月20日に施行されとるんです。だから、小さな企業、摂津ではたくさんの小さな、小規模企業があるんです。従業員20人以下が小規模企業と言われてますけれども、そういったところに対しても、国としても手厚くしていこうという方向が示されております。

今、日本でも大企業、世界を代表するような企業でも、最初のころはこの小規模企業からスタートして、ベンチャーからスタートして、今では日本の代表、あるいは世界で活躍する企業に成長しとるわけです。摂津市の企業の中にも、小規模企業の中にもそういった企業が埋もれてるんじゃないかということも頭に置きながら、やっぱり摂津市として産業振興策を凶っていくんだということが必要じゃないかなと思ってます。

いろんな市民の要望がたくさんあります。

これから扶助費、そして社会保障関連の経費が上がっていきます。そういった中での財源を確保するという点でも、非常に重要なことでもありますし、さきの公室長の答弁の中でも、第4次、第5次の行財政改革の中には財政基盤を確立していくんだと、長期的な財政基盤の確立を目指すんだということもありました。そういった観点も含めて、私の今の間に市長のほうから答えいただきたいと思ってます。

以上で3回目を終わります。

○村上英明議長 それでは、答弁を求めます。市長。

○森山市長 上村議員さんの3度目の質問にお答えをいたします。

摂津市は、これはまた釈迦に説法ということで、非常に狭い市域です。山も谷もないですね。その中に、幹線道路、一級河川、鉄軌道、ずたずたに走ってる、非常に珍しいというんですか、粗削りなまちでございます。

そんな中で、私、よく市民の皆さんと対話する機会があるんですけど、やっぱり住んでおられる方の話は、すべからず、もっといい環境の住みよいところをつくってほしいとおっしゃいます。これは無理からぬことではございますが、大体、政治家はそう言われると、そうですね、頑張りますというような話をするのが普通なんですけど、私はそうは言わないんですね。ちょっと待ってくださいと、わかりますと、より住みよい環境をつくって、よくわかりますと。でも、実はこのまちの約6割がさっき言ったような地形の中に工業地帯、準工業地帯、商業地帯になっております。4,000近い事業所があるんです。昼の人口は夜の人口に比べて10万人ぐらいに膨れ上がる、非常に大阪府下で、特徴のあるまちなんです。

すなわち、北摂きっての、実は産業都市なんです。そして、この事業所等々から生まれる法人市民税、そして固定資産税、これが摂津市をつくっていく財源の中で大きなウエートを占めてるんですけど、この現実を否定できないんですということ言うたげるんです。これ言うとかないかんと思えますね。もうみんな、出ていけとは言わないけども、そこをきれいにしてほしいというのはわかるけど、こういう現実を否定できないですよ。それがため、いかに住工をうまく混在させていくか、これを、難しいんですけど、やっていくのが私の仕事なんですと言うたら、まあ、わかっています。

できたら、何も、工場も何にもない、山が、谷があつて、家だけあつたら最高ですけども、そうはいかない。特に、このまちはそういうことには理想はあるんですけど、無理なんですというような話をいたします。

そんなことで、こういう環境はですね。問題は、さっきも話出ましたけれども、市域の40%が準工業地帯なんです。準工業地帯というのは、耳ざわりのいい言葉ですけども、何でもありと言うたら怒られますけど、住宅も建てていい、そこで商売もしてもいい、工場もいいという、そういうところが準工業地帯なんです。これが40%もあるわけでありまして。

だから、今日まで、いろんな事象が起こっております。その都度、多分議員さんもいろいろと矢面に立たれることもままあったと思います。こういう現実があります。

そんなことで、今後、いろいろご指摘いただきましたけれども、そういう環境でありますから、今まで産業振興、これには自治体は自治体なりにしっかりと取り組んで

まいりました。十分とは言えないですけれども。さらに、今後この課題は、難しくも大切な課題の、もう一番優先的と言ってもいいような問題でありますから、今後しっかりとの方針をもう一度つくろうということで、事業所の実施条例、まずその基本となる調査ですね、これが言うてる割には、ちょっと希薄やったということで、いろんな制度を適用させていただきました、今回の企業の戸籍といいますか、調査をさせていただいたところです。何と、たくさんの方が回答をお寄せいただいた、この調査は非常に中身の濃いものであったと思います。これに基づいて、いろんなこれから産業振興の施策、もう一度しっかりと足腰を立て直そうということでございます。

そんなんで、今後一定の住環境を、これをしっかりと見る中、一方でさらなる市内の事業所、活発な事業展開、これをいかに図っていくかをしっかりと議論する中、産業振興条例等々についても、議論を深めていきたいと。

いつごろやねん、早いにこしたことはないですけれども、早ければいいというものでもないんで、もう少し時間をおかしていただいて、今のご質問、ご意見に答えていきたいと思えます。

以上です。

○村上英明議長 上村議員の質問が終わりました。

次に、嶋野議員。

(嶋野浩一朗議員 登壇)

○嶋野浩一朗議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

1点目でございますけれども、三世代以上の同居の推進、支援につきましてお聞かせをいただきたいと思っております。

これは、前回の、本年第2回の定例会の

際に同じ趣旨の質問をさせていただきました。それから4か月しかたっていないわけでございますけれども、この間に、摂津市の市議会議員選挙がございまして、私は、この点を非常に重きを置きまして、訴えをさせていただきました。そういたしますと、私は、当初の予想以上に、多くの皆さんからこの点につきましては反響をいただきまして、やはりこのことにつきましてしっかりと進めていかないかんのじゃないかなと、私自身、勝手に使命感を感じておりまして、このことにつきましてしっかりと今回も質問させていただきたいなと思っております。でございますけれども、まず、1回目といたしましては、前回の質問の中、いろいろと具体的な事例につきましてもお示しをさせていただきました。

この間、行政といたしまして、どのように検討をしていただいておりますのか、その点につきましても、改めてこの際、お聞かせをいただきたいなと思うところでございます。

それと、2点目といたしまして、本市での振り込め詐欺等の発生状況、被害状況につきまして、この際、お聞かせいただきたいと思うところでございます。

これは、ちょうど、前回任期でございましたけれども、私はそのときに、民生常任委員会に所属をしておりました。岡山県の総社市と香川県の高松市に、ちょうど行政視察に行っておったんですけれども、そのときの当時の委員長に電話で報告がございました。

どのような内容かといいますと、本市におきまして、いわゆる国民健康保険の保険料の還付についての詐欺の案件が見られるというような報告であったわけでございます。

今までは、どちらかというと、振り込め詐欺等については、なかなか大阪人は、その気質から、余り被害に遭いにくいというようなことも報告をされておりました、私も、どちらかというと、テレビの向こうで世界なのかなと、若干思うところがあったわけなんですけれども、いよいよ、この本市の足元にも、このような被害が及ぶ状況になったんだな、改めて感じたところでございます。

そこで、1回目といたしまして、本市での振り込め詐欺等の発生状況、あるいは被害状況につきまして、どのような状況にあるのか、一度お聞かせいただきたいと思うところでございます。

1回目は以上です。

○村上英明議長 それでは、答弁を求めます。
市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 三世代以上の同居の支援、推進についてのご質問にお答えいたします。

三世代以上の同居を支援する目的として、三世代同居家族における家族間の支え合いを通して、つながり、きずなの再生を図り、子どもを守り育てることや、人口減少の抑制、孤独死の予防など、さまざまな課題の対策につなげることが挙げられると考えております。

近隣では、高槻市が定住人口の増加を目的として、10月2日から三世代同居を新たにされる世帯や、三世代同居のために家を改修される世帯などに補助金を支給する制度を始められておられます。

また、同じ大阪府下では高石市が二・三世代同居等支援事業といたしまして、高齢者の孤立防止と家族のきずなの再生を目的として、固定資産の減免などの制度を行っております。

それからまた、ちょっと離れますが、千葉市などでは、三世代同居等支援事業といたしまして、高齢者の孤立防止と家族のきずなの再生を目的として、住宅の新築に要する費用でありますとか、改修に要する費用などを補助する制度を実施されておられます。

また、岐阜県の飛騨市では、三世代同居世帯等支援事業補助制度として、三世代同居等を推進することで、子どもを安心して産み育てられ、高齢者等が安心して暮らせる健康で幸せな住環境をつくるために、住宅の新築・購入・改築等を行う方に、補助金等を交付される制度を実施されておられます。

こうしたことを踏まえまして、今後、他市の事例も参考としながら、三世代同居の支援策について、第5次行革に取り組むこの時期、新たな給付事業を起こすということは容易なことではございませんけれども、費用対効果などを踏まえて、しっかりと研究してまいりたいと考えているところでございます。

○村上英明議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 本市での振り込め詐欺等の発生状況、被害状況についてのご質問にお答え申し上げます。

高齢者を狙った振り込め詐欺につきましては、これまで子どもや孫になりすましたオレオレ詐欺が多く発生いたしておりましたが、昨年より新たな手口といたしまして、社会保険庁や市職員になりすました医療費還付金詐欺が発生し、大阪府下の還付金詐欺発生状況につきましても、認知件数で平成25年1月から9月の上半期に498件、被害金額におきましても、4億3,210万9,000円と、件数、被害額とも、前

年と比べ30倍を超える増加となっている状況でございます。

本市の発生状況でございますが、昨年11月に市民の方から医療費還付金詐欺による確認の問い合わせが2日間で7件ございました。その後、5月下旬から6月にかけて89件と、短期間に問い合わせが集中し、現在も月に四、五件の問い合わせが断続的に発生している状況でございます。

本市の医療費還付金詐欺についての対応でございますが、当初発生いたしました昨年11月におきましては、消費生活相談ルーム及び関係各課と連携いたしまして、老人クラブや民生児童委員を初め、市内各施設、市内金融機関などに、注意喚起の通知を行うとともに、広報紙、ホームページにより注意喚起を実施してまいりました。

また、集中発生いたしました本年5月におきましては、摂津警察より安まちメールの配信を行っていただくとともに、金融機関、商業施設への注意喚起や環境業務課にも協力をいただき、ごみの収集時に注意喚起の放送を流すなどの対応を行ってまいりました。

その後におきましても、月に四、五件の還付金詐欺による確認の問い合わせがございますことから、継続的に関係機関と連携し、被害防止に向け、注意喚起を実施してまいりたいと考えております。

○村上英明議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 それでは、2回目の質問をさせていただきたいと思っております。

まずは、三世代以上の同居の推進、支援についてでございますけれども、公室長からご答弁をいただきまして、新たな給付事業は難しいんだというようなお話をいただきましたけれども、ただ、三世代以上で同居をする、その目的が家庭の機能を高めて

いって、家族のきずなを深めていくんだと、そのことについては、一定、効用、効果はご理解いただいているのかなと思うところでございます。

そこで、2回目、お聞きをしたいんですけども、私は、この三世代以上で同居推進をしていくと、支援をしていくと、そのことによって大きく二つの側面から効果があるんじゃないかなと思うところでございまして、一つは、やっぱり子どもの教育の面で、特に健全な成長という面で非常に大きな効果を果たしているんじゃないかなと思うところでございます。

今、子どもたちの学力の問題が非常にクローズアップをされているところでございますけれども、大阪府は残念ながら低い状況にあるわけなんですけれども、その一方で、非常に高い県といたしまして、代表的なところで福井県という県があるのかなと思うわけでございますが、この福井県は、あくまでも新聞の情報でございますけれども、全国の中で、一番三世代以上の同居率が高いというようなお話もございまして、その中で、多くの目で子どもたちを見守っている、このことが非常に大きな効果をもたらしているんじゃないかなと、そういった評論があるわけなんですけれども、私は同様に、この大阪におきましても、摂津におきましても、子どもたちをより多くの目で支えていくと、しかも、まず家庭の中でそういった多くの目で見守っていくんだ、そのことが非常に大きな効果を果たしていくんじゃないかなと思うところでございますけれども、この点について、まずは教育委員会としてのご認識をお聞かせいただきたいなと思うところであります。

それともう一つは、やはり福祉の面で非常に大きな効果があるんじゃないかなと思

うところであります。

今、本市におきましては、例えば、虐待の問題でありますとか、あるいは1回目に公室長からご答弁いただきましたけれども、高齢者の孤立死、孤独死の問題あると思いますし、さまざまな問題が地域には山積している。このような状況の中で、今の本市におきましては、地域のきずなでもって、こういった問題に対応していこうという方向がとられているわけです。この方向については、私も同感なわけなんですけれども、しかし、よくよく考えてみると、しっかりと家庭の機能をなしていない、そのような家庭が本当にその地域の輪をつくっていくのかなと思ったときに、やはり地域の輪をつくっていく基本は、それぞれの家庭にあるんだろうな、家族にあるんだろうなと思うわけでございまして、そういった点にも注目をしていきながら、私はこれからの福祉の問題を考えていく、そのことが非常に大きな基本となるのかなと思うところでございますけれども、特に、これからさまざまな問題に対応していかなくやならない、例えば、いわゆる認知症の徘徊の問題でも、これから対応していくわけになるんですけれども、そのような問題を解決していくためには、まず基本となる家庭といったものにしっかりと目を向けていく、そのことが大事なのかなと思うところでございますけれども、一度、そのような観点からご答弁を一度いただきたいなと思うところあります。

続きまして、振り込め詐欺等の状況でございますけれども、改めて部長から答弁いただきまして、非常に大阪府下の状況でございますけれども、ふえてるなと思うところでございます。

さらに、問題なのは、これは警察だけで

はなくて、その手口自体が巧妙化をしてるんじゃないかなと思うところなんです。当初は、いわゆるオレオレ詐欺といったものが、まあ言うたら、犯罪の中で大半を占めていた。しかし、今では、いわゆる還付金詐欺というようなものが存在を占めているわけでございまして、さらにこれから、私たちが想像しないような、予想もしないような、また新たな手口といったものが、また見られるんじゃないかなと思うわけでございまして、やはりそこにもしっかりと目を向けていかななくてはならないと思うわけでございまして、そのためには、まずアンテナを高く張って、これからどのような手口が多くなっていくのか、そういったことをしっかりとつかんだ中で、市民の皆さんに周知をしていく、具体的に被害に遭った際には、このような感じで対応していただきたいね、そういったことを周知をしていく、そのことが大事なのではないかなと思うところでございますけれども、2回目は、その周知の仕方と体制づくりにつきましてお聞かせいただきたいと思います。

2回目は以上です。

○村上英明議長　それでは、答弁を求めます。
次世代育成部長。

○登阪次世代育成部長　三世代以上の同居の推進、支援についての教育委員会の認識についてのご質問にお答えいたします。

議員からもご指摘がありましたが、子どもの体力・学力ともにトップクラスを維持しております福井県について、新聞報道ではございますが、福井大大学院の松田教授は三世代同居が多い、祖父母が宿題の面倒を見る家庭や、登下校を見守る地域が学校・行政と連携して相乗効果を上げていると述べておられます。

かつて日本では、三世代同居型の家庭が

多く、親以外に多くの大人が子どもに接し、全体として家庭教育を担っておりました。

高齢者と触れ合う中で、相手を思いやる心を育むことができ、命の大切さに気づいていく姿が見られました。地域の人々とのつながりも強く、子どもたちを地域の子どものとして見守り、育てておりました。

また、子どもたちも地域の年の違う子どもたちと接したり、幼い子どもの世話をしたりした経験を持つなど、子育てを支える仕組みや環境がございました。

多くの大人が子どもと主体的にかかわることで、子どもたちの学びへの意欲や習慣化などを育むことができたんだと考えております。

学校教育の現状を考えたとき、学習習慣の確立など、家庭の教育力に負う部分もございます。三世同居の家庭の減少など、家族形態の変容や地域の人間関係の希薄化などが進む中、教育委員会といたしましては、今後もPTA協議会を初め、さまざまな団体、機関とも連携を図りながら、家庭の教育力の向上に向けた取り組みを進め、家庭・地域・学校、それぞれが子どもたちの豊かな成長のために必要な取り組みを工夫し、実践していくことができるように努めてまいります。

○村上英明議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 地域福祉の推進のために、三世同居の家庭にしっかり光を当てることの大切さということで、ご質問にご答弁させていただきたいと思っております。

近年、少子・高齢化や家族形態の変容、地域の横のつながりの希薄化、ひとり暮らし高齢者の増加など、社会状況が急速に変化しており、虐待や孤独死など、さまざまな問題が生じる中、地域の中で互いの支え合いによって安心して暮らせる社会を目指

すことが非常に重要になっております。

特に、平成23年3月に発生いたしました東日本大震災において、地域のきずなの大切さがクローズアップされたのではないかと思います。

本市におきましては、平成23年度に災害時要援護者システムを導入し、災害時要援護者名簿の整備を進めてきております。現在進めている災害時要援護者制度は名簿の作成だけではなく、地域をつなぐを主眼といたしておりますが、今後、災害時要援護者の支援者、支援組織の活動のあり方や、地域の役割を地域とともに検討してまいります。このような活動を実施し、地域をつなぐを推進していくに当たって、議員ご提案の家族機能がしっかりしているということは基本になるものと認識をしており、家族のきずなが安定してこそ、地域の方々への支援につながるのではないかと考えております。

今後、地域福祉活動の推進におきまして、家庭機能の充実を踏まえ、地域をつなぐづくりに努めてまいります。

続きまして、還付金詐欺についてのご質問にご答弁申し上げます。

今回、振り込め詐欺の対応につきましては、当初、社会保険庁や国民健康保険を語った還付金詐欺であったことから、市民からの相談があったときは、全て国保年金課につないでいただくよう庁内に周知を図り、国保年金課を中心として集約を図り、できる限り迅速に対応を図ってまいりました。

今後、新たな詐欺が発生した場合の周知の方法につきましては、先ほどご答弁申し上げましたように、消費生活相談ルームや関係各課と連携いたしまして、老人クラブや民生児童委員を初め、市内各施設、市内金融機関などにオール摂津で注意喚起に取

り組んでまいりたいと考えております。

また、高齢者を狙った詐欺につきましては、今後も新たな手口により発生することも予測されますことから、引き続き、摂津警察を初め、関係機関と連携を密にし、情報交換を行うとともに、被害防止に向け、市民の方に注意喚起を素早く行えるよう体制づくりに努めてまいります。

○村上英明議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 3回目は、振り込め詐欺の話からさせていただきたいと思うんですけども、今、部長からお話をいただきまして、消費生活相談ルームとも連携とっていきながらというお話がございました。

当然の話なんでありますけれども、しかし、それは摂津市の中で具体的にそういう被害が起きてからの対応になるんじゃないかなと思うわけなんです。

それは、しっかりと充実していただきたいんですけども、しかし、本当にそれだけでいいのかなと思うわけなんです。と申しますのは、恐らく私たちが予想しないような新たな手口でもってこれからまた詐欺が出てくるだろうなど、そのことをいち早く、どこかで発生したものをしっかりとキャッチをして、それを摂津市でそういった詐欺が発生する前に市民の皆さんにお知らせをして、注意喚起をしていくと。具体的にこういった場合には、このように対応してくださいねといったことをしっかりとお知らせをしていく、そういった、私は環境をつくっていくといったことが大事なのかなと思うところでございまして、そのためには、そういった情報を専門的に集めているような、そのようなやはり機関、必ずあると思うんですよ。どこか、ちょっと私はわかりませんが、そういったところとしっかりとコンタクトをとっていく、そのこと

が大事なのかなと思うところでございまして、ぜひこの点はお願いをしておきたいなと思うところであります。

それと、三世代以上の同居の点でございまして、今、教育委員会からお話をいただきまして、また福祉の観点からもお話をいただきました。

子どもたちの学力というような話だけではなくて、命の大切さというような問題から、私は大きな意味があるんじゃないかなと思うところなんです。やはり、同居をしている、例えばおじいちゃん、おばあちゃん、さらに、そのひいおじいさん、おばあさんが亡くなるといったこともあるわけがございまして、そういったことによって、子どもたちが本当に実感として命の大切さを感じるといったことが大事なのかなと思うところでございまして、また福祉の観点からも、さまざまな課題があるわけで、家族といったものが大事なのかなと思うところでございまして、市長、最後お聞かせいただきたいのは、私は、市長は恐らく私と基本的に同じ思いをお持ちじゃないかなと思うところなんですけれども、ぜひ三世代以上の同居推進をしていただきたいと思うところなんですけれども、最後に、市長のご見解をお伺いさせていただきます、私の質問とさせていただきます。

○村上英明議長 それでは、答弁を求めます。市長。

○森山市長 嶋野議員さんの3度目の質問にお答えをいたします。

全くそのとおりでございまして。きのうもお話しいたしましたけれども、まず私は、来年度予算編成に向けては、子育て支援、こんなことをしっかりと頭に入れて取り組みたいと、きのう言いました。重複しますが、今、いじめとか虐待とか、子どもたち

を取り巻く状況、非常に複雑、容易ならざるものがあると。それより大変なのが、子どもがどんどん減っていく、極端な少子化、そのことをきのうお話を申し上げました。

この子どもたちが、好むと好まざるにかかわらず、将来の日本社会を支えていくといえますか、支えていかざるを得ないですね。ということになると、やっぱりしっかりと愛情持って育てる、一方でしつける、この両方大切だと言いました。その責任は大人です。その役割は、僕は家庭だということもお話を申し上げました。

その上で、現実を見たとき、まず核家族、そしてご両親とも働かれています。このごろの季節であると、恐らく家へ帰っても、もう真っ暗けで、誰もいてない。もし、そこにおじいちゃん、おばあちゃんがいてはったら、どんなにうれしいか、子どもが安心するか、これ、まさに家庭教育といえますか、子育ての原点みたいなもんだと思います。理想かもわかりませんが、そういうことをおっしゃって、まさにそのとおりであります。

でも、現実には狭い住居、家が広うても家族間の人間関係というんですかね、そうはなっていない。理想とはほど遠い、こういう現実があります。摂津市の課題である人間基礎教育も、直接・間接、そのことにも言及しておるんですけれども、ただ、こういうことはお金とか制度でなかなか形になりにくい、それではなかなか解決しないとは思いますが、でも、この問題にしっかりと、国がもっと目を向けないかんですけれども、こんなこと言うてられない。基礎自治体も身近なこととして捉えて、しっかりと頑張らないかと、私はそのとおりだと思います。

ということで、これは可能か不可能かわ

かりませんが、すぐ一緒の家へ住め言うたって無理だと思うんですね。だから、例えば、同じ自治会とか、同じ住所で校区内、どこまで広げるか、もし住むとしたならば、そういうことも視野に入れて、私一遍可能性を探ってみたいなと思いました。

以上です。

○村上英明議長 嶋野議員の質問が終わりました。

次に、木村議員。

(木村勝彦議員 登壇)

○木村勝彦議員 それでは、順位に従って質問させていただきます。

今回の一般質問については、府道十三高槻線の上部利用についての1点に絞って質問させていただきます。

この十三高槻線については、昭和35年に大阪府において十大放射三環状線整備計画として打ち出され、戦後の高度経済成長に大阪市内への交通を分散させるために計画がされました。さらに、昭和62年において、大阪府道路整備長期計画、いわゆるレインボー計画21が制定をされ、7放射3環状軸として国道43号線や新御堂筋等と同様に、十三高槻線も位置づけられて今日に至っておりますが、この道路の計画決定から正雀本町地区を中心とする地域において、環境の悪化、地域コミュニティーの分断など、具体的な問題を提起をして、阪急住宅自治会を中心とした十三高槻線反対期成同盟を結成され、地域環境の悪化防止に向けての約45年間に及ぶ闘争を繰り返してきた経緯があります。

味舌工区まで工事が完成をする中で、強制執行を待つだけでは意味がないということで、地域発展のため発想を転換し、その結果として大阪府に対し、正雀川のオーバースパスからアンダーパスに変更させ、さら

にアンダー部の上部を地域のコミュニティーの環境維持のために有効利用を図れることを基本条件として、平成18年に大阪府、阪急住宅自治会、そして摂津市が立会人として十三高槻線正雀工区工事着手にかかわる協定書を締結しました。

阪急住宅自治会として、その締結の決断に当たっては、我々の闘争を次世代に回してはいけないと判断し、十三高槻線の事業進捗の状況等を一定の判断軸として、反対闘争から条件闘争に切りかえる苦渋の決断をしてまいりました。

その折には、同じ反対闘争活動を行っていた一部のメンバーとのたもとを分かち結果も受けながら、今日に至っていることは府・市は十分理解してもらっていると思っています。

現在、平成25年度に本線部分の開通、そして平成26年度、側道及び歩道の整備を目指して工事が進められており、いよいよ協定の趣旨にのっとりて上部利用について、具体的にその趣旨を尊重し、地域コミュニケーションの保全のための整備について取り組むべきだと考えますが、その取り組み状況についてお聞きいたします。

○村上英明議長 答弁を求めます。

都市整備部長。

(吉田都市整備部長 登壇)

○吉田都市整備部長 十三高槻線の上部利用にかかわりますその取り組みのご質問にお答え申し上げます。

摂津市域における十三高槻線正雀工区の整備につきましては、平成18年5月29日に正雀阪急住宅自治会と大阪府茨木土木におきまして十三高槻線正雀工区工事着手に係る協定書が締結されましたことから、事業に着手され、現在平成25年度の本線部分の交通開放、また平成26年度の側道

及び歩道部分の整備を目指し、工事が進められている状況でございます。

本協定書には地域コミュニケーションの分断に対応するため、正雀川アンダー部分の上部空間利用についての記述があり、また本市においても地域コミュニケーションの保全など、必要な協力を行うとの記述がありますことから、現在、大阪府と上部空間の利用について、コミュニティー広場の整備とともに、地域住民の施設の建設もできるよう協議を進めており、大阪府からは、鉄骨2階建て建物程度の建物は建築可能な強度であるとも聞いております。

以上です。

○村上英明議長 木村議員。

○木村勝彦議員 そうしましたら、2回目の質問を行います。

この協定書には、上部空間の利用について、地域コミュニティーの保全など、必要な協力を行うとの記述があり、地域の要望として周辺地域は大変高齢化が進んでいる状況の中で、地域としては、高齢者が利用できるリハビリ器具、健康器具を備えた集会所、そしてグラウンドゴルフやコミュニティー広場などの強い要望があります。

大阪府も協定を踏まえて、道路工事の進捗と合わせて、上部利用のためのインフラ整備を進めてくれています。

協定書は非常に重たいもので、協定書が締結をされなければ、十三高槻線の正雀工区の平成25年度本線開通は不可能であったという答弁が平成25年6月の建設常任委員会で都市整備部長からありました。

大阪府摂津市からも、地元としてのどのような形で利用方法を考えているのかという意向打診があり、地元としては、冒頭申し上げましたとおり、高齢者が利用できるリハビリ器具などを備えた集会所施設、子

どもたちが自由に遊べるコミュニティー広場、グラウンドゴルフができるコートも備えた空間をイメージ図として、関係機関の意見を聞く中で作成をして、地元配布をいたしております。

具体的な取り組みとしては、摂津市における第1号の第1集会所が近くにあります。戦後35年以上経過をしています。今後の修繕費、建てかえ費用を考えると、無償貸与されるアンダーパスの上部にシフトすることも一つの方法かと考えます。

また、デイハウスまたについても、年間107万9,900円の賃貸料を考えると、アンダーパス上部にシフトすることも一考の余地があるのではないかと考えます。

第5次行政改革を前倒しをしてでも進める決断をしてもらいたいと思うのが私たちの希望です。考えをお聞かせください。

○村上英明議長 それでは、答弁を求めます。
保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 府道十三高槻線の上部利用につきまして、2回目のご質問にお答え申し上げます。

正雀本町地域におきましては、高齢者が利用できる福祉的な機能を有する施設につきましては、平成12年度に寄附金をもとに整備されましたデイハウスまたがあり、地域の校区福祉委員による各種サロン活動やボランティア活動などに広く活用していただいております。したがって、府道十三高槻線の上部に高齢者が利用できる福祉的な機能を有する施設を整備することにつきましては、他に新設の要望などもある中、機能の重複があり、現状では困難でございます。しかし、デイハウスまたの敷地は、大阪府の借地のため、ご指摘のとおり、年間約100万円の使用料が必要とな

っていることから、その負担の軽減は、財政上の課題でございますので、無償で利用できる府道十三高槻線の上部活用につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

○村上英明議長 総務部長。

○有山総務部長 ご質問の十三高槻線の上部利用についてですが、コミュニティー広場、グラウンドゴルフ場などのお問いについては、私の所管でございませんので、私のほうからは、集会所の考え方についてお答えをさせていただきます。

市立集会所は、地域の文化・福祉の向上を図るとともに、市民のコミュニケーションの場を提供するため設置しているもので、市内に53か所の集会所がございます。建設から35年を経過しているものが15か所あります。老朽化が大きな問題となっております。

今後の市財政の圧迫要因に、このように老朽化した施設の建てかえや修繕など、建設費や修繕費が挙げられます。これらの問題を解決するため、集会所を含む公共施設の統合・再配置を進めていく必要がございます。

今、議員のほうから5次行革の施設集約についてご理解をいただきましてありがとうございます。ご質問いただきました今後の取り組みということでございますが、上部利用施設の近隣施設としまして、市立第1集会所、築32年、デイハウスまた、築14年、正雀市民ルーム、築19年などがあり、これらの施設の利用形態や、機能をどのように集約していくのか、建設に当たり、どのような施設形態にするかなど、検討すべき課題や解決すべき問題も多いと認識しているところでございます。

○村上英明議長 木村議員。

○木村勝彦議員 若干、ちょっと答弁が不足している部分がありますけれども、3回目の質問を行いたいと思います。

今、政治は大きく信頼を失っています。華々しく政策を打ち上げて、その政策が後退してしまう、またマニフェストに掲げた政策を変更してしまう、こんなことで国民の信頼を得ることはできません。自分が発した言葉、政策に私は責任を負うべきであると考えます。

ところで、この十三高槻線の協定書は、メモや覚書と違い、実効性を伴う紳士協定です。十三高槻線の問題については、反対同盟が苦渋の選択をして、大阪府、摂津市、阪急住宅が協定を結んで、いよいよ平成26年度に本線が開通する状況で、その中身を実行することは行政の責務だと考えます。

森山市長は、平成18年度の第1回定例会において、今後新しい高齢者かがやきプラン、地域福祉計画に基づいて、事業の進捗状況を見ながら、地域と大阪府、摂津市の3者で活用方法について検討すると述べられておられます。

さらに、平成23年度の第1回定例会の代表質問において、地域のコミュニケーションの保全など、正雀工区の整備に必要な措置がなされるよう、強く申し入れていくと答弁されました。

私は、森山市長は有言実行、誠実な政治家と信じております。上部利用については、建設をするのは摂津市です。強く申し入れをすることもさることながら、やはり具体的に摂津市として取り組む姿勢を示していただきたいと思います。

市長は、かねがね言われております物事には旬というものがあります。開通して、物事が進まないということになれば、協定が死んでしまいます。ということになれば、

苦渋の選択をしたことが何であったのかということで、地元の信頼を失ってしまいます。

私は、過去において、このような問題について、一つの実績を持っています。それは、正雀府営住宅の建てかえ問題のときに、周辺の自治会、あるいは周辺の商店街、全てが工事用車両の通行を拒否しました。私はそのときに、やはり府営住宅をそのままほっといたんでは大変、防災上でも問題がある。また、地域の活性化のためには、やはりぜひとも建てかえをしなければならぬということで、自治会長と相談をして、阪急住宅は通そう、そのかわり、その上に市民ルームの用地を提供さそうということで、大阪府と約束をして、工事が完成をして、大阪府から用地の提供を受けて市民ルームが完成しました。

そういう過去の実績からしても、今回のこの十三高槻線の上部利用については、それ以上に私は重いものがあると思います。やはり、協定、先ほど申しあげましたように大変重い協定を結んだわけであります。そのことで、長年反対闘争をしてきた阪急住宅が促進に変わって、そしてしかも、身内の中で、身を切るような思いをしてやってきたこの問題を、このまま放置をされると、私はやっぱり納得がいきません。そういう点では、先ほどから申しあげておりますように、やはり政治家は自分の言葉に責任を持つ、これがやっぱり政治の第一歩だと思います。

そういう点では、かねがねから森山市長がおっしゃっておる問題について、いろいろ考えよったときに、ぜひとも重い決断をしてもらう、そのことを強くお願いをして、3回目の質問にしたいと思います。

○村上英明議長 それでは、答弁を求めます。

市長。

○森山市長 木村議員さんの質問にお答えをいたします。

木村議員さんにおかれましては、常々正雀のまちづくりと申しますか、特に十三高槻線開通に向けて、ご尽力いただいておりますことは承知をいたしております。

ところで、ご指摘の件でございますが、私も、しっかりと問題意識は共有しているつもりでございます。

先ほど、担当からもお話し申し上げましたが、近所には、近くに一番大きい第1集会所、そして裏と申しますかね、近くにデイハウス、また言われました正雀市民ルームがございます。ということで、上部に類似の施設をつくることは市内各所から新設・改修の要望が出ている中、大方の理解はなかなか難しいと思います。

そういうことで、一方で、今おっしゃいましたように、第1集会所の老朽化、そしてデイハウスの高額な家賃等々、課題がございます。この二つの課題を調整と申しますか、克服と申しますか、する中、あの上部には、1足す1が3になるような、そういう施設ができればなと私は思っております。そういうことで、早急に両施設の課題解決と申しますか、調整に向けて取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○村上英明議長 木村議員の質問が終わりました。

次に、中川議員。

(中川嘉彦議員 登壇)

○中川嘉彦議員 新人議員の中川です。よろしくお願いたします。

それでは、1回目の質問をさせていただきます。

阪急正雀駅前整備の取り組みについてで

すが、第4次摂津市総合基本計画の施策として、駅前周辺がにぎやかなまちにしますとあり、平成32年に実現している姿として、JR千里丘駅西地区の駅前広場の整備や阪急正雀駅前の安全性・快適性の向上に向けた基盤整備、そして駅前周辺の活性化が挙げられています。

特に、正雀駅周辺の整備についてですが、過去にいろんな議員の先生方が情熱を持って正雀のまちづくりを考えられてこられました。改めてご質問させていただきます。

まず、1点目ですが、阪急正雀駅前の歩行者・自転車を事故から守る安全対策についてお尋ねします。

阪急正雀駅地下は暗く、道幅も狭いだけではなく、時間帯通行禁止を無視する車両も多く、大変危険であります。竹の鼻ガードや坪井ガードが白いペンキを塗って、明るくなって、またLEDの電気をつけて、視認性がよくなり、通りやすく、安全性が増したように思います。

問題は、吹田方面に行く駅前の交通集中によるものだとする、南北道路の整備を初め、抜本的な対策が必要だと思います。歩行者や自転車の安全対策について、どのように考えているのかお教え願います。

次に、2点目ですが、正雀駅前周辺の商店街についてお尋ねします。

阪急正雀駅は、大阪市内まで20分かからないというアクセスがよく、通勤や通学に便利な地域と考えており、もっと人が集まり、にぎやかな商店街があってもいいのではないかと感じております。

しかし、実際にはシャッターのおりた空き店舗が数多く見られることから、きょうまでどのような取り組みをされてきたのかお教え願います。

次に、鳥飼地域への交通インフラの取り

組みについてですが、現在、鳥飼地域においては、公共交通機関としては、民間の路線バス及び公共施設巡回バスしかなく、今日に至るまで交通インフラの整備のおくれが当該地域の発展にとって大きなネックとなってきました。しかも、公共施設巡回バスは、市民の日常の足として有効に活用されているとは言いがたく、市民ニーズに沿った運用がなされているとは言いがたいと思います。利用者も大変少ないのが実情であります。

まず1点目ですが、公共施設巡回バスの現状の利用実績をお教え願います。

次に、2点目ですが、鳥飼地域への大阪市営地下鉄の延伸の誘致、これは谷町線や今里筋線のことです。そして、新幹線の回送列車を使ったJR新大阪駅までの通勤・通学利用、また新幹線鳥飼基地まで来ているJR貨物線を旅客化し、鳥飼の住居地域までの延伸など、鉄軌道による今までの摂津市行政の取り組み、現状をお教え願います。

次に、災害対策ですが、昨日、本会議で同様の質問が多数ありましたので、簡潔にお伺いいたします。

浸水に対する危険は河川からも考えられます。9月16日には、台風18号による大雨で京都市の桂川の破堤による浸水も起きています。摂津市は、淀川を初め、安威川、大正川、山田川など、河川があります。それらの雨水に対する機能はどの程度あるのでしょうか。そして、災害時避難勧告の市民への周知方法はどのようになっているのか、また避難所周知の現状はどのようになっているのかお教え願います。

以上です。

○村上英明議長 それでは、答弁を求めます。
土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 阪急正雀駅前整備の取り組み方、考え方の1点で、正雀駅前の歩行者、自転車を事故から守る方策についてお答えいたします。

阪急正雀駅は、開業時には、地下に京都及び大阪方面のそれぞれのホームへ上がる改札口があったため、地下道が設置されておりました。昭和56年から橋上駅舎の形態となったことから、現在は、岸部側と正雀本町側を結ぶ地下道の役割となっております。

通行帯としましては、自動車を朝の7時から9時の時間帯のみ通行禁止とした岸部方面への一方通行道路であります。幅員が狭く、車道と歩道の構造的な分離がないことから、現在までの安全対策といたしましては、事故防止のため、カーブミラー及び啓発用の看板を設置するとともに、路面表示で車道と歩道を区分しております。

今後の安全対策としましては、今年度、昼間でも地下道が薄暗いことから、壁を明るい色に塗装し、照明灯をLED灯に取りかえる工事を実施いたします。

また、車と歩行者や自転車などとの事故を未然に防ぐ観点から、歩車分離線の再配分や、カラー舗装化などを実施してまいりますとともに、通行規制時間帯に地下道に進入する悪質なドライバーに対しまして、取り締まりの強化につきましても、摂津警察署に効果のある取り締まりをしていただくよう、強く申し入れを行ってまいります。

次に、鳥飼地域への交通インフラ活性化の取り組み、考え方の公共施設巡回バス乗りよう実績などについてお答えいたします。

公共施設巡回バスにつきましては、無料運行ということから、既存の路線バスの運行ルートや通勤・通学等時間帯に運行する

ことは、既存の路線バスの減便や撤退につながりかねず、阪急バス、近鉄バスとも協議を行い、既存の路線バスに配慮した上で運行ルートと時間を決めております。

ルートにつきましては、鳥飼地域などの交通不便地と公共施設を結ぶ市民の移動手段といたしまして運行を計画したものでございます。

実行に至った経緯といたしましては、平成18年11月から試行運転を開始し、1年の試行運行期間を経て、平成19年11月から本格運行を実施しております。

運行につきましては、阪急バス株式会社に委託し、26人乗りのマイクロバス1台により、月曜から金曜までの平日運行で、鳥飼上のふれあいの里から市役所の間を図書館や体育館などを経由しながら運行し、また愛称を市民からの募集により、セッピイ号と名づけております。

現在の運行ルートに至るまでには、市民からの要望を踏まえ、平成22年4月1日に第五中学校前バス停、平成25年8月1日にスポーツ広場にバス停を新設し、現在、1日4往復、計8便の運行となっております。

公共施設巡回バスの利用状況といたしましては、平成19年度が約1万1,100人で、それ以降、乗客数が増加し、平成22年度の約1万7,200人が最も多くの利用で、平成23年度以降は、減少傾向となり、現在、年間約1万6,000人程度、1日当たりの利用者数では、平均60人で、1便当たりとしますと、七、八人の利用となっております。

今後は、本年度8月からのスポーツ広場バス停新設後の利用状況等も検証し、引き続き、市民の利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、災害対策につきましての市内を流れる安威川、大正川、山田川、淀川などの雨水に対する機能についてのご質問にお答えいたします。

市内を流れる安威川、大正川、山田川につきましては、大阪府一級河川としまして、位置づけられ、大阪府管理で整備されております。

淀川につきましては、国土交通省の一級河川として位置づけられ、国の管理で整備されております。

現在での雨水に対応できる基準では、安威川は10年に一度の降雨量とされます1日雨量160ミリ程度に、大正川、山田川では、100年に一度の降雨量とされる1時間降雨量の80ミリ程度となっております。

淀川につきましては、200年に一度とされる降雨量となっております、具体的な降雨量は示されておられません。

以上です。

○村上英明議長 生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 今日までの正雀駅前周辺の商店街への取り組み状況についてお答えをいたします。

本市では、平成7年度より商業の活性化につながる事業を自主的に実施する市内商店会への補助として、商業の活性化補助金制度を創設し、大売り出し、街路灯など、商店連合会や商工会と連携を図る中、支援を行ってまいりました。

正雀地区で活動される駅前商店会、本町商店会につきましては、補助制度の創設時は、買い物補助券の発行、視察研修などへの支援を行い、現在では商店街を担う若手の店主などが連携し行っておられる百円商店街、フリーマーケットなどへの支援など

など、両商店街の方々と協調する中で地区の商店街の活性化を図ってまいっております。

○村上英明議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 鳥飼地域への地下鉄延伸の誘致等に係るこれまでの取り組みについてのご質問にお答えいたします。

本市では谷町線の延伸を目指し、昭和55年に周辺市町と淀川右岸3市1町地下鉄延伸連絡協議会を発足させ、運輸局や大阪市など、関係諸機関に延伸の要望を行ってまいりました。しかし、平成16年に出された近畿地方交通審議会答申8号において、今後は関係自治体等を中心に検討することが適当であるとの答申がなされました。

これを受けまして、当協議会で議論いたしました。地下鉄の整備や地下鉄の利用者をふやすためのまちづくりに莫大な費用負担が発生することなどから、費用対効果は低く、谷町線延伸計画は断念という結論に達し、平成21年11月末をもって協議会を廃止いたしております。

貨物線の利用につきましては、平成元年にJR千里丘駅北側及び大阪貨物ターミナル構内に新駅を設け、両者間で輸送を行う旅客化計画を検討し、日本貨物鉄道株式会社にこの計画の検討を申し入れました。

しかし、貨物線が単線であり、時間調整が困難であること、及び新駅の地元負担となる新駅建設費用が多額であるとの回答であり、計画を断念したものでございます。

また、新幹線基地から新大阪駅への回送列車の通勤・通学利用について、これまでJR東海に要望を行ってまいりましたが、施設の安全面などの理由から実現に至っていないのが現状でございます。

○村上英明議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 ご質問の災害時の避難勧告の周知方法についてお答えいたします。

住民の方々に災害の危険が迫っていることをお知らせする手段としましては、市役所無線室から各小学校に設置されたスピーカーにより、直接呼びかける防災行政無線を使用する方法や、公用車にスピーカーを取りつけた車両、現在16台保有しておりますが、この車両を利用した広報を実施します。また、自主防災組織や消防団等の関係団体への連絡を行います。また、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクの各社と契約を行い、市域内の携帯電話に強制的に防災情報を発信する緊急速報メールを通じた発信を行うこととしております。

また、避難勧告を周知するため、テレビ局、ラジオ局への情報提供を行うなど、その徹底を図ることとしております。

次に、避難所周知の方法についてお答えします。

避難所は市内に28か所を指定しております。小・中学校や公民館、コミュニティープラザなどを指定しております。これらの避難所を周知する手段としまして、ハザードマップに明記しておりますが、現地避難所施設には、避難所として指定している避難所看板を設置しております。そのうち、5か所については、夜間でも光る蓄光式看板を設置し、被害者の誘導に役立てるもののほか、市内各所には避難誘導標識を62か所設置するなど、住民周知に当たっております。

また、今年度の取り組みとして、避難所ごとにバッテリーを内蔵した防犯灯を設置することや、避難所を記載した防災用管理プレートを電柱に設置し、近隣の避難所を示す予定でございます。

○村上英明議長 暫時休憩します。
(午前 11時45分 休憩)

(午後 1時 再開)

○村上英明議長 休憩前に引き続き再開いたします。

中川議員。

○中川嘉彦議員 2回目の質問をさせていただきます。

正雀駅前整備ですが、阪急正雀駅地下道は今後地下道の壁面の塗装や照明灯のLED化、また道路面の歩行者通行帯のカラー舗装化も検討するということではありますが、ぜひ早期に実施していただきたく思います。

また、一番危険と感じる朝の通行禁止時間帯における悪質ドライバーに対しては、定期的に取り締まりを行っていただき、強化していただくように警察への働きかけを強く要望いたします。

そして、今現在の正雀駅前の基盤整備について、実現可能な行政の取り組みをお教え願います。

次に、正雀地区への商店街への支援策は、平成7年度から継続しているいろいろ取り組んでおられたことは理解いたしました。ただ、継続した支援を行っているにもかかわらず、シャッターをおろし閉店したままの店が目立つ現状を市はどのように分析しておられるのかお教え願います。

次に、鳥飼の交通インフラですが、公共施設巡回バスの利用状況は理解いたしました。民間バス会社との兼ね合いがあるのかもしれませんが、鉄道や高速道路と一緒に、主要施設や市内及び市外へ人がつながって、初めて利便性が飛躍的に向上します。バスもしかりです。特に、鳥飼地域には鉄軌道などの交通インフラがない状況を見ると、人々の足となっているバスの充実は欠かせ

ません。ぜひ市民の意見を反映していただけるよう、継続的に審議願います。

次に、我が国の人口は、平成17年を境に減少傾向にあります。摂津市も同様の中、吹田操車場跡地の大規模開発を鑑みても、平成32年予想では、現在より約4,000人少ない8万人と見込んでおられます。行政としても抜本的な対策が必要な中、特に鳥飼地域の発展には鉄軌道による交通インフラの整備が必要不可欠だと考えます。人口減少を食いとめる、逆に維持・増加させるためにも必要です。そして、将来の鳥飼地域、摂津市全体の活性化、まちづくりを考えても必要です。10年後、20年後、50年後の長期的な視野、まちのビジョンを見据えて、改めて検討していく必要があるのではないのでしょうか。

次に、災害対策ですが、安威川については、市内を流れる河川が100年確率に対応できているにもかかわらず、10年確率と機能としては弱いことがわかります。しかし、上流で大阪府により安威川ダムが建設されています。ダムの完成によって安威川がどのように変わるのか、そして摂津市としてのメリットはどのようなものであるのでしょうか。

次に、避難勧告の発令基準はどのような内容なのか、また住民を避難所までどのように誘導することになるのかお教え願います。

以上です。

○村上英明議長 それでは、答弁を求めます。
土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 阪急正雀駅前整備の取り組みの考え方で、実現可能な市の取り組みについてお答えいたします。

現在、阪急正雀駅前におきます道路整備計画としまして、まず既存道路の幅員拡張

の告示行為を行い、それに基づきまして、阪急正雀駅前交差点より南行きの正雀本町14号線及び7号線の一部に両側2.5メートルの歩道と車道7メートルの総幅員12メートルの道路を、交差点より西行きの正雀南千里丘線では、民家側に3.5メートルの歩道と車道7メートルの総幅員10.5メートルの道路とする計画で進めているところでございます。

平成24年度末の時点におきましては、用地買収面積の約25%を取得しております。本年度におきましても、引き続き用地確保に努めておりまして、現在のところ対象となる事業用地2件の所有者と交渉中でございます。

2件のうち1件の方におきましては、内諾をいただいているところでございます。予定しております2件の方の用地が取得できた場合、約50%の用地を確保できることとなるものでございます。

また、現在大阪府により整備されております都市計画道路十三高槻線は、平成26年春に正雀工区の本線の交通開放を予定されており、側道におきましては平成26年度中に完成を目標に工事を進めていると伺っております。

また、正雀駅付近からJR千里丘駅や市役所などへのアクセスとしまして、府道十三高槻線の側道道路供用に合わせ、市内循環バスを府営住宅周辺道路を利用した運行ルートを検討し、より一層市民の利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

正雀駅前付近の今後につきましては、府道十三高槻線や正雀駅前の道路拡幅事業などの安全性・快適性の向上に努めた道路整備によりまして、周辺地域の活性化につながるものと考えております。

次に、災害対策につきましても安威川ダ

ムの現在の施工状況、完成予定と摂津市にとってのメリットについてお答えいたします。

安威川ダムは、現在ダム本体の工事準備となりますダムサイト左岸側に水路トンネルを築造します工事に着手しております。この工事の完成は、平成27年2月に完成すると伺っております。

また、ダム本体の工事は平成32年度末の概成を目標としていると伺っております。

安威川ダムが整備され、その下流の河川整備と合わせますと、安威川が降雨強度100年に一度の降雨に対応できることとなります。このことは、水害の危険から住民の生命・財産を守ることと、本市の雨水排除は公共下水道の流末施設であります流域下水道施設から安威川に排出しておりますことから、ダムの完成によりまして、安威川の流量調整が可能になることと、河川整備によりまして安威川の流下能力が向上することは、市域内の雨水排除にも効果があるものと考えております。

以上です。

○村上英明議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 商店街の現状分析についてお答えいたします。

高度経済成長時の商店街は、多種多様なお店が集まり、食料品から日用品までがそろい、多くの市民でにぎわっておりましたが、郊外の大型ショッピングセンターなどが次々とオープンし、多くの品ぞろえの中で買い物を済ませる流れが定着したことから、正雀地区のような駅近くの商店街は通勤や通学の通過地点となり、店舗数の減少は商店街での品ぞろえの低下を招き、来店者の減少が続いています。

また、空き店舗の賃貸条件が厳しいこともあり、活性化の一つの要素となる新規店

舗の参入が難しい状況にあります。さらには、平成24年度に実施いたしました市内事業所実態調査によりますと、後継者がいないため、いずれは廃業を考えているという店舗も多く、後継者問題も重なり、新たな出店を見込みにくい状況ではないかと考えております。

このような状況は、全国的な傾向ではありますが、本市では店舗数の減少を抑制するため、街路灯の電気代の補助率を50%から100%に引き上げ、また来場者数をふやす対策といたしまして、セッピー商品券に商店街での抽せん券を組み込んだり、イベント用に商店街の着ぐるみを作製する支援など、新たな取り組みを進めているところでございます。

○村上英明議長 中川議員、先ほどの2番目の鳥飼地域の交通インフラの考え方ということについて、これは要望ですか、質問ですか。

○中川嘉彦議員 要望は次に行います。

○村上英明議長 では、質問ということで答弁を求めます。

市長公室長。

○乾市長公室長 それでは、鳥飼地域のバス網の充実でありますとか、あるいは改めて鳥飼地域に鉄軌道整備を検討することについてのお問いにお答えさせていただきます。

市内のバス路線網につきましては、特に、鳥飼地域については要望が強くございます。しかし、実際はバスの利用者が少なく、採算性がなかなかないというようなことで、バス会社は路線網の充実にちゅうちょしているところでございます。

また、このため、セッピー号でありますとか、市内循環バスというような形でバスを走らせているわけでございますが、さらに今後、バス網の充実を図るためには、補

助金の増額等、そういったことが必要になってくるため、大変難しいことかと考えております。

また、地下鉄谷町線の延伸につきましては、平成21年に費用対効果が低く、断念という結果になっております。

それからまた、今日まで4年近くが経過しておりますけれども、この間、検討結果を大きく左右するような状況の変化はございません。今里筋線を延伸することにつきましては、協議会の設置による検討などは行っておりませんが、やっぱり谷町線同様に、相当の費用負担が必要になるというふうに考えております。

また、新幹線及び貨物船の利用につきましては、JR東海、JR貨物、それぞれ相手方の協力も要ることで、先方の判断を変えることができる材料がないと進展はなかなかしないものというふうに考えております。

いずれも、厳しい状況ではございますけれども、やはり鳥飼地域の発展について、長期的な視点に立って可能性を探ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○村上英明議長 総務部長。

○有山総務部長 避難勧告の発令基準についてということでございますが、私ども平成23年に策定した避難勧告等の判断・伝達マニュアルというのを持っております。市が発信する避難情報、避難の準備を呼びかける至難準備情報、高齢者や障害者の避難を事前に呼びかける一時避難情報、立ち退き避難を勧め促す避難勧告、勧告よりも強い表現で発令する避難指示の4段階がございます。

これらの情報を発令する基準は、市内に流れる河川、淀川、安威川、大正川、山田

川、境川、正雀川の河川ごとに設定をさせていただいております水位がございます。氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位などというものでございまして、これらのことから判断することとしております。

例を挙げますと、安威川については、避難判断水位が3.7メートルとなっております。この水位をもとに、水位が上昇傾向にあるのか、あるいは減っていくのかという、こういう判断をいたしまして、上昇傾向にあるときには、対象となる河川ごとに氾濫想定に基づいた区域に対して避難勧告等を発令することとなっております。

この判断基準に基づいた発令は、現在のところ出したことはございませんが、先般、9月16日の未明、台風18号に伴う大雨で、安威川の水位が上昇し、災害対策本部を設置し、避難勧告を発令するか否か、判断をする事態ともなっております。

避難所開設準備をこのときは行うなど、避難行動に向け、住民の安全を守る体制をとり、避難支援に向けて、職員を待機させるなどの備えを行ったところでございます。

次に、住民をいかに避難させるかについてでございますが、ことし1月に配布しております地区ごとのハザードマップでは、自主防災組織の単位である小学区ごとに地域を限定し、避難所経路などを確認していただくものとして作成しております。災害時に住民の方々が避難する判断には、まず建物の階数がポイントとなります。浸水のかさによっては、3階以上に垂直避難を行うことで避難が完了する場合もございます。低層住宅については、避難情報とともに、避難所へ迅速に避難していただくことが重要でございます。日ごろから、この避難所へ避難することを決めておくことや、その避難経路で避難することを意識してもらう

ことがより迅速な避難につながることとなります。このように、防災意識の向上を図っていきたく思っておりますのでございます。

また、要援護者と呼ばれる方々の避難については、個人情報保護等の大きな課題がありまして、ことしの災害対策基本法の改定において、事前の避難準備や個別避難計画の策定が明記されるなどが含まれることにより、具体的な対策を求められております。

今後は保健福祉課など、関係部局と協議をするとともに、自治会等の協力や理解を得ながら、命を守る防災対策を進めてまいり所存でございます。

○村上英明議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 3回目は要望をさせていただきます。

正雀駅前整備ですが、土木下水道部において府営正雀住宅から北に上り、阪急正雀駅から左折し、エレベーター側まで道路拡幅に着手しているということですが、やはり駅前の活性化、また歩行者・自転車利用者の安全を考慮していただきたいと思っております。

そして、十三高槻線の供用開始をにらんで、市内循環バスも駅前まで運行していただけるようであります。ぜひ市民目線で地域、地元の利便性を考慮したバス路線をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、正雀地区の商店街の現状については理解しました。この地域は大阪人間科学大学、薫英女学院、大阪学院、星翔高校など、若い学生が多いまちであります。学生のみちと言っていいでしょう。学生たちに商店街を通過してもらっただけじゃなく、学生を活用し、力のかしてもらい、学生を引きつけるような魅力ある商店街、学生に正

雀の商店街に少しでも長く滞在していただける環境整備、そしてお金を使っただけの魅力ある店舗開発、学生を主体とした地域活動の後押しが活性化への一番の近道だと考えます。空き店舗の賃貸条件が厳しいことは、お金が関係しますが、税の公平という面では難しいかもしれません。しかし、特区などを活用して、空き店舗のまま置いておくよりは、人に貸したほうが税制の面で優遇されるといったことも家主に訴えていく必要があると考えます。

後継者がいないのは家庭・家族の問題など難しい課題が山積です。あと一つ、正雀の特徴として、阪急電車の車庫を正雀は抱えております。森山市長が過去に新幹線基地を生かしたまちづくりを提唱されているとお聞きしております。正雀も同様に阪急電車車庫を生かしたまちづくりを考えていただきたいと思っております。

安全面や治安上の問題など、いろいろあるかもしれませんが、子どもも大人も電車が好きな方が多いです。阪急電車さんとコラボして、車庫を常時一般見学できるようにしたり、積極的にイベントを開催したりして、あわせて正雀を盛り上げていただけるように、強く要望いたします。

鳥飼の交通インフラですが、確かに、どの事業も財政が厳しい中、莫大なお金の支出は難しいのはわかります。しかし、まち全体のランドデザインが変わる大事業です。都市計画、もっと言えば、住居地域、商業地域、工業地域などのエリア分けから容積率、建蔽率まで変わる事業です。人々の暮らしが大きく変わるんです。産業構造も変わるんです。費用対効果だけを考えるのではなく、災害時の懸案地区の交通手段のリスクヘッジ、経済効果などを再度検証していただき、前向きに検討していただ

ることを強く要望させていただきます。

以上です。

○村上英明議長 中川議員の質問が終わりました。

次に、市来議員。

(市来賢太郎議員 登壇)

○市来賢太郎議員 初めに、この9月の選挙におきまして市民の皆様への負託を受け、この場にいることの重み、責任をしっかりと受けとめ、責務を果たすべく、一生懸命に取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従い、質問させていただきます。

まず、市内小・中学生の学力向上についてです。

私には、学習塾の講師の経験があります。内申点が絶対評価になることもあり、生徒の進路指導に際し、本市と近隣他市との学力差を把握するため、平成24年度大阪府学力・学習状況調査の結果を調べ、学力調査の結果の内容を見て、私はショックを受けました。

各教科の平均正答率を調査に参加した市町村の中で高いポイント順に並べてみると、本市の順位は大阪府の中で半分を大きく下回ることに加え、平均正答率の表を北摂地域のみ抜粋し、ポイント順に並べかえると、この調査に参加した北摂7市町のうち、本市は小学生、中学生ともに7番目で、一番低いという結果でした。

摂津市内の公立小・中学校で勉強させていただいた者の一人として、情けない気持ちになりましたし、これからこのまちで子育てをされていく方たちが、この結果を見ると、他市へと引っ越してしまうのではないかと心配になりました。

まず、この調査結果について本市がどの

ように受けとめ、感じているのかをお聞かせください。

次に、公設民営中学校についてです。

急激な少子・高齢化が進んでいる中、本市でも子どもの数が減ってきていることが問題となっていると思います。現在、摂津市に五つの公立中学校があるのはちょうど我が会派の中川さんが中学生だったころ、摂津市の人口も生徒数もふえていたころにできたものだと思いますが、その当時と今の生徒数を比べると、約半分になっていると思います。

今、本当に五つもの中学校が本市に必要なのか、そしてもし五つの中学校が多過ぎるのであれば、統廃合という選択ではなく、五つのうち一つの中学校を民間の力もかりながら、特色のある教育を与えてあげられる学校をつくってはいかがかと考えます。まずは、現在の中学校生徒数と各校の適正規模についてお聞かせください。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○村上英明議長 それでは、答弁を求めます。
次世代育成部長。

(登阪次世代育成部長 登壇)

○登阪次世代育成部長 平成24年度大阪府学力・学習状況調査についてのご質問にお答えいたします。

学力調査結果における北摂7市の平均正答率の比較において、本市が最も下位であるという厳しい状況は私どもも重く受けとめております。

結果分析によりますと、学力調査では、知識の活用を問うB問題の結果が小学校6年生の国語で6.7ポイント、算数で4.8ポイント、中学校3年生の数学において2.4ポイント、大阪府平均より低くなっており、小学生、中学生とも活用する力に

課題があると考えております。

また、児童・生徒の学習状況を調べるためのアンケート調査では、1日の学習時間が30分より少ない子どもが小学生で7.3ポイント、中学生で4.9ポイント、テレビを1日3時間以上見る子どもの割合は、小学生で4.7ポイント、中学生は4.3ポイント、大阪府平均よりそれぞれ高く、子どもたちの学習習慣の定着に課題があることが明らかとなっております。

続きまして、現在の中学校生徒数と各校の適正規模についてのご質問にお答えいたします。

本市の中学校生徒数は、平成25年9月1日現在、2,317名でございます。義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令で示された学校の適正規模は12から18学級となっておりますので、五つの中学校のうち1校が9学級であり、その規模を満たしていないということになります。

○村上英明議長 市来議員。

○市来賢太郎議員 2回目の質問をさせていただきます。

市内小・中学生の学力向上についてご答弁をいただき、本市でも、この厳しい状況に対し、危機感を抱いていただいていることと、結果をしっかりとご検証いただき、学力では活用する力という点で大阪府の平均と差が大きいことや、家庭での学習時間の不足、テレビを見る時間が多いなど、学習習慣について問題があることがわかりました。

私は、学力だけが子どもたちの価値だとは思いません。勉強ができなくても、部活などの課外活動で輝ける子どもたちはたくさんいますし、思いやりが持て、挨拶ができ、感謝ができる子どもたちは、それだけ

ですばらしいと思います。

しかし、例えば他府県からこの大阪の北摂地域に引っ越してきていただける子育て世代のご家族があるとして、この調査結果を見たときに、果たして摂津市を選んでいただけるのかなど、少し疑問に思います。

これまでもいろいろとご尽力を重ねてこられたとは思いますが、どのような経緯を経てこの結果に至ったのか、その点について知りたいです。

これまでの取り組みと、得られた効果についてお聞かせください。

次に、公設民営中学校についてご答弁をいただき、市内五つの中学校のうち、1校がその適正規模を満たしていないことがわかりました。

私は、グローバル化が進む日本の状況の中にあって、本市には国際競争で世界と戦っていけるような強くたくましい市になってほしいと思っています。これからの10年、20年の先を見据えて、まちづくり、人づくりをしていく上で、教育は重要な課題だと思っています。

今、大阪市では、特定地域で規制緩和を認める国家戦略特区として公立学校を民間が運営する公設民営学校への取り組みを進めておられます。大阪市では理数系や英語に特化した中高一貫校、世界で通用する入学資格が与えられる国際バカロレア認定の中高一貫校、民間のノウハウを生かした小・中学校を構想されています。

本市でも、そのような特色ある学校づくりへの取り組みを検討してもよいのではないかと考えますが、問題や乗り越えなければならぬ課題も多くあると思います。公立学校を民間事業者が運営する公設民営学校を実現するに当たり、公設民営中学校の設置に伴う法的問題についてお聞かせくだ

さい。

以上、2回目の質問とさせていただきます。

○村上英明議長 答弁を求めます。

次世代育成部長。

○登阪次世代育成部長 学力向上に向けた、これまでの取り組みと成果についてのご質問にお答えいたします。

本市の小・中学校では学力・学習状況調査結果の分析を行い、各校の学力についての課題を明らかにした上で、全校的な学力向上にかかわる取り組み計画である学力向上プランを策定しております。

各校は、学力向上プランに基づいた校内研修や、授業改善の取り組みを進めておりますが、教育委員会では、教育長ヒアリング等により、その進捗状況の点検や、取り組みへの指導・助言を行ってまいりました。

また、本市の児童・生徒の課題である活用する力を伸ばす取り組みとして、大阪府からの支援を受け、研究事業を伴う校内研修への支援や、すぐれた実践を共有する教育改革フォーラム等を実施し、教員の指導力の向上や授業の改善に努めております。

その結果、平成25年度の全国学力・学習状況調査において、授業改善の指標ともなるふだんの授業で自分の考えを発表する機会が与えられているかという設問に対して、小学生で26.3ポイント、中学生で27.2ポイント、話し合う活動を行っているかに対して、小学生で11.2ポイント、中学生で11.4ポイント、肯定的に答えた児童・生徒の割合が昨年度から増加しております。

また、学力状況調査の平均正答率についても、小学校においては、平成19年度から、中学校においては平成22年度から大阪府平均との差は縮まってきており、無答

率においても減少傾向にあるなど、学力向上の取り組みの成果があらわれてきていると認識しております。

続きまして、公設民営中学校の設置に伴う法的問題についてのご質問にお答えいたします。

学校は、公の性質を持つものでございます。公平性・中立性の確保を前提としつつ、国民に一定水準の教育を安定的・継続的に保障するため、学校教育法第5条に学校の設置者は、その設置する学校を管理すると示されております。したがって、公立学校の管理運営は、設置者である地方公共団体が行うものであり、民間に委託するには、学校教育法を初めとした教育関連法の改正が求められると考えます。

このことから明らかなように、公設民営中学校の設置については、現行法のもとでは、法制的に困難であり、現時点では国家戦略特区の制度を活用する必要があるかと考えます。

新聞の報道によりますと、本年9月に大阪市教育委員会が大阪府と共同で公設民営学校の設立に関する国家戦略特区の提案書を提出しております。国は、この提案を認めるために必要な関連法案を11月上旬に国会に提出し、成立を目指しているとのことです。

今後も、国の動向を注視してまいります。

○村上英明議長 市来議員。

○市来賢太郎議員 3回目の質問をさせていただきます。

市内小・中学生の学力向上についてご答弁をいただき、これまでに本市でも学力向上のために相当なご尽力をいただいておりますことと、その一定の成果が平成25年度全国学力・学習状況調査の結果にあらわれていることがわかりました。経年比較では、

大阪府の平均との差が縮まっており、日々の取り組みが成果にしてあらわれているということにうれしく思います。

しかし、私は学力という点で本市が大阪府下の市町村で上位になれるよう目指し、教育委員会や学校の先生方にも、これからも頑張ってもらいたいですし、摂津市は教育に力を入れてまちづくり、人づくりをしていると胸を張って言いたいです。北摂地域最下位から早期脱却するため、これからの学力向上に対する取り組みについて詳しくお聞かせください。

次に、公設民営中学校についてご答弁をいただき、摂津市内で公設民営中学校の設置をするには、まだまだ多くの法的問題を初めとする課題があることがわかりました。

一つ目の質問と連動することになりますが、学力北摂地域最下位から脱却するには、日々続けられるこつこつとした辛抱強い努力が必要なことはもちろんで、早期解決を図るには、もっとカンフル剤的な何かが必要だと私は考えます。その一つの案として、本市でも公設民営中学校の設置への取り組みをご検討いただきたく思います。

ほかの自治体でもどんどんと取り組みが進められております。早期に実現することで、その注目度や得られる効果が大きく変わってくると思います。よろしく申し上げます。こちらは、要望とさせていただきます、3回目の質問を終わらせていただきます。

○村上英明議長 では、答弁を求めます。

次世代育成部長。

○登阪次世代育成部長 これからの学力向上にかかわる取り組みについてのご質問にお答えいたします。

今年度から全ての学校で学校経営計画を策定しております。これは、校長が学校経営のビジョンを明らかにし、中期的目標を

立て、各年度における学習指導、生活指導、学校運営等の教育活動の目標と、それを達成するための具体的方策及び数値目標を示したものでございます。

また、校長が教育委員へ計画内容のプレゼンを行うことで、教育委員会が各校の課題等を共有し、より効果的な支援に結びつけたいと考えております。

本市の子どもたちの課題である活用力の育成でございますが、引き続き授業改善を進めるとともに、育まれた活用力を確実に定着させるための方策についても研究を進めてまいります。

また、今年度から二つの中学校が学力向上を目的としたスクール・エンパワーメント推進事業の指定を大阪府から受け、取り組みを進めております。

家庭学習習慣が定着していないといった本市の子どもたちのもう一つの大きな課題の克服には、家庭との連携が必要とされるなど、子どもたちの学力を向上させるためには、さまざまな取り組みと多くの連携が必要でございます。

教育委員会としては、今後も学校・家庭・地域が連携して、学力向上に取り組んでまいります。

○村上英明議長 市来議員の質問は終わり、以上で一般質問が終わりました。

日程2、議案第50号など6件を議題いたします。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

(野口博総務常任委員長 登壇)

○野口博総務常任委員長 ただいまから、総務常任委員会の審査報告を行います。

10月10日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第50号、平成25年度摂津市一般会計補正予算(第3

号)所管分及び議案第55号、摂津市防災会議条例の一部を改正する条例制定の件の以上2件について、10月21日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告いたします。

○村上英明議長 建設常任委員長。

(木村勝彦建設常任委員長 登壇)

○木村勝彦建設常任委員長 ただいまから、建設常任委員会の審査報告を行います。

10月10日の本会議において、本委員会に付託されました議案第50号、平成25年度摂津市一般会計補正予算(第3号)所管分について、10月11日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告いたします。

○村上英明議長 文教常任委員長。

(嶋野浩一朗文教常任委員長 登壇)

○嶋野浩一朗文教常任委員長 ただいまから、文教常任委員会の審査報告を行います。

10月10日の本会議において、本委員会に付託されました議案第50号、平成25年度摂津市一般会計補正予算(第3号)所管分及び議案第56号、摂津市立スポーツセンター条例を廃止する条例制定の件の以上2件について、10月21日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第50号については賛成多数、議案第56号につきましては、全員賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○村上英明議長 民生常任委員長。

(森西正民生常任委員長 登壇)

○森西正民生常任委員長 それでは、ただいまから民生常任委員会の審査報告を行います。

10月10日の本会議において、本委員会に付託されました議案第50号、平成25年度摂津市一般会計補正予算（第3号）所管分、議案第51号、平成25年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第52号、平成25年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第1号）及び議案第54号、財産の無償譲渡の件の以上4件について、10月11日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第50号及び議案第54号については、賛成多数、議案第51号及び議案第52号については、全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○村上英明議長 委員長の報告は終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

通告がありますので、許可いたします。

安藤議員。

（安藤薫議員 登壇）

○安藤薫議員 日本共産党市会議員団を代表いたしまして、議案第50号、第54号には反対、議案第56号には賛成の立場から討論を行います。

初めに、議案第50号、平成25年度一般会計補正予算（第3号）に対する反対意見を述べます。

第1に、学校給食調理業務等委託事業として、5年間で1億3,600万円の債務負担行為が生まれています。これは、来年度摂津小学校で給食調理業務の民間委託を実施していくためのもので、市内10校中、4校目となるものです。給食調理業務の民間委託については、教育委員会がどんなメ

ニュー、食材、調理方法など、市直営と変わらないと強弁しても、委託会社との間に意思疎通が図られなければ、安全・安心のおいしい給食は保障されません。

一方で、より綿密な打ち合わせや直接指導を行えば行うほど、偽装請負につながります。また、一時的な経費削減はあくまで調理業務を担う調理員の低賃金によるものです。あわせて、昨年の2名に続く、3名の正規調理員の職種任用がえによる減員は継続する退職者不補充方針が現場を疲弊させ、モチベーションの低下を示しているのではないのでしょうか。危惧するものであります。

子どもたちの食の安全、食育等に対する公的責任の後退につながり、民間委託はやめるべきです。

第2に、今年度末に満了を迎える指定管理契約の更新のための債務負担行為です。ことし3月に示された指定管理者制度導入に関する指針、第2次改訂版に基づいて、施設ごとに公募、非公募に仕分けされました。経費削減を大きな導入目的としてスタートした指定管理者制度は、この間、全国各地でさまざまな矛盾を生み出し、2010年12月、総務省自治行政局長通知、指定管理者制度の運用についてで見直しが図られました。

少なくとも公の施設において市民サービスの維持・向上、公的責任の堅持、労働法制などの遵守、選定やモニタリングの基準や方法における公平性・客観性の確保が担保されることを求めるものであります。

次に、議案第54号、桜苑の無償譲渡の件について、反対の意見を述べます。

桜苑条例廃止が提案された際に述べましたように、15年前、市として公的責任を果たすということから公設民営で開設され

たという精神は、今日の高齢者介護の実態を見ても、継続されるべきものではないでしょうか。建物の無償譲渡に対して批判の声も上がっています。建物については、有償であれ、無償であれ、国策として市民の財産に対する処分としてどうかという視点ではなく、民間の委託先に負担を軽減するための方策が図られ、有償での譲渡の国庫補助金の返還が生じることになっているわけです。

今後予想される施設の維持管理費負担が利用者へのしわ寄せにならないように、受け入れ団体の負担軽減が必要とも説明されていますが、利用者のことを考えるのであれば、桜苑の開設当時の精神にこそ立ち戻り、市長は論外とおっしゃいましたが、完全民営化などせず、市立の施設として残すべきです。

次に、議案第56号、スポーツセンター条例廃止条例に対する賛成の意見を述べます。

この条例案は、二つのスポーツセンターは耐震工事を行い、恒常的に広く市民の施設として活用するために、現状のスポーツセンターでは住居区域の制限上、問題があって、一旦、スポーツセンター条例を廃止するというものであります。

その上に立って、三宅の体育館は隣接する子育て支援センター遊戯室として用途変更を行い、空き時間に市民へ開放する、また味舌の体育館は多目的室に用途変更し、スポーツ以外にも広く市民に活用できるようにしていく、両スポーツセンターの運動場は年度末までの暫定活用、その後は随時暫定活用を更新していく予定とのことでした。

二つのスポーツセンターは、2008年に地元の反対を押し切って廃校にした旧三宅小、旧味舌小の体育館・運動場を活用で

きるようにするために開設され、その後、廃止された市民体育館、味舌体育館の受け皿としても利用されてきました。

体育施設の減少が続く中、今でも市民的に施設不足を感じているもとの、体育専門施設がさらに廃止されることについては、市民の体力増進、スポーツ振興の後退につながるもので、改めて今後体育館、グラウンド、プールなど、スポーツ施設の新設など、具体的に検討していくことを強く求めておきたいと思います。

同時に、施設の耐震化、大規模改修を行い、継続的に、より幅広く市民活用を図っていくためには、工夫が必要です。その点から、今回の廃止条例はやむを得ないものと考えます。

今後、味舌・三宅の運動場、旧校舎の活用も含めて、市民、保育関係者などへの情報公開と協議を尽くし、今まで以上に市民のスポーツ・文化・地域活動に供する施設にしていくこと、あわせて条例廃止後、普通財産となっても、工事開始まで最大限市民が利用できるように求めて、討論を終わります。

○村上英明議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 以上で討論を終わります。

議案第50号を採決いたします。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○村上英明議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

議案第51号、議案第52号、議案第55号及び議案第56号を一括採決いたします。

本4件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、本4件は可決をされました。

議案第54号を採決いたします。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○村上英明議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

日程3、報告第10号を議題といたします。

報告を求めます。

土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 報告第10号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件につきまして、内容のご報告を申し上げます。

本件は、平成25年10月2日に発生いたしました道路管理瑕疵による車両被害につきまして、平成25年10月21日に示談が成立し、その損害賠償の額につきまして、地方自治法第180号第1項の規定により、平成25年10月21日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告いたします。

事故発生日時及び場所、損害賠償の相手方、損害賠償の額、事故の当事者は、報告第10号の記載どおりでございます。

それでは、事故発生の経過につきましてご説明申し上げます。

本件は、平成25年10月2日、水曜日の午後10時ごろ、相手方が所有する軽自動車(軽自動車)が鳥飼上四丁目5番先、鳥飼水路沿いに位置する市道鳥飼上20号線を東から西に向けて走行し、北東方向に右折して、市道新在家鳥飼上線の鳥飼水路にかかっています竹星橋に差しかかったところ、橋の接続部材の金属が起き上がっており、相手方

車両がこれに衝突しまして、被害を与えたものでございます。

被害状況はフロントバンパー、ラジエーター及びエアコン部品などの損傷でございます。

示談につきましては、社団法人全国市有物件災害共済会へ事故現場の状況を報告し、協議をしたところ、過失相殺率の認定基準に基づき、過失割合を本市100%、相手方ゼロ%と判定され、相手方と双方話し合いの結果、車両の修理費用の10割に当たる21万7,240円を損害賠償金として支払うことで相手方と合意に達したものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、加入しております全国市有物件災害共済会よりその全額が補填されるものでございます。

現場を検証いたしましたところ、車道幅9メートルの橋梁両側に幅6センチメートルの伸縮装置を設置しておりますが、そのうちの南行き車線で接続部の金属部材が経年劣化と通行車両の巻き上げにより、約30センチ起き上がっており、事故に至ったものと考えられます。

現在では、起き上がった伸縮装置の金属部材を除去し、常温合材により、仮復旧を行い、車道路面を円滑にし、再度の事故防止に努めております。

また、現在、伸縮装置の復旧につきまして準備を進めておるところでございます。

なお、市内におけます同様の接続部を緊急点検いたしました。が、経年劣化はあるものの、緊急性のあるものはなく、経年変化を注視してまいりたいと考えております。

今後におきます道路管理につきましては、より一層道路パトロールの強化を図り、事故を未然に防止するよう努めてまいり所存でございます。

以上、報告第10号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件のご報告とさせていただきます。

○村上英明議長 報告が終わり、質疑があれば受けます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

日程4、議会議案第10号など3件を議題といたします。

お諮りします。

本件については、提案理由の説明を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本3件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

討論に入ります。

通告がありますので、許可をいたします。

山崎議員。

(山崎雅教議員 登壇)

○山崎雅教議員 それでは、日本共産党市議会議員団を代表いたしまして、議会議案第11号、地方税財源の充実確保を求める意見書に対する反対討論を行います。

本意見書では、記の1の5で、この間、地方公務員給与の引き下げの前提として、地方の固有財源である地方交付税の削減を強行したことに對してやめるべきだと言及

しております。このことに関しては、異論はありません。

しかし、二つの点を指摘したいと思います。

一つは、どこから見ても道理がない消費税増税、この消費税増税を財源確保の前提としていることです。安倍自公政権は増税のために景気が悪くなるから、景気対策をやると言っております。しかし、その中身は6兆円の景気対策のうち、2兆円が大型公共事業、2兆円が大企業減税、大企業への財政投入が中心です。とりわけ、復興特別法人税を1年前倒しして廃止するというのは、誰の目から見ても道理が立たないことは明らかではないでしょうか。

日本共産党は、来年4月からの消費税増税を中止に追い込むために国民運動とスクラムを組み、全力を尽くすことを申し上げておきます。

二つ目に、記の2の4で、法人住民税の均等割の税率引き上げを言及していることです。これは、国税庁の調査では2010年度の課税対象になった企業は約27%で、73%の企業が赤字だとのことですが、全体の約7割の赤字の企業に対して増税を求めることになり、断じて認められません。

以上、申し上げて反対討論といたします。

○村上英明議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 以上で討論を終わります。

議会議案第10号を採決いたします。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○村上英明議長 起立者多数です。

よって、本件は可決をされました。

議会議案第11号を採決いたします。

本件について可決することに賛成の方の

起立を求めます。

(起立する者あり)

○村上英明議長 起立者多数です。

よって、本件は可決をされました。

議会議案第12号を採決いたします。

本件について可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、よって、本件は可決をされました。

日程5、議会運営委員会の所管事項に関する調査の件を議題といたします。

お諮りします。

本件については、閉会中に調査することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これで、平成25年第3回摂津市議会定例会を閉会いたします。

(午後1時57分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 村上英明

摂津市議会議員 中川嘉彦

摂津市議会議員 増永和起

☆ 添 付 資 料

平成25年第3回定例会審議日程（案）

月 日	曜	会 議 名	内 容	開 議 時 刻
10 / 8	火	本会議（第1日）	役員選出	15:00
9	水	本会議（第2日）	役員選出	15:00
10	木	本会議（第3日）	提案理由説明・質疑・委員会付託・即決 (議会議案届出締切 17:15)	10:00
11	金		建設常任委員会（第一委員会室） 民生常任委員会（第二委員会室）	10:00 10:00
12	⊕			
13	⊙			
14	月			
15	火			
16	水			
17	木			
18	金			
19	⊕			
20	⊙			
21	月		総務常任委員会（第一委員会室） 文教常任委員会（第二委員会室） (一般質問届出締切 12:00)	10:00 10:00
22	火			
23	水			
24	木			
25	金			
26	⊕			
27	⊙			
28	月			
29	火		議会運営委員会（第一委員会室）	10:00
30	水			
31	木	本会議（第4日）	一般質問	10:00
11 / 1	金	本会議（第5日）	一般質問・委員長報告（休会分）・議会議案 議会運営委員会（第一委員会室）	10:00 本会議終了後

議 案 付 託 表

平成25年第3回定例会

〈総務常任委員会〉

- 認定 第 1 号 平成24年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 認定 第 4 号 平成24年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案 第 50 号 平成25年度摂津市一般会計補正予算（第3号）所管分
- 議案 第 55 号 摂津市防災会議条例の一部を改正する条例制定の件

〈建設常任委員会〉

- 認定 第 1 号 平成24年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 認定 第 2 号 平成24年度摂津市水道事業会計決算認定の件
- 認定 第 5 号 平成24年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案 第 50 号 平成25年度摂津市一般会計補正予算（第3号）所管分

〈文教常任委員会〉

- 認定 第 1 号 平成24年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 議案 第 50 号 平成25年度摂津市一般会計補正予算（第3号）所管分
- 議案 第 56 号 摂津市立スポーツセンター条例を廃止する条例制定の件

〈民生常任委員会〉

- 認定 第 1 号 平成24年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 認定 第 3 号 平成24年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認定 第 6 号 平成24年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認定 第 7 号 平成24年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認定 第 8 号 平成24年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案 第 50 号 平成25年度摂津市一般会計補正予算（第3号）所管分
- 議案 第 51 号 平成25年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案 第 52 号 平成25年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案 第 54 号 財産の無償譲渡の件

〈議会運営委員会〉

- 認定 第 1 号 平成24年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分

〈駅前等再開発特別委員会〉

- 認定 第 1 号 平成24年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分

平成25年第3回定例会 一般質問要旨

質問順位

- | | | | | | |
|------|---------|------|--------|------|---------|
| 1 番 | 南野直司議員 | 2 番 | 森西正議員 | 3 番 | 大澤千恵子議員 |
| 4 番 | 東久美子議員 | 5 番 | 福住礼子議員 | 6 番 | 山崎雅数議員 |
| 7 番 | 渡辺慎吾議員 | 8 番 | 水谷毅議員 | 9 番 | 増永和起議員 |
| 10 番 | 藤浦雅彦議員 | 11 番 | 弘豊議員 | 12 番 | 上村高義議員 |
| 13 番 | 嶋野浩一朗議員 | 14 番 | 木村勝彦議員 | 15 番 | 中川嘉彦議員 |
| 16 番 | 市来賢太郎議員 | | | | |

南野直司議員

- 1 安心して子どもを生み育てられるよう、乳幼児医療費助成制度の通院助成の対象年齢を中学校終了まで拡充することについて
- 2 高齢者のための福祉サービスの充実について
- 3 「いじめ防止対策推進法」の公布における摂津市の取り組みについて
- 4 市の魅力として全国に発信できる「新幹線鳥飼基地のまち摂津」について

森西正議員

- 1 乳幼児等医療費通院助成の対象年齢拡大について
- 2 市立せつつ桜苑の3億5,000万円以上評価のある建物を無償譲渡することについて

大澤千恵子議員

- 1 防災・危機管理対策について
- 2 小中学校における危機管理対策のさらなる充実強化について
- 3 生活保護に関する国と地方の協議を踏まえた今後の見直しについて

東久美子議員

- 1 小学校全学年35人学級について
- 2 乳幼児等の医療費助成について

福住礼子議員

- 1 日曜開庁の実施について
- 2 男女共同参画社会実現の取り組みについて
- 3 保育所待機児童の早急な対策と明年以降の展望について

山崎雅数議員

- 1 スポーツセンター条例廃止後の施設利用について
- 2 介護保険制度改悪について
- 3 生活保護基準を利用の算定基準としている諸制度について
- 4 ゲリラ豪雨対策について

渡辺慎吾議員

- 1 全庁挙げた「いじめ対策」の状況について
- 2 教職員の人権意識について
- 3 危険な通学路について

水谷毅議員

- 1 保護者連絡用電子掲示板・メール配信事業について
- 2 ゲリラ豪雨対策について
- 3 自主防災組織の今後の取り組みについて

増永和起議員

- 1 乳幼児等の医療費助成制度の対象年齢を中学校卒業まで引き上げることにについて
- 2 旧市宮鯨生野団地跡地の活用と別府公民館建て替えについて
- 3 市民税の滞納処分について

藤浦雅彦議員

- 1 選挙の投票率を上げるための施策について
- 2 第5次行財政改革実施計画の策定について
- 3 公園等の野良猫の対策について
- 4 千里丘付近のJR線路敷きの排水設備の不備について
- 5 JR千里丘駅東口ロータリーのフォルテ摂津側にタクシーの呼びボタンを設置することについて
- 6 高齢者タクシー割引券制度創設について

弘豊議員

- 1 物価高騰と消費税増税から市民の暮らしを守る自治体としての役割について
- 2 保育所の実態と待機児童解消の取り組みについて

上村高義議員

- 1 摂津市の産業振興策について

嶋野浩一朗議員

- 1 三世代以上の同居の推進、支援について
- 2 本市での振り込め詐欺等の発生状況、被害状況について

木村勝彦議員

- 1 府道十三高槻線の上部利用について
(1) 取り組み状況について

中川嘉彦議員

- 1 阪急正雀駅前整備の取り組み、考え方について
- 2 鳥飼地域への交通インフラ・活性化の取り組み、考え方について
- 3 災害対策について

市来賢太郎議員

- 1 市内小中学生の学力向上について
- 2 公設民営中学校について

平成25年第3回定例会

常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件

《常任委員会》

委員会名	委員長	副委員長	委員		
総務常任委員会	野口 博	渡辺 慎吾	三好 義治	中川 嘉彦	水谷 毅
建設常任委員会	木村 勝彦	弘 豊	上村 高義	藤浦 雅彦	野原 修
文教常任委員会	嶋野浩一朗	大澤千恵子	東 久美子	南野 直司	安藤 薫
民生常任委員会	森西 正	山崎 雅数	福住 礼子 増永 和起	村上 英明	市来賢太郎

《議会運営委員会》

委員会名	委員長	副委員長	委員		
議会運営委員会	南野 直司	大澤千恵子	森西 正 山崎 雅数	東 久美子 嶋野浩一朗	中川 嘉彦

特別委員会委員選任の件

委員会名	委員長	副委員長	委員		
駅前等再開発 特別委員会	藤浦 雅彦	渡辺 慎吾	木村 勝彦 弘 豊	三好 義治 大澤千恵子	市来賢太郎

議会運営委員会の所管事項に関する調査表

(平成25年第3回定例会)

調 査 事 件	調 査 期 限
1. 議会の運営に関する事項について	委員の任期満了まで

議決結果一覧

議案番号	件名	議決月日	結果
議選 第 1 号	議長選挙の件	10月8日	決定
	議席指定の件	10月8日	指定
議選 第 2 号	副議長選挙の件	10月8日	決定
議案 第 57 号	監査委員の選任について同意を求める件	10月8日	同意
議会議案 第 9 号	摂津市議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件	10月9日	可決
	常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件	10月9日	選任
議選 第 3 号	淀川右岸水防事務組合議会議員補欠選挙の件	10月9日	決定
	駅前等再開発特別委員会設置に関する動議	10月9日	可決
報告 第 6 号	平成25年度摂津市一般会計補正予算(第2号)専決処分報告の件	10月10日	承認
報告 第 7 号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	(10月10日 報告)	
報告 第 8 号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	(10月10日 報告)	
報告 第 9 号	平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件	(10月10日 報告)	
報告 第 10 号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	(11月1日 報告)	
認定 第 1 号	平成24年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件	10月10日	閉会中の 継続審査
認定 第 2 号	平成24年度摂津市水道事業会計決算認定の件	10月10日	閉会中の 継続審査
認定 第 3 号	平成24年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件	10月10日	閉会中の 継続審査
認定 第 4 号	平成24年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件	10月10日	閉会中の 継続審査
認定 第 5 号	平成24年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件	10月10日	閉会中の 継続審査
認定 第 6 号	平成24年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件	10月10日	閉会中の 継続審査
認定 第 7 号	平成24年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件	10月10日	閉会中の 継続審査
認定 第 8 号	平成24年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件	10月10日	閉会中の 継続審査
議案 第 50 号	平成25年度摂津市一般会計補正予算(第3号)	11月1日	可決
議案 第 51 号	平成25年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	11月1日	可決
議案 第 52 号	平成25年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第1号)	11月1日	可決
議案 第 53 号	製造請負契約締結の件	10月10日	可決
議案 第 54 号	財産の無償譲渡の件	11月1日	可決
議案 第 55 号	摂津市防災会議条例の一部を改正する条例制定の件	11月1日	可決
議案 第 56 号	摂津市立スポーツセンター条例を廃止する条例制定の件	11月1日	可決

議案 第 58 号	特別職の職員等の給料等の特例に関する条例制定の件	1 0 月 1 0 日	可決
議案 第 59 号	一般職の職員給料の特例に関する条例制定の件	1 0 月 1 0 日	可決
議会議案 第 10 号	こどもの医療費助成制度の確立・拡充を求める意見書の件	1 1 月 1 日	可決
議会議案 第 11 号	地方税財源の充実確保を求める意見書の件	1 1 月 1 日	可決
議会議案 第 12 号	「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の件	1 1 月 1 日	可決
	議会運営委員会の所管事項に関する調査の件	1 1 月 1 日	閉会中の 継続調査